

あま市地域防災計画

平成29年3月

あま市防災会議

〔目 次〕

風水害等災害対策計画編

第1章 総 則

第1節	計画の目的	1
第2節	基本理念及び重点を置くべき事項	3
第3節	各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	5
第4節	災害の想定	15

第2章 災害予防計画

第1節	防災組織の整備計画	18
第2節	防災協働社会の形成推進	20
第3節	防災業務施設・設備等の整備計画	22
第4節	河川防災対策計画	26
第5節	農地防災対策計画	28
第6節	都市の防災化計画	29
第7節	都市排水対策計画	31
第8節	防災建造物整備対策計画	32
第9節	地盤災害予防対策計画	33
第10節	文教対策計画	34
第11節	交通施設対策計画	36
第12節	ライフライン施設対策計画	37
第13節	鉄道災害対策計画	40
第14節	道路災害対策計画	41
第15節	放射性物質及び原子力災害予防対策計画	42
第16節	危険物等保安対策計画	44
第17節	高圧ガス保安対策計画	45
第18節	要配慮者の安全確保対策計画	46
第19節	地下空間の浸水対策計画	49
第20節	避難対策計画	50
第21節	帰宅困難者対策計画	55
第22節	生活必需物資の確保対策計画	56
第23節	防災訓練及び防災思想の普及計画	58
第24節	自主防災組織・ボランティアに関する計画	62
第25節	応援体制の整備計画	65
第26節	防災に関する調査研究推進計画	66

第27節	企業防災の促進計画	67
------	-----------	----

第3章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画（組織の動員配備計画）	69
第2節	通信運用計画	75
第3節	情報の収集・伝達計画	78
第4節	災害広報計画	95
第5節	災害救助法の適用計画	97
第6節	避難計画	99
第7節	救出計画	109
第8節	食品供給計画	111
第9節	飲料水供給計画	114
第10節	生活必需品の給貸与計画	117
第11節	医療及び助産計画	119
第12節	遺体の捜索・処理・埋火葬計画	122
第13節	防疫・保健衛生計画	125
第14節	廃棄物処理計画	127
第15節	被災宅地の応急危険度判定対策計画	129
第16節	応急住宅計画	130
第17節	文教災害対策計画	135
第18節	障害物除去計画	138
第19節	道路交通対策計画	140
第20節	輸送計画	143
第21節	ライフライン施設等の応急対策計画	147
第22節	一般通信施設等対策計画	150
第23節	防災営農計画	151
第24節	消防活動計画	153
第25節	水防計画	155
第26節	航空機事故による災害対策計画	157
第27節	鉄道災害対策計画	160
第28節	放射性物質及び原子力災害応急対策計画	162
第29節	危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策計画	165
第30節	高圧ガス災害対策計画	166
第31節	大規模な火事災害対策計画	167
第32節	ボランティアの受入れ計画	169
第33節	義援金品募集・受付・配分計画	171
第34節	応援要請計画	172
第35節	自衛隊災害派遣要請計画	175
第36節	県防災ヘリコプターの活用計画	184

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設災害復旧事業.....	<u>186</u>
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成.....	<u>187</u>
第3節	民生安定のための緊急措置.....	<u>189</u>

地震・津波災害対策計画編

第1章 総 則

第1節	計画の目的・方針等	192
第2節	基本理念及び重点を置くべき事項	194
第3節	各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	196
第4節	あま市の特質と災害要因	207
第5節	予想される地震災害	211

第2章 災害予防計画

第1節	防災協働社会の形成推進	220
第2節	震災に関する調査研究	221
第3節	都市防災化計画	222
第4節	液状化対策等予防計画	223
第5節	公共施設安全確保整備計画	225
第6節	建築物耐震推進計画	230
第7節	危険物施設防災計画	233
第8節	高圧ガス保安対策	234
第9節	産業廃棄物処理対策計画	234
第10節	火災予防対策計画	234
第11節	津波予防対策	236
第12節	要配慮者の安全対策計画	239
第13節	自主防災組織・ボランティアに関する計画	242
第14節	応援体制の整備計画	244
第15節	企業防災の促進計画	245
第16節	避難対策計画	247
第17節	帰宅困難者対策計画	252
第18節	防災業務施設・設備等の整備計画	253
第19節	文化財保護計画	254
第20節	防災訓練及び防災意識の向上計画	255

第3章 東海地震に関する事前対策計画

第1節	総則	260
第2節	地震災害警戒本部の設置及び要員の参集	261
第3節	警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報	262
第4節	発災に備えた資機材、人員等の配備手配	267

第5節	発災に備えた直前対策.....	270
第6節	市が管理又は運営する施設に関する対策.....	281
第7節	他機関に対する応援要請.....	283
第8節	住民のとるべき措置.....	284

第4章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画（組織の動員配備計画）.....	286
第2節	通信運用計画.....	290
第3節	情報の収集・伝達計画.....	290
第4節	災害広報計画.....	294
第5節	災害救助法の適用計画.....	295
第6節	消防活動計画.....	295
第7節	避難計画.....	298
第8節	救出計画.....	300
第9節	浸水・津波対策計画.....	301
第10節	食品供給計画.....	302
第11節	飲料水供給計画.....	302
第12節	生活必需品の給貸与計画.....	302
第13節	医療及び助産計画.....	302
第14節	遺体の捜索・処理・埋火葬計画.....	302
第15節	防疫・保健衛生計画.....	303
第16節	廃棄物処理計画.....	304
第17節	危険性物質対策計画.....	306
第18節	応急教育計画.....	307
第19節	文教災害対策計画.....	308
第20節	ボランティアの受入れ計画.....	310
第21節	帰宅困難者対策計画.....	310
第22節	障害物除去計画.....	310
第23節	道路交通対策計画.....	311
第24節	輸送計画.....	313
第25節	鉄道施設対策計画.....	313
第26節	電力施設対策計画.....	314
第27節	都市ガス施設対策計画.....	316
第28節	L P ガス（プロパンガス）施設対策計画.....	318
第29節	上水道対策計画.....	320
第30節	下水道施設対策計画.....	321
第31節	一般通信施設等対策計画.....	321
第32節	応急住宅計画.....	321
第33節	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地の応急危険度判定計画.....	322
第34節	義援金品募集・受付・配分計画.....	323

第35節	応援要請計画.....	323
第36節	自衛隊災害派遣要請計画.....	323
第37節	県防災ヘリコプターの活用計画.....	323

第5章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設災害復旧事業.....	324
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成.....	324
第3節	民生安定のための緊急処置.....	324
第4節	震災復興都市計画の決定手続き.....	324

風水害等災害対策計画編

第 1 章

総

則

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的

第 1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、あま市防災会議があま市の地域に係る市及び関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、これを効果的に活用することによって、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第 2 計画の性格

1 地域防災計画－風水害等災害対策計画

- (1) 本計画は、あま市地域防災計画の「風水害等災害対策計画編」として、風水害等災害に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおいての基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めることを予定している。
- (2) 市防災会議は、毎年、市地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 愛知県地域強靱化計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- (1) 県民の生命を最大限守る。
- (2) 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- (3) 県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- (4) 迅速な復旧復興を可能とする。

3 他の計画との関係

この計画の実施に際しては、海部東部消防組合の「消防計画」、海部地区水防事務組合の「水防計画」、「あま市総合計画」及び「愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画、地震・津波災害対策計画及び原子力災害対策計画）」とも十分な調整を図るものとする。

第 3 計画の構成

災害対策の基本は「災害を予防し」「事に臨んで対処し」「事後の復旧に努める」ことで、この3本の柱で本計画を構成する。

第 1 章 総則

第 2 章 災害予防計画

第3章 災害応急対策計画

第4章 災害復旧・復興計画

第4 災害の想定

この計画の作成にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

1 想定した主な災害

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- (1) 台風による災害
- (2) 集中豪雨等異常気象による災害
- (3) 大規模な火災
- (4) 危険物の爆発等による災害
- (5) 可燃性ガスの拡散
- (6) 有毒性ガスの拡散
- (7) 航空機事故による災害
- (8) その他の特殊災害

2 水防対策において参考とする浸水想定

台風や集中豪雨等による洪水、雨水出水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、水防法第14条、第14条の2及び第14条の3に基づき指定された各浸水想定区域を参考とする。

第5 地域防災計画の作成又は修正

あま市防災会議は、あま市地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

同計画を作成又は修正する場合は、「愛知県地域防災計画」を参考として行うものとし、特にこの計画において、計画事項に示すものについては、市が地域の実情に応じた細部を計画するものとする。

第2節 基本理念及び重点を置くべき事項

第1 防災の基本理念

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあいまって、洪水、高潮などの災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができる限り少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、この計画を効果的に推進するため、市は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策をすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

(1) 発災直後は、被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2 重点を置くべき事項

防災基本計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、県及び他市町村との相互支援体制を構築すること。

また、市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた屋内での待避等の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。

4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の交付体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。

5 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる本市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 あま市

市は、災対法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、災対法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災対法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災対法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県・市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災対法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。
- (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
- (3) 災害広報を行う。
- (4) 避難の勧告、指示を行う。
- (5) 被災者の救助を行う。
- (6) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (7) 消防活動、水防活動を行う。
- (8) 被災児童・生徒に対する応急教育を行う。
- (9) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (10) 農作物及び家畜に対する応急措置を行う。
- (11) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設、設備の整備を行う。

- (12) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (13) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
- (14) 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (15) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (16) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。

2 県

- (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。
- (2) 新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、名古屋地方気象台と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。
- (3) 災害広報を行う。
- (4) 避難の勧告、指示を代行することができる。
- (5) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- (6) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- (7) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (8) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整を行う。
- (9) 被災児童・生徒等に対する応急教育を行う。
- (10) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (11) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (12) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
- (13) 水防、消防、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- (14) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあつせんを行う。
- (15) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (16) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- (17) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (18) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
- (19) 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (20) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (21) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。
- (22) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。
- (23) 名古屋飛行場の防災対策を実施する。
- (24) 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。

3 津島警察署

- (1) 災害時における警備対策及び交通対策の企画、調整及び推進に関することを行う。
- (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。
- (3) 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。
- (4) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
- (5) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。

- (6) 人命救助を行う。
 - (7) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。
 - (8) 災害時における交通秩序の保持を行う。
 - (9) 警察広報を行う。
 - (10) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。
 - (11) 他の機関の行う災害応急対策に対する協力を行う。
 - (12) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止、制限する。
 - (13) 緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。
- 4 海部東部消防組合（海部東部消防署、海部東部消防署北分署及び南分署）
- (1) 災害に関する情報の収集伝達を行う。
 - (2) 避難の勧告、指示の伝達及び誘導を行う。
 - (3) 水防活動及び消防活動を行う。
 - (4) 救助活動、救急医療活動を行う。
 - (5) 行方不明者等の捜索を行う。
 - (6) 消防、救助その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
 - (7) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
 - (8) 火気使用設備器具の防火指導を行う。
 - (9) 消防計画の策定及びその推進を行う。
 - (10) 必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- 5 海部地区水防事務組合
- (1) 水防施設、資器材の整備と管理を行う。
 - (2) 水防計画の策定及びその推進を行う。
- 6 指定地方行政機関
- (1) 名古屋地方気象台
 - ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
 - イ 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
 - (2) 中部地方整備局
 - ア 災害予防
 - (ア) 降雨、河川水位などについて観測する。
 - (イ) 木曽川・庄内川等に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台・岐阜地方気象台と共同して洪水予報〔(木曽川・庄内川等) 氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報〕を発表し、関係機関に連絡する。
 - (ウ) 木曽川、庄内川の水防警報を行う。
 - (エ) 災害発生後の応急復旧を円滑に進めるため、災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。
 - (オ) 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。

- (カ) 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。

イ 初動対応

情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。

ウ 応急復旧

- (ア) 災害が発生した場合又はおそれのある場合、必要な体制を整え所掌事務を実施する。
(イ) 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。
(ウ) 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。
(エ) 災害発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。
(オ) 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター・災害対策用機械・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。

(3) 東海農政局

- ア 農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。
イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報の収集を行う。
ウ 被災地に生鮮食糧品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。
エ 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。
オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。
カ 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
キ 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等を行う。
ク 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
ケ 応急用食糧の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。
コ 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。
サ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。
シ 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。

(4) 中部経済産業局

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
イ 電力及びガスの安定供給の確保に関すること。
ウ 災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。
エ 中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

(5) 中部近畿産業保安監督部

高圧ガス、液体石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。

(6) 東海総合通信局

- ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理を行う。
- イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。
- ウ 被災地区における電気通信施設の被害状況の調査を行う。
- エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関することを行う。
- オ 非常通信協議会の運営に関することを行う。
- カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与を行う。

(7) 東海財務局

- ア 災害復旧事業費の査定立会に際して、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図る上からできる限り早期に災害復旧事業が実施できるようにする。
- イ 地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には短期貸付の措置を適切に運用する。
- ウ 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。
- エ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する。
- オ 災害が発生した場合における応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。

(8) 中部運輸局

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- イ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
- ウ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
- エ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- オ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
- カ 特に必要があると認めるとき、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。
- キ 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。

(9) 愛知労働局

- ア 被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等労働条件一般、安全衛生、労災保険に関する相談について、迅速的確な処理に努める。
- イ 化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
- ウ 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に対して監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
- エ 被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保

険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるよう要請する。

オ 被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。

カ 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。

キ 被災者に対して、必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。

ク 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の4.5割～8割に相当する額）の支給を行う。

(10) 中部地方環境事務所

ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。

イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。

(11) 近畿中部防衛局東海防衛支局

ア 所管財産の使用に関する連絡調整を行う。

イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。

ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。

(12) 国土地理院中部地方測量部

ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。

イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。

ウ 災害予防・災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。

エ 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

7 自衛隊

自衛隊は、災害派遣要請者（県知事、第四管区海上保安本部長、大阪航空局中部空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する防災活動を例示すると、概ね次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握を行う。
- (2) 避難の援助を行う。
- (3) 遭難者等の搜索救助を行う。
- (4) 水防活動を行う。
- (5) 消防活動を行う。
- (6) 道路又は水路の啓開を行う。
- (7) 応急医療、救護及び防疫を行う。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- (9) 炊飯及び給水を行う。
- (10) 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。
- (11) 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。
- (12) その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

8 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。

また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

エ 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。

オ 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

(2) 西日本電信電話株式会社

ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。

ウ 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。

エ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

オ 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

カ 気象等警報を市町村へ連絡する。

キ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

(3) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。

ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

エ 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。

(4) 株式会社NTTドコモ

ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。

ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

エ 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

オ 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。

(5) KDDI株式会社

ア 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。

イ 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。

ウ 災害応急措置の実施に必要な通信について、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

(6) ソフトバンク株式会社

- ア 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。
- イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
- ウ 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。

(7) 日本赤十字社愛知県支部

- ア 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。
- イ 医療、助産、遺体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。
- ウ 血液製剤の確保と供給を行う。
- エ 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。
- オ 義援金等の受付及び配分を行う。なお、配分については、地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速かつ公正な配分に努める。

(8) 中部電力株式会社

- ア 電気供給施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。
- イ 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。
- ウ 原子力発電所において異常が発生した場合に、必要な情報提供を行う。

(9) 東邦瓦斯株式会社

- ア ガス施設の災害予防措置を講ずる。
- イ 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

(10) 日本放送協会名古屋放送局

- ア 気象等予警報及び被害状況等の報道を行う。
- イ 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。
- ウ 放送施設の保守を行う。

(11) 中日本高速道路株式会社

- 高速自動車国道、伊勢湾岸自動車道（一般有料道路区間）の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。

(12) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

- 国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。

(13) 独立行政法人国立病院機構

- 知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。

(14) 独立行政法人地域医療機能推進機構

- 知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。

9 指定地方公共機関

(1) 名古屋鉄道株式会社

- ア 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。
- イ 災害により線路が不通となった場合は、列車の運転休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。

- ウ 死傷者の救護及び処置を行う。
- エ 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。
- (2) 一般社団法人愛知県LPガス協会
 - ア LPガス設備の災害予防措置を講ずる。
 - イ 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。
- (3) 一般社団法人愛知県トラック協会
 - ア 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。
 - イ 災害応急活動のため各機関からの車両借上げ要請に対し配車を実施する。
- (4) 公益社団法人愛知県医師会
 - ア 医療及び助産活動に協力する。
 - イ 防疫その他保健衛生活動に協力する。
- (5) 一般社団法人愛知県歯科医師会
 - ア 歯科保健医療活動に協力する。
 - イ 身元確認活動に協力する。
- (6) 一般社団法人愛知県薬剤師会
 - ア 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
 - イ 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。
- (7) 各民間放送及び新聞社
 - 日本放送協会に準ずる。
- (8) 公益社団法人愛知県看護協会
 - 看護活動に協力する。
- 10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
 - (1) 一般社団法人海部医師会
 - ア 医療及び助産活動に協力する。
 - イ 防疫その他保健衛生活動に協力する。
 - ウ 会員のうち、いずれかの施設を臨時救護所又は委託助産機関として活用する。
 - (2) 海部歯科医師会
 - ア 歯科保健医療活動に協力する。
 - イ 身元確認活動に協力する。
 - (3) 各土地改良区
 - 土地改良区の管理する農業用施設等の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。
 - (4) 海部地区環境事務組合、五条広域事務組合
 - ア ごみ処理施設の維持管理
 - イ し尿処理施設の維持管理
 - ウ 災害の発生後は、被災施設の復旧を図るとともに、市の防災活動に協力する。
 - (5) 農業経済団体
 - 農業協同組合及び商工会等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要な資器材及び融資のあっせんについて協力する。
 - (6) 文化、厚生、社会団体

日赤奉仕団等は、被災者の救助活動及び義援金品の募集等について協力する。

(7) 企業等

企業（毒物劇物等化学薬品類を貯蔵し、又は取り扱う者を含む。）は、災害防止について第一次的責任を有する点にかんがみ、防災上重要な施設の管理者として、消防計画等の災害防止計画書を作成し、計画に従って自主点検の強化、保安教育の徹底、防災資器材の整備等に努め、また、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるなど、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施し、市、県その他防災関係機関の防災活動に積極的に協力する。

(8) 危険物施設の管理者

危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い防災活動について協力する。

(9) その他重要な施設の管理者

その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い防災活動について協力する。

附属資料 ○ 防災関係機関連絡先一覧

第3 市民等の基本的責務

1 住民の責務

「自らの身の安全は自ら守る」が、防災の基本であり、すべての市民、事業者、団体が、防災に関するこの基本的責務を有する。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。

2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分認識し、各事業所において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど、防災活動の推進に努めなければならない。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

(2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第4節 災害の想定

第1 災害想定の基準

この計画の作成に当たっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害の発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

1 台風による災害

本市においては、昭和34年9月に伊勢湾台風により大きな被害を受けており、これと同規模の災害を想定する。

2 集中豪雨等異常気象による災害

本市においては、昭和51年9月の集中豪雨及び平成12年9月の東海豪雨による実体験及び教訓を踏まえ、これらの災害と同規模若しくはさらに大きな災害が発生した場合を想定する。

3 大規模な火災による災害

市街化の状況を踏まえ、異常乾燥や強風等の気象条件における大規模な建物火災を想定する。

4 可燃性ガスの拡散

本市においては、東邦瓦斯の中圧ガス導管が敷設されており、風水害によるガス導管の破損により、可燃性ガスが拡散する危険性を想定する。

5 有毒性ガスの拡散

本市においては、毒物・劇物を取り扱う事業所があり、火災、爆発等により、有毒性ガスが拡散する危険性を想定する。

6 危険物の爆発等による災害

7 航空機事故による災害

8 その他の特殊災害

第2 あま市の概要

1 自然的条件

(1) 位置

本市は、愛知県の西部に位置し、南東部は名古屋市と大治町、北部は稲沢市、東部は清須市、西部は津島市及び愛西市、南部は蟹江町にそれぞれ接し、東西7.9km、南北7.8kmで面積は27.59km²となっている。

(2) 地形

本市は、木曽川水系や庄内川水系によって形成された沖積層が厚く、肥沃な土壌となっている。一方で軟弱な地盤のため、地震発生時の危険が高い地域でもある。地勢は濃尾平野南東部にあり、ほぼ全域が海拔ゼロメートル地帯となっており、標高は1メートル未満で、市全域が起伏のほとんどない平坦地である。また、河川・水路が広がり、庄内川、五条川、新川、蟹江川、福田川、小切戸川、目比川が流れている。

(3) 気候

本市の気候は、太平洋側気候のうち東海式気候に属し、一般に温暖で夏季多雨、冬季は「伊吹おろし」と呼ばれる北西の冷たい風が吹き乾燥した快晴の日が多い。平均気温は夏季27℃前後、冬季4℃前

後となっており、平均年間降雨量は1,500ミリ程度である。

2 社会的条件

(1) 人口及び世帯数

本市の人口は、昭和40年代、50年代に急激に増加したが、昭和60年代から平成にかけては増加のスピードが低下している。平成29年1月1日現在の人口は88,663人で、このうち65歳以上の人口は22,786人となっており、総人口の25.7パーセントを占めており、今後も老年人口の増加が予想され、本市においても高齢化現象の傾向が認められる。

世帯数は、平成29年1月1日現在35,722世帯で、一世帯あたりの平均世帯人員は2.48人となっており、核家族化の進行がうかがわれる。

隣接する名古屋市の発展に伴い人口は急増し、純農村から都市的住宅地として変りつつある。

これに伴い、住宅や舗装などによる不透透地域の増大や田畑などの緑地の減少による保水、遊水機能の低下が進行し、水害の危険性が増大している。

(2) 産業

農業は、都市化の進展の中で農地の転用、農業従事者の高齢化と減少などが進み、農業の地位は相対的に低下している。工業は家内工業的繊維工業から始まり、名古屋都市圏の拡大に伴い金属、機械などの工業立地が次いでいる。一方、商業は小売販売力が相対的に低い水準にあり、市商工会の指導援助のもとに、商店街整備や経営の合理化を進めている。

(3) 交通

ア 道路

道路は、東西は県道名古屋津島線、あま愛西線、給父西枇杷島線、南北には一宮蟹江線（西尾張中央道）が、高速道路については、東名阪自動車道及び名古屋第二環状自動車道が縦貫している。

また、旧集落内道路は幅員が狭く、曲がりくねっているところや行き止まりも多く、災害時の防災活動や避難路としては問題がある。

イ 鉄道

本市においては、東西に名鉄津島線3駅が整備されており、名古屋まで10～15分程度で到着でき、朝夕の乗降客数が大変多い。

第3 災害の記録

本市において、過去に大規模な被害をもたらした主な風水害は次のとおりである。

1 伊勢湾台風

昭和34年（1959）9月22日、南方に発生した台風15号は、23日には中心気圧894ヘクトパスカル、最大風速毎秒75メートルの超大型台風となった。その後台風は55キロほどの速さで北北東に進み、26日18時15分、潮岬の西15キロに上陸した。勢力は全く衰えず925.53ヘクトパスカルであった。

台風はその後紀伊半島をほぼ縦断、岐阜あたりより中部山岳地帯に入り、27日0時には富山の東を通り0時45分ごろ、高田市と糸魚川市の中間を経て日本海に抜けた。この時、中心気圧は960ヘクトパスカル、毎時75キロの速さで北北東に進んでいった（名古屋気象台観測記録）。

台風が潮岬付近に上陸してから、わずか6時間あまりで本土を縦断した。最大強風域が伊勢湾に集中し、ことに名古屋港では満潮時に遭遇した。この時の最高気象潮は3.5メートルを記録した。本市で風の最も強かったのは、夜の8時から2時間半ほどの間で、風速、高潮ともに名古屋気象台開設以来の最高を記録し、ついに海岸堤防も決壊した。暴風、高潮、豪雨、ともに稀有なもので、河川堤防の決壊が多く、空前の大災害を名古屋や海部郡南部にもたらした。本市においても南部に位置する七宝地区については、堤防の決壊、

浸水被害があった。

2 昭和36年6月24～27日 暴風雨による水害・大雨・洪水

南方海上の梅雨前線は23日、24日、25日と徐々に陸地に近づき、雨も日を重ねるごとに強く降るようになった。前線は、26日に海岸沿いに停滞し、四国南方海上の熱帯低気圧（のち台風となる）の影響もあって、前線の活動は活発となり、26日から27日にかけて激しい雨が降った。

この大雨による被害区域は、四国から関東にまで及び、愛知県では浸水家屋8万戸を超す大きな災害となった。特に、旧尾西市、津島市を中心とする尾張西部では、豪雨のためほとんどの小河川が氾濫決壊し、伊勢湾台風以来の大きな水害となった。

3 昭和51年9月8～14日 51.9豪雨

9月4日にカロリン群島付近で発生した台風17号は、北西進して8日午後3時には沖縄県大東島の南方海上に達した。当日9時の気象衛星写真によると、日本の南東海上にある高気圧の縁辺に沿って、帯状の雲域が北に伸び、四国から関西～東海地方に達していた。一方、日本海西部には低気圧があって、これから前線が九州にかけて横たわっていた。

8日の午後から三重県を中心に降雨が始まり、その後、この雨域は南北に広がった。夜に入って降雨が強まり、愛知県西部、岐阜県西部及び三重県の所々で1時間に30～40ミリの強雨が降った。

一方、名古屋市中川区及び海部郡大治町では、午後9時30分頃突風が発生し、人家に被害が起きた。

台風は、9日朝には沖縄付近まで進み、一方、西日本から移動した前線は、本州を縦断した形で停滞の傾向が現われていた。長良川上流から濃尾平野西部、三重県北部に雷を伴った強い雨が降り、降り始めからの雨量が300ミリを超す地域も多かった。

51.9豪雨の特性は、台風が南方海域にある時点から、太平洋高気圧周辺の湿舌と前線による大雨が降り始めた。また台風が北上する頃、太平洋高気圧が強まり、その後台風は、九州付近で停滞した前線と湿舌も中部地方から西日本にかけて、ほぼ停滞し、西濃山地や鈴鹿山脈の東側に沿って強い集中豪雨域を形成し、この状態が長時間続いたため、大雨による大災害を起こした。

4 平成12年9月11～12日 東海豪雨

台風14号の影響により東海地方に停滞していた前線に暖かく湿った空気が流れ込み、大気が非常に不安定となった。このため、名古屋雨量観測所では11日未明から12日までに567mmの総雨量を観測し、名古屋市西区では新川左岸が破堤した。

本市においても合併前の甚目寺町において、深刻な事態に至ったため災害救助法が適用された。

第2章

災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備計画

第1 あま市防災会議

市の地域に係る防災に関し、市の業務を中心に、市の区域内の公共的団体その他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災対法第16条第1項の規定により市長の附属機関としてあま市防災会議が設置されている。

あま市防災会議は、市長を会長とし、あま市防災会議条例（平成22年条例第15号）に規定する委員をもって組織する。

あま市防災会議条例に基づく所掌事務は、次のとおりである。

- 1 あま市地域防災計画を作成し、その実施を推進する。
- 2 あま市の地域に係る災害が発生した場合に、当該災害に関する情報を収集する。
- 3 その他法律又はこれに基づく政令によりその権利に属する事務を行う。

附属資料 ○ あま市防災会議条例

第2 あま市災害対策本部

市の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたときは、災対法第23条及びあま市災害対策本部条例（平成22年条例第16号）の規定によりあま市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）を設置し、市における防災活動を強力に推進する。

なお、組織及び活動計画については、本編第3章第1節「活動体制計画（組織の動員配備計画）」に定めるところによる。

附属資料 ○ あま市災害対策本部条例

第3 消防及び水防機関

消防及び水防は、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び水防法（昭和24年法律第193号）に定めるところにより、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を水火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを目的とし、消防力及び水防力の強化・整備を図るものとする。

1 海部東部消防組合

昭和46年に常備消防として、あま東部地域の4町で設立され、その後の市町村合併によりあま市と、大治町の2市町で構成している。現在1本部、1署、2分署で職員の資質向上等の教育訓練、消防施設・設備等の整備及び消防力の強化を図り、地域住民の生命、財産を守ること努めている。また、消防組織法に基づき、愛知県内広域消防相互応援協定、海部津島地区消防相互応援協定、愛知県下高速道路における消防相互応援協定を結び、緊急時の出動も行っている。

2 海部地区水防事務組合

昭和48年に河川及び海岸の水防に関する事務を処理するために設立された。水防に必要な監視、水防、警戒、通信連絡、輸送等の事項を具体的に定め、水防力の強化に努めている。現在は、あま市、津島市、愛西市、弥富市、大治町、蟹江町、飛島村の4市3町村で構成している。

3 あま市消防団

非常備消防としての消防団が構成されている。消防業務はもとより水防業務も兼ね、災害の警戒、救難、救護及び消防器具の保全を行っている。現在、実働可能な団員の確保が難しくなっているため、団員の確保と組織の強化を図る必要がある。

第4 自主防災組織

本市における自主防災組織の現況等については、本章第24節「自主防災組織・ボランティアに関する計画」に定めるところによる。

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害される場合も予想されるが、このような事態において被害を最少限にとどめ、災害の拡大を防止するには、平素から住民による自主防災組織を設置して、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等を組織的に行う必要がある。このため、市は区単位に地域住民による自主防災会を設置し、その育成に努める。

第2節 防災協働社会の形成推進

第1 方針

自然災害から安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、市、県、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めるものとする。

第2 対策

1 地域における防災活動の継続的な推進の仕組み作り

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、住民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や住民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する仕組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

2 災害被害の軽減に向けた取り組み

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

3 公的機関の業務継続性の確保

市及び防災機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

4 応急活動のためのマニュアルの作成等

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

5 人材の育成等

市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度

の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第3節 防災業務施設・設備等の整備計画

第1 方針

防災業務施設、設備等の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。とくに、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

第2 防災用拠点施設の整備促進

災害応急活動に必要な通信、水防、消防、救助、避難、気象観測、その他に係る施設・設備等の整備については、各々整備計画を樹立し、これに基づき整備を推進する。

第3 防災中枢機能の充実

保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

第4 気象観測施設・設備等

予報、警報等を速やかに住民及び関係機関へ連絡できるように、気象、水象等の自然現象の観測に必要な雨量観測、風向・風速観測、水位観測等の施設・設備等の整備と併せて、収集・伝達体制の充実・強化を図る。また、これらの施設・設備については、定期的に点検を行う。

附属資料	○雨量観測所 ○水位観測所 ○風向・風速観測所
------	-------------------------------

第5 消防施設・設備等

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施することにより、有事の際の即応体制の確立を期する。また、消防施設・設備等を定期的に点検し、災害の発生に備える。

附属資料	○海部東部消防組合保有の消防力及び消防水利の現況 ○あま市消防団保有の消防力
------	---

第6 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報の収集・連絡体制

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

2 通信施設・設備等

(1) 通信施設の防災構造化等

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、市と各地区、県、関係機関との相互間における情報連絡網の整備を図ると共に、通信施設等の整備改善に努める。また、予備機等の設置に努めるとともに電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

(2) 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

(3) 防災情報システムの整備

県、市町村及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。

3 防災行政用無線の整備充実

(1) 無線通信による災害予防体制の充実

無線通信による災害予防体制の基本的な考え方は、次のとおりである。

ア 災害時に備え、無線技師の養成と増員を図るとともに、防災行政用無線の充実を図る。

イ 基地局は自家発電設備により、常時受信回路の整備に備える。

ウ 移動局（車両登載用及び携帯用）は、常に車両を整備し、携帯用は常時充電に努める。

エ 平常時においては、防災、交通安全、道路、給水、公害パトロール等災害予防対策に有効活用を図る。

オ 無線の管理、運営、通話等については、定期的な点検、整備、研修に努める。

(2) 無線通信網の強化

ア 市の防災行政用無線の整備については、移動局など随時無線装置の設置を推進し、通信網を強化する。

イ 非常時には災害対策本部において全無線局を統制するものとし、そのための定期的な研修の実施に努める。

(3) 住民・関係機関への情報伝達

災害時において、的確な情報を迅速に関係機関及び住民に伝達するために、今後、同報系無線の整備をはじめ、各種の伝達方法について検討するものとする。

4 災害時優先電話の登録及び周知

災害時には電話が殺到し、電話がかかりにくい状況になることが予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能な状態となるので、市は、災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況等の収集・伝達を確保するため、災害時優先電話の登録を推進する。

また、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。

周 知 事 項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

5 市公式Webサイトの活用

災害時にインターネットを通じ、住民に対して被害状況、安否情報、生活情報等の伝達ができる体制の整備を推進する。

6 CATVシステムの活用

災害時における緊急放送など、平素から西尾張CATV（株）との災害時における協力体制の確立を図る。

附属資料 ○ 愛知県防災行政無線局
 ○ あま市防災行政用無線局一覧

第7 水防施設・設備等

重要水防区域、危険箇所等における水防活動については、海部地区水防事務組合水防計画による。

水防活動に必要な水防資機材については、海部地区水防事務組合において充実が図られている。

附属資料 ○ 水防資機材備蓄状況

第 8 救助施設・救急等に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、発電機、担架、救命胴衣等の救命用資器材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう、整備改善並びに点検する。

また、市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

附属資料 ○ 海部東部消防組合所有の救出用資機材一覧
○ 主食等の備蓄状況

第 9 道路河川等の復旧等に係る施設・設備等

災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、道路が冠水して、一般的な車両では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車両の導入や舟艇の配備を検討する。また、それに併せて平素から土木業者等の関係団体等と協力体制の整備を推進するものとする。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施するとともに、あらかじめ避難ルート、輸送ルートの確保計画を検討する。

第 10 物資の備蓄、調達供給体制の確保

1 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄を図るよう努力するものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

2 市は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り 1 週間分程度、最低でも 3 日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。

3 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、関係業界との連携を深めるよう努力するものとする。

附属資料 ○ 主食等の備蓄状況
○ 災害時における物資供給等に関する協定書
○ 災害支援協力に関する協定
○ 災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定書
○ 災害時における物資供給等に関する協定書

第 11 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮の危険性に配慮する。

第 12 災害廃棄物処理に係る事前対策

1 市災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物対策指針（平成26年 3 月：環境省）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所

ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

2 広域連携、民間連携の促進

中部地方環境事務所、県（環境部）及び市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。

附属資料	○ <u>災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書</u> ○ <u>災害時における廃棄物の処理等に関する協定</u>
-------------	---

第13 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

第4節 河川防災対策計画

第1 方針

洪水等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ、水系一貫した河川改修を推進する。

第2 現況

本市には、一級河川の庄内川、新川、五条川があり、二級河川である蟹江川、目比川、福田川、小切戸川が流れているが、いずれも河川への自然排水が困難であり、排水機を設置し、強制排水を行っている。

また、市街地の都市化、農地の宅地化、道路の舗装等により、保水、遊水能力が低下し、河川や排水路への流出が増大し、集中豪雨等による水害の危険が予想される。

第3 河川の維持修繕等の実施

水害を未然に防止するため、河川改修の未整備な区間については、堤防の嵩上げ工事等の河川改修を県へ要請するものとする。

河川の既整備区間については、平素から巡視を行い、河川施設の状況を把握し、必要に応じ対策を実施するとともに、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持・補修等を進める。

第4 排水路の整備等の推進

排水路は、土地改良事業等によって整備されたが、近年の地盤沈下や宅地開発、さらに畑地転換などによる排水量の増加の影響もあって、現在でも豪雨時には排水不良となる箇所がある。排水機能を強化し、浸水被害を解消するため、排水路の拡幅、改修及び排水機の増設、更新を推進するものとする。

さらに、市街地の雨水排水の円滑化を図るため、都市下水路、調整池の整備を推進するとともに、浸透性舗装の普及を図るものとする。

第5 浸水想定区域の指定のあったときの市における措置

1 市地域防災計画に定める事項

市防災会議は、浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

（１） 洪水予報等の伝達方法

（２） 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

（３） 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項

（４） 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

ア 要配慮者利用施設（主として社会福祉施設、学校、医療施設その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

イ 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ウ イを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

2 ハザードマップ（防災マップ）の配布

市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、

大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

附属資料	○重要水防箇所一覧 ○水防上重要な水こう門一覧
------	----------------------------

第6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めるものとする。

1 計画の策定

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

2 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施

3 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

第7 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めるものとする。

1 計画の策定

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他措置に関する計画の作成

2 訓練の実施

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止のための訓練の実施

3 自衛水防組織の設置

大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

第5節 農地防災対策計画

第1 方針

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて国土の保全に資する。

第2 湛水防除事業の推進

流域の開発等、立地条件の変化により湛水被害のおそれのある地域において、これを防止するため、土地改良区と協力して、排水機、樋門、排水路、排水管理施設等の新設又は改修を行う。

第3 用排水施設整備事業の推進

自然的、社会的状況の変化、施設の脆弱化等により、農地、河川堤防、公共施設等に被害が生ずるのを防ぐため、土地改良区と協力して樋門、水路等の改修を推進する。

第6節 都市の防災化計画

第1 方針

都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進する。

第2 マスタープラン等の策定

都市計画のマスタープランの策定

都市計画区域マスタープラン及び市都市計画マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。

第3 防災上重要な都市施設の整備

1 都市における道路の整備

都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、大規模火災等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

2 都市における公園等の整備

都市における大規模火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

都市公園は、過去の例が示すように災害時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

また、都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然環境を有する緑地は、特別緑地保全地区等に指定し、積極的に保全していく。

第4 建築物の不燃化の促進

1 準防火地域の指定

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

2 建築物の不燃対策

市は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができる限り拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

（建築基準法の防火規制）

（1） 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が3 以上であるものあるいは規模に応じて、また、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

（2） 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3 以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないようにする。

（3） イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がな

いものとする。

第5 市街地の面的な整備・改善

市街地開発事業等の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設や調整池などの貯留施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、地区計画制度など地域の状況に応じた手法により、都市基盤の改善を促進する。

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、その他の防災対策と関連させた総合的な防災計画を樹立し、都市計画との関連に配慮する。

第 7 節 都市排水対策計画

第 1 方針

快適な都市生活を確保するため、排水施設整備事業を推進し、市街地の浸水解除を重点とした生活環境の整備を図る。

第 2 現況

本市においては、都市化に伴い保水、遊水機能が低下し、また地盤沈下地帯であり、海拔も大半が 0 メートル以下の低地であり、排水不良の傾向が顕著であり、浸水被害が発生しやすい状況にある。

第 3 排水施設の整備等

集落内の排水能力向上のため、集落内の道路整備とあわせて側溝等の排水施設の整備に努める。

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の改修を行い、予想される被害を未然に防止する。

また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

第8節 防災建築物整備対策計画

第1 方針

建築物の不燃化及び防水対策を図り、安全な都市環境の実現を期する。

第2 公共建築物の不燃化等

学校、病院等の公共建築物の不燃化、耐震化を図る。また、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の規定に基づく消防用設備等の設置を促進する。

第3 優良建築物等整備事業の推進

市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

第4 独立行政法人住宅金融支援機構及び日本政策投資銀行における措置

中高層耐火建築物を建設する中小企業者の組織及び市街地再開発事業を施行する組合に対して融資を行い、耐火建築物の建設を促進する。

第5 防災拠点施設の屋上の番号標示

市は、災害発生時において、ヘリコプター等航空機による空からの情報収集活動が効率的に実施できるように、市役所等の屋上に番号標示を行うよう努める。

第6 防災上重要な施設の耐水性能の確保

防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して建築物の浸水対策設計・施工を講じるなど必要な浸水対策等を促進する。

第7 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保

河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。

第8 防火地域、準防火地域の指定

市は、火災が起きた場合に、その火災を極力他の建築物に及ぼさないように、地域によって集団的な防火に対する規制を行い都市防火の効果を高めることを目的として、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地の区域を防火地域・準防火地域に指定し、建築物の不燃化を促進し安全な市街地の形成を図るものとする。

第9節 地盤災害予防対策計画

第1 地盤沈下対策

1 方針

地盤沈下の原因である地下水の過剰汲み上げについては、地下水削減計画を推進するとともに、地下水揚水の規制、代替水源の確保、代替水の供給、水使用の合理化等の対策を講ずるよう考慮する。

また、現に地盤沈下の起こっている地域においては、暫定的に堤防のかさ上げ等の防災対策をすすめるよう考慮する。

2 地下水採取規制

本市は、県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）による地下水採取の第1規制区域及び工業用水法（昭和31年法律第146号）による揚水規制区域となっている。

したがって、地盤沈下への影響を防ぐため、地下水採取の規制を実施する。

3 代替水源の整備

地下水採取の規制に伴い、工業用水や農業用水の代替水源として、上水道及び用水路等の整備を図り、給水事業を促進する。

4 排水対策

（1）警戒水位感知機の設置

警戒水位機を幹線排水路に設置し、深夜の増水にも敏速に対応できる体制づくりに努める。

（2）自動排水ポンプの設置

警戒水位機の設置と連動させ、自動的に排水を開始することができるよう排水機の改善を行う。

5 防災対策

揚水規制区域においては、河口ポンプ場の増強、河床掘削による高水位低下、河積の拡大を積極的に図り、緊急を要する箇所は暫定的に堤防のかさ上げ、漏水防止などの防災対策を推進する。

附属資料	○ 主要な水準点の調査開始からの累積変動状況（尾張地域） ○ 尾張地域の累積沈下量の状況（昭和36年～平成19年） ○ 工業用水法に基づく揚水規制地域 ○ 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水規制区域図
-------------	--

第2 被災宅地対策

1 方針

降雨等の災害で被災した宅地による二次災害を防止するため実施する被災宅地対策について定める。

2 被災宅地危険度判定士の養成・登録

市は、県及び愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会による、市内土木・建築技術者等を対象にした判定士養成講習会の開催に協力し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

3 愛知県建築物地震対策推進協議会による取り組み

市は、県及び他市町村との相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な行動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

附属資料	○ 建設業者一覧
-------------	--

第 10 節 文教対策計画

第 1 方針

児童、生徒（以下「児童生徒」という。）及び教職員の生命、身体の安全を図り、学校、その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

第 2 防災上必要な組織の整備

災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。児童生徒が任務を分担する場合は、児童生徒の安全の確保を最優先する。

第 3 防災上必要な教育の実施

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

1 児童生徒に対する安全教育

児童生徒の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校において防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。

2 関係教職員の専門的知識の養育及び技能の向上

関係教職員に対する防災指導資料の作成・配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の養育及び技能の向上を図る。

3 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

4 過去の災害教訓の伝承

市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

第 4 防災上必要な計画及び訓練

児童生徒及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに、訓練を定期的実施する。

1 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導、助言を受ける。

2 学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会、生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

3 訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

第 5 登下校の安全確保

児童生徒の登下校途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒及び保護者への徹底を図る。

1 通学路の設定

- (1) 通学路については、市教育委員会、市土木課、津島警察署、海部建設事務所、海部東部消防組合等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。
- (2) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。
- (3) 異常気象時における通学路の状況の把握について、その情報収集の方法を確認しておく。
- (4) 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携をとり確認しておく。

2 登下校の安全指導

- (1) 異常気象時の児童生徒の登下校について、指導計画を綿密に確認する。
- (2) 通学路における危険箇所については、児童生徒への注意と保護者への周知徹底を図る。
- (3) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

第6 文教施設の耐震・耐火性能の保持

文教施設・設備を災害から防護し、児童生徒の安全を図るため、これらの建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

第7 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに定期的に点検を行い整備する。

第8 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

第9 文化財の保護対策

文化財を各種災害から保護するため、次のような対策を講ずるものとする。

- 1 文化財に対する住民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。
- 2 文化財の所有者、管理責任者等に対する防災知識の普及を図るとともに、管理、保護に必要な指導、助言を行う。
- 3 文化財の破損、腐朽箇所の適時、適切な修理を速やかに行い、又は所有者、管理責任者に修理の手続、方法等について適切な指導を行う。
- 4 災害が発生した場合に備え、管理者、消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。
- 5 自動火災報知設備、避雷針、貯水槽、防火壁等の消防用設備の配備及び消防道路の整備を促進する。
- 6 文化財並びに周辺の環境整備を常に実施する。
- 7 消防訓練の実施等により災害予防体制を整える。
- 8 あま市文化財保護条例（平成22年条例第90号）の規定に基づき、市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない等の事情がある場合には、市の予算の範囲内で補助金を交付する。

第 1 1 節 交通施設対策計画

第 1 方針

災害時における交通の確保と安全を図るため、陸上交通施設の防災構造化に努めるとともに、各種施設の整備を推進する。

第 2 道路施設

1 市緊急輸送道路の選定

県は、県内各市町村役所等を結ぶ道路を、県の緊急輸送道路として指定している。

市はこれに合わせ、災害時に緊急輸送を確保するため、市の防災拠点同士を結ぶ市道、また防災拠点と県指定緊急輸送道路とを結ぶ市道を、市の指定緊急輸送道路として選定することを検討し、必要な整備を行う。

2 道路の整備

市は、指定した市緊急輸送道路を優先して拡幅等の必要な整備を図る。一般県道の未改良部分等については、海部建設事務所に早期整備を要求する。

交通渋滞を解消するため、庄内川、新川に新しい橋の設置を関係機関に働きかける。

また、浸水時の転落防止のため、占有者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等、必要な対策を指導し、安全性の向上を図るとともに、占有者に対して必要な措置の実施を要求する。

3 人にやさしい道づくり

高齢者や障がい者などハンディキャップをもつ人々の利用に配慮し、道路の段差の解消やコミュニティ道路の整備など、人にやさしい道づくりをめざす。

4 道路情報ネットワーク

郵便局外務職員などによる道路破損情報の通報とともに、災害を未然に防ぐために、浸水被害等の通報についての協力についても再検討していく。

第 3 鉄道施設

名古屋鉄道株式会社は、次の対策を実施する。

1 施設の防災構造化

大雨による浸水あるいは盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、線路の盛土、法面改良等を実施する。

2 安全施設等の整備

列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

第 1 2 節 ライフライン施設対策計画

第 1 方針

電力施設、ガス施設、上水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

第 2 電力施設

中部電力株式会社は、住民の日常生活及び産業活動上欠くことのできない電力の供給を確保するため、災害時における被害の発生を防止し、又は軽減を図るため、防災対策を実施する。

1 設備面の対策

(1) 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性等を考慮した設計がされているが、過去に発生した被害やこれに伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

(2) 送電設備

送電設備は、台風を考慮した風圧過重で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物による被害が考えられることから、破損・飛散しやすい工事用防護ネット、ビニールハウス等の補強または一時撤去について施設者への協力依頼に努める。

(3) 配電設備

配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートの選定に当たっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮に努める。

2 体制面の対策

(1) 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

(2) 資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

ア 応急復旧用資機材及び車両

イ 食糧その他の物資

(3) 電力融通

災害発生時に一時的に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

第 3 ガス施設

東邦瓦斯株式会社は、住民の日常生活に欠くことのできない都市ガス等の供給を確保するため、災害時における被害を最小限に食い止め、二次災害の防止のための防災対策の整備に努めるものとする。

1 防災対策

(1) 風水害対策

ア ガス製造設備

(ア) 浸水のおそれがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流失防止等必要な措置を講ずる。

(イ) 風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。

(ウ) 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

イ ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋りょう架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) ガス事故対策

ア ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。

イ ガス供給設備

(ア) 大規模なガス漏洩などガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

(イ) 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。

2 防災業務設備の整備

(1) 検知・警報設備等

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に検知・警報設備等を設置し遠隔監視をする。

(2) 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

(3) 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、必要に応じて防消火設備を整備する。

(4) 漏洩拡大防止設備

液化ガス等の流失拡大防止を図るため、液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

(5) 緊急放散設備

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ緊急放散設備等を設置する。

(6) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

(7) 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

3 災害対策用資機材等の確保及び整備

(1) 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

また、資機材リストの整備に努めるとともに、調達先等をあらかじめ調査しておく。

(2) 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、重要なガス施設においては、

工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は、関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。

(3) 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

4 協力体制の確立

一般社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。

第4 一般通信施設

通信事業者は、電気通信施設の災害の発生を未然に防止するとともに、災害時における一般通信サービスを確保するため、電気通信施設等の災害予防対策を実施する。

- 1 災害のおそれのある地域の電気通信施設整備等の耐水機能を高めるなど、防災構造化をすすめる。
- 2 主要区間、主要地域及び住民の生活上、福祉上重要な施設、設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等防災対策を実施する。
- 3 災害が発生した場合に、迅速に復旧できるよう、施設、設備の設置基準を設けるとともに、構造の改善をすすめる。
- 4 定期的に施設、設備等の点検、整備を実施する。
- 5 災害が発生した場合に備えて、あらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。

第5 上水道

あま市上水道課並びに名古屋市上下水道局は、災害時に安定供給できるよう、次の対策を実施する。

- 1 主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。
- 2 取水施設等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。
- 3 浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造とし、嵩上げするなど、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。
- 4 災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ緊急遮断弁を設置する。
- 5 洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。
- 6 地表水を水源とする場合、濁度上昇に対応できるよう体制を整備する。

第6 下水道

下水道事業者は、次の対策を実施する。

1 主要施設の安全構造化

主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。

2 災害対策用資機材の確保

可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。

3 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

4 協定の締結

発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

第 1 3 節 鉄道災害対策計画

第 1 方針

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）に対する対策について定める。

第 2 実施内容

- 1 名古屋鉄道株式会社は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布を行い、事故防止に努める。
- 2 名古屋鉄道株式会社は、保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。
- 3 名古屋鉄道株式会社は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制の整備充実に努める。
- 4 県、県警察及び市は、大規模鉄道災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。
- 5 中部運輸局、県、県警察及び市は、大規模鉄道災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。
- 6 中部運輸局、県、県警察及び市は、大規模鉄道災害を想定し、鉄軌道事業者と連携して防災体制の強化を図る。
- 7 名古屋鉄道株式会社は、鉄道施設の防災構造化や安全施設等の整備に係る防災対策を本章第11節「交通施設対策計画」の定めにより実施する。
- 8 名古屋鉄道株式会社等は、踏切事故を防止するため、広報活動に努めるものとする。

第 1 4 節 道路災害対策計画

第 1 方針

橋りょう等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）に対する対策について定めるものとする。

第 2 定期点検の実施

道路管理者は、道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。

第 3 実践的な訓練の実施

道路管理者等は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携したより実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図る。

第 4 救急救助用資機材の整備

市は、大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

第 5 情報通信手段の確保等

道路管理者等は、大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時からその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

第 6 道路防災対策の実施

道路管理者は、幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれ大きい橋りょう等交通施設の整備と防災構造化を推進する。

また、浸水時のマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等、転落防止の安全性の向上を図るとともに、占有者に対して必要な指導を実施し、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

第 15 節 放射性物質及び原子力災害予防対策計画

放射性物質災害及び原子力災害が発生した場合に備え、連絡体制の整備、必要資機材の整備、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

第 1 施設等の防災対策

事業者は、施設等の防災対策を実施することにより、安全管理に万全を期するものとする。

- 1 関係法令の遵守
- 2 盗難及び不正持ち出し防止の推進
- 3 施設の不燃化等の推進
- 4 放射線による被ばくの予防対策の推進
- 5 施設等における放射線量の把握
- 6 自衛消防体制の充実
- 7 通報体制の整備
- 8 放射性物質取扱業務関係者への教育の実施
- 9 防災訓練等の実施

第 2 防護資機材の整備

予防対策を実施する各機関は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等の整備を図るものとする。

また、市は緊急時に備え、可搬型測定機器の取扱に関し、研修会の実施等を通じてその習熟に努めるものとする。

第 3 防災対策資料の整備

放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質保有事業者、放射線防護資機材の保有状況等防災対策資料の把握に努めるものとする。

第 4 放射線被ばく者診断医療機関（専門医）の把握

放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に被ばく医療機関が存在しないため、県及び市町村は、あらかじめ専門医を置く独立行政法人放射線医学総合研究所（千葉市稲毛区）等の県外の被ばく医療機関の連絡先の把握に努めるものとする。

第 5 災害に関する知識の習得及び訓練等

防災関係機関は、放射性物質や原子力災害に関する基礎知識、参考資料等を収集、習得するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。

第 6 避難所等の確保

市は、国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等に備え、施設管理者の同意を得て避難所の確保に努めるものとする。

第 7 風評被害対策

- 1 市は、原子力災害による風評被害等を未然に防止するため、国、県、市町村、関係団体と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光客の減少の未然の防止のため、平常時からの的確な情報提供等に努めるものとする。
- 2 市は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、日頃から具体的かつわかりやすく明確な説明に努めるものとする。

第8 市民等への的確な情報伝達体制の整備

- 1 市は、県と連携し、特定事象発生後の経過に応じて、市民等に提供すべき情報の項目について整理する。
- 2 市は、県と連携し、市民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制について定めるものとする。
- 3 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、県と連携し、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者及び一時滞在差者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

第 16 節 危険物等保安対策計画

危険物等の爆発、火災による災害及び石油類の流出、火災による災害を防止するための災害予防対策について定める。

第 1 方針

危険物、毒物劇物等化学薬品類（以下「危険物等」という。）による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の整備を図る。

第 2 実態把握調査の実施

海部東部消防組合消防本部は、危険物等施設に対する保安法令の定めるところにより立入検査の強化を図るとともに、屋外タンク等の実態把握調査の実施を図る。

第 3 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化

海部東部消防組合消防本部は、危険物等施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。

第 4 事業所の自主点検体制の確立

- 1 日常の点検事項及び点検方法等あらかじめ具体的に定めておくものとする。
- 2 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
- 3 隣接する危険物等事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

第 5 化学消防力の強化促進

海部東部消防組合消防本部は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

第 6 事業所における備蓄促進

事業所における化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄を促進する。

第 7 災害防止技術等の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ又は共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

第 8 立入検査の徹底

防災関係機関は、それぞれ保安法令の定めるところにより、立入検査を徹底的に実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の情報交換に努めるものとする。

第 17 節 高圧ガス保安対策計画

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の整備を図る。

第 1 保安指導の強化等

海部東部消防組合消防本部は、中部近畿産業保安監督部及び県が実施する、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するための保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の整備を重点とした災害予防対策に協力する。

1 保安思想の啓発

- (1) 高圧ガス保安法の周知徹底
- (2) 各種の講習会、研修会の開催
- (3) 高圧ガスの取扱指導
- (4) 保安活動促進週間の実施

2 規制強化

- (1) 製造施設、貯蔵所又は消費場所等の保安検査及び立入検査強化
- (2) 各事業所における実情把握と各種保安指導の推進
- (3) 関係行政機関との緊密な連携

3 自主保安体制の整備

- (1) 自主保安教育の実施
- (2) 定期自主検査の実施と責任体制の確立
- (3) 地域防災協議会の育成

第 2 火災に対する予防

高圧ガス施設は、貯槽、反応塔等の過熱、爆発、延焼を防止するため、散水冷却装置、ウォーターカーテンの完備又はガス放出装置（不燃ガスの場合）の整備をしておく。

第 3 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

第 4 関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力して、これを行い、検査結果の交換に努めるものとする。

第 18 節 要配慮者の安全確保対策計画

第 1 方針

災害発生時には、要配慮者への特別な配慮、支援が重要であり、市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、風水害等から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、あま市避難行動要支援者名簿などを活用するものとする。

市は、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努めるものとする。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

また、市及び施設等管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。

第 2 社会福祉施設等における対策

1 組織体制の整備

施設等管理者は、風水害等災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

2 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、風水害等災害に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

3 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

4 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

第 3 要配慮者対策

1 緊急通報システム等の整備

市は、「あま市緊急連絡通報システム設置事業実施要綱」（平成22年告示第63号）に基づき、在宅のひとり暮らし高齢者及び身体障がい者等を対象に緊急通報用機器等を貸与している。また、市は、今後も要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、複数の情報伝達手段を活用し、自主防災組織や民生委員・児童委員を中心に地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

2 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民やボランティア組織、県及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

3 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実を図るものとする。

第4 避難行動要支援者対策

1 市は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、避難行動要支援者に対する支援が適切に行われるように努めるものとする。

また、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者などの避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。

2 避難支援等関係者となる者

(1) 避難行動要支援者による事前合意の下に名簿情報の提供を受けて避難支援計画の策定等の支援活動を行う者

ア 自主防災組織

イ 民生委員・児童委員

ウ 社会福祉協議会

(2) 災害発生時に名簿情報の提供を受けて安否確認や避難誘導等の避難支援を行う者

上記アに加え、消防機関、警察その他公的機関から派遣されて救助活動を行う者

3 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

(1) 在宅のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の要介護認定3～5を受けている者

(2) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（心臓、腎臓、ぼうこう、直腸機能障がいのみで該当する者は除く。）

(3) 療育手帳Aを所持する者

(4) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者

(5) 市の生活支援を受けている難病患者

(6) 上記以外で支援の必要があり、登録を希望する者

4 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

(1) 市内部での情報の集約

市は、避難行動要支援者の名簿を作成するために必要な範囲で、市内部の個人情報を共有して名簿台帳を作成する。

(2) 県からの情報の取得

避難行動要支援者となる難病患者の情報については、県と調整の上、これを取得するものとする。

5 名簿の更新に関する事項

(1) 避難行動要支援者となる者についての名簿情報については、毎年これを更新し、名簿の記載内容が避難行動要支援者の現状と一致するよう努めるものとする。

(2) 市長は、名簿台帳に記載された事項に変更が生じたことを直接又は自主防災組織や民生委員・児童委員の報告があったときは、名簿台帳の原本にその旨を記載するとともに、避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者に連絡する。

(3) 名簿台帳に記載された事項に変更が生じたときは、直接又は民生委員・児童委員を通じて市長に報告するよう、市は避難行動要支援者又は避難支援等関係者に指導する。

6 名簿情報漏えい防止のための措置

(1) 名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置

ア 名簿の提供を受けた者は、支援以外の目的で名簿台帳を活用してはならない。

イ 名簿の提供を受けた者は、名簿台帳に記載された個人情報及び支援上に知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援をする役割を離れた後も同様とする。

ウ 名簿の提供を受けた者は、名簿台帳を紛失しないように厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理しなければならない。

エ 名簿の提供を受けた者が名簿台帳を紛失した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(2) 名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために市が講ずる措置

ア 市は、避難支援等関係者に名簿台帳を提供する際に、名簿の提供を受けた者は法律上の守秘義務を負うことや個人情報の適切な保管・取扱方法について十分に説明した上で、名簿台帳の管理について適宜指導を行う。

イ 市が避難支援等関係者に名簿を提供する際は、提供を受ける避難支援等関係者の支援活動に必要な範囲の名簿情報のみを提供する。

ウ 災害時に緊急的に外部提供した名簿情報については、支援活動後にその情報の返還を求めるものとする。

7 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者の個別支援計画を策定するに当たっては、避難支援等関係者が自身や家族の安全を確保する必要があることも踏まえて計画を策定するものとする。

第5 外国人等に対する防災対策

市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人市民や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

- 1 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム(案内用図記号)を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- 2 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。
- 3 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。
- 4 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。
- 5 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるための体制整備を推進する。

第6 浸水想定区域内の施設等の公表

市は、浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。

附属資料 ○ 要配慮者利用施設一覧

第7 洪水時に要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

第 19 節 地下空間の浸水対策計画

第 1 方針

ビル地下室や地階などの地下施設（以下「地下空間」という。）の豪雨や洪水による浸水等の被害の発生及び拡大を未然に防止するための対策を定める。

第 2 地下空間の実態調査の実施

地下空間の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるため、諸対策樹立の基礎資料とするための実態調査を実施するとともに、県等防災関係機関と相互に情報交換を実施する。

第 3 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発

1 危険性の実態の周知、啓発

市、地下空間の所有者等は、豪雨及び洪水時における地下空間への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、周知、啓発を図る。

2 浸水実績の公表

市は、地下空間の浸水被害の実績について、被害の内容、浸水範囲、浸水深、降雨状況、地形等の情報について公表・周知を図る。

3 浸水予測区域の公表

市は、地下空間の管理者及び利用者が当該地下空間の危険性を認識できるように、浸水予測地域、氾濫シミュレーション等の公表・周知を進める。

4 浸水想定区域内の施設等の公表

市は、浸水想定区域内に地下空間又は主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。

第 4 洪水時の地下空間の管理者への洪水情報等の的確かつ迅速な伝達

市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内の地下空間及び主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

第 5 避難体制の確立

地下空間の管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、訓練を行うとともに、自衛水防組織を置かなければならない。

また、市と地下空間の管理者等が共同して、浸水災害の発生を想定した訓練の実施に努める。

とくに、市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた地下空間の所有者又は管理者においては、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを公表する。

第 6 地下施設への流入防止など浸水被害軽減

1 浸水防止施設設置の促進

市は、県と連携して、地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設の設置する民間事業者等に提供する。

2 浸水対策事業の集中的実施

市は、地下空間利用が高度に発展し、災害が発生するおそれのある地区においては、雨水対策下水道事業及び河川事業を連携して重点的な対策に努める。

第20節 避難対策計画

第1 方針

災害から地域住民を安全に避難させ、もって生命、身体を保護を図るため、市長は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。なお、避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図り、災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。

災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災対法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

また、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

1 マニュアルの作成

市は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

（１） 豪雨、洪水等の災害事象の特性に留意すること。

（２） 収集できる情報として次の情報を踏まえること。

ア 気象予警報及び気象情報

イ 河川の水位情報、指定河川洪水予報

（３） 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府）を参考にすること。

（４） 区域の設定に当たっては、河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）を踏まえること。

（５） 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること。

（６） 避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること。

ア 避難の勧告・指示を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

イ 高潮に係る避難勧告等については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等が発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

2 浸水想定区域における措置

浸水想定区域（水防法に基づくもの）の指定を受けた区域において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項に係る情報伝達、予警報の発令・伝達・避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

市地域防災計画で具体的に定める内容については、第2章第4節に定めるところによる。

第2 緊急避難場所の指定

1 広域避難場所

市長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

- (1) 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。
- (2) 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- (3) 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。
- (4) 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。
- (5) 広域避難場所は、大規模なけがれ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。
- (6) 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮する。
- (7) 地区分けをする場合においては、行政区単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

2 一時避難場所

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

第3 避難路の選定

緊急避難場所を指定した場合は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- 1 避難路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- 2 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- 3 避難路は、相互に交差しないものとする。
- 4 浸水等の危険のない道路であること。

第4 指定避難所の指定

市は、あらかじめ避難所を指定しているが、施設の老朽化、人口動態の変化等を勘案し、また地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所の整備を図る。

選定に際しては、次の点などに留意する。

避難所指定時の留意事項

- ① 避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であること。
- ② 円滑な救援活動を実施できること。
- ③ 一定の生活環境を確保できること。
- ④ 学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定すること。
- ⑤ 原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設は、避けること。
- ⑥ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努めること。
- ⑦ 災害発生時に複数の避難者がやむを得ず選定された避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録すること。

附属資料 ○ 指定避難所一覧

第5 避難所として適切な施設

避難所として適切な施設は公立学校、公民館等であるが、適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、平素から安全な広場等及び仮設に必要な避難用テント等の資機材の調達可能数を把握確認しておくものとする。

なお、必要に応じ行政界を越えての避難を考慮し、整備していくものとする。

第6 避難所における必要面積の確保

市は、避難所の避難状況に応じた最小限のスペースを次のとおり確保する。なお、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースの確保も不可欠であることに留意する。

一人当たりの必要占有面積

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

* 介護が必要な要配慮者の状況に応じて必要な規模の確保に努める。

第7 避難所に備えるべき設備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めるものとする。

情報受発信手段の整備	防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ等
運営事務機能の整備	コピー機、パソコン等
バックアップ設備の整備	投光器、自家発電設備等

第8 避難所の運営体制の整備

市は、平成27年度に作成した「あま市避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

第9 市及び学校、病院等防災上重要な施設の管理者の避難計画

市及び学校、病院等防災上重要な施設の管理者は、地域の特性、想定被害の種類に応じた具体的な避難計画を作成しておくものとする。

なお、作成にあたっては、災害危険箇所の把握に努めるとともに、危険箇所ごとの避難所と避難経路を明示すること。

第10 情報伝達体制の整備

市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。

第11 避難に関する意識啓発

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

1 緊急避難場所等の広報

緊急避難場所や避難所の指定を行った場合は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

(1) 緊急避難場所、避難所の名称

(2) 緊急避難場所、避難所の所在位置

(3) 避難地区分け

(4) 緊急避難場所、避難所への経路

(5) 緊急避難場所、避難所の区分

(6) その他必要な事項

・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと。

・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること。

2 避難のための知識の普及

市は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

(1) 平常時における避難のための知識

(2) 避難時における知識

・避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とすること。

・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること。）。

・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきこと。

(3) 避難場所、避難所滞在中の心得

3 その他

防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

第 2 1 節 帰宅困難者対策計画

第 1 市は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

1 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

2 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に滞在させておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

第 2 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第 2 2 節 生活必需物資の確保対策計画

第 1 方針

災害により、飲料水、食品、生活必需品の確保が困難な住民に対し、必要な物資を供給するため、集中備蓄、分散備蓄などにより、必要な生活物資の確保に努める。

第 2 飲料水の確保体制の整備

市は、県と相互に協力して、発災後 3 日間は 1 人当たり 1 日 3 リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう、被災後の経過日数ごとに、目標数量、給水方法などを定め、飲料水の確保体制の整備に努める。

- 1 給水車等の整備
- 2 給水用資機材の整備
- 3 相互応援体制の整備

市で対応できない大規模な災害を想定し、日本水道協会愛知県支部の水道事業者等と「水道災害相互応援に関する覚書」を締結しているが、今後とも他市町村との協定を締結するなど、相互応援体制の整備に努める。

附属資料 ○ 給水用資機材保有状況

第 3 食品及び生活必需品の確保

市、県を始め防災関係機関は、食品及び生活必需品の確保、備蓄倉庫の整備又は耐水性を考慮した保管場所の確保に努める。

1 米穀の確保

市は、県が策定した「応急用米穀取扱要領」9（市町村長が自ら主食を確保する場合）に基づき、事前に米穀販売業者等と米穀の供給協定の締結を行い、応急時の米穀の確保体制の整備に努める。

2 主食及び副食の確保

市は、市防災倉庫及び小・中学校等に乾パン・アルファ米を備蓄しているが、災害時に乾パンなどの主食とともに野菜などの副食を、自ら確保又は関係機関から調達できるよう、協力体制の確立に努める。

3 生活必需品の確保

市は、市防災倉庫及び小・中学校等に毛布等を備蓄しているが、必要量の確保が困難なときは、県へ援助の要請をする。

主な生活必需品は、次のとおりである。

- (1) 毛布
- (2) 被服（肌着等）
- (3) 日用品（タオル、石けん、ちり紙等）
- (4) 炊事道具・食器類（鍋、やかん、茶碗、はし等）
- (5) 光熱用品（エルピーガス、懐中電灯、ロウソク、乾電池等）
- (6) 医薬品等（救急セット等）
- (7) 衛生用品（生理用品、紙おむつ等）
- (8) 仮設トイレ
- (9) 簡易トイレ

附属資料 ○ 主食等の備蓄状況

第4 家庭内備蓄の推進

市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需品について、3日以上(可能な限り1週間分程度)の家庭内備蓄を推進する。

第２３節 防災訓練及び防災思想の普及計画

第１ 方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を最小限に食い止めるには、市を始めとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から各種災害について正しい認識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため、市は、防災訓練、教育、広報等を通じて防災意識の高揚を図る。

市は、防災週間、水防月間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。

第２ 防災訓練の実施

防災意識の高揚は、訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。

したがって、防災関係機関（市、消防団、学校等）は、毎年独自の訓練計画をたて、公共的団体、民間協力団体、学校及び地域住民等の協力を得て、あらゆる機会をとらえて科学的かつ計画的な図上又は実働訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の錬磨を図るものとする。

その際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

なお、実働訓練の実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、過去の災害を教訓としたより実践的なものとする。

訓練内容としては、次のものが考えられるが、当該機関の性格に応じ、適宜選択する。

１ 基礎訓練

（１） 水防（水防工法）訓練

「海部地区水防事務組合水防計画」に基づき、水防活動の円滑な遂行を図るため、地域の河川状況を勘案した水防訓練を実施する。

ア 実施時期

出水期前の最も訓練の効果のある時期に実施する。

イ 実施地域

河川の危険地域等洪水のおそれのある地域で実施する。

（２） 消防訓練

消防活動が円滑に実施できるよう、消防に関する訓練を実施する。

（３） 避難・救助訓練

市及び防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動とあわせ、又は単独で訓練を実施するものとする。

また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、高層建築物等にあっては、学生、利用者、従業員等の人命保護のため、避難施設の整備を図り、避難訓練を実施するものとする。

なお、都市型水害対策訓練、地下空間からの避難訓練についても実施に努めるものとする。

特に、自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底して行うとともに、要配

慮者の避難誘導を含む避難誘導訓練や安全確保訓練を行う。

(4) 通信訓練

市及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、東海地方非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、通信訓練を実施する。

(5) 非常招集訓練

市及び防災関係機関は、各種災害を想定し勤務時間外における職員、消防団等の円滑な参集、非常配備体制の万全を期するため、必要に応じ非常招集訓練を実施する。

(6) 各種救助訓練

倒壊家屋、自動車等からの救出訓練等、必要に応じて実施する。

2 総合防災訓練

前記の各種基礎訓練を有機的に組み合わせ、防災関係機関及び住民・事業所等が一体となって総合防災訓練を実施し、市地域防災計画の内容を習熟するとともに、市及び防災関係機関相互の協力体制の緊密化を図る。

また、災害応援に関する協定に基づき、応援協定締結団体等、さらにボランティア団体に対しても、総合防災訓練への参加を求める。

(1) 実施時期

災害発生が予想される前の訓練効果のある時期を選んで実施する。

(2) 実施場所

災害のおそれのある地域、又は訓練効果のある適当な場所において実施する。

3 訓練の検証

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。

4 図上訓練等

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部において応急対策活動に従事する本部要員に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施するものとする。

第3 防災思想の普及

1 職員に対する防災教育

防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもちろん、一般職員に対しても、機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災に関する事務又は業務などの知識及び実務等に関する講習会、研究会、研修会、映画会等を実施し、その指導を行うものとする。これらの教育は、必要に応じ、国、県等の防災関係機関と協力して実施する。

職員に対する防災教育は、市の地域防災計画及びあま市災害対策本部所掌事務に基づき「あま市災害時職員初動マニュアル」を策定するものとし、次の項目について教育する。

(1) 気象、災害についての一般的知識

(2) 災対法を中心とした法令等の知識

(3) 災害対策本部の組織及び任務分担

(4) 非常配備の基準及び連絡方法

(5) 被害の調査方法及び報告要領

2 住民に対する防災教育

(1) 災害に関する一般的知識

- (2) 正確な情報の入手
- (3) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (4) 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- (5) 警報等や避難指示等の意味と内容
- (6) 警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時にとるべき行動
- (7) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルール of 取り決め等）について、あらかじめ決めておくこと。）
- (10) 応急手当方法の紹介、平素から市民がすべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容

参考

● 平常時の心得に関する事項

- ① ラジオ、テレビなどの気象情報や防災上の注意事項をよく聞く。
- ② 災害時に、隣り近所の人と協力して避難などができるよう事前に話し合っておく。
- ③ 停電に備えて、懐中電灯、携帯ラジオなどを用意しておく。
- ④ 付近の地形からみて、どんな災害が起きやすいかよく知り、災害が起こった場合の安全な避難路を確かめておく。
- ⑤ 避難するときの携行品を非常袋に入れ、準備しておく。
- ⑥ 家や塀、商店の看板などを補修し、溝や下水は流れをよくしておく。
- ⑦ 電灯の引込線がたるんでいたり、破損していると、屋根や雨どいなどに触れて、漏電やスパークを起こし、火事になったり感電の危険があるので、事前に電力会社に知らせて修理しておく。
- ⑧ 風で折れたり、電線に触れたりするおそれのある木の枝は、切り落しておく。
- ⑨ プロパンガスのボンベは、倒れたり、浸水のとき流されたりしないよう安全にとめておく。

● 平常時から備えておく防災グッズ

各家庭の状況に応じて、水、食品のほか、印鑑、現金、救急箱、貯金通帳、懐中電灯、ライター、缶きり、ロウソク、ナイフ、衣類、手袋、ほ乳びん、インスタントラーメン、ラジオ、電池などを平常時から備えておくことが大切です。

● 災害発生時の心得に関する事項

- ① ラジオやテレビで気象情報、台風情報、防災上の注意事項をよく聞く。
- ② 外出や旅行はできる限り見合わせる。
- ③ 窓や雨戸などは、針金で止めるか板を当てる等して、早めに補強しておく。
- ④ 風当りの強い場所のガラス窓は、ビニールテープなどを貼り補強しておく。
- ⑤ 煙突、看板、塀などを針金で十分補強しておく。
- ⑥ 浸水のおそれのあるところでは、家財道具を台の上や2階へ移す。
- ⑦ 川の近くに住んでいる人は、川の水かさには注意する。
- ⑧ 増水などの危険を知らせるサイレン、警報に気を付け、隣り近所に知らせ合いましょう。
- ⑨ 切れた電線や垂れ下がった電線には、絶対に触れないようにする。

3 企業防災の促進

市及び県は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行なうものとする。

4 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

5 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第24節 自主防災組織・ボランティアに関する計画

第1 方針

大規模災害が発生した場合、交通機関等の途絶により防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されるおそれが見られるが、このような事態において被害を最小限にとどめ、災害の拡大を防止するには、平素から住民による自主防災組織を設けて出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。

このため、市は、地域住民及び事業所等などによる自主防災組織の設置を推進し、その育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとするとともに、いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要なため、自主防災組織及び防災関係機関等のネットワーク化の推進にも努めるものとする。

また、行政、住民、自主防災組織などが対応困難な大規模な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。

災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を確保した受入体制の整備とボランティアの相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）が不可欠である。

このため、市は、県と協力して、社会福祉協議会、日本赤十字社などのボランティア関係団体と連携し、災害時にボランティアの受入れが円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制を推進するものとする。

第2 自主防災組織

1 現況

本市においては、42の自主防災組織が設置されており、その組織率は100%となっている。毎年、自主的な訓練を実施し、防災の徹底と防火・防災思想の高揚に貢献している。

2 自主防災組織の設置・育成

自主防災組織が整備された地域においては、実践的な消火活動や定期的な訓練を行うなど、地域の防災活動の推進に成果を上げている。

本市においては、地域住民による自主防災組織は整備されているが、自主防災組織の設置推進及び充実・強化を図るため防災関係機関と連携して次の事業を実施する。

（1） 広報活動

自発的な防災組織の必要性を認識させ、あわせて防災意識の高揚を図るための広報活動を実施する。

（2） 防災教育

地域住民等を対象に自主防災組織の組織づくりを指導するとともに、災害及び防災に関する知識の高揚を図るための防災教育を実施する。

（3） 防災資機材等の交付

予算の範囲内で必要な防災資機材を交付するとともに、防災訓練実施経費等について補助金などを交付する。

3 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努める。

平常時の活動	災害発生時の活動
① 情報の収集伝達体制の確立	① 初期消火等の実施
② 防災知識の普及及び防災訓練の実施	② 地域内の被害状況等の情報の収集
③ 火気使用設備器具等の点検	③ 救出・救護の実施及び協力
④ 防災用資機材等の備蓄及び管理	④ 住民に対する避難勧告・指示の伝達
	⑤ 集団避難の実施
	⑥ 炊出しや救助物資の配分に対する協力

4 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進

市は、自主防災組織が消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。

5 防災リーダーの養成及び活用

県、市は、災害に対しての正しい知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーを養成し、地域防災の中心としての情報収集や伝達・発信を行えるような資質を養うために、防災リーダーを養成する。また、広報紙等を通じて「防災リーダー養成講座」の受講を呼びかけ、防災リーダーの養成に努める。

また、防災に関する知識と技術を身につけた防災リーダーが、地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、防災リーダーを積極的に活用するものとする。

第3 ボランティア

1 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(1) ボランティアの受入体制の整備

ア 市は、あらかじめ平常時において定期的に次の（ア）から（ウ）等の災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。

（ア） 災害対策本部内にボランティアの受入に必要の資機材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する。

（イ） 災害時にコーディネーターを派遣することを協力するボランティア関係団体（協力団体）にコーディネーターの派遣を要請する。

（ウ） 市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入を行う。

イ 市は、防災訓練等において、ボランティア関係団体の協力を得て災害ボランティアセンターの立上げ訓練を行う。

(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催

市は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市はボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修等を実施する。

市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するフォローアップ講座等を受講させるものとする。

(3) ボランティア関係団体との連携

災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、市は、平素から地域での連絡会の設置、ボランティア関係団体と災害時の協力体制の協定締結等を検討するな

ど、ボランティア関係団体との連携に努める。

(4) 防災ボランティアの活動の普及・啓発

市は、県と連携してボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、広報・啓発活動を行うように努めるものとする。

2 愛知県防災ボランティアグループ登録制度の周知

県は、大規模な災害が発生し、応急対策に必要な人員が不足した場合に備え、あらかじめ被災地に救援の手を差し延べる意思のあるグループを募集して愛知県防災ボランティアグループとして登録し、災害発生に伴う情報収集員が不足したときに無線ボランティアの協力を得るほか、被災地における輸送・一般作業の協力を得ることとしている。

市は、住民や住民グループ等に対し、広報紙を通じて当該制度の周知を図り、愛知県防災ボランティアグループへの登録を促すものとする。

第 2 5 節 応援体制の整備計画

第 1 方針

市は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど広域的な応援体制の整備を図るものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

第 2 実施内容

1 応援要請手続きの整備

市は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

2 相互応援協定締結の推進

市は、他の市町村との間で災害に関し、物資等の提供、斡旋及び人員の派遣などについて市町村相互応援協定を締結するよう努める。

3 応援部隊等に係る広域応援体制の整備

(1) 緊急消防援助隊

県及び市は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

(2) 広域航空消防応援

県及び市は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(3) 県内の広域消防相互応援

市は、愛知県内に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

4 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備

ア 防災活動拠点の確保等

市は、円滑に国、県等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

イ 訓練、検証等

市は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第26節 防災に関する調査研究推進計画

第1 調査研究体制の確立

災害は広範な分野にわたる複雑な現象であり、かつ、その実態は地域的特性を有するので、防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連繋を図るとともに、地域の特性に応じた総合的かつ一体的調査研究体制を確立し、その効率的推進を図る。

第2 重点をおくべき調査研究事項

重点をおくべき調査研究事項は、次のとおりである。

1 危険地域の把握

次の危険地域について、広範囲にあらゆる角度から現況調査を行い、その実態を把握する。

- (1) 浸水危険区域
- (2) 河川注意箇所
- (3) 道路注意箇所
- (4) 液状化危険地域
- (5) 火災延焼危険地域

2 自然条件の調査

次の事項について調査を行う。

- (1) 地形
- (2) 地質
- (3) 地盤構造
- (4) 気象

3 危険地区の被害想定

災害時において迅速的確な災害対策が実施できるように社会的要請が強く、かつ調査の促進が必要とされている前記1の危険地域について関係機関等と共同して実態調査を行い、この調査結果並びに過去に受けた災害状況等から被害想定をする。

第3 調査研究成果の活用

1 調査研究成果の活用

調査研究の成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録して広く関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。

2 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

市においては、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル（地区単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな地区別防災カルテ・防災マップ等の作成を積極的に推進する。

さらに、災害危険地域及び避難場所、避難路等を具体的に示したハザードマップの作成、公表に努める。

3 地籍調査

市は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

第 2 7 節 企業防災の促進計画

第 1 方針

1 企業防災の重要性

企業の事業継続・早期再建は住民の生活再建や市の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。

しかしながら、想定されるような大規模地震においては、従来の国・地方公共団体を中心とした防災対策だけでなく国全体として災害に備える必要があり、愛知県地震防災推進条例に掲げる自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取組が極めて重要となる。

大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業の継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という））の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

2 企業防災の促進

市は県及び商工団体等と協力し、企業の防災意識の向上を図り、災害時の企業の果たす役割が十分に実施できるよう、事業継続計画（BCP）の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

第 2 対策

1 企業の取組

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、の防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

(3) 二次災害の防止

落下の防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

(5) 洪水、雨水出水及び高潮浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置

第2章第4節第6、第7参照

2 企業防災促進のための取組

市は、県及び商工団体等と協力し、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進

ア 普及啓発活動

市は県及び商工団体等と連携し、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市が策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制の整備

市は県及び商工団体等と連携し、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。

第 3 章

災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画（組織の動員配備計画）

第1 方針

市の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部をできる限り速やかに設置し、その活動体制を確立する。

要員（資機材を含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

第2 災害対策本部

1 災害対策本部の設置及び廃止

（1） 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、次の基準により設置するものとする。

ア 次の警報のいずれかが尾張西部に発表され、市長が必要と認めるとき。

- （ア） 大雨特別警報
- （イ） 暴風特別警報
- （ウ） 暴風雪特別警報
- （エ） 大雪特別警報
- （オ） 大雨警報
- （カ） 暴風警報
- （キ） 洪水警報
- （ク） 暴風雪警報
- （ケ） 木曽川中流、下流氾濫警戒情報
- （コ） 日光川氾濫警戒情報
- （サ） 庄内川氾濫警戒情報
- （シ） 新川氾濫警戒情報

イ 小規模又は相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき。

（2） 災害対策本部の廃止基準

予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急対策が概ね完了したと認められるときに廃止する。

2 組織、機構

（1） 災害対策本部の組織

災害対策本部は、本部長、副本部長並びに企画財政部、総務部、市民生活部、福祉部、建設産業部、上下水道部、教育部をもって構成し、市長を本部長とし、副本部長に副市長及び教育長をあてる。

災害対策本部に本部員会議を置き、災害応急対策の基本的事項について協議、決定する。

災害対策本部の組織図は、資料編1-1に定めるとおりである。

（2） 災害対策本部の設置場所

災害対策本部はあま市役所本庁舎に設置する。本庁舎が被災した場合は、速やかに代替施設を指定し、職員及び住民に周知するものとする。

(3) 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長、本部員にあてられている者をもって組織し、災害応急対策の基本的な事項について協議し、又は本部長の指示を受ける。

ア 本部員会議の開催

- (ア) 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。
- (イ) 本部員会議は、特別の指示がない限り、本庁舎で開催する。
- (ウ) 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (エ) 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。
- (オ) 本部員は、会議の招集を必要と認めたときは、本部長にその旨を申し出るものとする。
- (カ) 本部員が会議に出席できないときは、代理の職員を出席させなければならない。

イ 本部員会議の協議（指示）事項

- (ア) 本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。
- (イ) 災害情報及び被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (ウ) 被災調査の方法及び基準に関すること。
- (エ) 救護物資等給与の基準に関すること。
- (オ) 避難の勧告・指示に関すること。
- (カ) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- (キ) 国、県の機関、公共機関、他市町村又はその他の機関、団体等に対する応援の要請に関すること。
- (ク) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (ケ) その他災害対策に関する重要な事項

ウ 決定又は指示事項の周知

会議の決定又は指示事項のうち職員又は一般住民に周知を要する事項については、本部員又は班長は、速やかにその徹底を図るものとする。

(4) 本部連絡員

本部員会議と各部の連絡、部相互間の連絡調整及び各部の関係被害情報の収集を円滑なものとするため、各部に本部連絡員を置く。本部連絡員は、各課の課長補佐又は係長相当職とする。

本部連絡員は、次の事項に留意する。

ア 本部連絡員は各部の代表班長があたり、次の事務処理を行う。

- (ア) 本部員会議と各部の連絡調整に関すること。
- (イ) 各部の被害報告等収集に関すること。

イ 本部連絡員の注意事項

- (ア) 本部連絡員は、積極的に相互協力を行い、被害及び災害対策活動に関する全般の情報資料の収集及び整備に努めるものとする。
- (イ) 本部連絡員において措置することが困難な事項については、速やかに各主務部長に連絡し、円滑な処理を図るものとする。

3 部の任務分担

各部の部長は、本部長の命を受けて、部内の事務又は業務を掌握し、所属の職員を指揮監督する。班長は、部長の命を受けて、班の事務又は業務を掌握し、班員を指揮する。

なお、各部は、あま市災害対策本部を設置する原因となった災害の種類、規模等を踏まえ、実施すべき災害応急対策の内容、程度等に応じて、臨機応変に相互応援協力するものとする。

各部及び各班の任務分担（災害対策本部所掌事務）は、資料編 1-2 を参照のこと。

4 設置及び廃止の伝達（通知）

市長は、災害対策本部を設置し、又は廃止した場合には、次の関係機関等にその旨を伝達（通知）するとともに、必要に応じて災害応急対策に係る措置について指示、報告等を行う。

伝 達（通 知） 先	方 法
役 所 内	庁内放送、グループウェア
市 出 先 機 関 及 び 学 校	電 話、グループウェア
あ ま 市 消 防 団	電話又は市防災行政用無線、サイレン、メール
海 部 県 民 セ ン タ ー（ 県 災 害 対 策 本 部 尾 張 方 面 本 部 海 部 支 部 ）	県防災行政無線又は電話、高度情報通信ネットワーク
津 島 警 察 署	電 話
海 部 東 部 消 防 組 合 消 防 本 部	電 話
海 部 地 区 水 防 事 務 組 合	電 話
中 部 電 力 株 式 会 社 津 島 営 業 所 東 邦 瓦 斯 株 式 会 社 美 和 サービス センター 西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 尾 張 フィールド サービス センター	電 話
区 長	電 話

5 標識等

（1） 災害対策本部の標識

災害対策本部が設置されたときは、その設置を示す標示板を市役所本庁舎正面玄関に掲げるものとする。

（2） 標旗

災害応急対策に使用する車両及び舟艇には、指定の標旗をつけるものとする。

（3） 服装

災害応急対策に従事する職員の服装は、防災服（水防服、消防服を含む。）とするが、状況により活動に適した服装を着用することができる。

（4） 腕章

災害対策本部が設置されたときは、本部長、副本部長、本部員、班長及びその他職員は、それぞれ指定の腕章を着用するものとする。

（5） 身分証明書

職員の身分の証明書は、災対法第83条第2項に規定する身分を示す証票とする。

附属資料 ○ 災害対策本部の標識等

第3 非常配備

1 非常配備の区分

非常配備は、次の3段階に区分する。

（1） 第一非常配備

災害が発生するおそれがあり災害の規模、状況の推測が困難である場合で今後の状況の推移に注意を要するとき、又は小規模の災害が発生したときなどに必要最小限の組織による活動態勢を整備し、災害応急対策を推進する。

また、第一非常配備においては、準備配備と初動体制の2段階とする。

(2) 第二非常配備

相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したときなどに各部班の所要の組織による活動態勢を整備し、災害応急対策を推進する。

(3) 第三非常配備

大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したときに各部班の全組織による活動態勢を整備し、災害応急対策を推進する。

2 非常配備基準

非常配備の各段階における指令の時期及び非常配備員等は、資料編1-3の非常配備基準のとおりとする。

なお、非常配備の指令は、非常配備基準に掲げる気象予警報等のいずれかが発表された場合、発表と同時に自動的になされたものとする。

3 非常配備体制下の活動

非常配備体制下の活動の重点は、概ね次のとおりである。

(1) 第一非常配備体制下の活動

ア 名古屋地方気象台及びその他関係機関と連絡をとり気象情報等を収集する。

イ 雨量、水位等に関する情報を収集する。

ウ 第一非常配備を行う各班の責任者は、関係機関からの情報又は連絡に即応して、随時待機職員に対し必要な指示を行うものとする。

(2) 第二非常配備体制下の活動

ア 本部の機能を円滑ならしめるため、本部員会議室を開設する。

イ 関係の部の各班長は、情報の収集を行い、直属部長に報告し伝達体制を強化する。

ウ 総務部長は、関係部長及び防災会議委員と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、関係住民の避難立退きその他緊急措置について本部長に報告し、及び必要な運営を行うものとする。

エ 総務部長は、現在までの情報及び住民に対する指示事項を取りまとめ、必要に応じ周知するものとする。

オ 各部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。

(ア) 事態の重要性を職員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせる。

(イ) 装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて、被害予想地へあらかじめ配置する。

(ウ) 関係各班及び関係機関との連絡を密にし、活動体制を整備する。

カ 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。

(3) 第三非常配備体制下及び被害発生後の活動

第三非常配備が発令された後及び被害が発生した後は、各部長は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を本部長に報告するものとする。

4 伝達方法

災害応急対策を円滑に実施するため平常時において体制を確立しておき、非常の際はこれに基づき速やかに行動するものとする。

(1) 平常時の措置

各非常配備の編成については、資料編1-4のとおりである。この編成は、毎年見直しを図り常に現状に適合したものとする。

(2) 発災時の非常配備の伝達等

ア 勤務時間内

(ア) 安全安心課は、非常配備に該当する注意報、警報等を受理したときは、直ちに庁内放送・加入電話等により、気象予警報等の種類及び配備の種別を伝達するものとする。

(イ) 非常配備担当職員は、直ちに所定の配備につくものとする。

イ 勤務時間外

(ア) 当直員は、非常配備に該当する注意報、警報等を受理したときは、直ちに総務部長、安全安心課長及び必要と認める上司に報告し、その指示を受けなければならない。

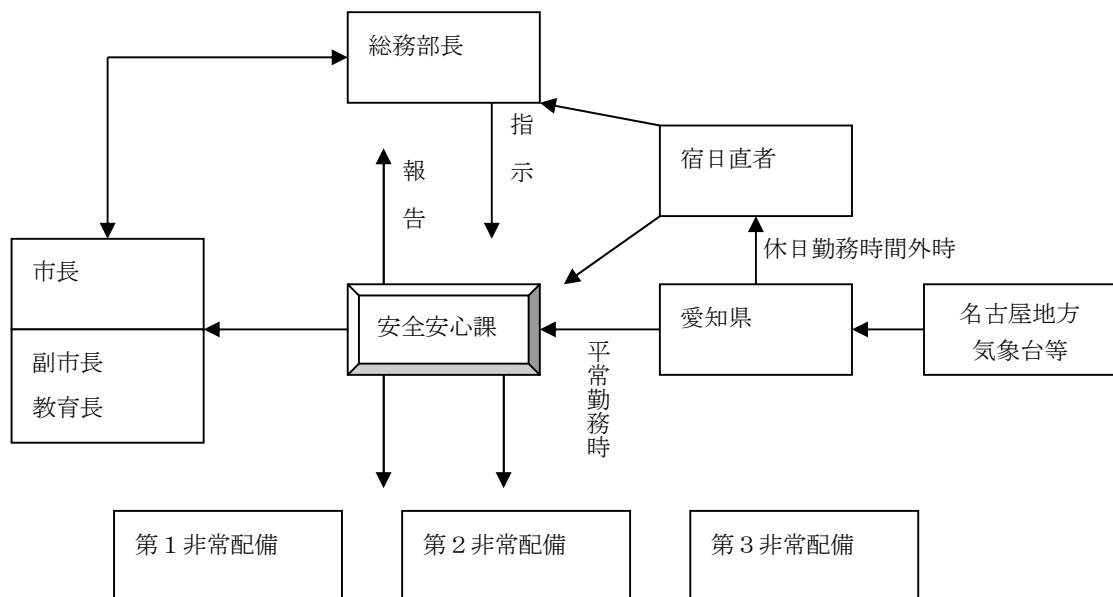
(イ) 当直員は、総務部長、安全安心課長及び必要と認める上司から報告に対する指示を受けたときは、速やかに関係者並びに指令された非常配備の各部班の責任者に緊急連絡を行う。

(ウ) 各部班の責任者は、当直員から連絡を受けたときは、直ちに部班内の非常配備担当職員に連絡しなければならない。

(エ) 各部班の非常配備担当職員は、各部班の責任者から連絡を受けた場合は、直ちに登庁し所要の配備体制につくものとする。

(オ) 各部班の責任者は、あらかじめ職員の非常連絡の系統並びに動員計画を定め、所要の職員に対し周知徹底しておかなければならない。

伝達系統図



5 参集場所

参集場所は本庁舎とするが、その他の公共施設の職員は、当該各施設に参集するものとする。

参集時の留意事項

① 参集困難な場合の措置

災害の状況により、参集場所への参集が困難な場合には、最寄りの市施設、指定避難所等に参集し、所属長に連絡するとともに、当該施設責任者の指示に基づき、必要な応急活動を実施する。

② 参集の最優先

参集途上において、住民等から救急救助その他応急活動の実施を求められた際には、人命に関わる救助活動以外、参集に努める。

③ 参集途上の情報収集

道路の通行可能状況、各地区の被害状況など、気が付いた点を参集後、直ちに所属長等に報告する。

6 職員の動員要請

災害応急活動を実施するに当たって、対策要員が不足する場合は、部内で調整するものとするが、部内調整だけでは実施が困難な場合は、他部の応援を得て応急活動を実施する。

(1) 動員要請

各部長は、他部の職員の応援が必要な場合は、総務部長に次の事項を示して応援を要請する。

ア 応援内容

イ 応援を要する人員

ウ 応援を要する日数

エ 出動場所

オ その他必要事項

(2) 動員の措置

総務部長は、応援要請内容、また災害対策全体の応急活動状況等を勘案して、緊急の応急活動業務の少ない部から動員の指示を行う。

7 待機職員

災害に係る活動について特定の任務を与えられていない職員又は与えられた任務を終了した職員は、それぞれの所属する班の事務室又は自宅で待機し、上司から出動命令のあったときは直ちに出勤できる態勢を整えておくものとする。

8 関係機関への伝達

非常配備体制を敷いた場合は、直ちに次表の関係機関にその内容等を伝達する。

伝 達 先 関 係 機 関					
あ	ま	市	消	防	団
海	部	東	部	消	防
海	部	地	区	水	防
海	部	県	民	セ	ン
津	島	警	察	署	一

- 附属資料
- あま市災害対策本部組織図
 - あま市災害対策本部所掌事務
 - 非常配備基準
 - 非常配備編成表

第2節 通信運用計画

第1 方針

市は、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達など重要通信の疎通を確保するため、通信施設の適切な利用を図るものとする。

災害時における迅速、的確な情報の収集及び伝達を図るための通信手段の確保については、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、電話・電報施設の優先利用又は警察通信設備、非常通信等を利用し、防災関係機関相互の有機的な災害応急対策活動の円滑な遂行を図る。

第2 県防災行政無線の活用

県庁、県地方機関及び主要防災関係機関とネットワーク化されている県防災行政無線を活用し、速やかに災害に関する情報を収集するとともに、市内の被害状況等を県に報告する。

なお、防災行政無線は、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うにあたり緊急を要する場合は所定の手続を経て、これを他人にも利用させることができる。

附属資料 ○愛知県防災行政無線局

第3 県防災情報システムの使用

市は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

第4 市防災行政用無線の活用

市は、市防災行政用無線を活用し、災害に関する予報、警報又はその他災害応急対策に必要な指示、命令等の伝達、災害現場等との通信の確保を図る。

附属資料 ○あま市防災行政用無線局一覧

第5 防災相互通信用無線局の活用

市は、防災対策に関する通信を相互に行うために設置された防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。

本市の防災相互通信用無線局の設置状況は、次のとおりである。

基 地 局	陸上移動局	備 考
1 局	<u>113局</u>	466.925MHz 帯

第6 電話・電報施設の優先利用

1 一般電話及び電報

(1) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

市は、災害時における非常通話等の運用の迅速性及び電話のふくそうの回避のため、あらかじめ発信する電話番号を、次のとおり西日本電信電話株式会社名古屋支店に「災害時優先電話」として登録している。

管 理 課	登 録 電 話 番 号
安 全 安 心 課	444-0862、444-1001、442-7700

(2) 非常扱いの電報

天災事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、非常扱いの通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。ただし、気象業務法に基づく警報の次順位となる。

電報発信に当たって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」（22時以降翌朝8時まででは、0120-000115で受付）にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。

発信時の明示事項

- 非常扱いの電報の申し込みであること。
- 発信電話番号と機関名
- 電報の宛先の住所と機関名などの名称
- 通信文と発信人名

(3) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

電報発信に当たって電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」（22時以降翌朝8時まででは、0120-000115で受付）にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。

発信時の明示事項

- 緊急扱いの電報の申し込みであること。
- 発信電話番号と機関名
- 電報の宛先の住所と機関名などの名称
- 通信文と発信人名

ア 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告、又は警報を内容とする電報であって、気象庁及び出先機関相互に行うもの

イ 航空機の遭難に際し、その救援に必要な緊急事項を内容とする電報であって、遭難の事実を知った者とその救援に直接関係ある機関との間、又はこれらの機関相互間に発受するもの

ウ 火災、集団的 disease、交通機関の重大な事故その他これらに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その事実を知った者とその予防、救援、復旧等に直接関係

ある機関との間、又はこれらの機関相互間に発受するもの

2 専用電話の利用

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、鉄軌道電話、電気事業電話等があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

第7 有線通信途絶時の通信施設の優先利用（非常通信）

有線通信が途絶し、利用ができないときは、他機関の無線通信施設を利用することができる。この場合の要件としては、内容が急を要するもので、電話又は電報施設及び自己の通信施設の使用が不可能な場合に限られる。

1 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員の無線局を選定することが望ましい。

2 非常通信の通信内容

- (1) 人命の救助に関するもの
- (2) 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの
- (3) 緊急を要する気象等の観測資料に関するもの
- (4) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの
- (5) 遭難者救護に関するもの（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。）
- (6) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの
- (7) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のために必要なもの
- (8) 県、市の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (9) 電力設備の修理復旧に関するもの
- (10) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

3 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

第8 放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。なお、この場合、市長は、知事を通じて依頼する。

なお、放送事業者との連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

第9 無線通信施設に障害が生じた場合の措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするから、速やかに各機関は、応急措置をとる。

第3節 情報の収集・伝達計画

第1 方針

気象予報警報等、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動体制の万全を図るうえにおいて欠くことができないものであるため、情報の迅速かつ的確な収集、伝達の要領等について定めるものとする。

また、発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。

第2 災害情報等の収集及び伝達

1 情報の一般的収集・伝達系統

市は、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関及び住民に伝達を行う。

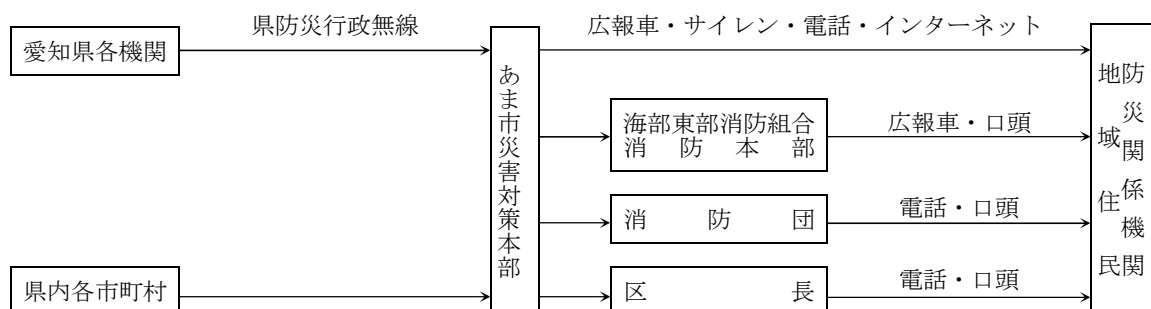
情報の収集伝達については、市が保有する通信手段を有効に活用するものとし、防災行政用無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめNTT西日本に登録している災害時優先電話あるいは携帯電話を利用する。

同時多発的に災害が発生した場合には、電話がふくそうするので、災害時優先電話の活用により防災関係機関相互の回線を確保する。

なお、通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。

また、災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。

さらに、マスメディアと緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。



2 異常現象発見時の通報

(1) 災害の発生が予想される異常現象（異常水位、河川堤防の異常、火災等）を発見した者は、その現象が水防、消防に関する場合には市長又は海部東部消防組合消防本部に、その他の場合には市長又は津島警察署に通報する。

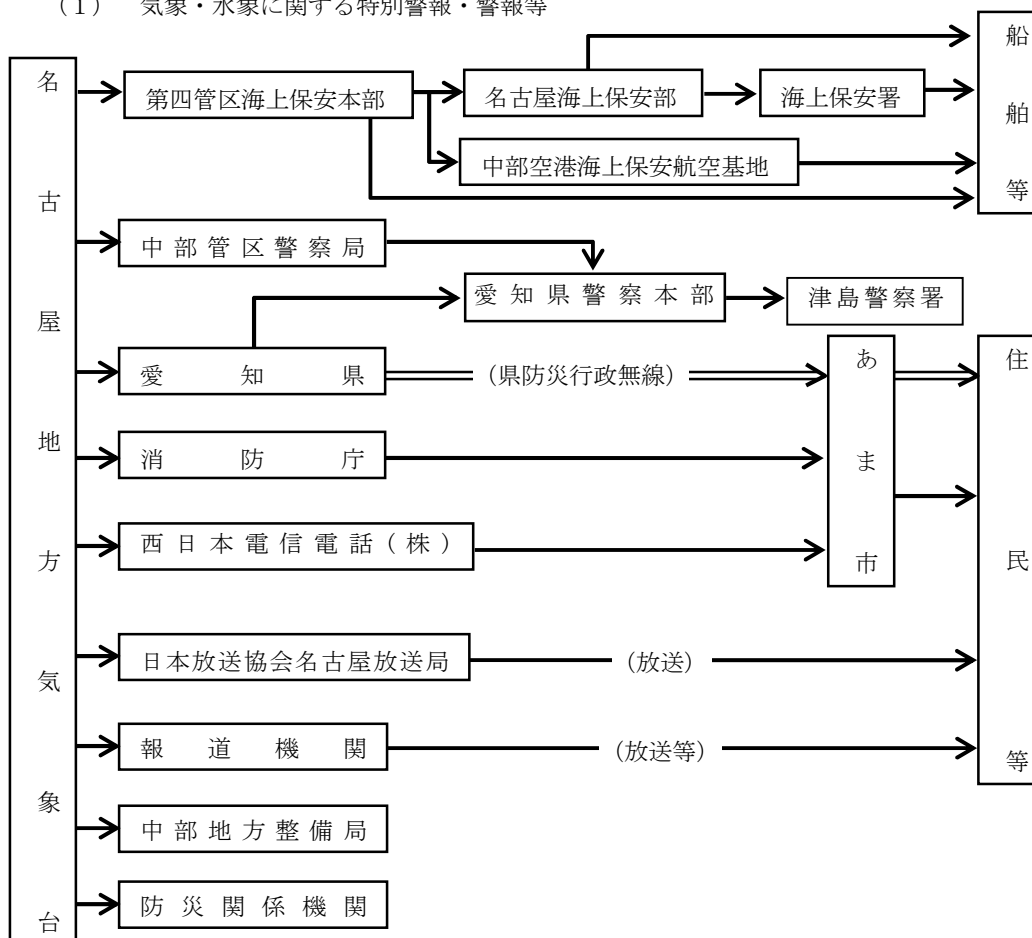
(2) (1) について通報を受けた警察官、消防長は、直ちに市長に通報する。

(3) 上記の(1)、(2)により異常現象を承知した場合、市長は直ちに関係機関に通報する。

3 気象警報等の伝達系統

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく気象・水象に関する特別警報・警報等、消防法に基づく火災予防のための気象通報並びにこれらに関連して必要とされる各種の情報及び対策通知を災害対策関係機関相互の間において迅速かつ的確に受領、伝達し、非常事態に対する適切な防災措置を図る。

(1) 気象・水象に関する特別警報・警報等

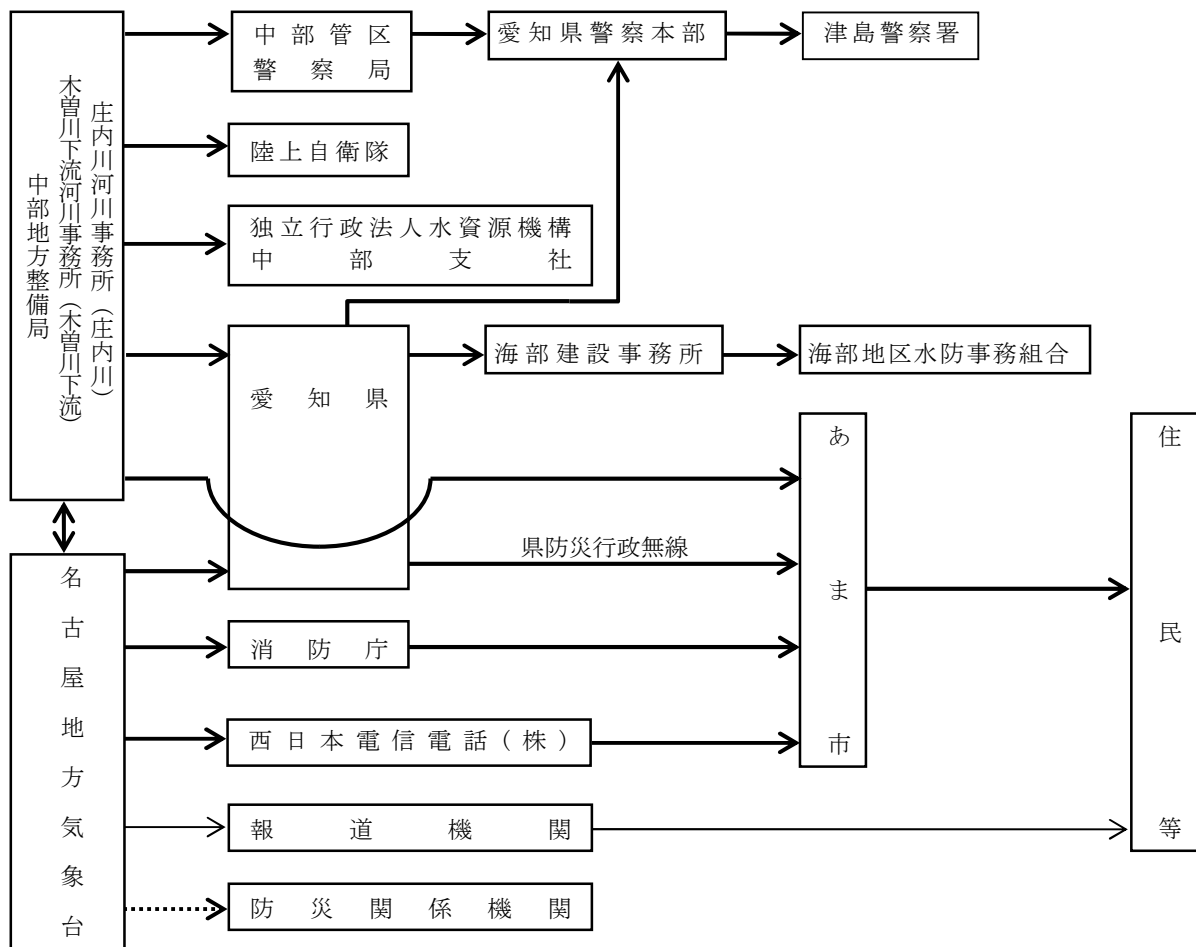


(注)

- 1 二重線経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- 2 気象庁本庁から西日本電信電話（株）には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

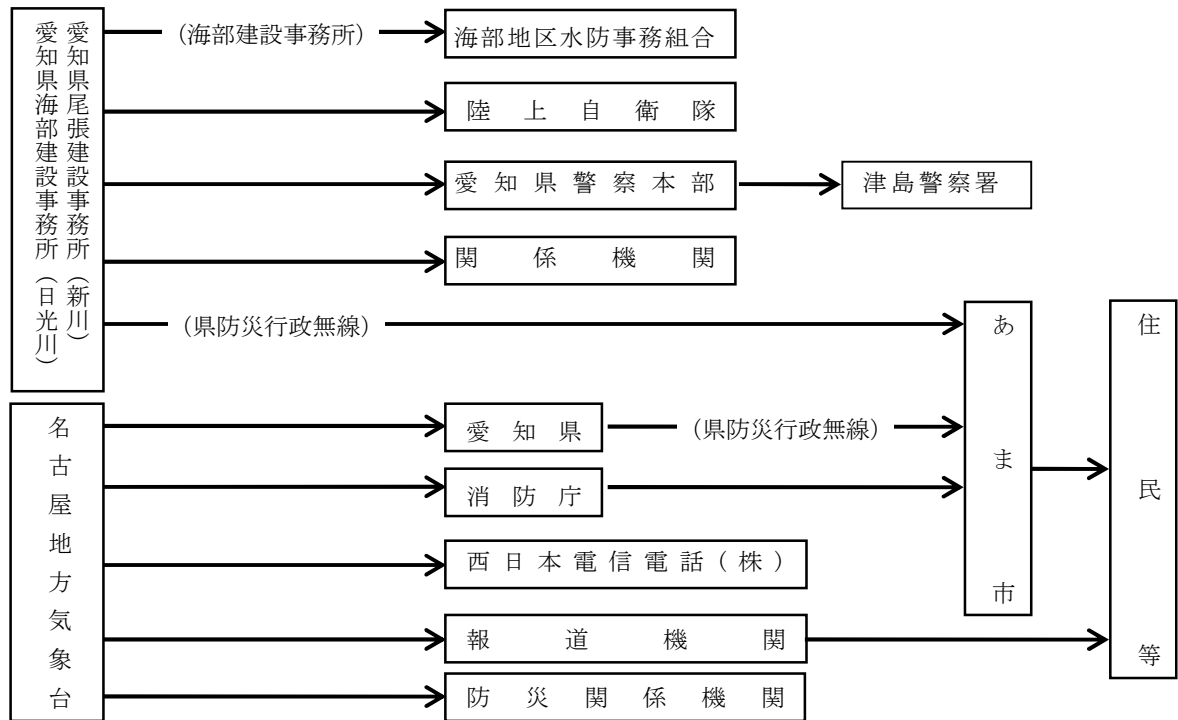
(2) 洪水予報

ア 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報（木曽川・庄内川）



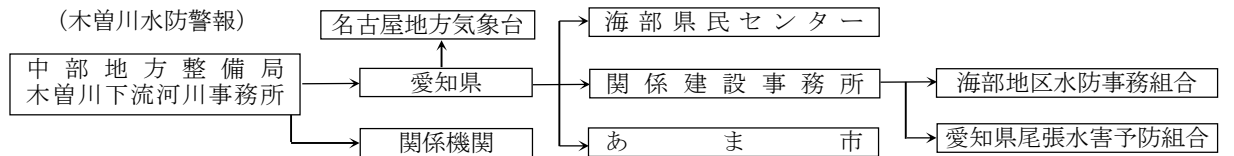
イ 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報

・新川・日光川洪水予報

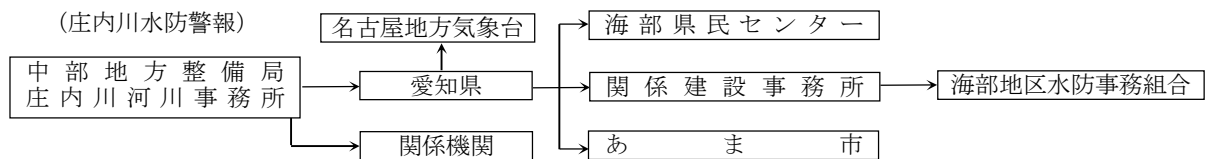


(3) 水防警報

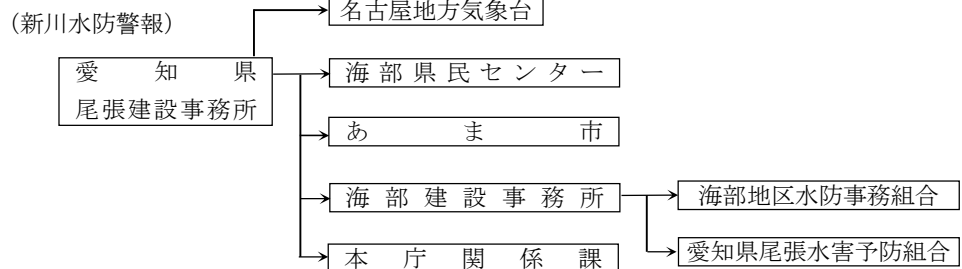
ア 木曽川水防警報の伝達系統



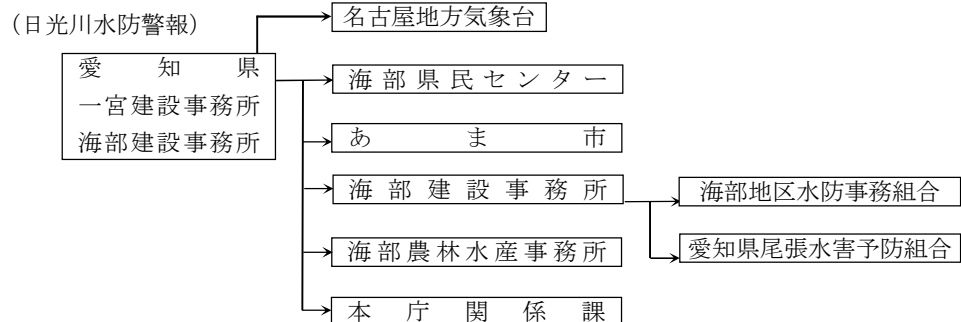
イ 庄内川水防警報の伝達系統



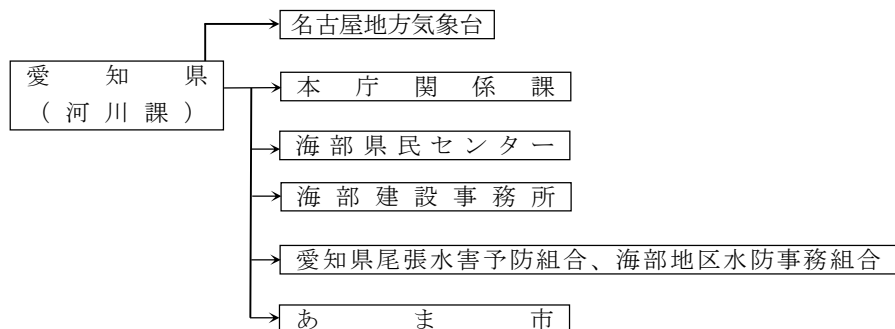
ウ 新川水防警報の伝達系統



エ 日光川水防警報（古瀬地区）の伝達系統



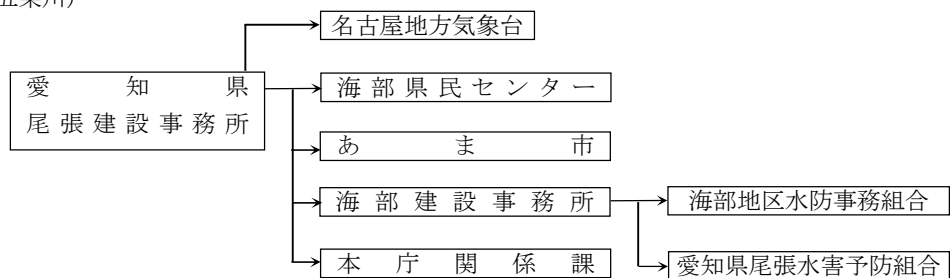
オ 愛知県津波水防警報の伝達系統



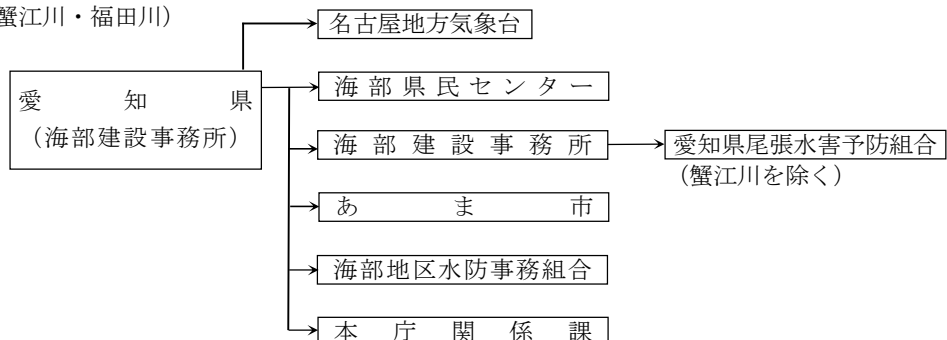
(4) 水位周知河川の水位情報（避難判断水位（特別警戒水位）、氾濫危険水位、氾濫発生）

知事が通知する水位周知河川（避難判断水位（特別警戒水位）、氾濫危険水位、氾濫発生）は、次のとおりである。

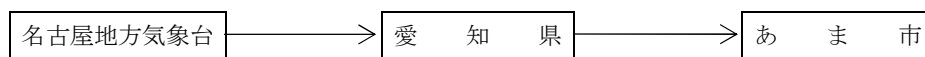
(五条川)



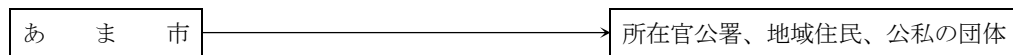
(蟹江川・福田川)



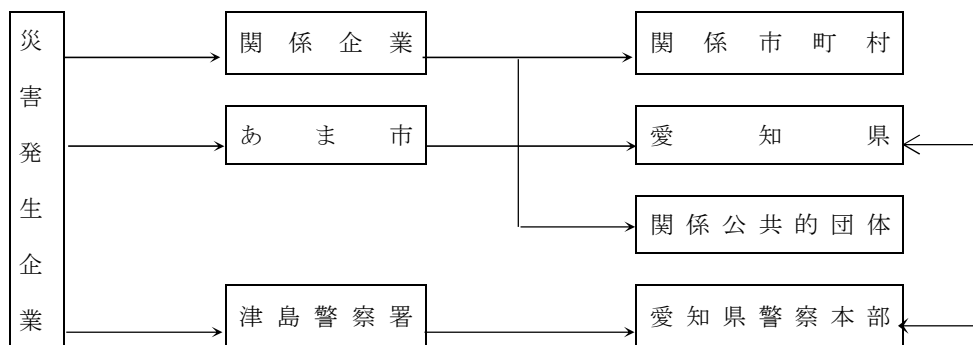
(5) 火災気象通報



(6) 火災警報



4 特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統（陸上災害の場合）



5 気象予報警報等の種類と発表基準

(1) 気象・水象に関する予報警報

名古屋地方気象台が異常気象等によって県内に災害が起こるおそれがあると予想したとき発表する。
発表の基準は次のとおりである。

平成27年3月26日現在

あま市	府県予報区		愛知県	
	一次細分区域		西部	
	市町村等をまとめた地域		尾張西部	
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	3時間雨量110mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	－
	洪水		雨量基準	3時間雨量110mm
			流域雨量指数基準	福田川流域=10, 蟹江川流域=19, 五条川流域=22
			複合基準	3時間雨量80mmかつ流域雨量指数 福田川流域=8
	暴風		平均風速	20m/ s
	暴風雪		平均風速	20m/ s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ20cm
	波浪		有義波高	
高潮		潮位		
注意報	大雨		雨量基準	3時間雨量50mm
			土壌雨量指数基準	116
	洪水		雨量基準	3時間雨量50mm
			流域雨量指数基準	福田川流域=8, 蟹江川流域=15, 五条川流域=18
			複合基準	－
	強風		平均風速	13m/ s
	風雪		平均風速	13m/ s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度30%で、実効湿度60%	
	なだれ			
低温		冬期：最低気温-4℃以下		
霜		晩霜期に最低気温3℃以下		
着氷・着雪		著しい着氷（着雪）が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

(注) ① 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。

② 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。

③ 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

④ 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

⑤表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白で、大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないものについてはその欄を“－”で、それぞれ示している。

⑥大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。

⑦土壌雨量指数基準値は1 km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。

1 km四方毎の基準値については、別添資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。

⑧洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。

⑨地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

（２） 木曽川・庄内川洪水予報

中部地方整備局と名古屋地方気象台が共同して、木曽川・庄内川に洪水のおそれがあると予想したとき発表する。

洪水予報の種類と発表基準は、次のとおりである。

種 類	発 表 基 準
氾 濫 注 意 情 報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに上昇すると見込まれるときに発表する。
氾 濫 警 戒 情 報	基準地点の水位が氾濫危険水位程度又は氾濫危険水位を超える洪水となるおそれがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお水位上昇が見込まれるときに発表する。
氾 濫 危 険 情 報	氾濫危険水位に到達したときに発表する。
氾 濫 発 生 情 報	堤防から水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸水が確認されたときに発表する。
解 除	洪水の危険がなくなつたと認められるときに発表する。

※洪水予報が継続しているときに、補足情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する。

（３） 新川・日光川洪水予報

愛知県と名古屋地方気象台が共同して、日光川に洪水のおそれがあると予想したとき発表する。

尾張建設事務所と海部建設事務所が名古屋地方気象台と共同して、新川、日光川に洪水のおそれがあると予想したとき発表する。

洪水予報の種類と発表基準は、次のとおりである。

種 類	発 表 基 準
氾 濫 注 意 情 報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに上昇すると見込まれるときに発表する。
氾 濫 警 戒 情 報	基準地点の水位が氾濫危険水位程度又は氾濫危険水位を超える洪水となるおそれがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお水位上昇が見込まれるときに発表する。
氾 濫 危 険 情 報	氾濫危険水位に到達したときに発表する。
氾 濫 発 生 情 報	堤防から水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸水が確認されたときに発表する。
解 除	洪水の危険がなくなったと認められるときに発表する。

※洪水予報が継続しているときに、補足情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する。

（４） 水位情報の周知

知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、避難判断水位（水防法第１３条で規定される特別警戒水位。以下同じ。）を定め、当該河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したときには、その旨を関係者（知事、水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるものである。

（５） 水防警報（知事が水防警報を行う河川）

知事が指定する河川において対象水位観測所の水位が警戒水位に達するか、若しくは警戒水位を超え、災害の発生が予想される場合において、水防を必要とする旨の報告を発表する。

水防警報の段階と内容は、次のとおりである。

段 階	内 容
準 備	氾濫注意水位（警戒水位）を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの
出 動	出動水位を超過し、水防団員等の出動を通知するもの
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの
解 除	水防活動の終了を通知するもの

附属資料 ○各予警報の基準地点等

(6) 火災気象通報

名古屋地方気象台が気象の状況について火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を通報する。

ア 実施官署等

火災気象通報の実施官署、担当区域、通報先及び通報手段は、次のとおりとする。

実 施 官 署	担 当 区 域	通 報 先	通 報 手 段
名古屋地方気象台	愛 知 県	愛知県防災局災害対策課	専用 F A X

イ 実施基準

火災気象通報実施基準（基準値は名古屋地方気象台の値）は、次のとおりとする。

(ア) 実効湿度が60%以下になり、かつ、最小湿度が35%以下になる見込みのとき。

(イ) 実効湿度が60%以下で最小湿度が40%以下になり、かつ、最大風速が10m／s 以上になる見込みのとき。

(ウ) 最大風速12m／s 以上になる見込みのとき。ただし、降雨・降雪中は通報しないこともある。

ウ 通報時刻等

(ア) 原則として、午前10時まで実施する。

(イ) 通報事項の有効期間は、発表時から翌日午前10時までとする。

(7) 火災警報

知事から火災気象通報を受けた場合、市長が必要に応じて発する。

(8) 対策通報

水防活動、関係住民の避難、災害救助等、各種の重要な防災措置に関して災害対策関係機関が行う。

6 受領、伝達要領

(1) 受理責任者

県及び関係機関からの気象予報警報等の受理責任者は、総務部長とする。

(2) 市長及び職員等への伝達

気象予報警報等を受領した総務部長は、気象の状況と通報の内容を検討し、必要と認めるものについては市長に報告するとともに、庁内放送により職員に伝達し、あるいは、その内容により関係部課長に伝達する。

(3) 住民及び関係機関等への伝達

各部課長は、庁内放送又は個々に総務部長から気象警報等の伝達を受けた場合は、速やかに、その内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、必要により住民、市内の官公署、学校その他関係機関へ所要の連絡を行うものとする。

(4) 気象予報警報等の市内伝達系統

気象予報警報等を住民、市内官公署、学校その他の関係機関に周知徹底を図る方法は、前記「1 情報」の一般的収集・伝達系統によるものとする。

(5) 書類の作成及び保存

総務部長は、気象予報警報等の受領伝達その他の処理に関する取扱いの責任を明らかにし、書類を作成し、保存するものとする。

第3 被害情報

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、異常な現象、被害状況等の情報を速やかに収集し、他機関に伝達する。

1 被害情報の収集

(1) 被害状況の調査

災害現地の実態を把握するため、市災害対策本部各班は、津島警察署、海部東部消防組合消防本部及び区長等の応援を得て、各班の所管事項について被害状況を調査する。

なお、各地区の被害調査は、区長若しくは自主防災会長が被害調査表によって行うものとする。

(2) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に被災状況調査票（兼台帳）を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

(3) 応援協定に基づく災害情報の把握

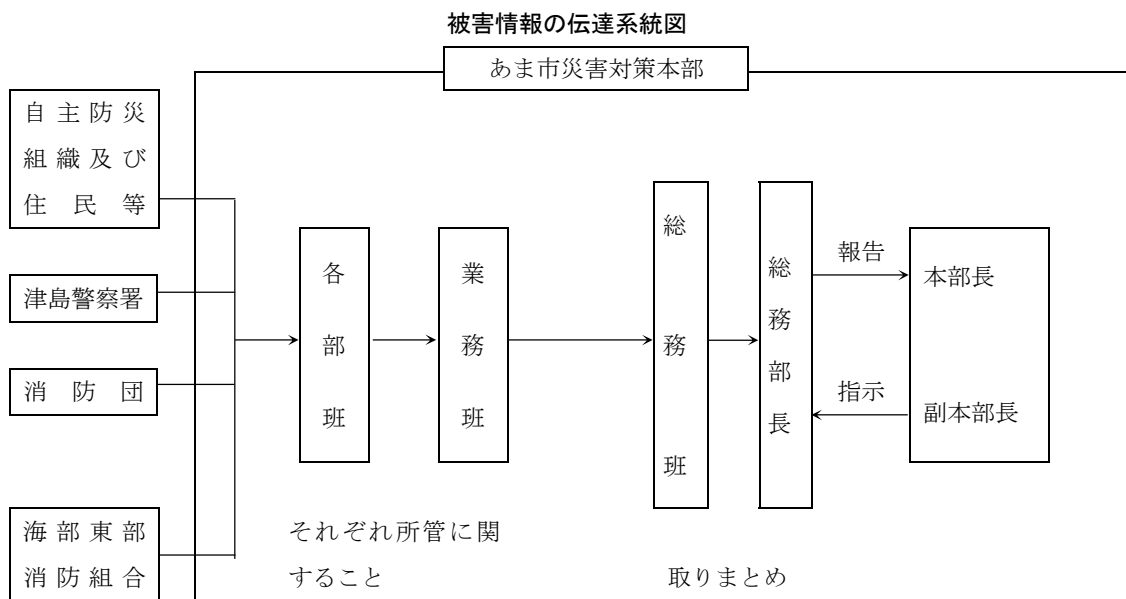
市は、「災害時の情報収集及び提供並びに応急処置資器材等の提供等に関する協定」に基づき、愛知県石油商業組合から市内及び隣接市町における浸水状況、建物損壊状況等の災害情報を収集するものとする。

また、「災害時における応急措置に関する協定」に基づき、あま市建設業協定会及びあま市造園緑化研究会に対して公共土木施設等の状況確認のための巡視を依頼するものとする。

(4) 市災害対策本部への報告等

各班長は、各班が実施した被害状況調査結果を各部長に報告するとともに、業務班に報告する。

業務班に対する報告の種類は、災害情報と被害報告とする。



ア 災害情報

災害が発生し、又は災害の発生が予想される危険な状況に至った場合の災害の応急対策等について逐次現地の状況を報告する。報告は、災害情報より行い、報告内容は、主に次のとおりとする。

- (ア) 被害の概況（原因、地区名、時刻）及び地域の気象状況
- (イ) 消防、水防機関等の出動状況
- (ウ) 応援要請の状況
- (エ) 避難勧告及び指示の状況
- (オ) 職員の派遣状況
- (カ) 救助事項の状況
- (キ) その他応援措置の状況
- (ク) 要望事項その他

イ 被害報告

災害により被害が発生した場合に報告するもので、次の３種類に区分する。

(ア) 発生報告

被害発生直後報告するもので、この場合に限り、正確さより迅速を主とする。

(イ) 中間報告

災害の経過に応じ報告する。

(ウ) 確定報告

被害状況が確定した直後に報告する。

この場合、各種経費の費用負担を決定する場合もあるので正確さを要する。

なお、復旧対策及び広報活動の資料として活用するため、被災地の状況を撮影し、写真は広報公聴・情報班へ提出する。

ウ 報告の順位

被害報告の順位は、原則として人的被害を最優先とし、次に住家の被害等を報告するものとする。

エ 被害状況等の取りまとめ

総務部総務班は、業務班からの被害状況等を取りまとめ、総務部長を通じて本部長（市長）に報告する。

2 県等への被害状況の報告

(1) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む。）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

この場合において、市長は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。

(3) 行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。

(4) 火災、災害即報要領に基づく報告

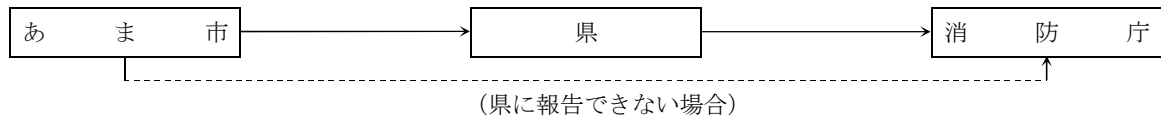
ア 市は、火災、災害即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

県及び消防庁への連絡系統



(ア) 海部県民センター

		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		海部総合庁舎2階 県民安全防災課			海部総合庁舎2階 災害対策センター	
勤務 時間 内	NTT	防災保安G 0567-24-2125 0567-24-2111（代表） 内線217			0567-26-4866 0567-24-2111 （代表） 総括班・総務班 内線612・613・614 情報班 内線607・608・609 610・611 県民相談チーム 内線601・602・603 604・605・606 支援班・物資チーム 内線615・616	
	NTT FAX	0567-26-0729			0567-26-0729	
	防災行政 無線	603-1101 603-2-内線番号			603-1101 603-2-内線番号	
	防災行政 無線FAX	603-1150			603-1150	
	職員 配備前	NTT	0567-24-2111（代表） 宿直代務員			
勤務 時間 外	NTT	上記勤務時間内欄と同じ			上記勤務時間内欄と同じ	
	NTT FAX	同 上			同 上	
	防災行政 無線	同 上			同 上	
	防災行政 無線FAX	同 上			同 上	
e-mail		ama@pref.aichi.lg.jp				

海部県民センターに連絡できないときは、県本庁舎へ連絡する。

(イ) 県への連絡先

		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		本庁舎2階防災局内			自治センター6階災害情報センター	
勤務時間内	NTT	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課) 052-961-2111 (代表) 内 線 2512 (災害) 内 線 2512 (特殊災害) 内 線 2549 (火災) 内 線 2548 (危険物) 内 線 2523 (救急・救助) (直通) 052-954-6193 (災害・特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災・危険物)			052-971-7104 (広報部広報班) 052-971-7105 (総括部総括班) 052-961-2111 (代表) 内 線 5302～5304 (総括部総括班) 内 線 5306～5307 (総括部渉外班) 内 線 5308～5310 (広報部広報班) 内 線 5311～5312 (情報部整理班) 内 線 5313～5316 (情報部部局班) 内 線 5317～5319 (情報部方面班) 内 線 5320～5322 (情報部公共機関班) 内 線 5328 (情報部調査班) 内 線 5323～5324 (運用部庶務班) 内 線 5325～5327 (運用部運用班) 内 線 5328 (運用部財務会計班)	
	NTT FAX	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険物))			052-971-7103 <u>052-971-7106</u> <u>052-973-4107</u>	
	防災行政無線	600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2549 (火災) 600-2548 (危険物) 600-2523 (救急・救助)			600-1360～1362 (総括部統括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部部局班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1367 (情報部公共機関班) 600-1368 (情報部調査班) <u>600-1321 (県警連絡員)</u> <u>600-1324 (自衛隊連絡員)</u>	
	防災行政無線 (FAX)	600-1510			600-1514	
勤務時間外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)			上記勤務時間内の欄に同じ	
	NTT FAX	052-954-6995 (宿日直室)			同 上	
	防災行政無線	600-5250～5253 (宿日直室)			同 上	
	防災行政無線 (FAX)	600-4695(宿日直室)			同 上	
e-mail		saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp			<u>aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp</u>	
防災webメール		kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災webメール」参照)				

ウ 消防庁への連絡先

通常時 (平日 (祝日・年末・年始除く) 9:00~17:00) (消防庁防災課応急対策室)

(NTT回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7527	92-90-43422	9-048-500-90-43422
03-5253-7537 (FAX)	92-9049033 (FAX)	9-048-500-90-49033 (FAX)

夜間・休日時 (消防庁宿直室)

(NTT回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)
03-5253-7777	92-90-49102	9-048-500-90-49102
03-5253-7553 (FAX)	92-90-49036 (FAX)	9-048-500-90-49036 (FAX)

(5) 被害状況の照会

市及び各防災関係機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。

なお、全県的な被害状況については、愛知県災害対策本部事務局（河川、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

3 重要な災害情報の収集伝達

(1) 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

(2) 災害の規模の把握のために必要な情報

市長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

(3) 安否情報

市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(4) 孤立集落に係る情報

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、市町村に連絡するものとする。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

4 その他の情報の収集伝達

市は、市の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等、災害にかかる情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

伝 達 の 対 象 と な る 被 害		伝 達 内 容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況（全般）	様式第4号～第6号によること。
人、住家被害等	人的被害	様式第7号によること。
	避難状況、救護所開設状況	様式第8号によること。
公共施設被害	河川被害	様式第9号によること。 〔確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。〕
	道路被害	
	水道施設被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	

様式	○被害調査表 <u>(様式第 1 号)</u> ○<u>被災状況調査票 (兼台帳) (様式第 2 号)</u> ○災害情報 <u>(様式第 3 号)</u> ○災害概況即報 <u>(様式第 4 号)</u> ○災害発生直後の状況 <u>(様式第 5 号)</u> ○災害発生状況等 (速報・確定報告) <u>(様式第 6 号)</u> ○人的被害 <u>(様式第 7 号)</u> ○避難状況・救護所開設状況 <u>(様式第 8 号)</u> ○公共施設被害 <u>(様式第 9 号)</u>
附属資料	○被害認定基準 ○伝達要領

第4節 災害広報計画

第1 方針

災害時の混乱した事態に、人心の安定、秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するとともに、必要に応じ被災状況等の広聴を実施するものとする。

第2 広報活動

1 広報担当者

災害広報は、企画財政部広報公聴・情報班が担当する。

2 広報手段

市は、あらゆる広報手段を活用して、住民等への災害広報を実施する。

- (1) 市公式Webサイト掲載
- (2) 広報紙等の配布
- (3) 広報車の巡回
- (4) 掲示板への貼紙
- (5) 自主防災会・自治会での伝達
- (6) 西尾張CATV株式会社への放送依頼
- (7) 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供
- (8) 防災行政用無線
- (9) 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）による情報提供
- (10) ツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供
- (11) その他広報手段

3 広報内容

広報は、災害状況に応じて適宜適切に実施するものとする。広報すべき内容は、概ね次のとおりである。
なお、広報を実施するに際しては、高齢者、視聴覚障がい者、外国人など要配慮者に配慮するものとする。

事前情報の広報	災害発生直後の広報	応急復旧時の広報
① 気象に関する情報 ② 河川の水位の情報 ③ 公共交通機関の情報 ④ その他の情報	① 災害の発生状況 ② 地域住民のとりべき措置 ③ 避難に関する情報（避難場所、避難勧告・指示等） ④ 医療・救護所の開設状況 ⑤ 道路情報 ⑥ その他必要事項	① 公共交通機関の状況 ② ライフライン施設の状況 ③ 食糧、水、その他生活必需品等の供給状況 ④ 公共土木施設等の状況 ⑤ ボランティアに関する状況 ⑥ 義援金、救援物資の受入れに関する情報 ⑦ 被災者相談窓口の開設状況 ⑧ その他必要事項

第3 広聴活動

混乱が終息したときは、市は、できる限り相談窓口等を開設し、また状況によっては関係機関と連携して、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

第4 報道機関への発表

市は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。

特に避難情報等については、災害情報共有システム（Ｌアラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

第5節 災害救助法の適用計画

第1 方針

一定規模以上の住家被害が発生した場合、災害救助法適用基準に該当するかどうか被害状況を速やかに調査、把握し、また県に報告し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

第2 災害救助法による救助

災害救助法による救助は知事が行い、市長が補助するものとする。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

なお、災害救助法の適用されない小規模災害については、市長が独自に救助を実施し、その費用は市が負担する。

第3 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市町村の区域を単位として知事が実施することとされており、あま市の区域に同法が適用される基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条の規定により、次のとおりである。

- 1 市内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が80世帯以上に達したとき。
- 2 被害世帯数が1の基準に達しないが、県内の被害世帯数が2,500世帯以上で、市内の被害世帯数が40世帯以上に達したとき。
- 3 被害世帯数が1又は2の基準に達しないが、県内の被害世帯数が12,000世帯以上に達した場合であって、市内の被害状況が特に救助を必要とする状況にあるとき。
- 4 市内の被害が1、2及び3に該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合
- 5 多数の住家が滅失した場合又は多数の者が生命及び身体の影響を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき。

第4 被害世帯の算定

住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、すなわち全壊、全焼、流出等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。

第5 救助の種類及び期間

災害救助法に基づく救助の種類及び期間は、次のとおりである。

- | | | | |
|---|----------------------|----------|-------|
| 1 | 収容施設の供与 | | |
| | 避難所の設置 | 災害発生の日から | 7日以内 |
| | 応急仮設住宅の供与 | 工事完了の日から | 2年以内 |
| 2 | 炊出しその他による食品の給与 | 災害発生の日から | 7日以内 |
| 3 | 飲料水の供給 | 〃 | 7日以内 |
| 4 | 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 〃 | 10日以内 |
| 5 | 医療及び助産 | | |
| | 医療 | 〃 | 14日以内 |
| | 助産 | 分べんした日から | 7日以内 |
| 6 | 被災者の救出 | 災害発生の日から | 3日以内 |
| 7 | 被災住宅の応急修理 | 〃 | 1か月以内 |
| 8 | 学用品の給与 | | |

教科書及び教材	〃	1 か月以内
文房具及び通学用品	〃	15日以内
9 埋 葬	〃	10日以内
10 遺 体 の 捜 索	〃	10日以内
11 遺 体 の 処 理	〃	10日以内
12 土石・竹木等障害物の除去	〃	10日以内

(注) 救助期間について、これにより難い特別の事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。

第6 市長への事務処理の通知

災害救助法が適用された場合における同法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として行うことになるが、県が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法第30条第1項及び同法施行令第23条第1項の規定により、市が行うこととする事務の内容及び当該事務の実施期間を市に通知することとし、この場合においては市は当該期間において当該事務を行わなければならないこととなる。

第7 救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の程度、方法及び期間は、災害救助法施行細則に定めるところによる。

なお、災害救助法の適用されない市独自の救助も、これに準じて実施する。

附属資料 ○災害救助法施行細則（抜粋）

第8 被災者の記録

- 1 災害が発生したときは、市長は被害状況調査用紙によって、被害状況を調査し、これを罹災台帳とする。
- 2 市長は、災害による罹災証明書の交付の必要があるときは、次の要領により行う。
 - (1) 被害状況の確認ができないときは、とりあえず本人の申し出により仮罹災証明書を交付する。
 - (2) 被災者の被害状況の調査確認を終了した後は、罹災台帳に記載されている者には申し出により、罹災証明書、仮罹災証明書を交付した者については、罹災台帳に記載されている者に限り申し出により、罹災証明書に切り替え交付する。

様 式 ○罹災証明申請書（様式第10号）
 ○仮罹災証明書（様式第11号）

第6節 避難計画

第1 方針

被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。

避難準備情報の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

第2 避難のための準備情報・勧告・指示

1 実施責任者

(1) 市長

ア 避難勧告・避難指示

気象警報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。

その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合では、避難のための立退きを指示又は勧告する。

避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。

また、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備情報の提供に努める。

イ 避難準備情報

一般住民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。

また、必要に応じ、避難準備情報の発令等とあわせて指定避難所を開設する。

ウ 屋内避難

周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。

エ 対象地域の設定

避難準備情報や避難勧告・指示等を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

オ 事前の情報提供

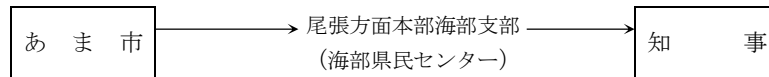
避難勧告や指示等に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。

実施に当たっては、危険の切迫する前に十分な余裕をもって避難の勧告・指示を行うよう努める。

なお、避難の勧告・指示をした場合及び警察官等から立退きを指示した旨の通知があった場合は、市長は、直ちに海部県民センターを経由して知事にその旨を報告するものとする。



(3) 知事若しくは知事の命を受けた職員又は水防管理者（水防法による場合）

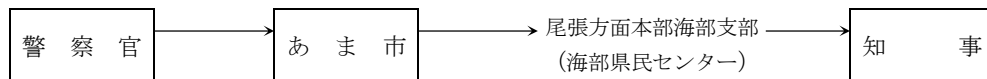
洪水、津波により著しく危険が切迫していると認められるときは、立ち退くことを指示する。立退きを指示した場合、その旨を津島警察署長に通知する。



(4) 警察官

ア 災害で危険な事態が生じた場合、警察官職務執行法第4条に基づき、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められる事態において、市長による避難指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、災対法第61条に基づき、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退きを指示する。この場合には、直ちに立退きを指示した旨を市長に通知しなければならない。



(5) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場に行かない場合に限り、前記（4）アに定める避難等の措置をとることができる。

(6) 市長の事務の代行

災害の発生により、市が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、知事が、市長に代わって立退き等の勧告又は指示を行う。

2 避難の種類及び勧告・指示等の基準

(1) 避難の種類

避難の種類は、次のとおりとする。

ア 事前避難

事前避難は、気象予警報等の発表又は災害が発生し始めた場合に、事前に安全な場所へ避難させる。

イ 緊急避難

緊急避難は、事前避難のいとまがない場合に、至近の安全場所に緊急に避難させる。

ウ 収容避難

避難場所又は住家等に危険が生じた場合、安全な施設に避難させる。

(2) 避難勧告・指示等の基準

河川洪水に関する避難勧告等の基準

区 分	内 容
避難準備情報の発表	◆市内河川の水位が氾濫注意水位に達し、かつ、以降 1 時間の予想降雨量が50mmを超える場合
避難勧告の発令	◆市内河川の水位が避難判断水位に達し、かつ、以降 1 時間の予想降雨量が50mmを超える場合 ◆災害対策本部、消防、警察などの巡視及び住民などの通報により、市が堤防等の異常現状を覚知したとき
避難指示の発令	◆市内河川の水位が氾濫危険水位に達したとき ◆災害対策本部、消防、警察などの巡視及び住民などの通報により、市が堤防等の異常現状を覚知したとき

3 避難の勧告・指示等の周知

避難のための立ち退きを勧告・指示等したときは、必要と認める地域の居住者等に対してその内容の周知徹底を図るものとする。

(1) 住民への周知徹底

関係住民に対する避難の勧告・指示の伝達は、その地域の区長等の協力を求めるとともに、市公式Webサイト、広報車、サイレン、警鐘、コミュニティFM、ケーブルテレビ、災害情報共有システム（アラート）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、自主防災会等を通じて電話連絡等を利用して、速やかに周知徹底を図るものとする。

(2) 伝達内容

避難の勧告又は指示を行う場合の伝達内容は、次のとおりとする。

住民への伝達内容

- | | |
|---------------|--------------------|
| ① 避難対象地域 | ③ 避難所の名称、所在地及び避難経路 |
| ② 避難勧告又は指示の理由 | ④ 避難上の注意事項 |

(3) 避難上の注意事項

市等から避難勧告・指示が出た場合の住民の心得

- ① 火の始末や戸締りを確実にする。電気は配電盤のサービスブレーカーを切り、ガスは元栓を閉める。
- ② 消防・警察などの防災関係者の指示に従って、家族そろって避難する。
- ③ 避難の際は、壊れそうな塀ぎわ、川べりなどではできる限り避け、どうしてもその場所を通らなければならないときには十分注意して通行する。
- ④ 高齢者、幼児、病人などのいる家庭では早めに避難する。
- ⑤ 服装は行動しやすいものとし、特に風に飛ばされてくる物から身を守るために、頭には帽子、頭巾、ヘルメットなどを被り、露出部分の少ない服装で避難する。
- ⑥ 携行品は必要品のみとして、背負うようにする。
- ⑦ 切れた電線やたれ下がった電線には、絶対に触れないようにする。
- ⑧ 指示があるまでは、自宅の2階など高いところへ避難する。

第3 避難誘導及び移送

1 避難所及び避難路の周知

避難所には、その旨を地域住民に周知させる標示を行う。また、市広報（ホームページ・広報紙等）を通じ、避難所及び避難路についてあらかじめ周知徹底を図っておくものとする。

2 避難の誘導

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては、次の事項に留意し、県警察及び市が消防団、区長等と協力して誘導を行う。

（１） 避難所や避難路、災害危険箇所等（浸水区域の存在等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

（２） できる限り自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行う。

（３） 避難行動要支援者の避難を優先して行う。

（４） 避難行動要支援者の避難行動、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行う。

3 移送の方法

避難は、原則として避難者が各自で行うが、避難者の自力による立退きが不可能な場合は、車両、舟艇等により行うものとする。

4 避難の誘導、移送の応援要請

市長は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

5 広域一時滞在に係る協議

市は、災害が発生し、被災した住民の、市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

第４ 避難所の開設・運営

市は、災害のため、避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を開設する。避難所を開設するに当たっては、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児等に配慮して安全確保に努めるものとする。さらに、要配慮者に配慮して民間施設等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

なお、避難所が危険で不適當となった場合は、別の避難所へ移送する。

1 実施責任者

市長は、避難の勧告又は指示を行った場合は、避難所の開設を実施する。

市長が自ら避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ避難所の開設について応援を要請する。

2 実施方法

市長は、避難所を開設したときは、速やかに住民に周知するとともに県に報告する。

また、避難所ごとに市職員を派遣、駐在させ、駐在した市職員は、常に市災害対策本部と連絡をとりつつ、避難所の管理及び収容者保護にあたる。

駐在した市職員は、次の書類、帳簿等を整備し、保存する。

（１） 救助実施記録日計表（様式第１２号）

（２） 救助日報（様式第１３号）

（３） 物資受払簿（様式第１４号）

（４） 避難所収容台帳（様式第１５号）

(5) 避難所設置及び収容状況(様式第16号)

3 避難所の運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

(1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

市が作成した「あま市避難所運営マニュアル」に基づき、避難所の円滑な運営を図る。

(2) 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めるとともに、安全確保の面からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。

一人当たりの必要占有面積

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

*介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。

また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

(3) 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずる。

(4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーに配慮する。

(5) 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(6) 避難者への情報提供

常に市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努める。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供方法について、「あま市避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮するものとする。

(7) 要配慮者への支援

避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。

なお、必要に応じて、福祉施設等への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うものとする。

(8) 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置をとる。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「あま市避難所運営マニュアル」を参考に配慮するものとする。

(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難になった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じる。

(10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努める。

(11) ペットの取扱い

避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。

(12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、これらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

4 県、他市町村に対する応援要請

(1) 市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

(2) 市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

(3) 応援要求を受けた場合は、これに積極的に協力する。

5 知事への報告

避難所を開設した場合には、速やかに次の事項を知事に報告する。

(1) 避難所開設の日時

(2) 開設の場所・箇所数・収容人員

(3) 開設期間の見込み

6 災害救助法による実施基準

災害救助法施行細則（昭和40年規則第60号）に示される避難所開設の基準は、次のとおりである。

(1) 避難所開設の対象者

避難所には、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。

(2) 避難所開設の期間

避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

(3) 避難所開設の費用

避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、災害救助法施行細則別表第1に定める額の範囲内とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障がい者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受け入れる避難所をいう。以下同じ。）を設置した場合は、高齢者等への当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

様 式 ○ 救助実施記録日計表（様式第 1 2 号）

○ 救助日報（様式第 1 3 号）

○ 物資受払簿（様式第 1 4 号）

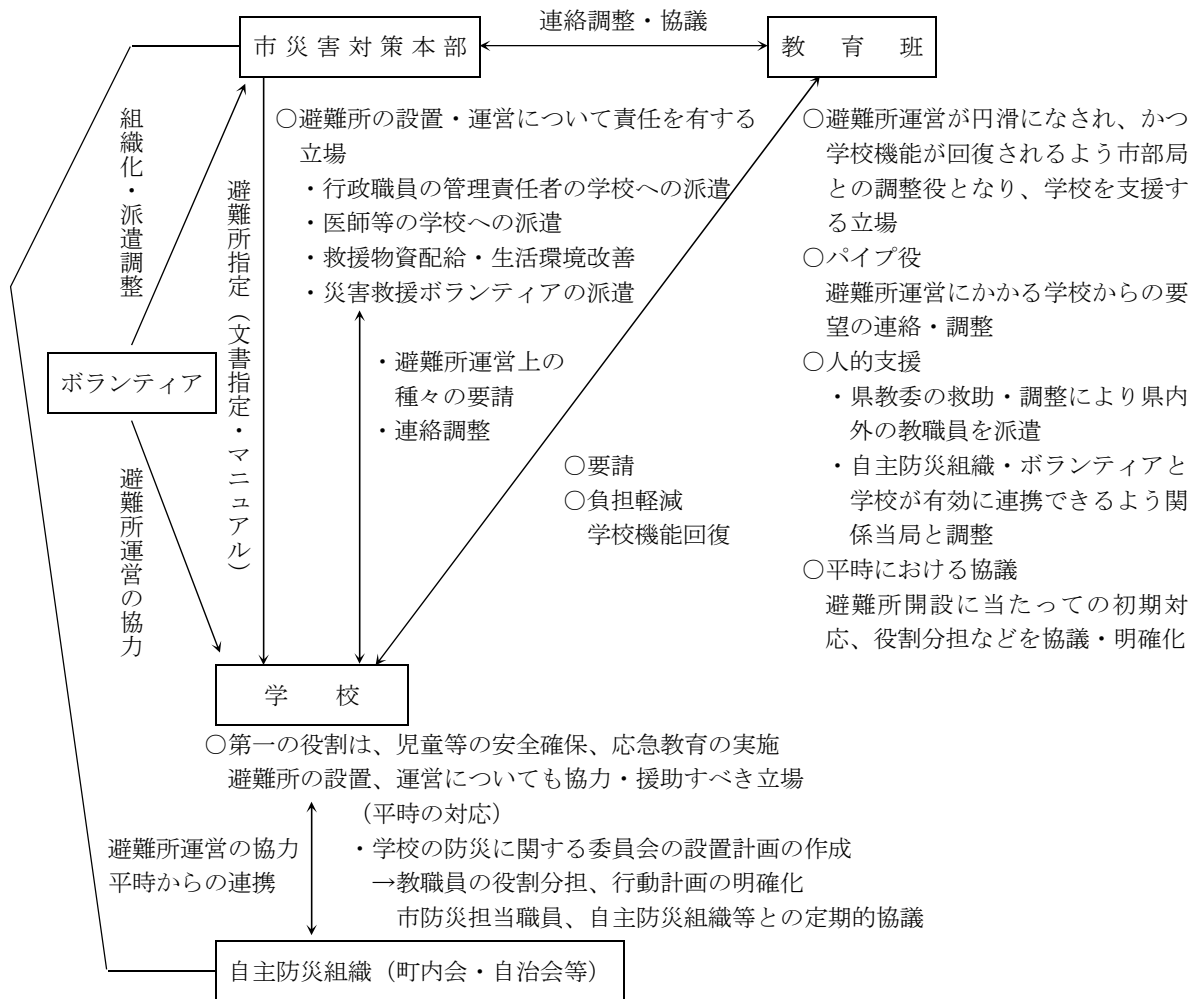
○ 避難所収容台帳（様式第 1 5 号）

○ 避難所設置及び収容状況（様式第 1 6 号）

附属資料 ○ 指定避難所一覧

 ○ 災害救助法施行細則（抜粋）

第5 市、教育委員会及び学校の責任、役割及び連携



第6 要配慮者支援対策

1 市における措置

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあってはその障がい区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援

を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者ととも避難場所から避難所への移送を行うこと。

(3) 障がい者に対する情報提供

障がい者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

(5) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

(6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

(7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 市国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

イ 県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用

ウ 愛知県災害多言語支援センター(大規模災害時に設置)が発信する多言語情報の活用

エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣(ボランティアセンターを通じて依頼)

第7 帰宅困難者対策

1 市における措置

(1) 「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等

市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。

(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

(3) その他帰宅困難者への広報

市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所

対策等を図る。

2 事業者や学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

3 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第 7 節 救出計画

第 1 方針

災害により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送し、要救助者の保護を図る。

第 2 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）を実施責任者とし、要救助者の救出は、消防団員及び市職員が防災関係機関と連携して実施する。

第 3 関係機関との連携による救出活動

災害により救出を必要とする事態が発生したときは、津島警察署及び海部東部消防組合消防本部と緊急連絡をとり、速やかに救出作業を実施する。

第 4 応援協定に基づく応援要請

市は、救出に必要な資機材が不足する場合は、「災害時の情報収集及び提供並びに応急処置資機材等の提供等に関する協定」に基づき、愛知県石油商業組合西尾張連合会西尾張海部地区からジャッキ、バール等の救出資機材の提供を得て、救出活動を実施する。

また、災害の状況により、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合には、海部東部消防組合消防本部に対して「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づき他市町村の消防機関の応援要請を依頼する。

緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の市長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

第 5 県等への応援要請

市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

また、災害の状況が甚大で必要と判断した場合は、速やかに知事（海部県民センターを経由して）に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第 6 災害救助法による実施基準

災害救助法施行細則に示される救出の基準は、次のとおりである。

1 救出の対象者

被災者の救出は、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は災害のため生死不明の状態にある者に対して捜索を行い、救出するものとする。

2 救出の期間

被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。

なお、これによりがたいときは、その旨を知事に申請し、知事が内閣総理大臣の同意を得たときは、それを超えて実施することができる。

3 救出の費用

被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

4 整備保存すべき帳簿

（1） 救助実施記録日計表（様式第 1 2 号）

（2） 救助日報（様式第 1 3 号）

（3） 救助の種目別物資受払簿（様式第 1 7 号）

(4) 被災者救出状況記録簿（様式第 18 号）

(5) 被災者救出用関係支払証拠書類

5 救出を必要とする事態が発生したときは、知事に次の事項を報告する。

(1) 行方不明者数

(2) 救出人員

様式	○ <u>救助実施記録日計表（様式第 12 号）</u>
	○ <u>救助日報（様式第 13 号）</u>
	○ <u>救助の種目別物資受払簿（様式第 17 号）</u>
	○ <u>被災者救出状況記録簿（様式第 18 号）</u>
附属資料	○災害救助法施行細則（抜粋）

第8節 食品供給計画

第1 方針

災害により食品を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、又は支障を生ずるおそれのある場合は、被災者等を保護するため、備蓄食糧、炊出しその他による食品の供給を実施する。

第2 実施責任者

1 米穀の応急供給

知事又は市長

2 炊出しその他による食品の供給

市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）を実施責任者とし、食品の供給は建設産業部農政・商工班が実施する。

第3 炊出しその他による食品の供給

災害のため、食品の配給、販売機構等が混乱し、あるいは自宅で炊飯ができない者に対し、備蓄物資、自ら調達した食品、第4の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引き渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。

1 市は、食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

（1） 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。

（2） 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提としたレトルト食品、アルファ米等の食品を供給する。

（3） 高齢者や乳幼児等に対しては、おかゆ、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

2 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

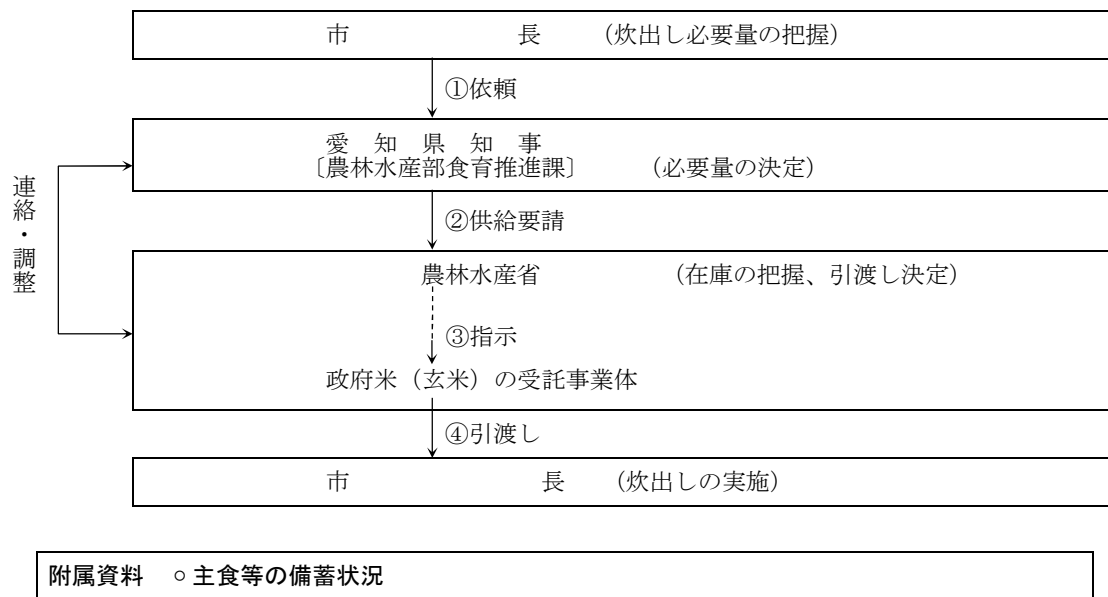
3 炊出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

4 米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により調達を図る。

なお、市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（政策統括官）に要請を行うことができる。ただし、事後、速やかに知事に報告するものとする。

5 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

6 炊出し用として米穀（精米）を確保する手続図（災害救助法適用時）



第4 他市町村又は県へ応援要求

市は、自ら炊出しその他による食品の供給の実施が困難な場合には、他市町村又は県へ炊出しその他による食品の供給の実施又はこれに要する要員及び食品につき応援を要求する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

第5 災害救助法による実施基準

災害救助法施行細則に示される食品の給与の実施基準は、次のとおりである。

1 炊出し対象者

炊出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者、旅館やホテルの宿泊者、一般家庭の来客者等に対して行うものとする。

2 炊出しの期間

炊出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣の同意を得てこの期間を延長することができる。また、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

3 炊出しの費用

炊出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、災害救助法施行細則別表第1に定める額の範囲内とする。

4 整備保存すべき帳簿

(1) 救助実施記録日計表（様式第12号）

(2) 救助日報（様式第13号）

(3) 物資受払簿（様式第14号）

(4) 炊出し給与状況（様式第19号）

(5) 炊出し用物品借用簿（様式第20号）

(6) 炊出し、その他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類

(7) 炊出し、その他による食品給与のための物品受払証拠書類

5 炊き出しを必要とする事態が発生したときは、知事に次の事項を報告する。

- (1) 炊き出し場所又は箇所数
- (2) 給食人員及び給食数
- (3) 炊き出し予定期間

様式	<u>○救助実施記録日計表（様式第12号）</u>
	<u>○救助日報（様式第13号）</u>
	<u>○物資受払簿（様式第14号）</u>
	<u>○炊出し給与状況（様式第19号）</u>
	<u>○炊出し用物品借用簿（様式第20号）</u>
附属資料	○災害救助法施行細則（抜粋）

第9節 飲料水供給計画

第1 方針

災害により飲料水を確保することができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給する。

第2 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）を実施責任者とし、飲料水の供給は、上下水道部給水班が実施する。

第3 応急給水の実施

1 供給の対象及び供給量

供給の対象は、災害により飲料水が得られない被災者を対象とする。

供給量は、被災後の経過日数ごとに目標水量を定め、供給するように努める。

災害発生からの日数	発生～3日	4日～10日	11日～21日	22日～28日
目標水量（ℓ／人・日）	3	20	100	被災前給水量（約250）

2 非常用水源の確保

非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定しておいて平素からの維持管理をしておく必要がある。

- （1）最寄り利用可能水源の利用・・・最寄り水道水源あるいは最寄り水道施設から路上配管等により応急給水する。
- （2）水道用貯留施設の利用・・・・・・浄水池、ポンプ井、配水池、取水塔、圧力タンク
- （3）受水槽の利用・・・・・・公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。
- （4）プール、ため池、沈殿池、河川の利用・・・・比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておく。
飲料水等で清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で浄化して応急給水するとともに、あらかじめ公的機関による水質検査を受けること。
- （5）井戸の利用・・・・・・浅井戸あるいは深井戸は災害により井戸の崩壊、水脈変化による水質、水量の変化等の心配があるので使用にあたっては特に水質に十分留意してから使用すること。

3 給水の方法

備蓄している飲料水を放出するほか、非常用水源からの応急配管仮設共用栓による「拠点給水」、あるいは自動車に給水タンク等を積載し搬送する「搬送給水」を原則とするが、その選択は災害の程度、内容等により臨機に対応する。

給水は公平に行うものであるが、避難所及び人命救助を担う病院等への重要施設への供給については最優先されるよう配慮する。また、交通途絶等により、供給が困難となることを想定し、搬送路の確保を検討しておく。

主な災害時拠点給水施設

施 設 名	所 在 地	容 量	備 考
川部上水道配水場	あま市七宝町川部登り前1番地	6,200m ³	R C 半 地 下 式
木田上水道配水管 理 セ ン タ ー	あま市木田戊亥34番地	5,200m ³	P C 式
飲料水兼用 耐震性貯水槽	あま市七宝町遠島十三割2000番地（七宝焼アトウヰレッジ敷地内）	60m ³	鋼 製 地 下 式
	あま市七宝町伊福河原28番地（伊福小学校敷地内）	100m ³	鋼 製 地 下 式
	あま市七宝町桂弥勒28番地（七宝グラウンド敷地内）	40m ³	鋼 製 地 下 式
	あま市甚目寺五位田125番地1（じもくじ夢広場）	100m ³	ダクタイル鋳鉄管地下式

第4 資機材の確保

供給の早期実施体制確立のため供給に必要な資機材の確保に努める。

附属資料 ○ 給水用資機材保有状況

第5 応援要請

市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合には、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。

また、応急給水作業及び応急復旧作業等の実施に応援が必要な場合は、「水道災害相互応援に関する覚書」に基づき、応援を要求する。

第6 災害救助法による実施基準

災害救助法施行細則に示される飲料水供給の実施基準は、次のとおりである。

1 供給の対象者

飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

2 供給の期間

飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

3 供給の費用

飲料水の供給のため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。

4 整備保存すべき帳簿

（1） 救助実施記録日計表（様式第12号）

（2） 救助日報（様式第13号）

（3） 物資受払簿（様式第14号）

（4） 飲料水の供給簿（様式第21号）

（5） 飲料水供給のための支払証拠書類

5 給水を必要とする事態が発生したときは、知事に次の事項を報告する。

（1） 供給を必要とする人員

（2） 供給人員

（3） 供給予定期間

様 式	○ 救助実施記録日計表（様式第 1 2 号）
	○ 救助日報（様式第 1 3 号）
	○ 物資受払簿（様式第 1 4 号）
	○ 飲料水の供給簿（様式第 2 1 号）
附属資料	○ 災害救助法施行細則（抜粋）

第 10 節 生活必需品の給貸与計画

第 1 方針

災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して生活必需品を給与又は貸与する。被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

第 2 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）を実施責任者とし、生活必需品の給与又は貸与は、福祉部社会福祉班及び市民生活部避難所支援班が実施する。

第 3 生活必需品の給貸与方法

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害状況及び世帯構成人員に応じ、次の品目の範囲内において一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品を現物をもって行うものとする。

給与又は貸与する物資は、第一次的には市防災倉庫及び小・中学校等に備蓄をしている毛布等の備蓄物資を活用し、なお不足する場合には業者からの購入等により調達する。

- 1 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- 2 外衣（洋服、作業衣、婦人服、子供服等）
- 3 肌着（シャツ、パンツ等）
- 4 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等）
- 5 炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- 6 食器（茶わん、皿、はし等）
- 7 日用品（石けん、塵紙、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- 8 光熱材料（マッチ、ローソク、固形燃料、木炭等）

第 4 応援要請

市は、自ら生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合には、他市町村又は県へ生活必需品等の給与若しくは貸与の実施又はこれに要する要員及び生活必需品等につき応援を要求する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

第 5 災害救助法による実施基準

災害救助法施行細則に示される供給の実施基準は、次のとおりである。

1 供給の対象者

生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

2 供給の期間

生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

3 供給の費用

生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により、1世帯当たり災害救助法施行細則別表第1に定める額の範囲内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。

4 整備保存すべき帳簿

(1) 救助実施記録日計表（様式第12号）

(2) 救助日報（様式第13号）

(3) 物資受払簿（様式第14号）

(4) 物資購入（配分）計画表（様式第22号）

(5) 物資の給与状況（様式第23号）

(6) 物資給与及び受領簿（様式第24号）（世帯主の受領印を要す。）

(7) 物資購入関係支払証拠書類

5 供給を必要とする事態が発生したときは、知事に次の事項を報告する。

(1) 主たる品目別給与点数

(2) 給与世帯数（被害区分別）

様 式 ○ 救助実施記録日計表（様式第12号）

○ 救助日報（様式第13号）

○ 物資受払簿（様式第14号）

○ 物資購入（配分）計画表（様式第22号）

○ 物資の給与状況（様式第23号）

○ 物資給与及び受領簿（様式第24号）

附属資料 ○ 災害救助法施行細則（抜粋）

第 1 1 節 医療及び助産計画

第 1 方針

災害時には、医療施設自体も浸水被害を受け診療機能が低下する一方、多数の避難者の医療を確保することが緊急に求められる。

このため、災害により医療、助産機構が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、応急的に医療を施し、また助産に関する処置を実施する。

第 2 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社愛知県支部）を実施責任者とし、医療及び助産に関する事務は、市民生活部医療救護班が実施する。

第 3 医療・助産の救護活動の実施

1 救護活動

医療及び助産は、市内医療機関、一般社団法人海部医師会、海部歯科医師会、一般社団法人津島市医師会、津島市歯科医師会及び一般社団法人津島海部薬剤師会の協力を得て実施する。災害救助法が適用された場合は、市民病院、日本赤十字社愛知県支部、県医師会で編成される医療救護班により行われる。

2 医療救護所の設置

応急医療は、原則として市内医療機関で行うものとするが、適当な医療機関がないときは、安全性を考慮して、保健センター、また状況により災害現場に医療救護所を設置して応急医療を行う。

なお、医療救護所を設置したときは、その旨標識等により周知する。

附属資料 ○ 医療機関一覧

第 4 救急搬送の実施

重症患者等で設備、資材等の不足のため、医療救護班では医療を実施できない場合には、後方医療機関へ搬送する等の措置をとる。

患者の搬送は、原則として海部東部消防組合消防本部による。ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、市、県等で確保した車両により搬送を実施する。

なお、道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ重症患者を搬送する場合には、海部東部消防組合消防本部にドクターヘリの出動を要請するか、県に対して防災ヘリコプターの出動要請あるいは自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第 5 医薬品その他衛生材料の確保

1 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの販売業者等から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は 2 次医療圏ごとに設置される地域災害医療対策会議に調達の要請をする。

2 地域災害医療対策会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。圏内での調達が不可能な場合は、災害医療調整本部に調達を要請する。

3 災害医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。

4 県薬剤師会は、市の要請に基づき医薬品等の供給及び支援薬剤師の派遣に協力する。

第 6 応援要請

市は、地域災害医療対策会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医療品供給等の支援を要請する。

第7 医療救護活動の範囲

1 内容

(1) 医療

ア 診療

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

(2) 助産

ア 分べんの介助

イ 分べん前及び分べん後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

2 具体的な活動

(1) 傷病者の重症度の判定（患者の振り分け業務）

(2) 重症患者に対する救急蘇生術の施行

(3) 後方医療施設への移送の要否及び順位の判定

(4) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療

(5) 死亡の確認

第8 災害救助法による実施基準

災害救助法施行細則に示される医療及び助産の実施基準は、次のとおりである。

1 医療及び助産の対象者

(1) 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。

(2) 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のための助産の途を失った者に対して行うものとする。

2 医療及び助産の期間

医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内、助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

3 医療及び助産の経費

(1) 医療のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

ア 医療救護班による場合

使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費

イ 病院又は診療所による場合

国民健康保険の診療報酬の額以内

ウ 施術者による場合

協定料金の額以内

(2) 助産のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

ア 医療救護班等による場合

使用した衛生材料等の実費

イ 助産師による場合

慣行料金の8割以内の額

4 整備保存すべき帳簿

- (1) 救助実施記録日計表 (様式第12号)
- (2) 救助日報 (様式第13号)
- (3) 物資受払簿 (様式第14号)
- (4) 医療救護班活動状況 (様式第25号)
- (5) 病院・診療所医療実施状況 (様式第26号)
- (6) 助産台帳 (様式第27号)
- (7) 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類

5 医療及び助産の実施後、次の事項を知事に報告する。

- (1) 医療を行った人員
- (2) 助産を行った人員

様式	○ <u>救助実施記録日計表 (様式第12号)</u>
	○ <u>救助日報 (様式第13号)</u>
	○ <u>物資受払簿 (様式第14号)</u>
	○ <u>医療救護班活動状況 (様式第25号)</u>
	○ <u>病院・診療所医療実施状況 (様式第26号)</u>
	○ <u>助産台帳 (様式第27号)</u>
附属資料	○災害救助法施行細則 (抜粋)

第 1 2 節 遺体の搜索・処理・埋火葬計画

第 1 方針

周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者を速やかに搜索・収容し、所要の処理をした後、埋火葬する。

遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

第 2 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）を実施責任者とし、遺体の搜索、処理、埋火葬についての事務は、総務部業務班及び市民生活部市民班が実施する。

第 3 遺体の搜索・収容

市は、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況から判断して既に死亡していると推定される者について、津島警察署と県警察との緊密な連絡をとりながら、遺体の搜索を実施する。遺体を発見したときは、警察官の検視（調査）を得たのち、速やかに収容する。

現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にしたうえで収容する。

自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

第 4 遺体の処理

災害により死亡した者について、社会混乱のためその遺族が遺体処理を行うことができない場合に、遺体洗浄、縫合、消毒、遺体の一部保存あるいは検案を応急的に行う。

1 市における措置

（1） 遺体収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

（2） 遺体の検視（調査）及び検案

警察官又は海上保安官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

（3） 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

（4） 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

（5） 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県への遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努め

るものとする。

2 津島警察署における措置

- (1) 遺体発見現場で遺体の検視（調査）を実施する。なお、現場での検視（調査）が困難な場合は、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。
- (2) 身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また、必要に応じて県歯科医師会に応援を要請する。

第5 遺体の埋火葬

市は、自ら遺体を埋火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。埋火葬に当たっては、次の点に留意すること。

1 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに火葬（埋葬）許可証を交付する。

2 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

3 埋火葬

火葬（埋葬）許可書を確認し、遺体を埋火葬する。

4 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

5 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

6 応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請するとともに、必要に応じて県へ応援を要求する。

第6 応援要請

市は、自ら遺体の搜索、処理、埋火葬の実施が困難な場合には、他市町村又は県へ遺体の搜索、処理、埋火葬の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

第7 災害救助法による実施基準

災害救助法施行細則に示される遺体の搜索、收容、埋火葬の実施基準は、次のとおりである。

1 遺体の搜索

(1) 搜索の対象者

遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものである。

(2) 搜索の期間

遺体の搜索は、災害の発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

(3) 搜索の費用

遺体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

2 遺体の処理

(1) 処理の対象者

遺体の処理は、災害の際死亡した者で、その遺族等が混乱期のため、遺体識別等のための洗浄、縫合、

消毒の処理、遺体の一時保存あるいは検索を行うことができない者について、遺体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

(2) 処理の期間

遺体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

(3) 処理の費用

遺体の処理のため支出する費用は、災害救助法施行細則別表第1に定める額の範囲内とする。

3 遺体の埋葬

(1) 埋葬の対象者

埋葬は、災害の際死亡した者について、遺体の応急的な処理程度のものを行うものとする。

(2) 埋葬の期間

埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

(3) 埋葬の費用

埋葬のために支出できる費用は、災害救助法施行細則別表第1に定める額の範囲内とする。

4 整備保存すべき帳簿

(1) 救助実施記録日計表（様式第12号）

(2) 救助日報（様式第13号）

(3) 物資受払簿（様式第14号）

(4) 遺体搜索状況記録簿（様式第28号）

(5) 遺体処理台帳（様式第29号）

(6) 埋火葬台帳（様式第30号）

(7) 遺体搜索用関係、処理費及び埋火葬費支出関係証拠書類

5 遺体の搜索等を必要とする事態が発生したときは、知事に次の事項を報告する。

(1) 搜索を必要とする数

(2) 遺体の処理数

(3) 埋火葬数

様 式 ○救助実施記録日計表（様式第12号）

○救助日報（様式第13号）

○物資受払簿（様式第14号）

○遺体搜索状況記録簿（様式第28号）

○遺体処理台帳（様式第29号）

○埋火葬台帳（様式第30号）

附属資料 ○災害救助法施行細則（抜粋）

第 13 節 防疫・保健衛生計画

第 1 方針

被災地においては、水道の断水、家屋の浸水等の被害により環境衛生条件が悪化し、感染症の発生が予想されるので、これらを防ぐための防疫、保健衛生活動を実施する。

第 2 実施責任者

市長を実施責任者とし、防疫は、市民生活部環境衛生班が実施し、被災者の健康管理等は同医療救護班が実施する。

第 3 防疫活動

実施に当たっては、津島保健所等の指示により、また協力を得て、防疫活動を行う。

1 感染症の病原体に汚染された場所の消毒等

- (1) 市は、区、自主防災組織等の協力を得て、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に消毒を実施し、清掃を行う。
- (2) 市は、被災の直後に区長等の協力を得て、家屋その他の消毒を実施する。

2 ねずみ族、昆虫等の駆除

市は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。

3 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」による生活の用に供される水の供給

本章第 9 節「飲料水供給計画」に準じて実施する。

4 臨時予防接種

市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い的確に実施する。

5 広報及び健康指導

市は、県と連携して、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報を行う。

第 4 健康管理

市は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、県と連携して保健師、歯科衛生士等による巡回健康相談を行うものとする。

とくに、要配慮者の健康状態には特段の配慮をするとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を実施する。

第 5 避難所の生活環境管理

市は、避難所の生活衛生を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。

附属資料 ○ 防疫用資機材の保有状況

第 6 被災地域における動物の保護

県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。

また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

第 7 応援要請

- 1 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合には、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに

要する要員及び資機材について応援を要求する。

- 2 市は、県の実施する臨時予防接種については、対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力を行う。
- 3 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してD P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。

第 1 4 節 廃棄物処理計画

第 1 方針

災害地から排出されたし尿及びごみを迅速に収集、処分して環境衛生の保全を図る。

第 2 実施責任者

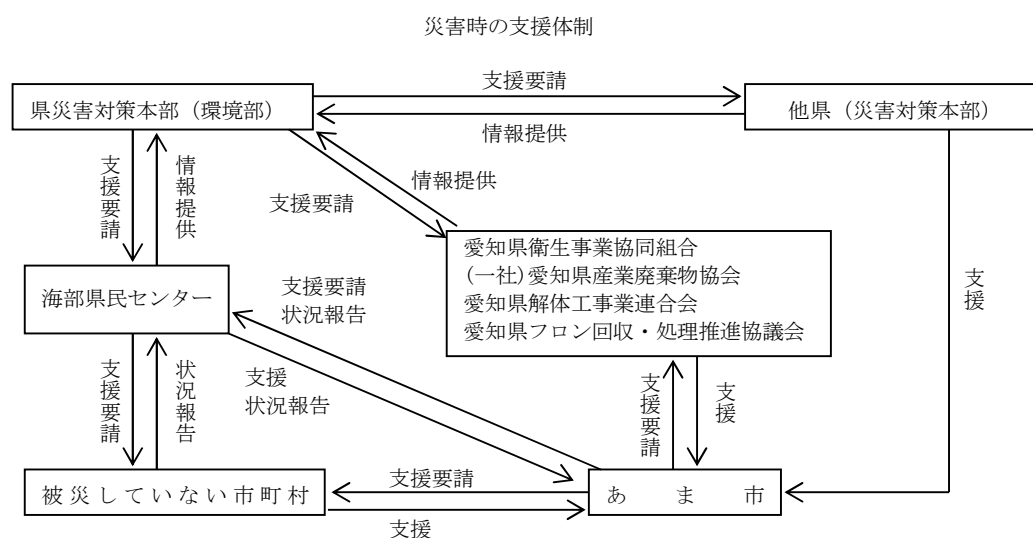
市長を実施責任者とし、廃棄物の処理は、市民生活部環境衛生班が実施する。

第 3 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

第 4 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

- 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。
- 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。
- 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。



第 5 し尿の収集、処分

し尿の収集は、被災地の状況を考慮し、避難所や浸水地域など緊急に汲取りを要する地域及び重要性の高い施設から実施し、収集したし尿は、海部地区環境事務組合及び五条広域事務組合のし尿処理場における処理等の方法によって処分する。この収集、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）に定める基準に従って行う。

附属資料 ○ し尿処理施設

第 6 ごみの収集、処分等

1 ごみの収集、処分

ごみの収集は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施し、収集したものは、海部地

区環境事務組合及び名古屋市五条川工場のごみ処理施設における焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎処理や埋立処分等を行う。この収集、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。なお、住民に対しては、ごみ分別収集の徹底を図るための広報を行う。

なお、ごみの処理に当たっては以下の項目に留意する。

(1) 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物は、被災地における防疫上できる限り早急に収集が行われるように体制の確立を図る。

(2) 被災家庭から排出される畳・障子・家具類・家電製品・寝具・衣類・本類・植木類・倒壊家屋や商店等から排出される紙類・ガラス・陶器類・電気製品等の粗大ごみおよび不燃性廃棄物等は、必要に応じて仮置場を指定し、住民に対し自己搬入の指導等を行う。

仮置場は、学校校庭・河川敷等の公共広場を優先して指定し、土砂の搬入がないよう監視する。また、衛生害虫等が発生しないように市は管理を徹底する。

(3) 道路・河川等に堆積したごみは原則として管理者が収集し指定した仮設場へ搬入後、最終処分場で処理する。

(4) 不用になった自動車等は、集積し、回収業者に処理委託する事が望ましい。

2 住民の義務

住民は、災害発生時においても通常どおり一般廃棄物を分別し、指定場所に搬出するものとする。

なお、災害により多量の一般廃棄物が発生した場合には、市長に対して「一般廃棄物処理手数料減免申請書」(別記様式)を提出し、処理手数料を減免することができる。

附属資料 ○ ごみ処理施設

第7 応援要請

市は、災害により、し尿又はごみの収集・運搬に支障が生じたとき、又はし尿又はごみ処理が不能となった場合は、「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」に基づき、周辺市町村又は県に応援を要請するものとする。

第 15 節 被災宅地の危険度判定対策計画

第 1 方針

降雨等の災害により、多くの宅地が被害を受けることが予測され、さらに被災した宅地により住民の生命に関わる二次災害の発生のおそれがあるか、災害直後に被災した宅地の安全性はどうかなどの判断は専門的知識を持たない被災者には困難である。このため、あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して危険度判定を行い、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、住民の生命の保護を図る。

第 2 実施責任者

市

県（建設部）

第 3 被災宅地危険度判定実施本部の設置

- 1 市は、市の区域で被災宅地危険度判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に市被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。
- 2 実施本部は、直ちに市域の災害状況を把握し、判定対象区域を決定するとともに、判定実施計画を作成する。必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。
- 3 実施本部は、判定士及び判定のための資機材等の確保をし、判定実施計画に基づき被災宅地危険度判定活動を実施する。

第 4 被災宅地危険度判定支援本部への支援要請

県は、応援判定士の派遣等の後方支援を行う被災宅地危険度判定支援本部（以下「県支援本部」という。）を設置するので、市は必要に応じて県支援本部へ判定士の派遣、危険度判定に必要な資機材の調達等の支援を要請する。

第 16 節 応急住宅計画

第 1 方針

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合には、被災者を受け入れるために応急仮設住宅を設置し、また住宅の毀損等について自力で応急修理ができない者に対しては、日常生活の可能な程度の応急修理を実施し、住生活の安定に努める。

応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

なお、応急仮設住宅や公共賃貸住宅等への入居対象者の選定にあたっては、公平を期するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

第 2 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）を実施責任者とし、応急仮設住宅の建設等は、建設産業部都市・建設班が実施する。

第 3 被災住宅等の調査

市は災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急処理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実行する。

- 1 住家の被害状況
- 2 被災地における住民の動向
- 3 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- 4 その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第 4 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

2 建設用地の確保

- (1) 市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

- (2) 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮の危険性に配慮する。

3 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅の入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

(1) 入居対象者

災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

ア 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。
なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

(3) 管理運営

ア 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として、市がこれを行う。

イ 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。
また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

(4) 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

4 住宅のあっせん

応急仮設住宅の入居者に対しては、住宅のあっせんに積極的にいき、なるべく早い時期に、これらの者を次により他の住宅へ転居させるよう措置を講ずるものとする。

(1) 公営住宅への入居あっせん

(2) 住宅金融支援機構資金借入れの指導

第5 被災住宅の応急修理

1 応急修理住宅の選定

市は、住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

(1) 住宅の応急修理を希望する者は、住宅応急修理申請書に工事請負者又は大工による工事見積書を添付して建設産業部都市・建設班に提出するものとする。

(2) 工事請負者又は大工から見積書を徴し得ない者については申し出により建築あっせんする。

(3) 住宅応急修理申請書は建設産業部都市・建設班において受理し、適格かどうかの選考及び費用について審査する。

選考の結果、適格の者については、申請者にその旨を通知するとともに次の措置をとるものとする。

不適格の者に対しては、直ちに理由を付してその旨を申請者に通知する。

ア 工事請負者に対し工事命令を発する。

イ 適格者名簿に基づき、工事完了時に竣工検査を行う。

(4) 給付対象者の範囲

半壊等の住宅被害を受け、応急処理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

2 応急修理の範囲

住宅の応急修理の範囲は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に必要最小限の部分とする。

3 応急修理の方法

応急修理の方法は、現物給付、すなわち修理材料により修理し、住み得る状態にすることとする。

市は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて、応急修理を実施する。

工事請負者は、工事が完了したときには、工事費の請求書に竣工届を添えて建設産業部都市・建設班に提出するものとする。なお、請求書並びに竣工届の書式は、市における規格の用紙とする。

4 修理の期間

災害が発生してから1か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

第6 応援要請

市は、自ら応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

第7 公共賃貸住宅への一時入居計画

市は、災害により自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして県及び地方住宅供給公社がそれぞれ管理している公共賃貸住宅の空家の提供を依頼し、暫定的な住生活の安定に努める。

また、独立行政法人都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

1 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定に当たっては、地域の被災状況をできる限り考慮し、利用可能な空家を確保する。

2 受入れ体制

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

3 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるもので、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

4 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

第8 災害救助法による実施基準

災害救助法施行細則に示される応急仮設住宅及び応急修理の実施基準は、次のとおりである。

1 応急仮設住宅の建設

(1) 収容対象者

災害により住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容するものとする。

(2) 建物の規模及び費用

(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則(昭和40年愛知県規則第60号)に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市町村ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

(3) 建設の時期

災害発生の日から原則として20日以内に着工するものとする。ただし、大災害等の事由により期間内

に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長するものとする。

2 被災住宅の応急修理

(1) 修理対象者

災害のため住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行う。

(2) 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど日常生活に必要最小限度の部分とする。

(3) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則別表第1に定める範囲内とする。

(4) 修理の期間

災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(5) 修理の方法

住宅の応急修理は、応急仮設住宅の建設の方法に準じて現物給付をもって実施する。

(6) 給付対象者の範囲

半壊の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者とする。

3 整備保存すべき帳簿

(1) 応急仮設住宅の設置、入居させた場合

ア 救助実施記録日計表（様式第12号）

イ 救助日報（様式第13号）

ウ 応急仮設住宅入居申込書（様式第31号）

エ 応急仮設住宅台帳（様式第32号）

オ 応急仮設住宅入居予定者名簿（様式第33号）

カ 応急仮設住宅入居者選定調書（様式第34号）

キ 応急仮設住宅入居決定通知書（様式第35号）

ク 応急仮設住宅入居誓約書（様式第36号）

(2) 住宅の応急修理の実施をした場合

ア 救助実施記録日計表（様式第12号）

イ 救助日報（様式第13号）

ウ 物資受払簿（様式第14号）

エ 住宅応急修理申込書（様式第37号）

オ 住宅応急修理申込者名簿（様式第38号）

カ 住宅応急修理対象者選定調書（様式第39号）

キ 住宅応急修理決定通知書（様式第40号）

ク 住宅応急修理記録簿（様式第41号）

4 応急仮設住宅を必要とする事態が発生したときは、知事に次の事項を報告する。

(1) 設置希望戸数

(2) 対象世帯の状況

(3) 設置予定場所

(4) 着工、完工の予定年月日

様 式 ◯救助実施記録日計表（様式第12号）

◯救助日報（様式第13号）

◯物資受払簿（様式第14号）

◯応急仮設住宅入居申込書（様式第31号）

◯応急仮設住宅台帳（様式第32号）

◯応急仮設住宅入居予定者名簿（様式第33号）

◯応急仮設住宅入居者選定調書（様式第34号）

◯応急仮設住宅入居決定通知書（様式第35号）

◯応急仮設住宅入居誓約書（様式第36号）

◯住宅応急修理申込書（様式第37号）

◯住宅応急修理申込者名簿（様式第38号）

◯住宅応急修理対象者選定調書（様式第39号）

◯住宅応急修理決定通知書（様式第40号）

◯住宅応急修理記録簿（様式第41号）

附属資料 ◯災害救助法施行細則（抜粋）

第 17 節 文教災害対策計画

第 1 方針

災害が発生し、又はそのおそれがあり、児童生徒に対して平常の学校教育を実施することが困難となった場合、迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定める。

第 2 実施責任者

1 市教育委員会

教育施設及び教職員の確保については、市教育委員会（教育部教育班）がこれを実施する。

2 市長

教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施する。

第 3 災害に関する予報、警報及び警告等の把握・伝達

災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。

なお、学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、本章第 3 節「情報の収集・伝達計画」に基づき、県等から市に対して伝達されるので、市教育委員会が、各学校等に対して伝達する。

第 4 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して本編第 2 章第 9 節第 4 「防災上必要な計画及び訓練」に基づいて各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあつては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第 5 文教施設・設備等の確保及び応急教育の実施

市教育委員会は、教育施設の被災若しくは校舎、体育館及び運動場が集団避難施設となることにより、授業等が長期間にわたって中断することを避けるため、次の措置を講ずる。

1 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

また、施設が浸水した場合等にあつては直ちに清掃を行い、衛生管理と施設の保全の万全を期するものとする。

2 被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

3 校舎が被災により全面的に使用困難な場合

同一地域内の公民館等公共施設あるいは近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

4 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設あるいは校舎等を借用し、授業等を実施する。

5 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、2 から 4 までの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

6 応急な教育活動についての広報

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期及び方法等について児童生徒等及び家庭等への周知を図る。

第6 臨時休業等の措置

災害の発生が予想され、授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、市教育委員会又は各学校長は臨時休業等の措置を行うものとする。ただし、各学校長が決定し、行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

第7 教職員の確保

市教育委員会は、校舎が全面的な被害を受け復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保の万全を図る。

第8 教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又は毀損し、就学上支障を来した児童生徒等に対して、教科書・学用品等を給与する。ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

第9 児童生徒等に対する支援

1 児童生徒等の保護

各学校長等は、児童生徒等の被災状況の把握に努める。また、洪水等の災害時にあっては児童生徒等の保健指導を強化し、感染症の発生のおそれのあるときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努めるものとする。なお、児童生徒等に感染症が集団発生したときは、市、県、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期するものとする。防疫の実施は、本章第13節「防疫・保健衛生計画」の定めるところによる。

2 心の健康管理

市教育委員会は、被災した児童生徒等に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業等を実施する。

3 転出、転入の手続

市教育委員会は、被災した児童生徒等の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。また、転入学に関する他県の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け問い合わせに対応することとする。

第10 応援要請

1 文教施設及び教職員の確保

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合には、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

2 教科書・学用品等の給与

市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合には、他市町村又は県へ学用品等の給与の実施調達につき、応援を要求する。

第11 災害救助法による実施基準

災害救助法施行細則に示される学用品の給与の実施基準は、次のとおりである。

1 学用品給与の対象者

学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積などにより一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小

学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ。）に対して行うものとする。

2 学用品給与の期間

学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1か月以内、その他の学用品については15日以内に完了するものとする。ただし、内閣総理大臣の同意を得て期間を延長することができる。

3 学用品給与の費用

学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

(1) 教科書代

教科書の実費

(2) 文房具費及び通学用品費

災害救助法施行細則別表第1に定める額

4 整備保存すべき帳簿

(1) 救助実施記録日計表（様式第12号）

(2) 救助日報（様式第13号）

(3) 物資受払簿（様式第14号）

(4) 学用品購入（配分）計画表（様式第42号）

(5) 学用品の給与状況（様式第43号）

(6) 学用品購入関係支払証拠書類

5 学用品等給与を必要とする事態が発生したときは、知事に次の事項を報告する。

(1) 教科書の給与を必要とする児童生徒等数

(2) 文房具、通学用品の給与を必要とする児童生徒等数

(3) 給与状況（小中学校別人員、給与品目等）

様 式 ○救助実施記録日計表（様式第12号）

○救助日報（様式第13号）

○物資受払簿（様式第14号）

○学用品購入（配分）計画表（様式第42号）

○学用品の給与状況（様式第43号）

附属資料 ○災害救助法施行細則（抜粋）

第 18 節 障害物除去計画

第 1 方針

災害により土石、竹木等の障害物が住宅又はその周辺に運び込まれた場合において、自らそれを除去することができない者に対して、日常生活が可能な程度の障害物の除去を行う。

第 2 実施責任者

市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）を実施責任者とし、障害物の除去は、建設産業部土木・河川班が担当し、建設業者にこれを請負わせて実施する。

ただし、障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

第 3 除去活動

建設産業部土木・河川班が建設業者にこれを請負わせて実施する。障害物の除去は、必要最小限度の日常生活が営めるようにするものとし、除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場所を選定し集積する。

第 4 応援要請

市は、自ら障害物除去の実施が困難な場合には、他市町村又は県に障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要求する。

第 5 災害救助法による実施基準

災害救助法施行細則に示される障害物除去の実施基準は、次のとおりである。

1 障害物除去の対象者

障害物の除去は、災害によって土石、竹木等が居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運びこまれているため、一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者に対して行うものとする。

2 障害物除去の期間

障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

3 障害物除去の費用

障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり災害救助法施行細則別表第1に定める額以内とする。

4 整備保存すべき帳簿

(1) 救助実施記録日計表（様式第12号）

(2) 救助日報（様式第13号）

(3) 物資受払簿（様式第14号）

(4) 障害物除去の状況記録簿（様式第44号）

(5) 障害物除去費支出関係証拠書類

5 障害物の除去を必要とする事態が発生したときは、知事に次の事項を報告する。

(1) 障害物の除去を必要とする世帯数

(2) 除去完了世帯数

様 式 ◯ 救助実施記録日計表（様式第 1 2 号）

 ◯ 救助日報（様式第 1 3 号）

 ◯ 物資受払簿（様式第 1 4 号）

 ◯ 障害物除去の状況記録簿（様式第 4 4 号）

附属資料 ◯ 災害救助法施行細則（抜粋）

第 19 節 道路交通対策計画

第 1 交通対策

災害時において交通が途絶又はそのおそれがあるときは、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行う必要があるため、その状態を速やかに回復して、交通秩序を確立し、交通の安全と円滑を図る。

1 交通規制の実施責任者

- (1) 市長は、市の管理する道路、橋りょうの応急措置を行い、また津島警察署と協力して交通規制を実施する。ただし、市で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。
- (2) 交通の規制は、次の区分により行う。

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通省 知 事 市 長	1 道路の破損、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項
警 察	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止又は制限をすることができる。	災対法第76条
		2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合、通行禁止その他の交通規制をすることができる。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項
	警察官	1 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき。 2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第2項、第4項

2 実施内容

道路交通対策は、建設産業部土木・河川班がこれを実施する。

(1) 道路、橋りょう等の応急措置

ア 被害を受けた道路や冠水による道路状況及び交通状況を速やかに把握するため、道路パトロールカーによる巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

また、応援協定に基づき、愛知県石油商業組合西尾張連合会西尾張海部地区から災害情報を、また市内協定業者から公共土木施設の被害状況等の情報を収集する。

イ 道路管理者は、被害の状況を把握し、応急復旧計画を立て、緊急復旧に努める。

ウ 道路管理者は、道路、橋りょう等に被害が生じた場合は、その被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置などの応急工事により一応の交通の確保を図る。

エ 市は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

(2) 被害箇所等の通報連絡体制

ア 災害時に道路、橋りょう等交通施設の被害状況及び交通の混乱状況を発見したものは、速やかに警察官又は市長に通報するものとする。

通報を受けた市長は、当該道路管理者又は警察官に速やかに通報する等、道路管理者及び県警察と密接な連絡をとり、応急工事、交通規制等の適切な処置がとられるよう配慮する。

イ 道路管理者及び上水道、電気、ガス、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

(3) 路上放置車両等に対する措置

ア 運転者の措置

災対法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

(ア) 速やかに車を次の場所に移動させること。

a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所

b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その指示や命令に従って車両を移動する。

イ 警察官の措置

災対法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、同法第76条の3の規定に基づき、次の措置をすることができる。

(ア) その車両の運転者等に対し車両移動等の必要な措置を命じる。

(イ) 運転者等が命じられた措置をとらなかったり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自らその措置をとる。

(ウ) この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損する。

(エ) また、警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

(オ) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

ウ 自衛官及び消防職員の措置

派遣を命じられた自衛官及び消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同法第76条の3の規定により災害時における交通規制等の措置を行うことができる。

自衛官及び消防職員が同法第76条の3の規定による措置をした場合には、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を津島警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなけ

ればならない。

エ 道路管理者の措置

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

オ その他

県警察は緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防関係機関及び自衛隊と協力し、状況に応じて必要な処置をとる。

第2 道路災害対策

橋りょう等の道路建造物の被災等により多数の死傷者等が発生した場合には、市は防災関係機関と連携して、速やかに次の措置をとる。

1 実施責任者

中部地方整備局

県

県警察

市及び海部東部消防組合

2 実施内容

(1) 大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県等関係機関に連絡する。

(2) 大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。

(3) 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(4) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。

(5) 負傷者が発生した場合、市内医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、本章第12節「遺体の搜索・処理・埋火葬計画」の定めにより実施する。

(6) 必要に応じ被災者等へ食糧及び飲料水等を提供する。

(7) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(8) 応急処置資機材等の確保が困難な場合は、「災害時における応急措置に関する協定」に基づき、協定業者に応援を依頼する。それでもなお対処が困難な場合は、県及び他の市町村に応援を求めるものとする。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、海部東部消防組合消防本部に対して「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援の要請を依頼する。

(9) 被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

(10) 危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難の誘導を行う。

第 2 0 節 輸送計画

第 1 方針

災害時における被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、各機関の保有する車両、舟艇、ヘリコプター等を動員するとともに、各輸送機関等の保有する車両等を調達するなど、緊急輸送体制を確保する。

第 2 実施責任者

市長を実施責任者とし、被災者、災害応急対策や救助活動に従事する者、災害対策物資、資材又は生活必需品の輸送は、総務部総務班が実施する。

第 3 輸送方法

輸送は、次のうち最も適切な方法による。

- 1 自動車による輸送
- 2 舟艇による輸送
- 3 ヘリコプター等による空中輸送
- 4 労務者等による輸送

第 4 輸送力の確保

1 輸送車両の確保

(1) 確保順位

輸送のための車両は、概ね次の順序により確保し、常にその活動状況を把握し、効果的かつ円滑な運用を図る。

- ア 市所有の車両
- イ 公共的団体所属の車両
- ウ 業者所有の車両
- エ 自家用車両

(2) 配車措置

ア 災害対策本部各班は、車両による輸送が必要となったときは、次の事項を明示して総務部総務班に要請するものとする。

- (ア) 輸送の目的
- (イ) 輸送の区間及び期間
- (ウ) 輸送量、輸送品目及び必要車両台数
- (エ) 集合の場所及び日時
- (オ) その他車両の使用についての参考事項

イ 総務部総務班は、常に車両の活動状況を把握し、市所有の車両（消防用車両については消防団と協議）の効果的な使用を図るものとし、その輸送力でなお不足する場合には、営業用等の車両借上げの措置をとるものとする。

なお、市内輸送業者に対しては、あらかじめ災害時の車両借上げについて協議しておくものとする。

(3) 自動車用燃料の確保

市は、自動車用燃料が不足する場合は、「災害時の情報収集及び提供並びに応急処置資機材等の提供等に関する協定」に基づき、愛知県石油商業組合西尾張連合会西尾張海部地区から必要量の自動車用燃料の提供を求める。

附属資料 ○ 市有自動車保有状況

2 舟艇の確保

浸水等により、舟艇による輸送が必要な場合は、海部東部消防組合及び海部地区水防事務組合に対して保有する舟艇の出動を要請する。

附属資料 ○ 海部東部消防組合保有の舟艇

3 ヘリコプターの確保

災害により陸路輸送が困難な場合、又は重症患者の搬送など緊急を要する場合には、県に対して防災ヘリコプターの出動を要請し、又は自衛隊の派遣要請を求めるものとする。

第5 輸送の対象

災害輸送のうち、応急援助のための輸送費を支出する場合は、次のとおりである。

1 被災者の避難の場合

- (1) 被災者自身を避難させるための輸送
- (2) 被災者を誘導するための人員、資材等の輸送

2 救済用物資の整理及び配分の場合

- (1) 被服、寝具その他生活必需品の輸送
- (2) 学用品の輸送
- (3) 炊出し用食糧品、調味料、燃料の輸送
- (4) 医薬品、衛生材料の輸送

3 飲料水の供給の場合

- (1) 飲料水の輸送
- (2) 飲料水を確保するための人員、給水器その他飲料水の供給に必要な機械、器具、資材等の輸送

4 医療及び助産の場合

- (1) 医療救護班によることができない場合において患者を病院、診療所へ運ぶときの輸送
- (2) 医療救護班に属する医師、助産師、看護師等の輸送
- (3) 重病ではあるが今後は自宅療養によることになった患者の輸送

5 被災者の救出の場合

- (1) 救出された被災者の輸送
- (2) 救出のための必要な人員、資材等の輸送

6 遺体の搜索の場合

遺体の搜索に必要な人員及び資材の輸送

7 遺体の処理の場合

- (1) 遺体の処理等のための必要な人員、資材等の輸送
- (2) 遺体の移送の場合

第6 応援要請

市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あっせんを要請する。

- 1 輸送区間及び借上げ期間
- 2 輸送人員又は輸送量
- 3 車両等の種類及び台数
- 4 集結場所及び日時

5 その他必要事項

第7 緊急通行車両の事前届出及び確認

災対法第76条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、災害対策基本法施行令第33条に規定する緊急通行車両の確認は、県（県本庁、県民事務所等）又は公安委員会（県警察本部、津島警察署、交通検問所）において行われる。

このため、確認が迅速・円滑に受けられるよう、次の要領により事前届出の手続きを行い、緊急通行車両の確保を図るものとする。

1 緊急通行車両等の事前届出に関する手続

(1) 申請者

市長又は職務代行者

(2) 申請先

津島警察署 交通課

(3) 申請書類等

当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書又は指定行政機関等の上申書等）及び緊急通行車両等事前届出書2通により申請の届出を行う。

公安委員会の審査の結果、緊急通行車両と認められるものについて、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受ける。

2 確認に関する手続

(1) 事前届出済証の交付を受けている車両

警察本部、警察署、交通検問所において他に優先して確認が行われる。

(2) 事前届出済証の交付を受けていない車両

警察本部、警察署、交通検問所において、当該車両の使用者が当該車両を使用して行う事務又は業務の内容を疎明する書類を添付の上、緊急通行車両等届出書を提出することより確認が行われる。

3 緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付

(1) 前項において緊急通行車両であると確認されたものには緊急通行車両確認証明書及び標章が交付される。

(2) 規制地域においては、標章を前面ガラスの内側に貼付し、確認証明書を携帯して通行する。

第8 災害救助法による実施基準

災害救助法施行細則に示される輸送の実施基準は、次のとおりである。

1 輸送の期間

応急救助のための輸送を実施する期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

2 輸送の費用

応急救助のため支出する輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

3 整備保存すべき帳簿

(1) 救助実施記録日計表（様式第12号）

(2) 救助日報（様式第13号）

(3) 物資受払簿（様式第14号）

(4) 輸送記録簿（様式第45号）

様 式 ◯ 救助実施記録日計表（様式第 1 2 号）

 ◯ 救助日報（様式第 1 3 号）

 ◯ 物資受払簿（様式第 1 4 号）

 ◯ 輸送記録簿（様式第 4 5 号）

 ◯ 緊急通行車両等届出書（様式第 4 6 号）

 ◯ 緊急通行車両確認証明書（様式第 4 7 号）

附属資料 ◯ 災害救助法施行細則（抜粋）

第 2 1 節 ライフライン施設等の応急対策計画

第 1 方針

電力、ガス、上下水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害が発生した場合は速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保、対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに応急復旧を行い、その公共的機能を保持するための計画とする。

第 2 実施責任者

- 1 電力
電気事業者（中部電力株式会社）
- 2 ガス
ガス事業者（東邦瓦斯株式会社）
- 3 L P ガス
一般社団法人愛知県 L P ガス協会
- 4 上水道
水道事業者（市長、名古屋市上下水道局）
- 5 下水道
下水道管理者

第 3 電力

- 1 災害時における応急工事
電気事業者は、災害が発生した場合、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとり、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備及び送電・配電線路等に被害があった場合は、応急工事を実施するとともに、供給先の住民等へ報道機関による報道又は Web サイト 等により、復旧状況、被害地区における注意事項等について広報活動を行う。
なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。
- 2 災害時における電気の保安
強風、浸水等により危険と認められる場合は送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危険防止に必要な措置を講ずる。
- 3 電気事業者は、災害により一定規模以上の供給を停止したとき、又は応急復旧をしたときは、県災害対策本部に情報伝達するとともに、必要に応じて連絡要員を派遣する。
- 4 応援協力関係
 - (1) 電気事業者は、被害発生に伴い自社の供給力に不足を生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通を受け、供給力の確保を図る。
 - (2) 電気事業者は、自社及び請負会社等による対応が困難な場合、他の電気事業者の応援を要請する。
 - (3) 電気事業者は、(2) による応援を得ることができない場合、資機材の確保については中部経済産業局へ要請する。
 - (4) 路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

第 4 都市ガス

- 1 災害時における応急工事
ガス事業者は、災害が発生した場合、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要

な体制をとり、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、橋りょう架管、整圧器及び製造設備等に被害があった場合は、速やかに応急工事を実施し、供給不良ないしは停止となった地域への供給再開を行うとともに、適切な方法で広報活動を行う。

2 災害時におけるガスの保安

ガス施設等が火災等により危険な状態になった場合又はガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合若しくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれ応急措置を講ずる。

- (1) ガス製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、安全措置を講ずる。
- (2) ガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合は、ガスを遮断する等危険防止に必要な措置を講ずる。
- (3) 中部近畿産業保安監督部、県警察、市及び海部東部消防組合消防本部へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

3 応援協力関係

- (1) ガス事業者は、自社のみでは早期復旧が困難な場合、一般社団法人日本ガス協会を通じて他のガス事業者の応援を要請し、原料、資機材の確保については中部経済産業局へ応援を要請する。
- (2) 応援の要請をうけた機関は、これに積極的に協力する。
- (3) 海部東部消防組合との災害の防止及び消防活動に関する応援協力については、海部東部消防本部と東邦ガス株式会社との「都市ガス災害対策に関する業務協約」（平成20年7月）に定めるところによるものとする。

第5 LPガス（プロパンガス）

1 災害時における復旧対策

災害が発生した場合、速やかに対策本部を設置し、LPガス施設の被害状況を調査、情報収集し、緊急対応措置を講ずる。

二次災害防止のための緊急対応措置がなされた後は、供給再開に向けて安全点検を実施し、早期供給再開を図る。

2 災害時におけるLPガス（プロパンガス）の保安

LPガス施設が火災等により危険な状態になった場合、又は容器、配管等の折損によりガス漏えいの危険がある場合若しくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれ応急措置を講ずる。

- (1) LPガス供給設備が危険な状態になったときは、直ちに容器を撤去し、安全措置を講ずる。
- (2) LPガス配管の折損等によって漏えいの危険がある場合は、バルブを閉止するなど危険防止に必要な措置を講ずる。
- (3) 中部近畿産業保安監督部、愛知県防災局、県警、消防等へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

3 応援協力関係

一般社団法人愛知県LPガス協会は、応急復旧の実施が困難な場合は、一般社団法人全国LPガス協会を通じて他の都道府県のLPガス協会に応援を要請する。

また、市とあらかじめ定める「災害支援協力に関する協定」に基づき、要請時にはLPガスの避難所への提供等積極的に協力するものとする。

第6 上水道

1 災害時における応急工事

- (1) 災害が発生した場合、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとる。

(2) 災害の発生に際しては、取水、配水施設・設備の被災状況を速やかに調査把握し、施設・設備の防護及び被害の拡大を防止する措置を講ずる。

(3) 取水、導水、浄水の施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

(4) 応急復旧の状況や見通しを最も適切に広報し住民へ周知する。

2 災害時における水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

3 応援協力関係

水道事業者は、応急復旧作業等が自己の力で処理し得ないと判断された場合、「水道災害相互応援に関する覚書」(昭和53年3月29日締結)により、地域水道連絡協議会長、日本水道協会愛知県支部長、県の順序に従い応援を要請する。

第7 下水道

1 災害時における応急工事

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

(2) ポンプ場等

断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈澱池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

2 応援の要請

大きな災害が発生した場合、必要に応じて国、他の地方公共団体等に応援を要請し、速やかに応急措置を講じる。

第２２節 一般通信施設等対策計画

第１ 方針

電気通信施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該施設を災害から防御し、一般通信サービスを確保するため、電気通信施設等の災害応急対策を実施する。

第２ 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）

１ 災害対策情報の伝達

電信電話施設が被災し、又は被災するおそれがあるときは、災害の規模、その他状況を迅速かつ確実に把握し、応急措置等の円滑な推進を図る。

２ 災害状況等に関する広報

災害のため通信が途絶し、若しくは利用の制限を行ったときは、被災エリア内に広報車による広報を実施するとともに、大規模災害の場合は、ラジオ、テレビ、新聞等を通じ利用者に広報する。

３ 電話施設及び電話回線に対する応急措置

（１） 電話交換設備、電話回線施設等の復旧は、重要通信の確保に必要なものから優先実施するとともに被害状況に応じ、可搬型移動無線機、その他の災害対策用機器等により復旧を図る。

（２） 通信用電源が被災した場合、その被害状況により移動電源車、大容量可搬型電源装置による給電等を行う。

４ 電話疎通に対する応急措置

（１） 災害のため通信が途絶した場合、疎通確保のための応急措置を別に定める通達及び標準実施方法により行う。

（２） 電話交換設備、伝送路等の被災に伴って発生する通話ふくそうあるいは電話網の復旧は、あらかじめ定める「措置計画」に基づき、最大の疎通の確保をする。

５ 復旧要員及び資材の措置

（１） 災害応急対策及び災害復旧を実施するための必要な要員は、別に定める方法による。

（２） 災害応急復旧等のため資材調達及び災害対策用の応援、輸送は、別に定める通達、関連実施方法による。

第３ 移動通信事業者（ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社及びソフトバンク株式会社）

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

１ 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。

２ 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。

３ 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

第 2 3 節 防災営農計画

第 1 方針

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、農地、農業用施設、農作物、家畜に対して農業関係被害の防除活動を的確に実施する。

第 2 実施責任者

- 1 農地及び農業用施設に対する応急措置
市及び土地改良区
- 2 農作物に対する応急措置
市及び農業協同組合
- 3 家畜に対する応急措置
市、農業協同組合及び畜産関係団体

第 3 実施内容

防災営農に関する事務は、建設産業部農政・商工班がこれを実施する。

1 農地及び農業用施設に対する応急措置

(1) 農地

市及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水による湛水排除を行い、できる限り被害が拡大しないように努める。ポンプ排水を行うに当たっては、排水河川の状況を十分把握する。また、県は、一方の実施する湛水作業が他方に影響を及ぼす場合は、両者間の調整を行う。

(2) 排水機

市及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれのあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。

(3) 用排水路

市及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。

2 農作物に対する応急措置

(1) 災害対策技術の指導

被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、県及び農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

(2) 種子粃の確保

市は、種子粃を確保するため、県に依頼する。

県は、愛知県米麦振興協会等において種子粃の供給が困難である場合、東海農政局に対し、種子粃を愛知県米麦振興協会等へあつせんするよう依頼し、種子粃を確保する。

(3) 病害虫の防除

ア 防除指導等

市は、農業協同組合等農業団体と協力し、病害虫の調査を実施し、発生状況を的確に判断して、農家に通報する。

また、県及び農業協同組合等農業団体と一体となって、病害虫の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討したうえ、具体的な防除の実施を指示、指導する。

イ 農薬の確保

市は、農業協同組合等農業団体において農薬の供給が困難である場合、県に対して県経済農業協同組合連合会又は県農薬卸商業協同組合への農薬売却依頼を要求し、農薬を確保する。

ウ 防除器具の貸与

病害虫の防除は、農業団体等の依頼に応じて市保有の防除器具を貸し出して行うものとするが、なお不足する場合は、防除器具の確保を図るため、県に貸与の申し出を行う。

附属資料 ○防疫用資機材の保有状況

(4) 凍霜害防除

市及び農業協同組合は、適切な方法により、農家に対して凍霜害に関する注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。

霜に関する注意報は、名古屋地方気象台から発表され、県を通じて市に伝達されるが、注意喚起期間は原則として毎年3月10日から5月31日までとする。

3 家畜に対する応急措置

(1) 家畜の管理指導

市は、畜産関係団体とともに県に協力して、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

(2) 家畜の防疫

各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合、県は畜舎等の消毒を行い、必要があると認めたときは緊急予防注射を実施し、また家畜伝染病が発生した場合は、家畜等の移動を制限する等の措置をとるので、市は家畜防疫員とともに県に協力する。

(3) 飼料の確保

農業協同組合等において飼料の供給が困難である場合、市は県に連絡し、愛知県飼料工業会等に対し市経由で飼料を売却するよう依頼し、飼料を確保する。

第4 応援要請

1 農業用施設に対する応急措置

(1) 市及び土地改良区は、湛水排除の実施にあたり、必要に応じて、県へ移動用排水ポンプの貸与を依頼し、県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸付を行なう。

また、市及び土地改良区は単独で排水作業を行なうことが困難な場合には県へ応援を要求する。

(2) 市及び土地改良区は、用排水路について応急工事の実施が困難な場合、他市町村及び土地改良区へ応急工事実施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。

2 農作物に対する応急措置

被災地域が広大で、集団的に一斉に病害虫の防除を実施する必要があると認めるときは、県に対し農薬の空中散布の実施を依頼する。

第 2 4 節 消防活動計画

第 1 組織

常備消防として、あま市、大治町で設立された一部事務組合の海部東部消防組合消防本部が設置されている。
さらに、常備消防を支える消防団が確保されている。

附属資料 ○ あま市消防団の構成及び分団の担当区域

第 2 消防活動計画

海部東部消防組合消防本部の定める消防計画により、効果的な消防活動を実施する。

附属資料 ○ 海部東部消防組合保有の消防力及び消防水利の現況

第 3 報告

消防組織法第22条の規定に基づき、県知事を通じて消防庁へ消防統計及び消防情報に関する報告をする。

第 4 消防団活動

あま市消防団は、火災が発生した場合、海部東部消防組合消防本部と協力して消火活動を実施する。各区域を担当する分団は、地域住民等と協力して、初期消火活動にあたり、火災の拡大を防止する。

また、救助活動、負傷者の救護及び安全な場所への搬送を行う。

さらに、火災の拡大に伴い、市が付近住民に対して避難の勧告・指示をした場合は、直ちにこれを住民に伝達し、市長、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民を安全な場所に誘導、避難する。

附属資料 ○ あま市消防団保有の消防力

第 5 消防相互応援

1 応援協力依頼

市長は、あま市消防団及び海部東部消防組合消防本部の消防力をもってしても火災の鎮圧が困難な場合、他市町村へ応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、海部東部消防組合消防本部に対して「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防広域応援の要請を依頼する。

市長は、化学消火剤等必要資機材の確保が困難である場合、知事（海部県民センターを經由）へその確保につき要請する。

また、災害の状況によっては「愛知県防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県に対して県防災ヘリコプターによる消防活動の支援要請、又は自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

県は、大規模な火事災害の発生に際しては、必要に応じ消防庁長官に対し人命救助活動等にあたる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。

附属資料 ○ 愛知県内広域消防相互応援協定
○ 愛知県防災ヘリコプター支援協定
○ 海部地方消防相互応援協定書

2 消防相互応援協定

海部東部消防組合消防本部は、次の消防相互応援協定を締結している。

- (1) 愛知県下高速道路における消防相互応援協定
- (2) 海部地方消防相互応援協定

- (3) 愛知県内広域消防相互応援協定
- (4) 消防相互応援協定（名古屋市ほか9市町、4消防組合）

第25節 水防計画

第1 方針

災対法及び水防法の趣旨に基づき洪水による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、地域内の河川に対し、水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、輸送、水門及びこう門の操作、水防のための消防団の活動、水防管理団体相互間の応援並びに必要な器具資材、施設の整備と運用、避難・立ち退きに関し計画するが、詳細については、指定水防管理団体である海部地区水防事務組合の定める水防計画による。

第2 水防組織

1 水防管理者

市長及び海部地区水防事務組合

2 市の責任

管轄区域内における水防を十分果たすべき責任を有する。

第3 水防計画

水防管理団体が行う水防が円滑に実施されるための水防に関する計画は、海部地区水防事務組合の定める水防計画及び本計画を基礎として、地域特性に応じて適宜増減したうえ、必要事項を網羅して定める。

第4 水防活動

1 水防団等の出動

水防管理者は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態に至ったとき、県及び海部地区水防事務組合の水防計画に定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

2 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川の管理者及び県に連絡する。

河川管理者においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡する。

3 水門、こう門等の操作

水門、こう門等の管理者（操作責任者を含む。）は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

4 水防作業

河川、堤防等が漏水、欠け崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく危険となった場合、水防管理者はその応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として積土のう工、月の輪工、釜段工、折返し工、シート張り工、木流し工、杭打積土のう工、五徳縫い工等の水防工法を実施する。

附属資料 ○水防資機材備蓄状況

5 水防情報

適切な水防活動を行い避難体制を講じるにあたって重要となるのが河川の情報であることから、水防管理団体、河川管理者及び関係機関はそれぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期するものとする。

6 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

第5 湛水排除

市又は土地改良区は、河川の決壊等により湛水した場合は排水ポンプにより排水作業を実施する。

第6 応援要請

- 1 水防管理者は、水防作業の実施が困難な場合、他の水防管理者又は市町村へ水防作業の実施のための要員、資機材の確保につき、又は県に対して資機材の確保につき応援を求めるものとする。
- 2 水防管理者は、水防のための必要があると認めたとき、津島警察署に対して出動を要請するものとする。
- 3 市及び土地改良区は、湛水排除の実施が困難な場合、県へ移動用ポンプの貸与又は排水作業の実施につき応援を要求するものとする。

第26節 航空機事故による災害対策計画

第1 方針

航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

第2 実施責任者

大阪航空局中部空港事務所

自衛隊（航空自衛隊小牧基地）

県警察

県（名古屋空港事務所）

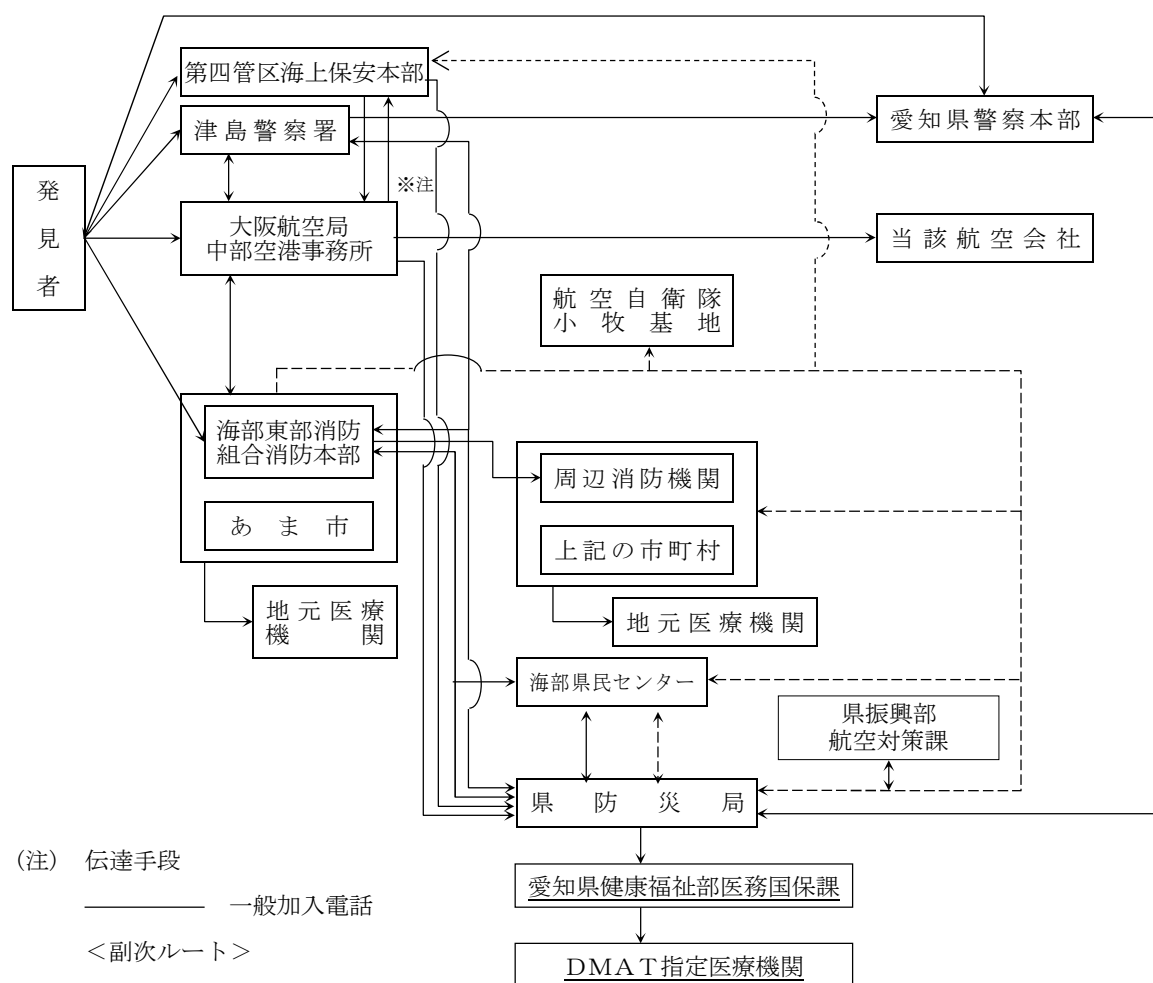
中部国際空港株式会社

市及び海部東部消防組合消防本部

第3 情報の伝達系統

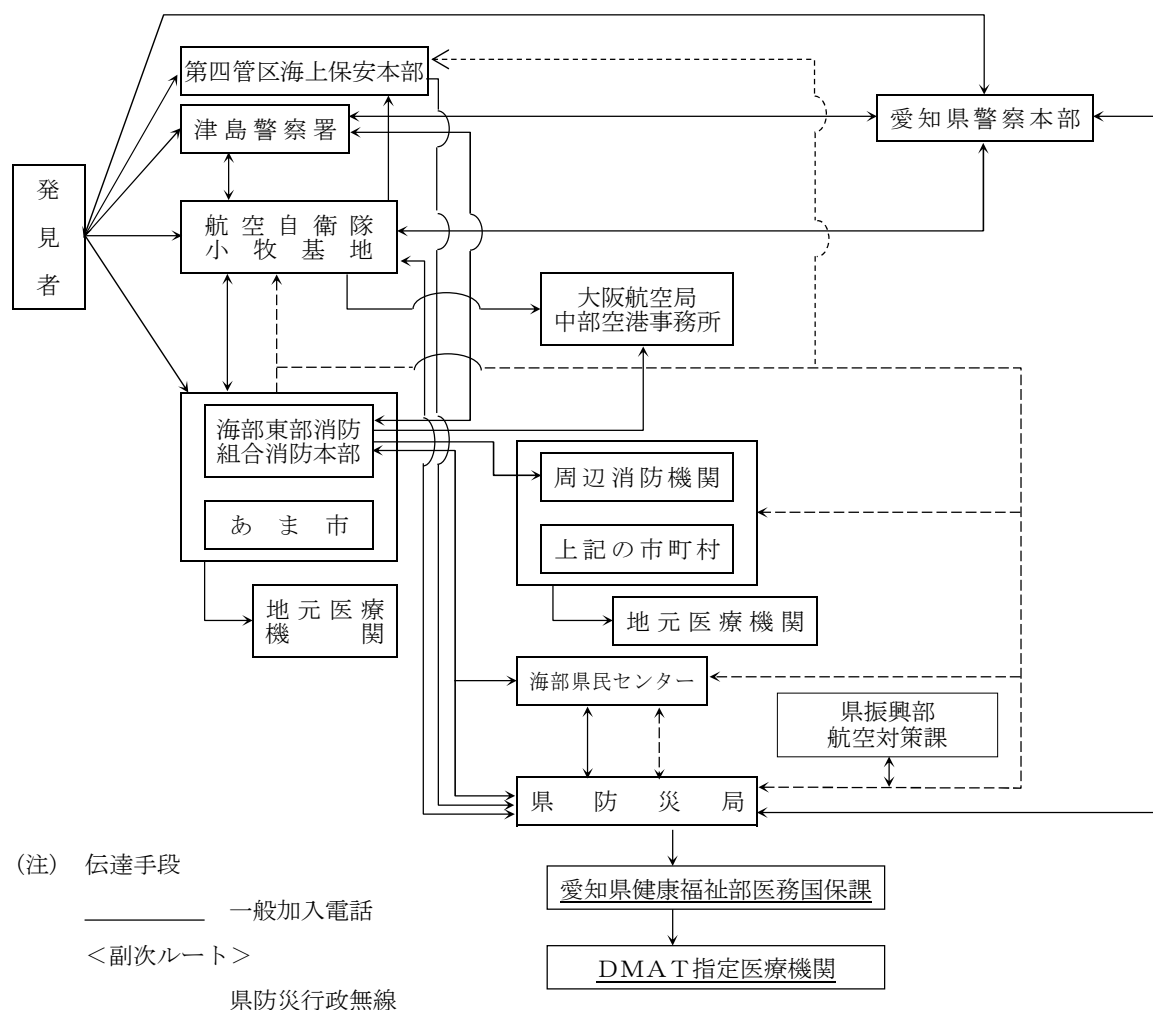
災害が発生した場合の通報連絡系統は、次のとおりである。

1 民間航空機の場合



※ 海上の事故及び事故により海上に被害が拡大するおそれがある場合

2 自衛隊機の場合



第4 実施内容

1 市及び海部東部消防組合の措置

- (1) 航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者等から通報を受けたときは、前記第3の1、2の系統図により県及び関係機関に通報する。
- (2) 空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。
- (4) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。
なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、本章第12節「遺体の搜索・処理・埋火葬計画」の定めにより実施する。
- (5) 必要に応じ被災者等へ食糧及び飲料水等を提供する。
- (6) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (7) 災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請

する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、海部東部消防組合消防本部に対して「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援の要請を依頼する。

- (8) さらに、被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

2 他の機関の措置

その他の実施責任者の措置については、「愛知県地域防災計画」に定めるところによる。

第 2 7 節 鉄道災害対策計画

第 1 方針

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）に対する対策について定めるものとする。

第 2 実施責任者

名古屋鉄道株式会社

中部運輸局

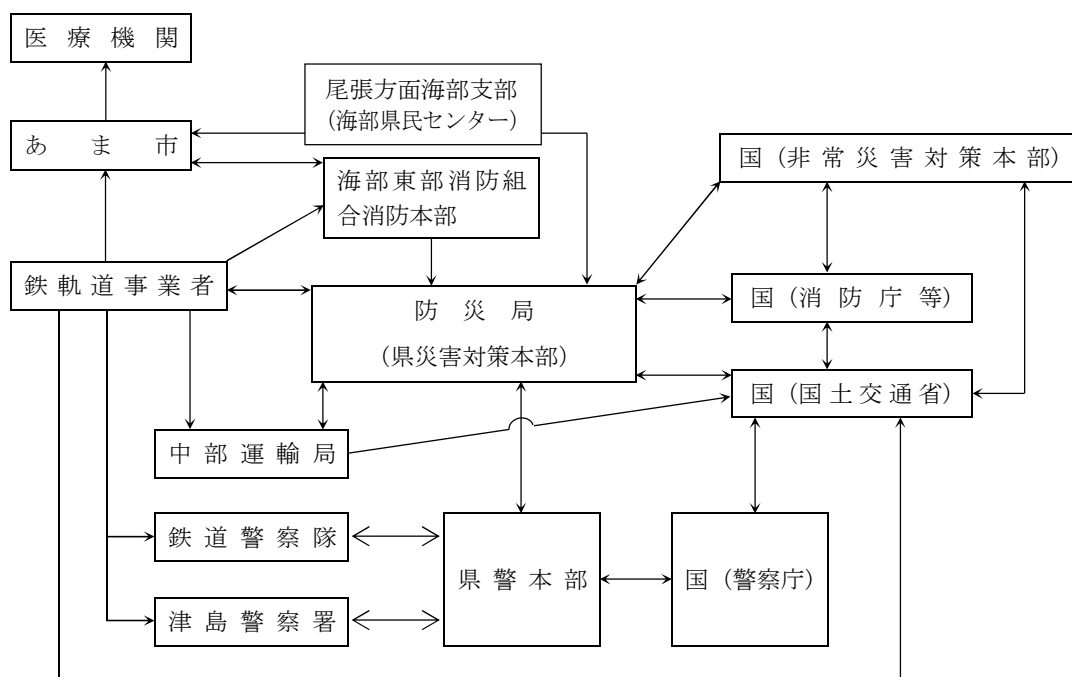
県

県警察

市及び海部東部消防組合消防本部

第 3 情報の伝達系統

大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりである。



第 4 実施内容

1 市及び海部東部消防組合の措置

- (1) 鉄道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。
- (2) 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

- (3) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。
- (4) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、本章第12節「遺体の搜索・処理・埋火葬計画」の定めにより実施する。

- (5) 必要に応じ被災者等へ食糧及び飲料水等を提供する。
- (6) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (7) 市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、海部東部消防組合消防本部に対して「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援の要請を依頼する。
- (8) 被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

2 他の機関の措置

その他の実施責任者の措置については、「愛知県地域防災計画」に定めるところによる。

第 2 8 節 放射性物質及び原子力災害応急対策計画

第 1 方針

放射性物質に係る事故等が発生した場合又は原子力緊急事態が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業者のほか、防災関係機関も放射性物質災害対策及び緊急事態応急対策を実施する。

第 2 実施責任者

事業者
県警察
県
市及び海部東部消防組合消防本部
愛知労働局

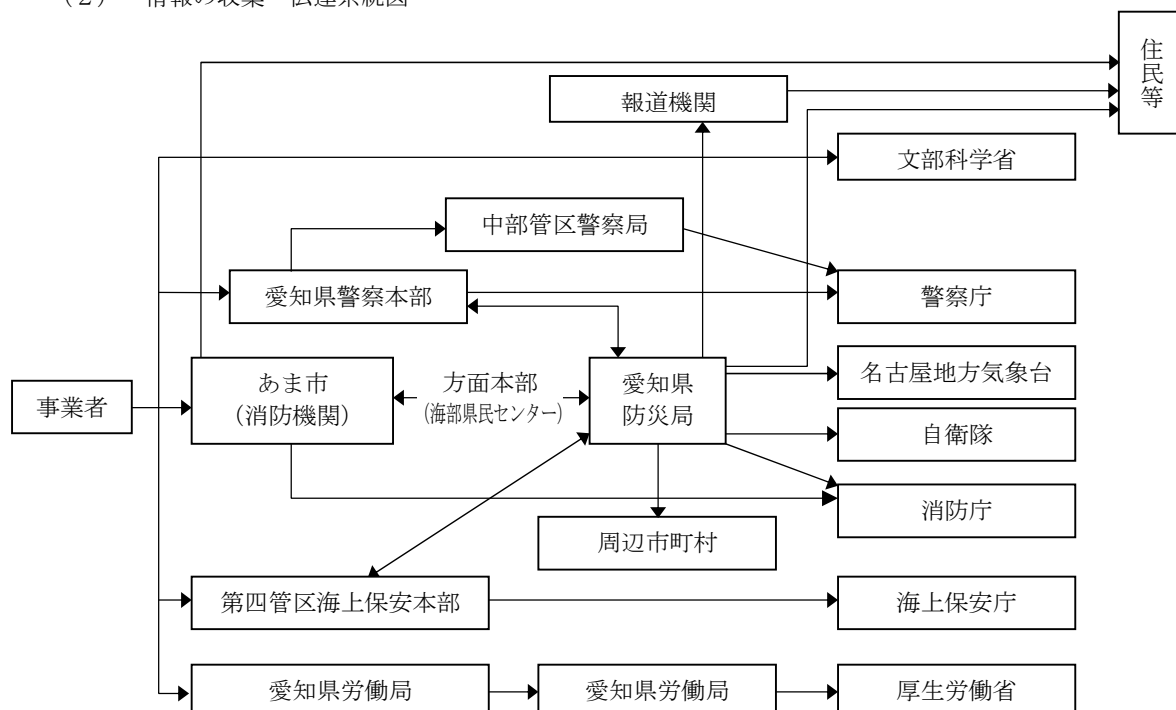
第 3 実施内容

1 放射性物質災害発生時の応急対策

(1) 市の対策

- ア 事業者から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について、直ちに通報する。
- イ 事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行うものとする。
- ウ 放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

(2) 情報の収集・伝達系統図



2 特定事象発生時の応急対策

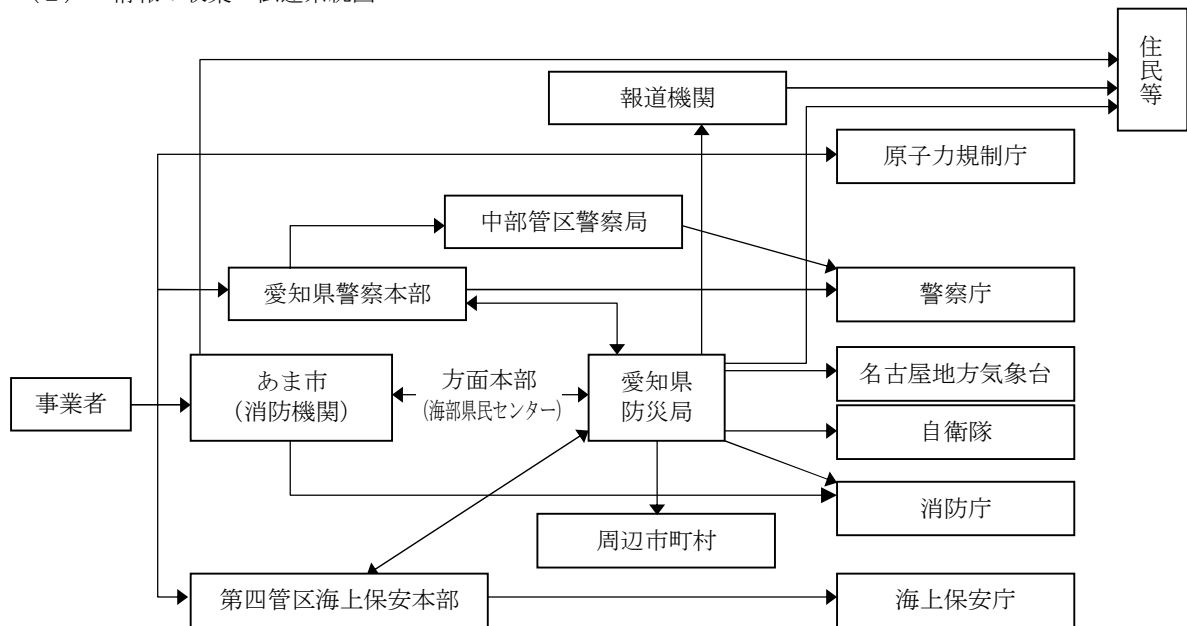
(1) 市の対策

核燃料物質等の輸送中に原子力災害対策特別措置法第10条、同法施行令第4条、同法施行規則第2条及び第8条の規定に基づく放射線量の異常等の特定事象が発生したときは、1の対策に加えて次の対策をとるものとする。

ア 事業者等から、事故の概要、放射線量、防除活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、県警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。

イ 特定事象発生時の通報を受けた場合は、必要に応じて国に専門家の派遣を要請する。

(2) 情報の収集・伝達系統図



3 緊急事態応急対策

放射性物質等の輸送中に災害が発生した場合の被害の範囲は、施設から概ね半径10km程度が目安とされている、原子力発電所等の防災対策を重点的に実施すべき地域よりも相当狭くなるものと考えられる。しかし、放射線等は人間の五感に感じられないという特性があることから、国が原子力緊急事態宣言を実施したときは、住民の二次災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより緊密にしながら、1、2の対策に加え次の対策をとるものとする。

(1) 市の対策

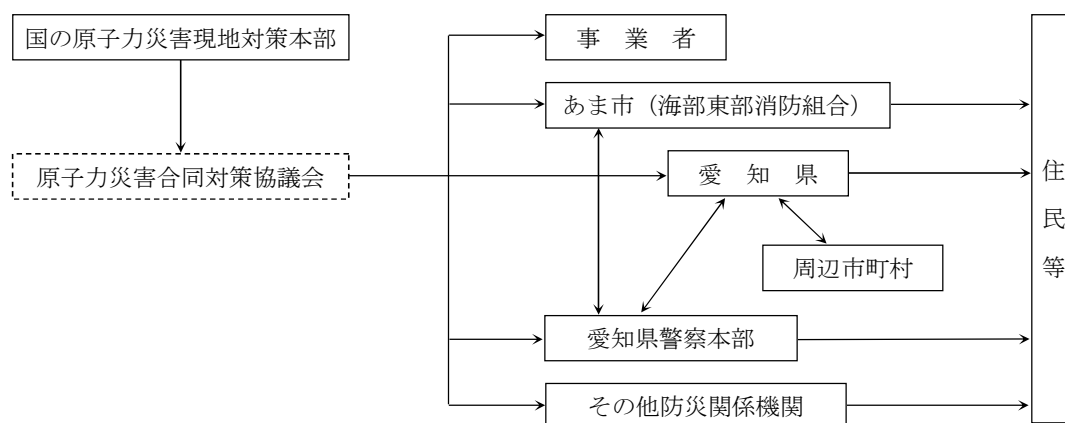
ア 原子力緊急事態宣言があったときは、市災害対策本部を自動的に設置する。

イ 原子力緊急事態宣言に際して、国が示した避難すべき地域の住民等の屋内退避、避難勧告・指示を速やかに実施する。

ウ 市は、県及び県警察と連携し、市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

エ 国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。

(2) 情報の収集・伝達系統図



4 医療関係活動

- (1) 放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。
- (2) 放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診察・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

5 放射性物質及び原子力災害事後対策

防災関係機関は、原子力災害対策特別措置法第27条に規定する原子力災害事後対策として、事業者及び各機関と相互に協力し、次の対策を実施するものとする。

(1) 市の対策

- ア 市は、県と連携して原子力緊急事態宣言が解除された後の放射線量等を調査する。
- イ 市は、県と連携して緊急事態応急対策を実施した地域の居住者等に対する健康診断や心身の健康に関する相談を実施する。
- ウ 市は、避難及び屋内避難措置をとった住民に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所においてとった措置等を記録する。
- エ 市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等の必要な措置を行う。

オ 風評被害等の影響の軽減

- (ア) 市は、原子力災害による風評被害等の拡大防止又は被害を軽減するために、国、県、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適切な流通、輸出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。
- (イ) 団体等と連携し、科学的根拠に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努めるものとする。
- (ウ) 輸出の促進及び観光振興のために、農林水産業、工業品等の適正な流通、施策に十分に配慮を行うものとする。

(2) 事業者の対策

事業者は、県、市と密接な連携のもとに、放射性物質や放射性物質で汚染された物資を除染するものとする。

6 他の機関の措置

その他の実施責任者の措置については、「愛知県地域防災計画」に定めるところによる。

第 2 9 節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策計画

第 1 方針

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民の生命、身体、財産に多大な危害を加えるおそれがあるため、これらの危害を防除するための応急的保安措置について定めるものとする。

第 2 実施責任者

危険物等施設の所有者、管理者、占有者

危険物等輸送機関

県警察

県

市及び海部東部消防組合消防本部

第 3 実施内容

1 市及び海部東部消防組合消防本部の措置

(1) 県へ災害発生について直ちに通報する。

(2) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を行う。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川、農地等への流出被害の防止について、十分留意して行うものとする。

(4) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合には、他の市町村等に対し応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(5) (4) によってもさらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認められる場合には、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。なお、詳しい内容は、本章第34節「応援要請計画」によるものとする。

附属資料 ◦ 海部東部消防組合保有の消防力及び消防水利の現況 ◦ あま市消防団保有の消防力

2 他の機関の措置

その他の実施責任者の措置については、「愛知県地域防災計画」に定めるところによる。

第 4 応援要請

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県若しくは災害発生企業からの応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を行う。

第30節 高圧ガス災害対策計画

高圧ガス製造施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

第1 実施責任者

高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者

高圧ガス輸送機関

県警察

県

中部近畿産業保安監督部

市及び海部東部消防組合

第2 実施内容

1 市及び海部東部消防組合の措置

(1) 高圧ガスの被災による二次災害が予想され、又は事前措置をとる必要がある場合は、高圧ガスの所有者等及び地域内の関係機関に対し速やかに応急保安措置を講ずるよう要請するとともに、必要に応じ知事に連絡し、処分を依頼する。

(2) 災害により爆発・引火その他のおそれがあると判断したときは、立ち入り禁止区域の設定及び周辺住民の避難等の指示又は勧告その他必要な措置をとる。

(3) 県へ災害発生について直ちに通報する。

(4) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を行う。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川、農地等への流出被害の防止について、十分留意して行うものとする。

(5) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合には、他の市町村等に対し応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) (5)によってもさらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認められる場合には、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。なお、詳しい内容は、本章第34節「応援要請計画」によるものとする。

2 他の機関の措置

その他実施責任機関の措置については、「愛知県地域防災計画」に定めるところによる。

第3 応援協力関係

その他の防災関係機関及び企業等は、市又は災害発生企業からの応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を行う。

第3 1 節 大規模な火事災害対策計画

大規模な火事（陸上における火事で、林野火災以外のもの）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）に対する対策について定めるものとする。

なお、本章第29節「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策計画」、第30節「高圧ガス災害対策計画」の定めについても留意するものとする。

第1 実施責任者

市及び海部東部消防組合

県

県警察

第2 実施内容

1 市及び海部東部消防組合の措置

- (1) 発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。
- (2) 地域住民等の避難の勧告又は指示等については、本章第6節「避難計画」の定めにより実施する。
- (3) 必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

- (4) 直ちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。
- (5) 市及び海部東部消防組合で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市（海部東部消防組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

- (6) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。
- (7) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、本章第12節「遺体の搜索、処理、埋火葬計画」の定めにより実施する。

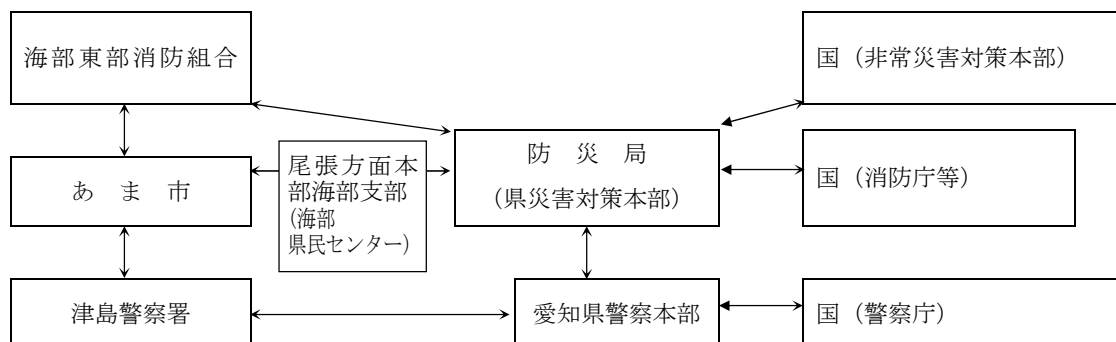
- (8) 必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
- (9) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (10) 被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

2 他の機関の措置

その他の実施責任者の措置については、「愛知県地域防災計画」に定めるところによる。

第3 情報の伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



第4 応援要請

- 1 市及び海部東部消防組合は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するにあたって、必要があると認めるときは、県警察へ先導等を依頼する。
- 2 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

第3 2 節 ボランティアの受入れ計画

第1 方針

市内に大きな災害が発生した場合、平常時よりもはるかに大量かつ広範な各種救援要請が発生し、通常の行政のシステムや処理能力を質・量ともに超えることが予想される。この際には、公平を原則とする行政と自由で多彩な対応をとることができるボランティアとが、相互の活動原理の相違を認識し、協力関係を築きながら被災者を支援することが不可欠である。

そこで、被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2 災害ボランティアセンターの開設

- 1 市は、協定を締結している市社会福祉協議会とともに、あらかじめ定められた場所に机、イス及び電話等必要な資機材を確保して、災害ボランティアセンターを速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。
- 2 災害ボランティアセンターに配置された行政職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。

第3 ボランティアの受入れ

- 1 市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。
- 2 コーディネーターは、市、県、協力団体、ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。

第4 予想されるボランティア団体等

ボランティア団体は、概ね次の団体等が予想される。

- 1 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体
日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知県連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード（協定締結時：震災から学ぶボランティアネットの会）、公益財団法人名古屋YMCA、公益財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタグループ災害Vネット、特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会
- 2 愛知県防災ボランティアグループ
- 3 その他のボランティア団体等

赤十字奉仕団、青年団、婦人会、高等学校、大学、高等技術専門校、各種団体、県外からのボランティア

第5 ボランティア・コーディネーターの役割

- 1 災害ボランティアセンターに派遣されたボランティア・コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）はボランティアの受入れ（受付・需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。
- 2 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボラン

ティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。

- (1) 災害対策本部やボランティア関係団体等を通じて得たボランティアへの支援要請の内容やボランティアの確保・斡旋などの情報を提供する。
 - (2) ボランティアの受入れに必要な物資等の調整を行う。
 - (3) 協力団体やボランティア関係団体と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・斡旋を行う。
 - (4) ボランティア関係団体と連携し、必要なボランティアの確保・斡旋を行う。
 - (5) 必要に応じ、企画財政部広報公聴班を通じ、ボランティアの受入れに関する情報を報道機関に提供する。
- 3 コーディネーターは、行政機関、協力団体、ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。

第6 防災ボランティアの活動対象

防災ボランティアの活動対象としては、看護業務、避難所等における炊き出し、食料及び生活必需品の配分補助、アマチュア無線通信等の業務とする。ただし、活動内容の決定にあたっては、ボランティア団体の規模、実情やコーディネーターの意見などを尊重して決定する。

第 3 3 節 義援金品募集・受付・配分計画

第 1 方針

各方面から被災者に対して、寄託される義援金品の募集、受付、配分等について定めるものとする。

第 2 実施責任者

市、県、日本赤十字社愛知県支部及びその他の機関

第 3 義援金品の募集、受付

- 1 日本赤十字社愛知県支部、報道機関、各種団体等は、災害の状況により募集期間を定めて、市の赤十字奉仕団、新聞、ラジオ、テレビ又は街頭募金等により募集することがある。
- 2 市は、義援金品の受付窓口を開設し、寄託された義援金品は企画財政部財務班、会計班が、また義援物資は企画財政部財務班が受け付け、これを保管する。
県、日本赤十字社愛知県支部は、受付窓口を開設して、寄託される義援金品を受け付ける。なお、日本赤十字社愛知県支部は、義援品は原則として受付を行わず、企業等から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。
- 3 市は、寄託者に領収書又は受領書を交付する。
- 4 義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

第 4 配分

- 1 県及び市は、義援金について、支援関係団体で構成する配分委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、報道機関等の協力を得て、適切かつ速やかに配分する。
- 2 日本赤十字社愛知県支部に寄託された義援金は、速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。
なお、配分委員会が設置されない場合は、県支部と市等と協議の上、配分する。
- 3 報道機関、各種団体等は、募集した義援金品を被災者に配分し、又は必要により県、市に寄託する。

第 3 4 節 応援要請計画

第 1 方針

市は、大規模な災害等が発生した場合に、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、防災関係機関に協力を依頼し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

第 2 応援要請の決定

市内に大規模な災害が発生した場合には、防災関係機関からの情報、各施設からの地区の被害状況等に基づき、緊急に本部員会議を開催し、本市の現状（被害の状況、現有資機材の保有状況等）を把握して応援要請の必要の有無を決定する。

第 3 応援要請の実施

本部員会議により、応援要請の必要が決定された場合には、直ちに次により災害の状況に応じた応援要請を行うものとする。

1 相互応援協定に基づく応援要請

災害の種類、規模、状況等に応じて、適切な応援協定締結先に応援を要請する。

応 援 協 定 名	締 結 先	応 援 内 容
愛知県防災ヘリコプター支援協定	愛知県	緊急時におけるヘリコプターの出動
水道災害相互応援に関する覚書	日本水道協会愛知県支部の 会員、愛知県下のその他の 上水道事業者等	・ 応急給水作業 ・ 応急復旧作業 ・ 応急復旧資機材の供出 ・ 工事業者のあっせん
災害時の情報収集及び提供並びに応急処置資器材等の提供等に関する協定	愛知県石油商業組合西尾張 連合会西尾張海部地区	・ 災害時に知り得た災害情報の提供 ・ 応急処置資器材等の提供 ・ 自動車用燃料・災害対策用燃料の 優先提供
一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定	愛知県内の市町村及び一部 事務組合	・ し尿又はごみの収集運搬 ・ し尿又はごみの処理業務
災害時の巡視業務及び応急処置資機材等の提供並びに応急工事に関する協定	関係建設業者	・ 公共土木施設等の状況確認のため の巡視業務 ・ 応急処置資機材等の提供 ・ 災害応急工事等の実施
災害時における緊急物資調達に関する協定	関係団体	・ 緊急時の物資調達
災害時における救援物資受入所開設に関する協定	関係団体	・ 緊急時の物資受入所開設
災害時の相互応援に関する協定	市社会福祉協議会	・ 被災者の救援等の応援

2 他の市町村に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災対法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援を要請することができる。

3 知事に対する応援要請

市長は、市の災害応急対策を実施するため必要があるときは、県（海部県民センター）に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

知事への応援要請時の明示事項

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ① 応援を必要とする理由 | ④ 応援を必要とする期間 |
| ② 応援を必要とする人員、装備、資機材等 | ⑤ その他応援に関し必要な事項 |
| ③ 応援を必要とする場所 | |

4 緊急消防援助隊等への応援要請

- (1) 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。
- (2) 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。
- (3) 緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

5 海上保安庁の応援要請の依頼

市長は、災害の発生に際し、必要な場合は、知事に対して、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼するものとする。

依頼は、要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって依頼し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、第四管区海上保安本部長に対して要請することができるものとする。この場合は、市長は、事後速やかにその旨を知事に連絡するものとする。

6 指定地方行政機関等に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災対法第29条の規定に基づき、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して、当該職員の派遣を要請することができる。

また、必要により災対法第30条の規定に基づき、海部県民センターを経由し、知事に対して、指定地方行政機関又は指定公共機関等の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

7 応援要請時の明示事項

- (1) 市長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。(災害対策基本法施行令第15条)
- ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ その他職員の派遣について必要な事項
- (2) 市長が、知事に対し職員の派遣について斡旋を求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。(災害対策基本法施行令第16条)
- ア 派遣の斡旋を求める理由
 - イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

第4 受入体制の確保

1 防災活動拠点の確保

他市町村等から応援を受ける場合に、人員・物資の集結・集積に必要な拠点として、「鷹居、美和、森グランド」に、直ちに職員を派遣し、応援部隊の受入れを速やかに行うものとする。

2 ヘリポート、宿泊施設等の準備

市は、災害の状況等に応じ、ヘリポートを確保するとともに応援要員への宿泊施設等についても可能な限り準備を行うものとする。

附属資料 ○市内緊急時ヘリポート可能場所等一覧

第5 経費の負担

国、県、他市町村から派遣された職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第18条に定める方法による。

第6 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、市は政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第35節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 方針

災害に際して必要な応急対策を実施するため、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の派遣を要請する場合における手続き等を定める。

第2 実施責任者

自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、市長は海部県民センターを経由し、知事にその旨を文書で申し出て、知事から自衛隊に要請する。

応援派遣に関する事務は、企画財政部協力班が実施する。

第3 派遣要請を依頼する災害

自衛隊の派遣要請を依頼する基準は、災害が発生し、若しくは発生しようとしているときで、人命又は財産保護のため、必要な応急対策の実施が市において不可能又は困難であり、自衛隊による活動が必要であると認められるときとする。

この場合において、市長は、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。

第4 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、概ね次のとおりである。

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

3 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積み込み等の水防活動を行う。

5 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合には、それらの啓開、除去に当たる。

7 応急医療、救護及び防疫

被災者に対して応急医療、救護及び防疫等を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。

9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10 救助物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

12 その他

その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

第5 災害派遣要請等手続

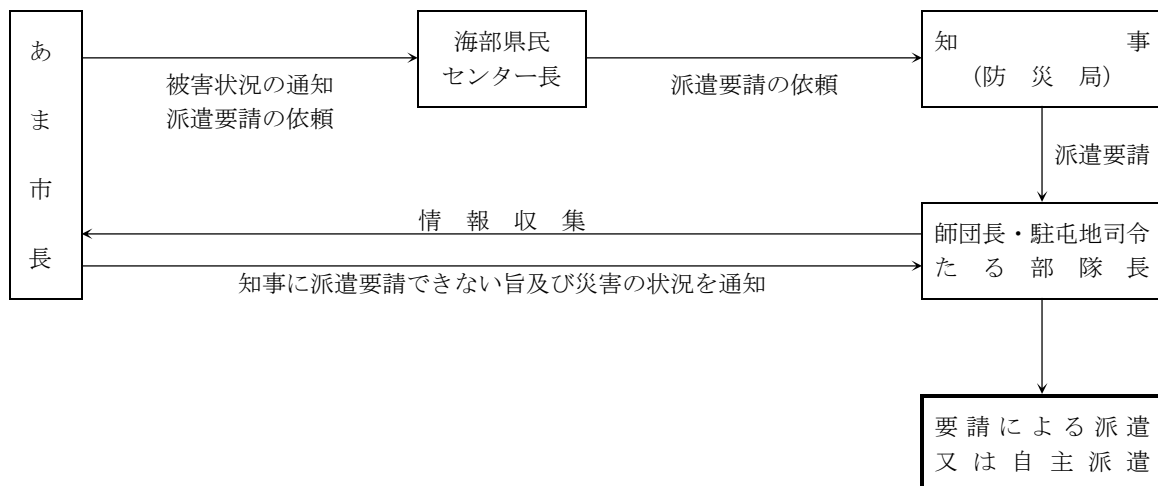
1 災害派遣依頼

市長は、自衛隊の災害派遣を必要と認めるときは、速やかに派遣要請依頼書（様式第1号）により、海部県民センター長を通じ、知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の迅速な方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

また、市長は、知事に対し派遣要請の要求ができない場合には、第10師団長又は駐屯地司令の部隊長に災害の状況を通知することができる。この場合、市長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

なお、災害の発生が突発的で、その救援が特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。

災害派遣要請等手続系統



(注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災局）に派遣要請を依頼する。

この場合も、できる限り速やかに、尾張方面本部海部支部（海部県民センター長）へも連絡すること。

2 依頼先

(1) 海部県民センター

		平常時	第1非常 配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		海部総合庁舎2階 県民安全防災課			海部総合庁舎2階 災害対策センター	
勤 務 時 間 内	NTT	防災・保安G 0567-24-2125 0567-24-2111（代表） 内線217			0567-26-4866 0567-24-2111 （代表） 総括班・総務班 内線612・613・614 情報班 内線607・608・609 610・611 県民相談チーム 内線601・602・603 604・605・606 支援班・物資チーム 内線615・616	
	NTT FAX	0567-26-0729			0567-26-0729	
	防災行政無線	603-1101 603-2-内線番号			603-1101 603-2-内線番号	
	防災行政無線 FAX	603-1150			603-1150	
職 員 配備前	NTT	0567-24-2111（代表） 宿直代務員				
勤 務 時 間 外	NTT	上記勤務時間内欄と同じ			上記勤務時間内欄と同じ	
	NTT FAX	同 上			同 上	
	防災行政無線	同 上			同 上	
	防災行政無線 FAX	同 上			同 上	
e-mail ama@pref.aichi.lg.jp						

海部県民センターに連絡できないときは、県本庁舎へ連絡する。

(2) 愛知県

		平 常 時	第 1 非常配備	第 2 非常配備 (準備体制)	第 2 非常配備 (警戒体制)	第 3 非常配備	
		本 庁 舎 2 階 防 災 局 内			自治センター 6 階災害情報センター		
勤 務 時 間 内	NTT	052—951—3800（災害対策課） 052—951—1382（消防保安課） 052—961—2111（代表） 内線 2512（災害） 内線 2512（特殊災害） 内線 2549（火災） 内線 2548（危険物） 内線 2523（救急・救助） (直通)052—954—6193（災害、特殊災害） 052—954—6141（救急・救助） 052—954—6144（火災、危険物）			052—971—7104（広報部広報班） 052—971—7105（総括部総括班） 052—961—2111（代表） 内線 5302～5304（総括部総括班） 内線 5306～5307（総括部渉外班） 内線 5308～5310（広報部広報班） 内線 5311～5312（情報部整理班） 内線 5313～5316（情報部局班） 内線 5317～5319（情報部方面班） 内線 5320～5322（情報部公共機関班） 内線 5328（情報部調査班） 内線 5323～5324（運用部庶務班） 内線 5325～5327（運用部運用班） 内線 5328（運用部財務会計班）		
	NTT FAX	052—954—6912 （2 階災害対策課内(災害・特殊災害)） 052—954—6922 （6 階災害対策課通信グループ） 052-954-6913（2 階消防保安課内(救急・救助)） 052-954-6994（1 階消防保安課内(火災・危険物)）			052—971—7103 <u>052—971—7106</u> <u>052—973—4107</u>		
	防災行政無線	600—2512（2 階災害対策課内） 600—2512（災害） 600—2512（特殊災害） 600—2549（火災） 600—2548（危険物） 600—2523（救急・救助）			600—1360～1362（総務部総括班） 600-1363（総務部渉外班） 600-1364（広報部広報班） 600-1365（情報部部局班） 600-1366（情報部方面班） 600-1367（情報部公共機関班） 600-1368（情報部調査班） <u>600—1321（県警連絡員）</u> <u>600—1324（自衛隊連絡員）</u>		
	防災行政無線 (FAX)	600—1510			600—1515		
	NTT	052-954-6844（宿日直室）			上記勤務時間内の欄に同じ		
勤 務 時 間 外	NTT FAX	052-954-6995（宿日直室）			同上		
	防災行政無線	600-5250～5253（宿日直室）			同上		
	防災行政無線 (FAX)	600-4695（宿日直室）			同上		
	e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp			<u>aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp</u>		
防災webメール		kensaitai@bousai.pref.aichi.jp（高度情報通信ネットワーク「防災webメール」参照）					

(3) 自衛隊

連 絡 先	電 話 番 号
陸 上 自 衛 隊 第 10 師 団 司 令 部	(加入電話) 052—791—2191 課業時間内：内線4236 (防衛班) 課業時間外：内線4301 (当直室) (防災行政無線) 8—8230—31 (作戦室) 32 (当直) 33 (防衛班) (衛星電話) 9—同上
陸 上 自 衛 隊 第 35 普 通 科 連 隊	(加入電話) 052—791—2191 課業時間内：内線4831 (第3科) 課業時間外：内線4509 (当直室) (防災行政無線) 8—8230—34 (衛星電話) 9—同上
陸 上 自 衛 隊 第 10 特 科 連 隊	(加入電話) 0533—86—3151 課業時間内：内線3234 (第3科) 課業時間外：内線3790 (当直室) (防災行政無線) 8—8240—31 (作戦室) 32 (当直) 33 (防衛班) (衛星電話) 9—同上
陸 上 自 衛 隊 第 10 後 方 支 援 連 隊	(加入電話) 0568—81—7183 課業時間内：内線232 (第3科) 課業時間外：内線202 (当直室)
航 空 自 衛 隊 第 1 輸 送 航 空 隊	(加入電話) 0568—76—2191 課業時間内：内線4032 (防衛部) 課業時間外：内線4017 (基地当直) (防災行政無線) 8—8250—31 (作戦室) 32 (当直) (衛星電話) 9—同上
海 上 自 衛 隊 横 須 賀 地 方 総 監 部	(加入電話) 課業時間内 046—822—3500 (第3幕僚室) 課業時間外 0468—23—1009 (オペレーション) (衛星電話) 9—012—637—721

第6 災害派遣部隊の受入れ

市長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

- 1 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
- 2 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- 3 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して作業が他の機関の活動と競合重複することがないように、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- 4 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。

5 ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の点について準備する。

(1) 事前の準備

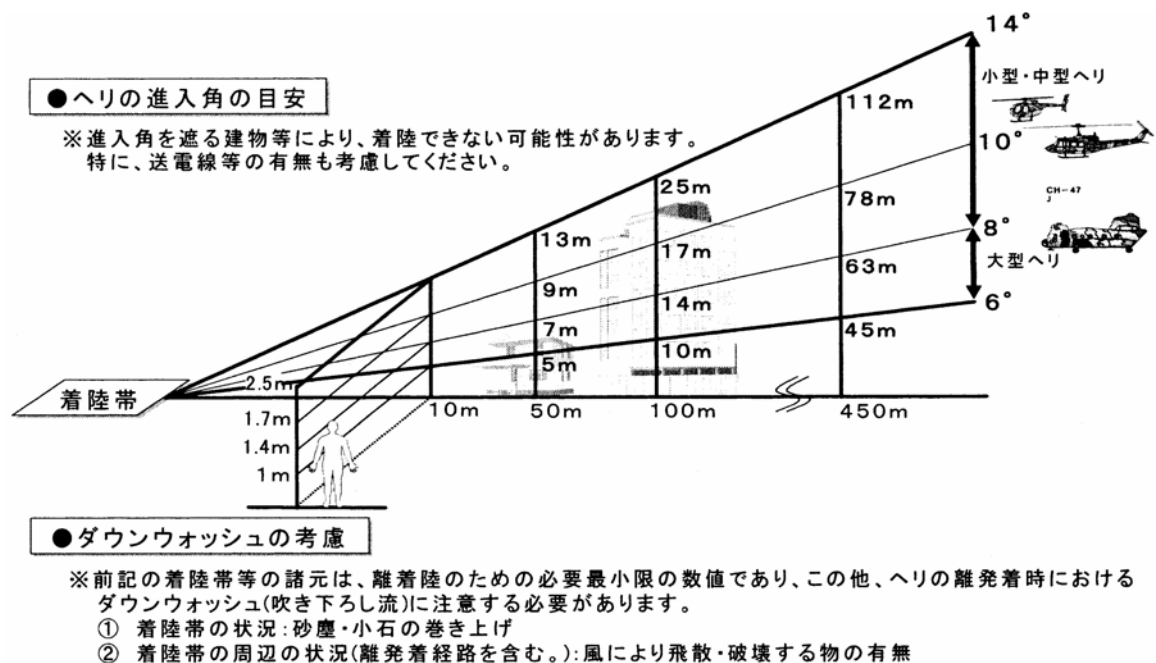
ア ヘリポート用地として、後述の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

イ ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。

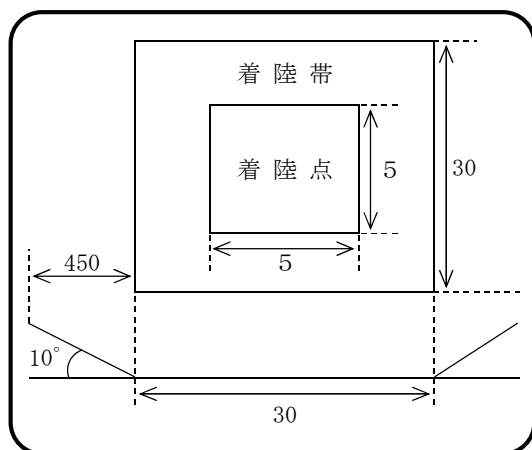
ウ 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。

エ 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートの離着陸訓練の実施に対して協力する。

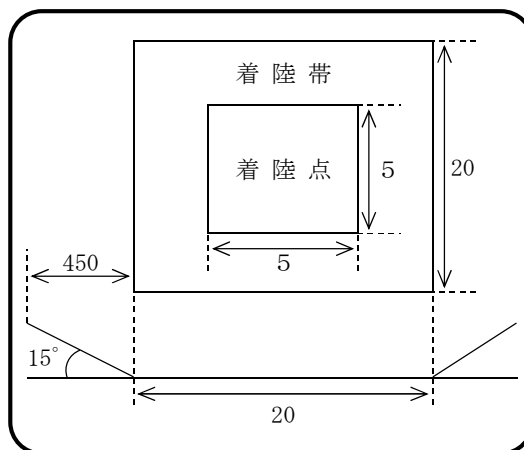
着陸帯設定時における留意事項



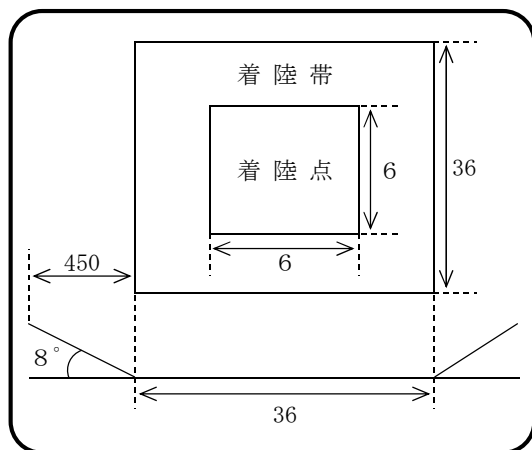
(アー１) 小型機（OH－６）の場合《標準》



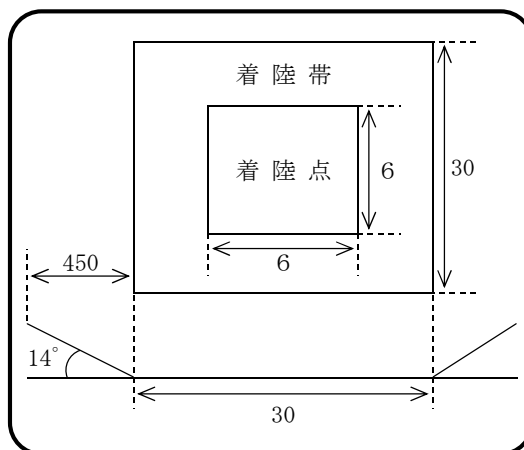
(アー２) 小型機（OH－６）の場合《応急》



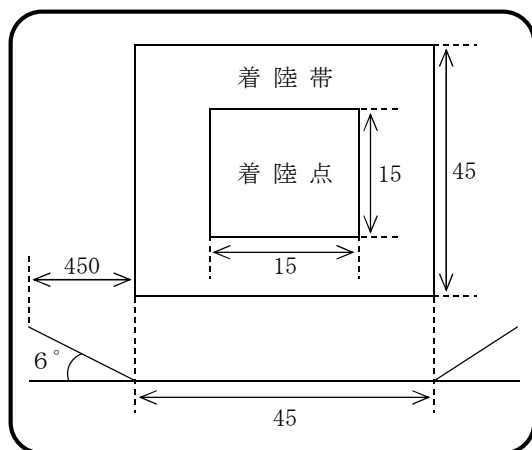
(イー１) 中小型機（UH－１）の場合《標準》



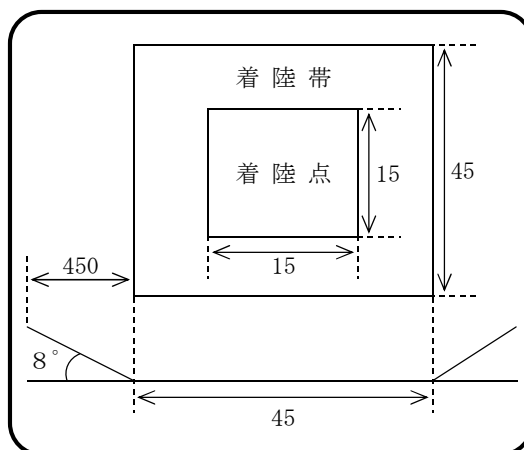
(イー２) 中小型機（UH－１）の場合《応急》



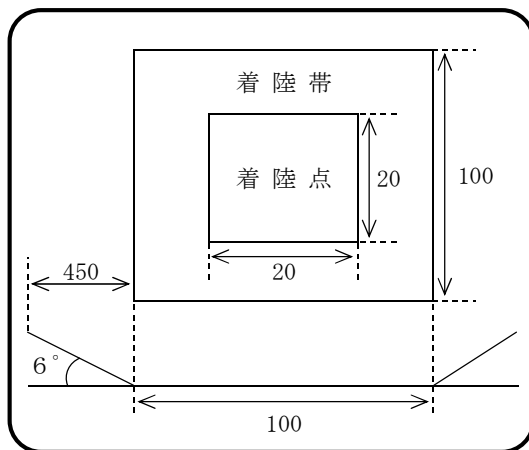
(ウー１) 大型機（V－１０７及びUH－６０J）の場合《標準》



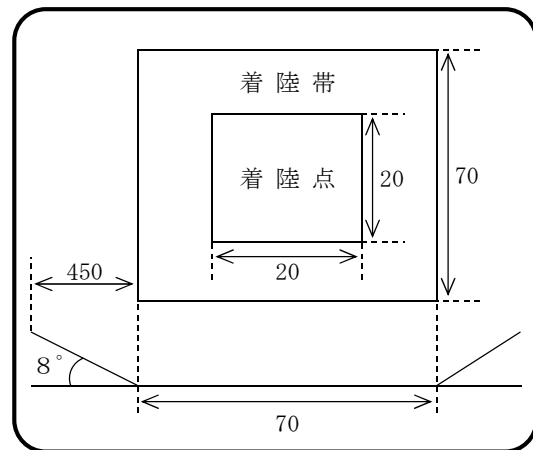
(ウー２) 大型機（V－１０７及びUH－６０J）の場合《応急》



(エー１) 大型機（CH－47）の場合《標準》



(エー２) 大型機（CH－47）の場合《応急》

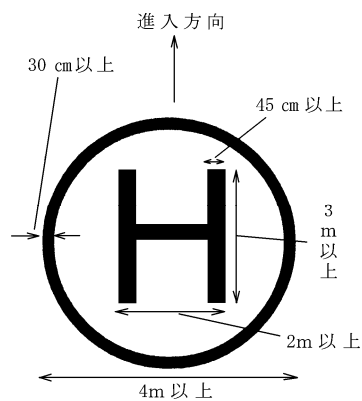


(単位：m)

(2) 受入れ時の準備

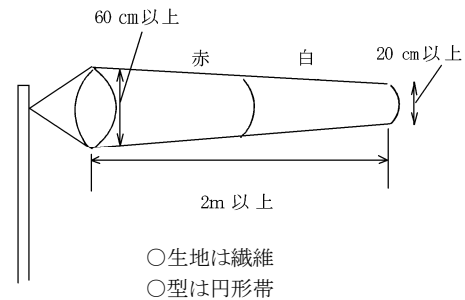
ア 離着陸地点には、下記基準㊦記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近く上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

(ア) ㊦記号の基準



○石灰で標示、積雪時は墨汁、絵具等で明瞭に標示

(イ) 吹き流しの基準



(注) 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚

イ ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

ウ 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。

エ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。

オ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。

カ 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。

附属資料 ○市内緊急時ヘリポート可能場所等一覧

第7 撤収要請依頼の手続

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したと認めるときは、速やかに海部県民センターを通じて知事に対して自衛隊の撤収要請を依頼する。

撤収要請依頼書は、様式第2号のとおりとする。

第8 災害派遣に伴う経費の負担区分

1 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、次の基準によるものとする。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
 - (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬及び修理費
 - (4) 県、市町村が管理する有料道路の通行料
- 2 負担区分について、疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

様 式	○部隊等の派遣要請依頼書（様式第48号） ○災害派遣部隊撤収要請依頼書（様式第49号）
-----	--

第36節 県防災ヘリコプターの活用計画

第1 方針

市は、災害の状況等により必要と認める場合には、県に県防災ヘリコプターの出動を要請し、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行う。

第2 県防災ヘリコプターの活動内容

防災航空隊は、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行うものとする。

- 1 被害状況調査等の情報収集活動
- 2 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送
- 3 災害情報、警報等の広報・啓発活動
- 4 火災防御活動
- 5 救急救助活動
- 6 臓器等搬送活動
- 7 その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

第3 出動要請

1 出動の範囲

市長は、次のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合には、知事に対して県防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがある場合
- (2) 市の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において、県防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

2 出動要請方法

市長は、県防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県防災局消防保安課防災航空グループに電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出するものとする。

応援要請時の事前速報事項

- | | |
|------------------------|---------------------|
| ① 災害の種別 | ⑤ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び |
| ② 災害の発生場所 | 連絡手段 |
| ③ 災害発生現場の気象状態 | ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数 |
| ④ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制 | ⑦ その他必要な事項 |

3 緊急時応援要請連絡先

県防災局消防保安課防災航空グループ 電 話 0568—29—3121
F A X 0568—29—3123

- 4 この項に定めるもののほか、県防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「愛知県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

附属資料 ○ 市内緊急時ヘリポート可能場所等一覧

第４ 受入態勢

市長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県（防災局消防保安課防災航空グループ）に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出するものとする。

- １ 災害の種別
- ２ 災害の発生場所
- ３ 災害発生現場の気象状況
- ４ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ５ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- ６ 応援に要する資機材の品目及び数
- ７ その他必要な事項

第 4 章

災害復旧・復興計画

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧事業

公共施設の復旧は、単に原形復旧にとどまらず、再度の災害防止等の観点から必要な改良復旧を原則として、更に関連事業を積極的に取り入れて施行するものとする。

したがって、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実状にかんがみ、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、可及的速やかに完了するよう、関係機関と連携して施行の促進を図るものとする。

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川災害復旧事業
 - (2) 道路災害復旧事業
 - (3) 下水道災害復旧事業
 - (4) 公園災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 水道災害復旧事業
- 5 住宅災害復旧事業
- 6 社会福祉施設災害復旧事業
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 8 学校教育施設災害復旧事業
- 9 社会教育施設災害復旧事業
- 10 その他の災害復旧事業

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

第1 法律により国が一部負担又は補助するもの

1 法律

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- (3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (7) 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- (8) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- (9) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）

2 要綱等

- (1) 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2／3又は4／5を国庫補助する。
- (2) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2／3又は1／2を国庫補助する。
- (3) 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1／2を国庫補助する。

第2 激甚災害の指定

1 激甚災害の指定手続等

大規模な災害が発生した場合において、激甚法に基づく激甚災害の指定を受ける場合の市が行う手続き及び指定を受けた場合の手続き等は、次のとおりとする。

(1) 激甚災害に関する調査協力

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力するものとする。

(2) 特別財政援助額の交付手続

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部に提出しなければならない。

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業

- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障がい者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
 - { (公共的施設区域内)
 - { (公共的施設区域外)
- セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - エ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
 - オ 水防資機材費の補助の特例
 - カ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ク 雇用保険法（昭和49年法律第116号）による求職者給付の支給に関する特例

第3節 民生安定のための緊急措置

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

第1 罹災証明書の交付等

1 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

2 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第2 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

災害を受けた個人や団体に対して融資される資金は、次のとおりである。

1 農林水産業の再建支援

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定化を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第1節 公共施設災害復旧事業 参照

2 商工業の再建支援

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

県は、被災した中小企業に対する資金対策として、小規模企業等振興資金（災害復旧資金）、中小企業組織強化資金（災害復旧資金）により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。

3 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

4 更生資金

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため実施する。

（災害弔慰金）

対 象	金 額	費用負担
死亡者が生計維持者の場合	500万円以内	国 2 / 4、県 1 / 4、市 1 / 4
死亡者がその他の場合	250万円以内	同 上

（災害障害見舞金）

対 象	金 額	費用負担
精神又は身体に著しい障がいを受けた者が生計維持者の場合	250万円以内	国 2 / 4、県 1 / 4、市 1 / 4
精神又は身体に著しい障がいを受けた者がその他の場合	125万円以内	同 上

（災害援護資金の貸付け）

対 象	金 額	費用負担
被災世帯の世帯主	350万円以内 (被害の程度、種類により異なる)	国 2 / 3、県 1 / 3

実施主体は、あま市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成22年条例第97号）及びあま市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成22年規則第51号）により市が実施する。

(2) 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊またはこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

（被災者生活再建支援金）

対 象	金 額	費用負担
収入額が500万円以下の世帯	100万円以内	国 1 / 2、県 1 / 2
収入額が500万円超800万円以下で世帯主の年齢が60歳以上の世帯 (収入額が500万円超700万円以下で世帯主の年齢が45歳以上60歳未満の世帯を含む。)	50万円以内	同 上
要援護世帯	50万円以内	同 上

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）が都道府県により拠出された基金を活用して行う。

(3) 生活福祉資金

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として福祉資金

の貸付けを行う。

ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付けを行わないものとする。

実施主体は、県社会福祉協議会であり、その費用負担は、国 2 / 3、県 1 / 3 となっている。

(4) 災害見舞金の支給

県は、災害により死亡（行方不明を含む。）又は重傷を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。

5 市税等の減免等

市町村は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

6 義援金の受付、支給

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。

第3 住宅等対策

1 災害公営住宅の建設

市は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

2 相談窓口の設置

市は、相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

第4 暴力団等への対策

1 県警察における措置

(1) 暴力団等の動向把握

災害発生時には、暴力団等が復旧・復興事業に介入するなどの資金獲得活動を展開することが予想されるため、暴力団等の動向把握を徹底する。

(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除

暴力団等による不法行為の取締りを徹底するとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等との連携を強化し、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入を防止するための取組を推進するなど、暴力団排除活動を徹底する。

(3) 暴力団排除に関する広報活動等

暴力団等による復旧・復興事業への介入状況等に関する広報を積極的に行うとともに、暴力団員の不当要求行為等に関する情報提供、相談に対する的確な対応を行う。

2 市における措置

(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

(2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として市公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

地震・津波災害対策計画編

第 1 章

総

則

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的・方針等

第 1 計画の目的

この計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震災害に対処するため、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、住民のかけがえのない生命、身体及び財産を地震災害から守ることを最大の目的とするものである。

また、この計画の目的を遂行するため、次の事項に関する基本的な内容について定めるものとする。

- ① 市の地域に係る市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱
- ② 地震災害の予防、応急対策及び復旧に関する計画

第 2 計画の性格及び基本方針

1 地域防災計画（地震・津波災害対策計画）

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき作成されている「あま市地域防災計画」の「地震・津波災害対策計画編」として、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。

なお、風水害等災害対策計画編と内容に変更のない計画については、風水害等災害対策計画編の計画を準用することとした。

- (2) 住民の生命、身体及び財産を守るため、市、防災関係機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、市、防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (3) 市、防災関係機関が実施計画を作成することなどにより具体化を図るものとするが、本市をとりまく諸条件の変化を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図っていくものとする。

2 地震防災強化計画

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条第2項に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域（以下この編において「強化地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、

- ① 地震防災応急対策に係る措置に関する事項
- ② 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- ③ 東海地震に係る防災訓練に関する事項
- ④ 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では地震防災強化計画と呼んでいるが、この計画においては、①を第3章「東海地震に関する事前対策計画」で定め、②から④までの事項については第2章「災害予防計画」で定めるものとする。

3 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）（以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下この章において「推進地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、

- ① 南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

- ② 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- ③ 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- ④ 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- ⑤ 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定めることになっており、これらの事項について定めた部分を同法では、南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいるが、この計画においては、本市には津波のおそれがないため②の計画以外の計画について、第2章「災害予防計画」及び第4章「災害応急対策計画」で定めるものとする。

なお、本市は、南海トラフ地震特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定されている。（平成26年3月28日現在）

4 愛知県地域強靱化計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

（１） 県民の生命を最大限守る。

（２） 地域及び社会の重要な機能を維持する。

（３） 県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。

（４） 迅速な復旧復興を可能とする。

5 他の計画との関係

この計画の実施に際しては、海部東部消防組合の「消防計画」、海部地区水防事務組合の「水防計画」、「あま市総合計画」及び「愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画、地震・津波災害対策計画及び原子力災害対策計画）」とも十分な調整を図るものとする。

第3 計画の構成

災害対策は、「災害を予防し」「事に臨んで対処し」「事後の復旧に努める」ことで、この3本の基本の柱でこの計画を構成する。

第1章 総則

第2章 災害予防計画

第3章 東海地震に関する事前対策計画

第4章 災害応急対策計画

第5章 災害復旧・復興計画

第2節 基本理念及び重点を置くべき事項

第1 防災の基本理念

南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができる限り少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

各防災関係機関は、「第5節 予想される地震災害」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

(1) 発災直後は、早期に被害規模を把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2 重点を置くべき事項

防災基本計画及び「第5節 予想される地震災害」を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 揺れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進すること。

2 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、県及び他市町村との相互支援体制を構築すること。

また、市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

3 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

4 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた屋内での待避等の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。

5 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の交付体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。

6 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる本市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

7 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 あま市

市は、災対法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、災対法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災対法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災対法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災対法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、警戒宣言発令時及び災害時には、応急措置を実施する。

また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。
- (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
- (3) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）を行う。
- (4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- (5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。
- (6) 避難の勧告及び指示を行う。
- (7) 被災者の救助を行う。
- (8) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (9) 消防活動及び浸水対策活動を行う。
- (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (11) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。

- (12) 農作物及び家畜に対する応急措置を行う。
- (13) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- (14) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (15) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
- (16) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (17) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (18) 被災建築物・宅地の応急危険度判定活動を行う。
- (19) 東海地震注意情報が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。

2 県

- (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。
- (2) 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）を行う。
- (3) 避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- (4) 地震防災応急対策について、市長に指示し、又は他の市町村長に応援の指示を行う。
- (5) 避難の勧告、指示を代行することができる。
- (6) 市の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- (8) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (9) 市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整を行う。
- (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (11) 緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。
- (12) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (13) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (14) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
- (15) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- (16) 救助物資、化学消火薬剤等必要機材の供給、調達若しくはあっせんを行う。
- (17) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (18) 地下街等の保安確保に必要な消防設備の指導及び助言を行う。
- (19) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (20) 有毒性ガスの発生、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体・環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
- (21) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境の整備を行う。
- (22) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (23) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。
- (24) 市の実施する被災建築物・宅地の応急危険度判定に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の建設を行う。
- (25) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。
- (26) 東海地震注意情報が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。
- (27) 名古屋飛行場の施設に係る防災対策を行う。

3 津島警察署

- (1) 災害時又は警戒宣言発令時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関するを行う。
- (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。
- (3) 津波警報等の伝達を行う。
- (4) 被害実態の早期把握と情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。
- (5) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
- (6) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
- (7) 人命救助を行う。
- (8) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。
- (9) 災害時又は警戒宣言発令時等における交通秩序の保持を行う。
- (10) 警察広報を行う。
- (11) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。
- (12) 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力を行う。
- (13) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。
- (14) 緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。

4 海部東部消防組合（海部東部消防署、海部東部消防署北分署及び南分署）

- (1) 災害に関する情報の収集伝達を行う。
- (2) 避難の勧告、指示の伝達及び誘導を行う。
- (3) 水防活動及び消防活動を行う。
- (4) 救助活動、救急医療活動を行う。
- (5) 行方不明者等の操作を行う。
- (6) 消防、救助その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (7) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (8) 火気使用設備器具の防火指導を行う。
- (9) 消防計画の策定及びその推進を行う。
- (10) 必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。

5 指定地方行政機関

(1) 名古屋地方気象台

ア 市やその他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性や住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

イ 市が実施する防災訓練において、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう支援する。

ウ 市やその他防災関係機関と連携し、地震情報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

エ 都道府県や市町村、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。

オ 市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・助言を行う。

(2) 中部地方整備局

ア 災害予防

- (ア) 所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努める。
- (イ) 地震発生後の応急復旧を円滑に進めるために災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。
- (ウ) 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。
- (エ) 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。
- (オ) 災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。
- (カ) 震災時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。
- (キ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定

イ 地震防災応急対策

- (ア) 警戒宣言が発令された場合、緊急輸送路を確保する等の目的で実施される交通規制に協力する。
- (イ) 道路利用者に対して、地震予知情報及び交通規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけを行う。

ウ 初動対応

- (ア) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。
- (イ) 緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。

エ 応急復旧

- (ア) 気象庁が地方整備局管内で震度4以上を発表した場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え所掌業務を実施する。
- (イ) 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。
- (ウ) 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。
- (エ) 地震発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。
- (オ) 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業を実施する。
- (カ) 飛行場の被災に際しては、必要に応じ総合的な応急対策及び応急復旧工事を施行する。
- (キ) 海上の流出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。
- (ク) 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策用機械、油回収船、浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。

(3) 東海財務局

ア 災害復旧事業費の査定立会いに際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図る上からできる限り早期に災害復旧事業を実施することができるようになる。

イ 地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。

ウ 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。

エ 警戒宣言が発せられたときは、必要に応じて、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、

民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、適切な措置を講じるよう要請する。

オ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する一方、被災者等からの金融相談ニーズに対応する金融相談窓口を設置する。

カ 災害が発生した場合、又は東海地震にかかる警戒宣言が発せられたときに応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。

(4) 東海農政局

ア 農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。

イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。

ウ 被災地に生鮮食糧品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導を行う。

エ 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。

オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。

カ 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。

キ 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。

ク 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。

ケ 応急用食糧の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。

コ 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。

サ 食糧の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。

シ 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。

(5) 中部経済産業局

ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

イ 電力及びガスの安定供給の確保に関すること。

ウ 災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。

エ 中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

(6) 中部近畿産業保安監督部

ア 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督及び指導を行う。

イ 全鉱山に対し、保安を確保するための監督指導を行い、災害が発生した場合には、監督官を現地に派遣し、保安に関し適当な措置をとらせるよう指導する。

(7) 東海総合通信局

ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設および無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理を行う。

イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の管理を行う。

ウ 被災地区における電気通信施設の被害状況の調査を行う。

エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関することを行う。

オ 非常通信協議会の運営に関することを行う。

カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与を行う。

(8) 中部運輸局

ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

イ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。

ウ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。

エ 陸上における物質及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。

オ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。

カ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。

キ 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。

(9) 中部地方環境事務所

ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。

イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。

(10) 近畿中部防衛局東海防衛支局

ア 所管財産の使用に関する連絡調整を行う。

イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。

ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。

(11) 国土地理院中部地方測量部

ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。

イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。

ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。

エ 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

6 自衛隊

(1) 災害派遣の準備

ア 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。

イ 災害派遣計画を作成する。

ウ 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。

(2) 東海地震注意情報の発表に伴う措置

ア 師団司令部に指揮所を開設する。

イ 各部隊は災害派遣準備に着手する。

ウ 連絡班及び偵察班の派遣を準備する。

エ 航空機の一部を山駐屯地等に移動し、指揮・連絡活動を実施する。

(3) 警戒宣言発表に伴う措置

ア 非常勤務態勢に移行し、全力をもって災害派遣準備を促進する。

- イ 北陸及び滋賀県所在部隊を東海地区へ集中する。
 - ウ 所要の航空機を小牧基地に移動し、必要に応じ航空偵察を実施する。
 - エ 愛知県地震災害警戒本部（状況により他の機関）へ連絡班（連絡幹部）を派遣する。
- (4) 発災後の対処
- ア 即時救援活動
人命救助を最優先して救援活動を実施する。
 - イ 応急救援活動
方面隊の命令に基づき、救援活動を実施する。
 - ウ 方面隊による本格対処
方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施する。

7 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社

- 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。
- また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。
- ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
 - ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。
 - エ 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。
 - オ 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

(2) 西日本電信電話株式会社

- ア 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- イ 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。
- ウ 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- エ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- オ 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- カ 気象等警報を市へ連絡する。
- キ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

(3) 株式会社NTTドコモ

- ア 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- イ 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。
- ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

- エ 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
 - オ 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。
- (4) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
 - イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。
 - ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
 - エ 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
 - オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。
- (5) KDD I 株式会社
- ア 災害対策本部を設置し、直ちに地震防災応急対策を行う。
 - イ 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
 - ウ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
- (6) ソフトバンク株式会社
- ア 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。
 - イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
 - ウ 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- (7) 日本赤十字社愛知県支部
- ア 東海地震注意情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。
 - イ 医療、助産、遺体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。
 - ウ 血液製剤の確保と供給を行う。
 - エ 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。
なお、配分にあたっては、地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。
 - オ 義援金等の受付と配分を行う。
なお、配分については、地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。
- (8) 中部電力株式会社
- ア 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。
 - イ 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。
 - ウ 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。
- (9) 東邦瓦斯株式会社
- ア ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。
 - イ 東海地震注意情報が発表された場合、災害対策本部を設置し、地震防災応急対策の準備を行う。
 - ウ 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。
- (10) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
- 国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。
- (11) 日本放送協会名古屋放送局
- ア 警戒宣言等の伝達及び地震防災応急対策の実施状況等の報告（部内）を行う。
 - イ 警戒宣言等が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、

万全の体制を整える。

ウ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。

エ 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する情報等の放送を行う。

オ 平常時から防災知識の普及に関する放送を行う。

カ 大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。

キ 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。

(12) 中日本高速道路株式会社

ア 警戒宣言、東海地震に関連する情報等を伝達する。

イ 高速自動車国道、伊勢湾岸自動車道（一般有料道路区間）の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。

(13) 独立行政法人国立病院機構

知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。

(14) 独立行政法人地域医療機能推進機構

知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。

8 指定地方公共機関

(1) 一般社団法人愛知県トラック協会

ア 警戒宣言発令後、緊急輸送対策本部及び支部対策室を設置する。

イ 緊急輸送対策本部及び支部対策室は、関係機関からの緊急輸送要請に対応する。

(2) 名古屋鉄道株式会社

ア 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土、電気施設その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。

イ 警戒宣言時の正確かつ迅速な伝達を行う。

ウ 地震災害警戒本部等を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。

エ 旅客の避難、救護を実施する。

オ 列車の運転規制を行う。

カ 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。

キ 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。

ク 死傷者の救護及び処置を行う。

ケ 対策本部は、運転再開に当たり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

(3) 一般社団法人愛知県L P ガス協会

ア L P ガス設備の災害予防措置を講ずる。

イ 発災後は、L P ガス設備の災害復旧をする。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 一般社団法人海部医師会

ア 医療及び助産活動に協力する。

イ 防疫その他保健衛生活動に協力する。

(2) 海部歯科医師会

ア 歯科保健医療活動に協力する。

イ 身元確認活動に協力する。

(3) 各土地改良区

土地改良区の管理する農業用施設、その他農地の保全又は利用上必要な施設の補強、廃止又は変更を

行うとともに災害復旧を行う。

(4) 海部地区環境事務組合及び五条広域事務組合

ア ごみ処理施設の維持管理

イ し尿処理施設の維持管理

ウ 災害の発生後、被災施設の復旧を図るとともに、市の防災活動に協力する。

(5) 産業経済団体

農業協同組合及び商工会等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力する。

(6) 文化、厚生、社会団体

(7) 企業等

企業（毒物劇物等化学薬品類を貯蔵し、又は取り扱うものを含む。）は、防災上必要な施設管理者として、消防計画等の災害防災計画書を作成し、計画に従って自主点検の強化、保安教育の徹底、防災資機材の整備等に努め、また、災害後に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に努めるなど、平素から防災体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施し、県、市その他防災関係機関の防災活動に積極的に協力する。

(8) 危険物施設の管理者

危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

(9) 建築関係団体

一般財団法人愛知県建築住宅センター、公益社団法人愛知建築士会、公益社団法人愛知県建築士事務所協会等は、応急危険度判定の実施に協力する。

(10) その他重要な施設の管理者

その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

附属資料 ○ 防災関係機関連絡先一覧

第3 住民等の基本的責務

「自らの身の安全は自ら守る」が、防災の基本であり、すべての住民、事業者、団体が、防災に関するこの基本的責務を有する。

1 住民の責務

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは市、県、国、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分認識し、各事業所において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど、防災活動の推進に努めなければならない。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第4 防災協働社会の形成

地震災害は突発的に発生するものであり、初期消火や救助等、地震発生直後の対策における自助、共助が果たす役割は極めて大きく、その後の生活環境維持も含め、行政だけでは時間的にも量的にも限界がある。また、住宅等の個人資産の地震対策においては、個人個人の対応が大きなウェイトを占める。

そこで、災害に強い社会とするため、行政のみならず、住民、事業者、NPO等の様々な主体が防災対策に参加し、自分たちの地域の問題として取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。

第4節 あま市の特質と災害要因

第1 自然的条件

1 あま市の地形

本市は、木曾川水系や庄内川水系によって形成された沖積層が厚く、肥沃な土壌となっている。一方で軟弱な地盤のため、地震発生時の危険が高い地域でもある。地勢は濃尾平野南東部にあり、ほぼ全域が海拔ゼロメートル地帯となっており、標高は1メートル未満で、市全域が起伏のほとんどない平坦地である。

2 濃尾平野の地層

あま市を含む濃尾平野を形成している各地層は、次のとおりである。

(1) 南陽層

洪積世の最終氷期であるヴェルム氷期（約2万年前）海面最低期以後、海面の上昇に伴って、海が内陸に侵入し、その海に堆積したものである。厚さは30～40mで、上部と下部に分かれる。

上部は乳青灰色の均質な中～細粒砂からなっている。中粒砂と細粒砂とは漸移的に互層をなし、ところどころにシルト層腐植層を挟み、N値（硬さ）は5～35を示し層厚は約10mある。下部は青灰色のシルト層で局部的に中粒砂を薄く挟み、このシルト層の固結度が低く、採取したものもすぐ崩れる。また、極めて軟弱で、N値は、0～4を示し多量の二枚貝化石が認められる。最下部には、海棲貝化石を含む細砂が分布している。

(2) 濃尾層

濃尾層は、海拔マイナス20m以深の地域に分布し、灰色の細砂からなる。N値は34～52とかなり締まっており、沖積層とは区別できる。

(3) 第一礫層

第一礫層は、最終氷期の海面低下期につくられた開析谷中に堆積した河床礫である。

この礫層は、最大径30cm程度の巨礫を含むものである。大半の礫径は、2～12cm程度で、礫は水磨されて丸味を帯び、礫種は、濃飛流紋岩・砂岩・チャート・ホルンフェルス・花崗岩などで、なかでも濃飛流紋岩が多い。

(4) 熱田層

約10万年前（リス氷期とヴェルム氷期に挟まれた間氷期）は、現在よりもかなり暖かく、そのため、氷河地域の氷が融け、海水量が増え、海は、現在の濃尾平野全域に広がった。熱田層は、この湾入した海底に堆積した粘土を主体とする地層である。

この地層は、地層の特徴から上部、下部に分けられ、上部は砂・シルト・粘土が互層をなし、全体として砂層が厚い。御岳起源の軽石が、まれに挟在することもある。

(5) 第二礫層

第二礫層は、巨～大礫を含む砂礫層で、礫種は、濃飛流紋岩・石英・石英班岩・チャートなどであり、第一礫層に比べ表面が、わずかに風化されている。

(6) 海部累層

海部累層は、明瞭な厚さ約10～15mの礫層を持つ砂が優勢なシルト砂の互層からなる。上部の礫層は、大礫が多く濃飛流紋岩・チャートからなり、下部の礫層は、やや礫径が小さくなり礫種は不明である。砂、シルト層の厚さは5～10m前後で青灰色を示す。

(7) 第三礫層

第三礫層は、大礫を含む砂礫層で、10cm厚程度の砂の薄層を挟み、礫種は、第二礫層と酷似する。

(8) 八事層

八事層最上部には径4cmの砂礫層があり、その下位に径5～10cm、まれには径20cmにも及ぶ礫を含む砂礫層が続く、ところどころに約10cm厚の砂層が挟まれる。

(9) 八事層以深

八事層以深の地層は、濃尾平野周辺の地層の分布から推定したもので、長島温泉の超深層ボーリング資料から東海層群の存在と一部一志層群らしい地層の存在が推定されているにすぎない。

3 地盤分類

地盤とは、地表面下のある深さまでの地質のうち、特に構造物などの支持力に関する性質を総合したものをいうが、地震による被害の大きさは、地盤により著しく異なることが過去の地震災害から明らかとなっている。

一般的に軟弱な沖積層の地盤では、地盤が軟らかいほど地震動が増幅され、地層が厚くなるほど長周期の地震動となり、構造物の共振現象や液状化現象を引き起こすことが考えられる。また、軟弱地盤と硬い地盤との境界でも、揺れの相違から大きな被害を受けることが分かっている。

そこで、本市の地震防災対策の向上を図るためには、地盤状況を詳しく調査の上、住民等への周知を図っていくことが重要である。

4 活断層の分布状況

(1) 活断層の意義

断層とは、地層のある面を境に両側の地面のずれ（食い違い）の見られる地質現象をいい、そのうち地質年代の第四紀（約200万年前から現在の間）に繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを活断層という。愛知県内にも、1945年の三河地震で地表に現れた深溝断層などを始め、多くの活断層が存在していると指摘されている。

(2) 確実度と活動度

活断層については、確実度により、その断層がどの程度の確実さで活断層であるといえるのかどうかを判断することができる。確実度については、これまでは、空中写真判読の結果により認定されてきたが、確実度がⅠの断層は、それほど多くはない。

確実度Ⅰ	活断層であることが確実なもの
確実度Ⅱ	活断層であると推定されるもの
確実度Ⅲ	活断層の可能性のある形状（リニアメント）

また、過去からの活動の程度を示す指標である活動度により数百年から1千年の間隔で活動するのか、それとも数千年から数万年の間隔で活動するのかを判断することができる。愛知県内の活断層は、ほとんどが数千年から数万年の間隔で活動するものであるとされている。

	千年間あたりの変位量S（m）
活動度A	$10 > S \geq 1$
活動度B	$1 > S \geq 0.1$
活動度C	$0.1 > S$

(3) 活断層に関する調査研究

県は、活断層調査の必要性を検討し、調査対象ゾーン区分及び最優先順位付けを行うため、平成7年度に直下型大地震対策調査を実施した。これにより、県は平成8年度から活断層調査を行っているが、尾張西部地域の活断層調査の結果は、次のとおりである。

ア 岐阜―宮線

大深度反射法探査結果から深さ2,000m程度までの地下地質には、上下変位を示す累積的な構造は認められなかったため、岐阜―宮線が大きな地震を繰り返し起こしてきた主要起震断層と想定することは困難である。しかし、地層の小規模な不連続は認められることなどから、比較的最近に活動を始めた断層であるために活動の痕跡を検出できなかった可能性もあるため、地震に対する注意は、引き続き怠るべきではないと判断される。

イ 大藪―津島線及び大垣―今尾線

ボーリング資料解析結果からこれまで断層が存在すると指摘されている付近には、地層の不連続は認められなかった。また、通商産業省（現、経済産業省）地質調査所が平成9年度に実施した大深度反射法探査によって、大藪―津島線及び大垣―今尾線に相当する構造はないことが判明した。

ウ 弥富線及び木曽岬線

長良川河口堰付近で行われた既往の大深度反射法探査結果では、弥富線は存在しない可能性が極めて高いものと考えられる。なお、木曽岬線については、新しい知見は得られなかった。

第2 愛知県における既往の地震とその被害

愛知県は、地震国日本の中でも有数の地震県であり、過去にしばしば大地震に襲われている。

ちなみに、過去約100年間の日本における死者1,000人以上の大地震（津波も含む。）は11回であるが、そのうち3回が愛知県を主要な被害地域として発生している。

過去に愛知県に大きな被害を与えた地震は、海溝型地震と内陸型地震（遠方大地震、直下地震）のタイプに分けることができる。

1 海溝型地震……南海トラフ沿いに発生する大地震

（1） 1707年 宝永地震 M8.6

愛知県では、渥美郡、吉田（現豊橋）で大被害のほか、全県で被害。尾張領内の堤防被害延長9,000m。震度7～6。津波も来襲し、渥美表浜で6～7mにもなった。

（2） 1854年 安政地震 M8.4

愛知県では宝永地震に似た被害。三河、知多、尾張の沿岸部の被害が目立った。震度6～5。津波も来襲し、渥美表浜通りで8～10m、知多半島西岸で2～4mとなり被害が出た。

（3） 1944年 東南海地震 M7.9 死者、行方不明1,223人

愛知県の被害は他県に比べ最大で、死者・行方不明者438人、負傷者1,148人、家屋全壊16,532棟、同半壊35,298棟。震度6～5、一部7。小津波あり（波高1m内外）、名古屋臨港部などでは著しい液状化現象による被害があった。

2 内陸型地震……陸地の断層の破壊によって発生する大地震

（1） 1586年 天正地震 M7.8 死者5,500人以上

この地震の震央は伊勢湾で、長島付近では大被害を受け震度7、尾張部6、三河部6～5。津波波高2～4m。

（2） 1891年 濃尾地震 M8.0 死者7,885人

愛知県の被害は、死者2,638人、負傷者7,705人、全壊85,511棟、半壊55,655棟で、県の地震災害史上最大の被害を受けた。震度7～6。

（3） 1945年 三河地震 M6.8 死者2,306人

三河南部の深溝断層の活動によるもので、幡豆郡、碧海郡に大被害が生じた。被害はすべて愛知県のもので、死者2,306人、負傷者3,866人、全壊16,408棟、半壊31,679棟。震度は、西三河南部を中心に7～6、県域の大部分が5以上。津波も発生し、蒲郡で1mほどに達したが津波による被害はほとんどな

かった。

(1)、(3)はいわゆる県土の直下地震と考えられる。

第3 社会的条件

地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。

第1は、高度経済成長に伴う人口増加や都市化の進展等による土地利用の変化により、市街地等での建築物の高層化が進み、居住地域自体も拡大している。このため、一部では人口の密集化を招き、災害時における被災人口が増大する危険性が懸念されるほか、密集市街地では火災の延焼地域の拡大の危険性を高める要因となっている。

また、高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大など、要配慮者の増大も懸念されている。

第2に、電力、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラとなっており、ライフライン施設が災害により被害を受けると、その復旧に時間を要するばかりか、二次災害の危険性も含んでいる。

また、災害対応を行うべき行政機関においてもそれらに対する依存度は高く、十分な事前の対応がなされていない場合には、初動体制のみならず、災害応急対策そのものへの影響も懸念される。

第3は、自動車、鉄道等の高速交通機関は著しく発達してきたが、それらの円滑な走行・運行が阻害された場合には、交通の混乱が被害を著しく拡大することが予想されると同時に、自動車は市街地火災の延焼拡大の媒体となることも考えられる。

また、大量輸送機関である鉄道は、大規模化、高速化の反面、災害時には大規模な被害をもたらすおそれがある。

第4に、産業の発展による危険物等の集積である。

本市においても、毒物・劇物等を大量に取り扱う施設があり、大規模な地震が発生した場合、火災、爆発、有害物質の漏洩等が心配されるところである。

第5に、地域社会の変容に伴い、コミュニティ意識が低下しており、地域防災力の低下が懸念されている。災害を最小限に食い止めるためには、行政による公助に加え、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助や身近な地域コミュニティ等による共助が機能することが大切であり、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う防災協働社会を形成していくことが重要である。

こうしたことから、災害に対する社会的脆弱性を克服する必要があるが、現状ではこうした様々な災害要因への対応は、決して満足すべき状態にあるとはいえない。今後とも、社会的条件の改善に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及啓発活動を不断に続けていくことが必要である。

第5節 予想される地震災害

第1 基本的な考え方

愛知県に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震（遠方型、直下型）があるが、それらの発生の危険性、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について、県が実施した被害予測調査結果等を研究し、この地域防災計画等における具体的な計画の策定・修正に際しての参考とする。

第2 南海トラフで発生するおそれのある地震・津波の被害予測

1 被害予測

(1) 調査の目的

県は、戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として、被害予測調査を実施した。

(2) 調査結果の概要

ア 調査対象とした地震・津波

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震は、本県に与える影響は極めて大きく、その発生確率や被害規模から、県としてまず対策を講ずべき対象として考慮するものである。

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考に想定することとした。（「過去地震最大モデル」による想定）

a 「過去地震最大モデル」

- 南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。
- 県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、「理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。

b 【補足】「理論上最大想定モデル」

主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波についても、補足的に想定することとした。（「理論上最大想定モデル」による想定）

- 南海トラフで発生するおそれのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。

（※国が平成24年8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」。）

- 県の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものである。

イ 結果（本市）

a 「過去地震最大モデル」

- 揺れ、液状化：震度 6 弱（28km²）、液状化可能性（中：2km²、大：25km²）
- 浸水・津波：被害わずか
- 被害量の想定結果

全壊・焼失棟数 （冬夕 18 時発生）	揺れ		約 300
	液状化		約 1,100
	浸水・津波		*
	急傾斜地崩壊等		*
	火災		約 10
	合計		約 1,400
死者数 （冬深夜 5 時発生、早期避難率低の場合）	建物倒壊 （うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）		約 10
	浸水・津波 （うち自力脱出困難） （うち逃げ遅れ）		*
	急傾斜地崩壊等		*
	火災		*
	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物		*
	合計		約 20
ライフライン機能支障 （発災 1 日後；冬夕 18 時発災）	上水道	断水人口（人）	約 86,000
	下水道	機能支障人口（人）	約 <u>13,000</u>
	電力	停電軒数（軒）	約 37,000
	固定電話	不通 回線数（回線）	約 12,000
	携帯電話	停波 基地局率（％）	80%
	都市ガス	復旧対象 戸数（戸）	*
	L P ガス	機能支障 世帯数（世帯）	約 3,400
避難者数（人） （冬夕 18 時発災）	1 日後		約 7,900
	1 週間後		約 27,000
	1 ヶ月後		約 62,000
帰宅困難者数（人）（昼 12 時発災）			約 3,500～約 3,700
災害廃棄物等（千トン）（冬夕 18 時発災）			約 160

* 被害わずか

b 【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定

- 揺れ、液状化：震度 6 弱（3km²）、震度 6 強（25km²）液状化可能性（中：1km²、大：27km²）
- 浸水・津波：最大 586ha（1cm 以上）
- 被害量の想定結果

全壊・焼失棟数 （冬夕 18 時発生）	揺れ	約 3,600
	液状化	約 1,100
	浸水・津波	約 60
	急傾斜地崩壊等	*
	火災	約 1,700
	合計	約 6,500
死者数 （冬深夜 5 時発生、早期 避難率低の場合）	建物倒壊 （うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	約 200 約 10
	浸水・津波 （うち自力脱出困難） （うち逃げ遅れ）	約 60 約 60 約 10
	急傾斜地崩壊等	*
	火災	約 20
	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	*
	合計	約 300

* 被害わずか

第3 東海地震・東南海地震等の被害予測結果

1 被害予測調査の概要

(1) 目的

平成13年度に国の中央防災会議において東海地震の震源域が見直され、平成14年4月には東海地震に係る地震防災対策強化地域が、愛知県内においては従来の新城市1市から名古屋市を含む39市町村（平成24年1月4日現在）に拡大して指定された。また、平成13年9月、国の地震調査研究推進本部は、東南海地震の今後30年以内の発生確率が50パーセント程度と公表した。

また、平成15年12月には「東海地震・東南海地震等に関する調査会」は、本市を含む1都2府18県652市町村を「東海地震・東南海地震防災対策推進地域」に指定した。

こうした動きの中で、愛知県は、活断層調査等により得られた地下構造や地盤構造についての新しいデータなどを活用して、平成14年度及び平成15年度の2年間をかけて「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査」を実施した。

平成14年度においては、自然条件の調査、自然現象の予測、社会条件の調査及び被害の予測を行った。

(2) 基本的な考え方

今回の被害予測調査の基本的な考え方は、次のとおりである。

ア 科学的、客観的な手法及び最新の知見を活かした被害想定とする。

イ 愛知県の地域特性を踏まえた被害想定とする。

ウ 地震対策に役立つ被害想定とする。

エ 社会的な影響や様々な状況を視野に入れた幅広い想定とする。

(3) 前提条件

ア 想定地震

県は、地震動について、愛知県に大きな被害を及ぼす可能性のある次の地震を想定した。想定地震については広域に大きな影響を与える可能性があることから被害想定まで実施した。

本調査の想定地震一覧

地震種類	想定地震	マグニチュード M (Mw) *	計算手法
海溝型地震	①想定東海地震	(7.96)	詳細法
	②想定東南海地震	(8.15)	詳細法
	③想定東海・東南海地震連動	(8.27)	詳細法
内陸型地震	④養老―桑名―四日市断層帯	7.4 (7.00)	詳細法

*M：気象庁マグニチュード、Mw：モーメントマグニチュード

イ 想定ケース

県は、想定時間帯について、県民の生活行動が顕著に反映できるよう次の3ケースを想定した。想定東海地震については予知なし（突発的に地震が発生する場合）と予知あり（警戒宣言発令後に地震が発生する場合）を想定した。

- ① 冬早朝5時（阪神・淡路大震災と同様の時間帯：多くの人が自宅で就寝中）
- ② 春秋昼12時（特に市街地部で人口の多い平日の時間帯）
- ③ 冬夕刻18時（帰宅ラッシュと重なる、また、出火危険性の高い時間帯）

（４） 調査の内容

県が実施した調査内容は、次のとおりである。

- ア 地震動・液状化・山崖崩れの想定
- イ 津波の想定
- ウ 建物関係の想定（建物・倒壊物・落下物）
- エ 地震火災の想定
- オ 交通施設被害の想定
- カ ライフライン施設被害の想定
- キ 危険性物質被害の想定
- ク 人的被害及び社会機能支障の想定

２ 想定予測結果の概要

被害予測調査における本市の想定予測結果は、概ね次のとおりである。

（１） 地震動・液状化の想定

ア 想定東海地震

震度分布は、多くの地域で震度5強となるとされる。液状化危険度は、20%の地域において「危険度は高い」とされる。

イ 想定東南海地震

震度分布は、全域で震度6弱または震度5強となるとされる。液状化危険度は、「危険度が高い」または「危険度は極めて高い」地域が多くを占める。

ウ 想定東海・東南海地震連動

震度分布は、震度5強または震度6弱が多くを占めるが2%の地域が震度6強となるとされる。液状化危険度は、ほぼ全域にわたって「危険度が高い」または「危険度が極めて高い」とされる。

エ 養老一桑名一四日市断層帯

震度分布は、全域で震度6弱または震度5強となるとされる。液状化危険度は、「危険度が極めて低い」から「危険度は極めて高い」まで地域によって異なるとされる。

本市における地震動・液状化予測状況

想 定 地 震	地震動・液状化								
	計測震度面積率（％）					液状化危険度面積率（％）			
	5弱以下	5強	6弱	6強	7	極めて低い (PL=0、 対象外)	低 い (PL=0-5)	高 い (PL=5-15)	極めて高い (PL=15-)
想 定 東 海 地 震	29	71	0	0	0	16	64	20	0
想 定 東 南 海 地 震	0	43	57	0	0	0	29	39	32
想 定 東 海 ・ 東 南 海 地 震 連 動	0	23	75	2	0	0	6	55	39
養 老 一 桑 名 一 四 日 市 断 層 帯	0	75	25	0	0	6	30	57	7

(2) 建物関係（建物倒壊・地震火災）の想定

ア 想定東海地震

揺れ・液状化により約180棟が全壊し、約1,180棟が半壊するとされるが、出火の危険の高い冬18時に地震が発生しても火災による被害はほとんどないとされる。

イ 想定東南海地震

揺れ・液状化により約1,110棟が全壊し、約3,980棟が半壊するとされるが、出火の危険の高い冬18時に地震が発生しても火災による被害は少ないとされる。

ウ 想定東海・東南海地震連動

揺れ・液状化により約1,470棟が全壊し、約4,660棟が半壊するとされるが、出火の危険の高い冬18時に地震が発生しても火災による被害は少ないとされる。

エ 養老一桑名一四日市断層帯

揺れ・液状化により約220棟が全壊し、約650棟が半壊するとされるが、出火の危険の高い冬18時に地震が発生しても、火災による被害はほとんどないとされる。

本市における建物関係被害予測状況

想 定 地 震	建 物							
	建 物 被 害						火 災 (冬18時)	
	全 壊		半 壊		合 計		出火件数	焼失棟数
	棟 数	割 合	棟 数	割 合	棟 数	割 合		
想 定 東 海 地 震	約180	0.5%	約1,180	3.7%	約1,360	4.2%	0	0
想 定 東 南 海 地 震	約1,110	3.5%	約3,980	12.5%	約5,090	16.0%	20	約30
想 定 東 海 ・ 東 南 海 地 震 連 動	約1,470	4.6%	約4,660	14.4%	約6,130	19.0%	20	約30
養 老 一 桑 名 一 四 日 市 断 層 帯	約220	0.7%	約650	2.0%	約870	2.7%	0	0

注 市の建物棟数：約32,000棟

(3) ライフライン施設被害の想定

ア 想定東海地震

上水道、L P ガスに機能支障が発生するとされ、特に、上水道は、約9,400戸が断水するとされる。

イ 想定東南海地震

全てのライフライン施設に機能支障が発生するとされ、特に上水道、電力の支障率が高く、約24,100戸が断水し、約7,500口が停電するとされる。

ウ 想定東海・東南海地震連動

全てのライフライン施設に機能支障が発生するとされ、特に、上水道、都市ガス、電力の支障率が高く、約29,900戸が断水、約14,000戸がガスの供給停止、約8,500口が停電するとされる。

エ 養老一桑名一四日市断層帯

都市ガス以外のライフライン施設に機能支障が発生するとされ、特に上水道、電力の支障率が高く、約12,610戸が断水し、約3,750口が停電するとされる。

本市におけるライフライン被害予測状況

想 定 地 震	ライフライン				
	ライフライン機能支障				
	上水道 (戸)	都市ガス (戸)	L P ガス (戸)	電力 (口)	電話 (件)
想 定 東 海 地 震	約9,400	0	約660	0	0
想 定 東 南 海 地 震	約24,100	約1,750	約2,410	約7,500	約2,810
想定東海・東南海地震連動	約29,900	約14,000	約2,890	約8,500	約3,240
養老一桑名一四日市断層帯	約12,610	0	約420	約3,750	約750

(4) 人的被害及び社会機能支障の想定

ア 想定東海地震

人的被害は負傷者が若干発生するものの死者の発生はほとんどないとされる。また、自宅建物の被害やライフラインの支障による避難所生活者は約4,000人、帰宅困難者は約3,700人発生するとされる。

イ 想定東南海地震

人的被害は、冬早朝5時及び夕刻18時で死者約20人、負傷者が季節・時間帯により約480人～800人発生するとされる。また、自宅建物の被害やライフラインの支障による避難所生活者は約11,000人、帰宅困難者は約3,700人発生するとされる。

ウ 想定東海・東南海地震連動

人的被害は季節・時間帯により死者が約10～20人、負傷者が約590人～1,000人程度発生するとされる。また、自宅建物の被害やライフラインの支障による避難所生活者は約15,200人、帰宅困難者は約3,700人発生するとされる。

エ 養老一桑名一四日市断層帯

人的被害は負傷者が若干発生するものの死者の発生はほとんどないとされる。また、自宅建物の被害やライフラインの支障による避難所生活者は約6,250人、帰宅困難者は約3,700人発生するとされる。

本市における人的等被害予測状況

想定地震	人的被害							社会機能支障		
	冬早朝5時		春秋昼12時		冬夕刻18時		帰宅困難者 数[突発時] (人)	避難所生活者数〔1日後〕(人)		
	死者数 (人)	負傷者数 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)		自宅建物被 害による	ライフライン 支障による	合計
想定東海地震	0	約180	0	約110	0	約120	約3,700	約400	約3,600	約4,000
想定東南海地震	約20	約800	0	約480	約20	約530	約3,700	約1,700	約9,300	約11,000
想定東海・東南海地震連動	約20	約1,000	10	約590	約20	約660	約3,700	約2,200	約13,000	約15,200
養老―桑名―四日市断層帯	0	約50	0	約40	0	約40	約3,700	約600	約5,650	約6,250

注1 「想定東海地震」における死者・負傷者の人数は、「地震予知なし」のもの

- 2 帰宅困難者の想定は、昼間に大規模地震が発生し交通機関等が停止した場合を前提としたものであり、交通機関が停止する地域が限定される場合には上記数値よりも帰宅困難者は少なくなることが考えられる。

第4 濃尾地震の再来に係る被害予測結果

1 再来地震の内容

内陸型大地震の発生危険性や予知等は困難であるとされているので、愛知県は、内陸型大地震の一つの目安として、明治24年10月28日、岐阜県本巣郡根尾村を震源として発生した濃尾地震が、今日再び発生したと仮定して被害予測を行った。

想定地震	規模	震源地	震源の深さ	食い違い量	推定地震断層
濃尾地震の再来	マグニチュード 8.0	岐阜県本巣郡根尾村	30km	約6m	岐阜―名古屋線 大垣―蟹江線

2 自然現象の予測結果

(1) 地震動の予測結果

地震基盤（第四紀洪積層上面）上での最大加速度は、断層線上で約450ガルを示すが、断層から遠ざかるに従って急速に減衰している。あま市付近の地表加速度は400ガル以上の地震動と予測される。

(2) 液状化危険度の予測結果

あま市を含む濃尾平野北西部から南部に達する地区及びその周辺部では、かなり激しい液状化が発生すると予測される。

3 物的被害の予測結果

(1) 振動による木造家屋の被害予測結果

愛知県の全壊・半壊棟数は、約43万8千棟で、県全体の木造家屋約231万棟の19%が被害を受けると予測される。

全壊被害は、尾張地方の、特に最大加速度400ガル以上になる地域に集中すると予測され、半壊被害の大半は、尾張地方の天白川以西に集中すると予測される。

(2) 地震火災による木造家屋の被害予測結果

愛知県の被害は、約1,400棟が焼失すると予測されているが、被害の多くは、名古屋市西部に集中している。

4 人的被害の予測結果

地震動や建築物の被害予測結果を基に算定すると、愛知県全体で、死者数は約9千6百人、負傷者数は約4万9千人と予測される。

第5 想定地震を踏まえた本市の地震防災への取組

県が実施した被害予測調査結果から、本市における地震の被害要因は、地震火災というよりも、地震の揺れ・液状化による建物の倒壊等によるものといえる。このため、市は、建築物の耐震化対策及び液状化対策を推進するとともに、住民に対する家具類の転倒防止対策等の啓発をより一層努めるものとする。

また、ライフライン施設の中で上水道の機能支障の割合が高いものとなっているため、市は、水道施設の耐震対策を計画的に促進していくものとする。

第2章

災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 防災協働社会の形成推進

第1 方針

自然災害から安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努めていく必要がある。

また、市、県、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めるものとする。

第2 対策

1 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、住民、事業者、自主防災組織等が一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や住民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

2 災害被害の軽減に向けた取り組み

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

第2節 震災に関する調査研究

第1 方針

地震災害では、様々な災害が同時に、広域的に多発するところが特徴であるが、特に近年の都市部への人口集中に伴い、ビルの高層化や軟弱地盤地帯における宅地化、さらにはライフライン施設等の高度集積化などにより、災害要因は一層多様化し、その危険性は著しく増大しているのが現状である。

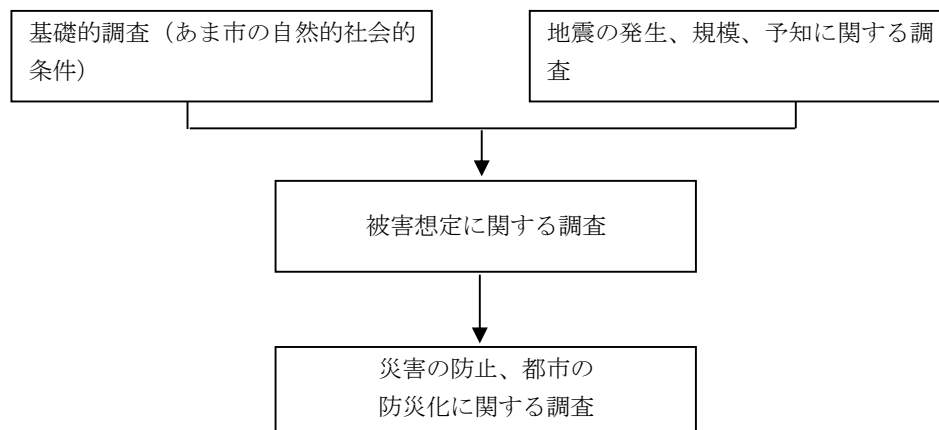
こうした地震災害に対しては、次のような新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に結び付けていくことが重要である。

- 1 地勢、地質、地盤の構造等の自然的条件及び社会的条件に関する調査
- 2 地震の発生、規模及び予知に関する調査
- 3 被害想定に関する調査研究
- 4 災害の防止、市の防災化に関する調査
- 5 防災アセスメントの実施に基づく防災カルテ等の整備
- 6 地籍調査

市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

第2 対策

大地震による被害は複雑多様であり、特に最近の都市への人口集中、地震に弱いといわれる新幹線、その他道路、鉄道、通信、電力、水道、ガス等の高密度の展開等によって、その被害の甚大性、複雑性は大きなものがある。これら各種の被害とその対策を科学的に調査・研究し、かつ総合化することが地震対策の基礎をなすものであり、そのための各種の調査を実施することが必要である。



1 防災カルテ等の整備

市は、県の被災想定を受けて、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（地区単位、自治会単位、学校区などの単位）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。防災カルテ等に記載すべき事項は、①災害危険箇所、②避難場所、③避難路、④防災関係施設、⑤土地利用の変遷、⑥災害履歴などである。

第3節 都市防災化計画

第1 方針

都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進する。

広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。

地震時における住民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して住める都市の防災対策に関する総合的な対策を推進しなければならない。

本市も人口の増加に伴い、都市化、危険物施設の増大、自動車の激増、中高層ビルなど新しい都市施設の出現等、震災拡大につながる社会的要因が増大し、大地震がひとたび発生すると、かつてない大被害をこうむるおそれがある。

これに対して、道路等の公共施設の耐震化や公的建築物、民間の特殊建築物あるいは特定の地区を対象とした耐震化、不燃化を図っているところであるが、個々の安全性の確保だけでは限界があり、震災時における広域的な対応としては、市全体の防災構造化を図る必要がある。

そのための施策として、前述した公共施設等の耐震不燃化に加えて、市街地等におけるオープンスペースの確保が重要である。特に、平成7年の阪神・淡路大震災においても、広幅員の道路による延焼阻止効果が顕著であったほか、身近な住区基幹公園が住民の一時避難場所として利用されたり、都市基幹公園などが救急活動拠点やヘリポート等の復旧・復興活動拠点として大きな役割を果たしたことから、避難路、避難場所の機能を有する道路、公園緑地等の都市施設の整備を一層推進する。

また、街路等の未整備地区、木造老朽家屋の密集地域等、土地区画整理事業などの整備基盤が行われていない地域は、地震による著しい被害を受けやすいため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの市街地整備を今後とも一層促進する。

さらに、都市計画においては、今後の市街地形成の進捗状況等を勘案して防火地域、準防火地域の指定による面的な不燃化を進める。

なお、詳細については、第1編風水害対策計画第2章第6節「都市の防災化計画」に定めるところによる。

第4節 液状化対策等予防計画

第1 方針

液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化するものとする。

本市の地盤は、沖積層が厚く軟弱で、海拔も低く、大規模地震時には、地震動により地盤の亀裂、沈下、液状化現象などの地盤破壊が発生する可能性が高い。さらに、都市化に伴い農地の駐車場、工場・住宅用地への転用が急速に進んでいる。こうした土地利用の変化は、地盤災害対策上からも極めて注目すべき事項である。

したがって、特に地震及びその後の豪雨による二次災害のおそれが予想される造成地、地盤沈下地域、軟弱地盤地帯（沖積層地帯）等については、これらの地域を的確に把握し、情報を提供するほか、県と連携して土地利用の適正な規制や指導を行うとともに、必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。

第2 土地利用の適正誘導

液状化による被害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法（平成元年法律第84号）の基本理念を踏まえ、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

また、地盤地質を始め自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施し、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する。

第3 液状化対策の推進

地震時に砂地盤が液状化し、構造物に被害を及ぼすことは、昭和39年の新潟地震を契機に問題となってきたが、これに対して愛知県では、昭和53年度・昭和54年度に県内の「沖積層の分布と液状化危険度調査」を実施するとともに、昭和55年度・昭和56年度には「愛知県の地質・地盤」を取りまとめ、液状化対策を始めとする各種地震対策の基礎資料として県民に公表してきたところである。

また、近年、液状化に関する研究や対策工法の開発については、かなりの進展をみているものの、小規模な住宅や事務所等の建築物など対策が義務付けられていない場合には、十分な液状化対策がなされていないのが実情である。

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法が普及されることが必要である。そこで、市としては、県が平成23年度から25年度に行った東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査の中で、250mメッシュ単位における液状化の危険度判定結果を踏まえ、また他の防災関係機関が発表する研究成果等の収集及び研究に努め、住民や建築物の施工主等に周知を図るとともに、対策工法の普及を行う。

また、国から示されている「液状化地域ゾーニングマニュアル」等に基づき、液状化危険度の調査の実施を検討し、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図っていく。

第4 被災宅地危険度判定の体制整備

1 被災宅地危険度判定士の養成・登録

県が土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会を開催するので、当該講習会に市職員、市内土木・建築技術者等を受講させて、判定士の養成・登録に努める。

2 愛知県建築物地震対策推進協議会による取り組み

市は、県及び他市町村との相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な行動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第5節 公共施設安全確保整備計画

第1 方針

道路、河川、上下水道、電力、ガス、鉄道、電信電話等各種公共施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

これら公共施設の地震による被害は、災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、その破壊による機能麻痺が人心に与える影響は大きく、災害の拡大を招くことが十分想定される。

したがって、これら公共施設について、震災後、1日も早く機能回復を図ることはもちろんであるが、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。

電力施設、ガス施設、上水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

第2 道路施設

1 道路、橋りょうの整備

地震により道路、橋りょう等が被災することは、震災時における住民の避難、消防、医療活動、緊急物資の輸送活動等に困難をもたらす。

大地震等の災害発生時においても、災害応急活動及び警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送が円滑に行われるよう、市は、市道の管理者として、日常から施設の危険箇所の調査と、これに基づく補修工事及び耐震診断に基づく耐震補強を実施し、地震に強い施設の確保に努める。

また、新たに道路、橋りょう等を建設する場合は、耐震性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

2 市緊急輸送道路の選定・整備

県は、地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するため、あらかじめ緊急輸送道路を指定している。

市はこれに合わせ、災害時に緊急輸送を確保するため、市の防災拠点同士を結ぶ市道、また防災拠点と県指定緊急輸送道路とを結ぶ市道について、市の指定緊急輸送道路として選定することを検討するとともに、災害時に緊急輸送が円滑かつ確実に実施できるよう、拡幅等の整備を推進する。

3 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定

市は、南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務づける道路として指定する。

4 応急復旧作業のための事前措置

地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達ができるよう、平素から市内土木・建築業者等と協力・調達体制の確立を図る。

第3 交通安全施設

災害発生時における緊急交通路の確保を図るため、交通安全施設等の増強、整備に努める。

1 交通情報収集

緊急交通路の効率を確保するため、交通規制情報及び迂回ルート情報等を提供する道路交通情報提供機器の整備を図る。

2 交通規制用資機材

緊急交通路の確保等の際に使用する交通規制表示板等必要な資器材の増強、整備を図る。

第4 河川

河川堤防は、地盤沈下により堤防の機能及び強度の低下をきたしている部分もある。これらの堤防に関しては、嵩上げ、堤体の補強、護岸等の整備を県に要請する。

第5 上水道

震災による水道の断水を最小限にとどめ、被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するため、次の対策を講じる。

1 施設の耐震性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する。また、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく。

被災時の給水拠点となる配水池等の増設及び耐震性を強化する。また、水道配管において強度が低下している石綿セメント管等の老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化に努める。

2 応急給水用資機材の点検補修

給水車、給水タンク、ポリ容器、水袋、パケツ、ろ水機、消毒用塩素剤（次亜塩素酸ソーダ、塩素等）、水質検査用器具（残塩計、PH計）等の資機材を平素から整備し、点検補修しておく。

附属資料 ○ 給水用資機材保有状況

3 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、市が中心となって応急給水活動を実施しなければならない。災害時の給水方法は、指定避難所、医療施設、配水池などの拠点給水を、供給される飲料水は水道水を原則とし、補完的にプール、池の水を災害用ろ水機でろ過した水等を用いる。このため、応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、ろ水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機及び運搬車両の整備増強を図っていく。

また、水道が応急復旧するまでの間の必要最小限の飲料水を確保するため、耐震性貯水槽の設置を推進する。

4 防災協力体制の確立

水道事業者は、災害時に自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は「水道災害相互応援に関する覚書」に基づき速やかに応援要請ができるよう、応援要請方法等を周知徹底しておくとともに、応援部隊との連絡体制や受入体制を平素から確立していく。

第6 下水道

下水道管理者は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。

1 管渠施設の対策

下水道管理者は、流下機能を確保することができないと予測される管渠から順次補強する。

また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討し、計画するが、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。
なお、液状化のおそれのある地盤に敷設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。

2 ポンプ場等施設の対策

下水道管理者は、最低限の下水処理機能を確保できないと予測される施設から順次補強する。

なお、液状化のおそれのある地盤に築造する場合には、構造物だけでなく、埋設配管の基礎についても地盤改良等の対策を実施する。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

3 緊急連絡体制の確立

県は、被害の把握や復旧のために、「愛知県下水道事業における災害時支援に関する要領」に基づき、県内関係市町との連絡体制を確立する。

4 復旧用資機材の確保

下水道管理者は、可搬式排水ポンプその他復旧に必要な資機材の確保及び整備に努める。

また、県は、資機材について、保管リストを集計把握し関係機関等に周知する。

5 復旧体制の確立

下水道管理者は、被災時には、その自治体の関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部10県4市の相互支援等の体制を確立する。

6 民間団体の協力

県は、本県の管理する流域下水道幹線管渠について、公益社団法人日本下水道管路管理業協会愛知県部会と協定を締結し、被災後の状況調査（管内テレビカメラ調査）等への支援体制を確立する。

また、下水道管理者は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

7 流域下水道BCPに基づく防災対応力の向上

県は、地震発生時に下水道処理機能の迅速な回復を図るため、流域下水道事業継続計画（流域下水道BCP）に基づき訓練を実施する。また、その成果を踏まえて計画内容の充実を図る。

第7 電力施設

中部電力株式会社は、災害時における電力供給を確保し、民心の安定を図るため電力設備の防災対策に努める。

また、日頃から設備の巡視、点検を行い、保安の確保を図るとともに、災害時に備え資機材等確保の体制を確立する。

第8 ガス施設

都市ガスは、都市生活に欠かせないエネルギーであり、これを供給する施設に被害を受け、ガス供給が円滑に行われないと日常生活に大きな影響を与えるので、地震による被害発生を軽減するとともに、万一の被害発生時には、二次災害を防止し、早期復旧を図るため、東邦瓦斯株式会社は、平素からその対策を確立していく。

第9 鉄道

名古屋鉄道株式会社は、新しい構造物については十分耐震性のあるものとしているが、従来の構造物についても補修、改良を図って、耐震性の強化及び整備に努める。また、運転規制、巡回、点検等によって予防対策を講ずる。

第10 通信施設

東海地震のような予知・海洋型大地震はもとより、阪神・淡路大震災のような内陸直下型の大規模災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施の上からも極めて重要な問題であり、防災関係機関は、電気通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に全力をあげて取り組む必要がある。また、各種通信施設を活用した複数の通信手段を構築し、通信回線相互の適切な補完を図るとともに、平常時より無線設備の総点検を定期的実施するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある場所へ設

置する。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合は、建物の倒壊や地盤の揺れ等に伴う通信施設の損壊や架空・埋設ケーブルの寸断等の障害が予想されるため、このような場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策及び抜本的対策を策定し、各種通信対策を図ることが必要である。

1 電気通信

(1) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

(2) 株式会社NTTドコモ

株式会社NTTドコモは、移動通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

(3) KDDI株式会社

KDDI株式会社は、国際電気通信事業の公共性に鑑み、災害に際しても国際通信を確保できるように平素からその関連設備及び付帯設備の防災構造化を実施している。

国際伝送路の多ルート化、代替伝送路の設定、国内伝送路の確保等については、国内外の関係機関と密接な連絡調整を行う。

激甚な大規模災害に備えて、阪神・淡路大地震を教訓に、長時間商用電力供給停止に対する自家発電機用燃料補給対策の確立及び被災地域への国際通信の疎通確保対策の検討を行う。

(4) ソフトバンク株式会社

ソフトバンク株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。

2 専用通信

無線を利用した専用通信は、災害時の情報連絡手段として極めて有効な方法である。現在、県、市、警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、さらに電力・ガス会社、私鉄等防災関係機関において設置されている、これら専用通信の確保については、各機関において施設の耐震性の強化等の諸施策を実施する。

3 あま市防災行政用無線

市は、被災地において円滑な情報の収集伝達手段を確保できるよう、日頃から定期点検を行うとともに、通信訓練等を通じて使用方法の習得に努める。

附属資料 ○ あま市防災行政用無線局一覧

4 防災相互通信用無線局

災害現場に集結する各防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達手段として、各防災関係機関が開設する防災相互通信用無線局に依存することが大であるため、次の措置を講じ、災害時における通信の確保体制の整備に努める。

(1) 防災相互通信用無線局の整備促進

(2) 防災相互通信用無線局の訓練実施

5 放送

放送は、非常災害時における住民への情報の伝達手段として極めて有効であるので、大地震の発生等に際

して、その機能を確保するよう努めるものとする。

なお、市は、災害時における緊急放送など、平素から西尾張ＣＡＴＶ株式会社との協力体制等の整備を行う。

6 非常通信

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、無線局は、その目的、通信の相手方及び通信用途を越えて非常通信を実施することができるが、この事態に備えて、次の措置を講じる。

- (1) 非常通信協議会の拡充強化
- (2) 各種非常通信訓練の実施
- (3) 非常通信訓練の総点検

7 携帯電話の配備

市は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の有効活用を図るように努める。

第11 農地及び農業用施設

農地及び排水機、樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地及び農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性をより一層向上させるよう努める。

1 大規模災害に備えた対策

排水機、樋門、水路等については地震に対してその機能が保持できるように、耐震基準に適合した構造で新設又は改修を行う。

第6節 建築物耐震推進計画

第1 方針

現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されている。しかし、耐震性は多様な要素が複雑に係り合って定まるものであり、これを十分確保したはずの建築物が巨大地震により被害を受けた例も記憶に新しい。

これらの教訓からより強い地震を想定して、防災上重要な建物となる公共施設は、一層耐震性を強化して崩壊防止に努める必要がある。

そのために、地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保に努めるものとする。

また、大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。

第2 市における措置

1 総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることにより、対象建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。

2 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務づけることとする。

第3 耐震改修促進計画

1 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。

2 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。

また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断の結果報告の期限を定めることとする。

第4 公共建築物の耐震性の確保・向上

災害時に災害対策本部が設置される市役所、避難所に指定されている公共施設など防災上重要な建築物、また不特定多数の人が利用する施設については、特に昭和56年の建築基準法施行令改正前に建築されたものは、耐震診断を実施し、耐震診断において必要と思われる改修を順次進め、公共建築物の耐震性の確保・向上を図る。

第5 一般建築物の耐震性の向上促進

一般建築物については、建築基準法及び同法施行令により種々の構造基準が規定されているが、小規模な建築物については、構造計算による地震に対する安全性の確認まで義務付けされていない。また、老朽化や地盤沈下等により地震の被害を受けやすい建築物は、早急に補強する必要がある。

これら一般建築物の耐震性に関する意識を高めるため、県と連携をとって耐震工法や補強方法等の技術知識等を広く住民に普及・啓発する。

1 民間木造住宅の耐震診断・耐震改修促進

市は、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（在来軸組構法）に対して無料で耐震診断を行う「木造住宅簡易耐震診断」事業を実施している。

また、県は、昭和56年5月以前に着工されたいわゆる旧基準木造住宅を対象に所有者負担ゼロの耐震診断を実施する市に対する耐震診断費補助事業を実施し、平成19年度からは、非木造住宅へ耐震診断費の補助を行う市に対する耐震診断費補助事業を実施している。また、県・市町村及び建築関係団体で構成する愛知建築物地震対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前対策等の推進に努め、県内の国立3大学法人、県、名古屋市等で構成する愛知建築地震災害軽減システム研究協議会は、有機的に災害軽減システムの研究を推進し、その研究成果を広く普及する。耐震改修についても、旧基準木造住宅の耐震改修の促進を図るため、県は市の実施する耐震改修費補助事業に助成している。

耐震性に不安のある住宅の所有者が耐震診断の受診推進が図れるよう、広報紙等を通じて当該事業の周知を行うとともに、耐震診断の積極的な普及・啓発に努める。

なお、耐震改修については、市が実施している「木造住宅簡易耐震診断」事業の耐震診断結果に基づき、耐震リフォーム工事を行った住宅に対して、耐震改修費の補助を行っている。また、住宅金融支援機構の融資を受けて、既存住宅の耐震改修を行った者に対し、一定の利子補給が行われる「愛知県安全で快適な家づくり利子補給制度」の活用や、耐震改修費補助制度の活用を呼びかけ、旧基準木造住宅の耐震改修の促進を図る。

2 既存コンクリートブロック塀等点検・補強指導の強化

所有者の自主的な点検・補強活動に対する指導を実施し、その充実に努める。

3 コンクリートブロック塀等設計施工指針の普及

コンクリートブロック塀・石造塀の正しい設計、施工方法の周知を図るため、県が作成したパンフレット等を活用し、広く普及・啓発に努める。

4 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進

鉄筋コンクリート造等の建築物は、一般的に極めて耐震性に富んだものとされてきたが、最近の震害に見られるように必ずしも安全とは言い切れないものが少なくないことが知られるに至っている。昭和56年に構造基準を強化する建築基準法施行令の一部改正が行われたが、既設建築物の中には耐震性に問題のある建築物もあるので、広報紙等で一般建築物所有者に対し、必要に応じ耐震診断及び耐震改修の実施を呼びかけるなど、普及・啓発に努める。

5 住宅等地震対策普及啓発の推進

市は、県が作成したパンフレット・リーフレットの配布や市広報紙等を通じて、地震対策知識の普及に努める。

6 愛知県建築物地震対策推進協議会における取り組み

市、県及び建築関係団体は、愛知県建築物地震対策推進協議会（平成14年10月改組）において建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前対策等の推進に努める。

7 その他の安全対策

住宅・建築物に関連して地震による人的被害や財産の被害を防止するためには、住宅・建築物の構造を強化するだけでは充分とはいえない。過去の地震でもブロック塀の倒壊や家具の転倒による圧死のほか、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの停止による閉じ込め、敷地の崩壊などにより大きな被害が発生

しており、それらについての対策を推進する。

第6 被災建築物の応急危険度判定の体制整備

1 応急危険度判定士の養成等

市は、建築士等を対象に県が実施する判定士養成講習会に受講させるなど、応急危険度判定士の養成に努めるものとする。

2 愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援体制の推進

市、県及び建築関係団体は、震災時における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、平成10年に設置した愛知県建築物地震対策推進協議会において、県内市町村相互の支援・判定体制の確立に努める。

3 応急危険度判定実施本部の設置整備

市は、震災時に災害対策本部の中に設置する応急危険度判定実施本部が速やかに機能できるよう、平素から応急危険度判定に必要な資機材等を確保するとともに、市在住の応急危険度判定士の把握及び協力体制の確立に努めるものとする。

第 7 節 危険物施設防災計画

第 1 方針

地震時において、危険物施設の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を生じるおそれがある。

このため、市は、海部東部消防組合消防本部及び県と連携して、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

第 2 危険物施設の所有者等の措置

1 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）、第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

2 大規模タンクの耐震性の強化

容量1,000k1以上の特定屋外タンク貯蔵所及び容量500k1以上の準特定屋外タンク貯蔵所の所有者等は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた耐震性に関する基準に適合するよう必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努める。

3 自主防災体制の確立

事業所の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、排出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

附属資料 ○ 危険物施設数一覧

第 3 海部東部消防組合消防本部の措置

海部東部消防組合消防本部は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

第 4 市の措置

市は、危険物施設の実態の把握に努め、防災関係機関の立入検査等を促し、これに協力する。

第8節 高圧ガス保安対策

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、海部東部消防組合消防本部は、中部近畿産業保安監督部及び県が実施する、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するための保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の整備を重点とした災害予防対策に協力する。

なお、詳細については、風水害等災害対策計画編第2章第17節「高圧ガス保安対策」に定めるところによる。

第9節 産業廃棄物処理対策計画

第1 方針

市は県と協力し、事業活動に伴って生ずる汚泥等の産業廃棄物の適正処理が円滑に促進されるように排出事業者及び処理業者に対し、廃棄物の保管施設及び処理施設の維持管理等について指導を行い、廃棄物の流出防止等の安全確保を図る。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物の適正な処理の促進に関する条例に基づく事業所等に対する立入検査及び各種報告をもとに、次の指導を行う。

第2 産業廃棄物処理に関する指導

- 1 産業廃棄物が適正処理されるまでの間、保管されている廃棄物について保管方法、保管施設の構造が適正であるよう指導を行う。
- 2 廃棄物が大量に保管されている場合にあっては、処理の促進を図るよう指導する。
- 3 廃棄物の処理施設（最終処分場等）について、廃棄物の流出防止措置を講ずる等安全対策について指導する。

第10節 火災予防対策計画

第1 方針

市街地の過密化、建築物の高層化及び多様化、危険物需要の拡大等により、地震に伴う大規模火災の発生及びこれに伴う多大の人的、物的被害が生じることが予想される。

このため、市は、消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるものとする。

第2 火災予防対策に関する指導

1 火災予防の徹底

（1）一般家庭に対する指導

市は、区長、自主防災組織、消防団等を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用水の普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

（2）防火対象物の防火体制の推進

多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生した場合の危険が大きい。このため、海部東部消防組合消防本部は消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、その者に地震が事前予知された場合の対応も含めた震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、

通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

(3) 立入検査の強化

海部東部消防組合消防本部は、消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区地域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

(4) 危険物等の保安確保の指導

海部東部消防組合消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

なお、海部東部消防組合消防本部は、海部東部消防組合火災予防条例（昭和46年条例第22号）に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

附属資料 ○ 危険物施設数一覧

2 建築同意制度の活用

海部東部消防組合消防本部は、建築物の新築、増築等に際し、計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう、消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図るものとする。

第3 消防力の整備強化

市は、次により消防力の整備強化に努めるものとする。

1 消防力の整備強化

市は、「消防力の整備指針」に適合する消防団の拡充強化及び活性化を推進するとともに、団員の確保に努め、消防体制の整備を図るものとする。

2 消防施設等の整備強化

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備に努めるとともに年次計画をたてて、その強化を図るものとする。特に、災害時の初期消火活動については、耐震性貯水槽、可搬式動力ポンプの整備を進めるものとする。

附属資料 ○ あま市消防団の構成及び分団の担当区域 ○ 海部東部消防組合保有の消防力及び消防水利の現況 ○ あま市消防団保有の消防力

第 1 1 節 津波予防対策

第 1 方針

- 地盤沈下や老朽化した施設の嵩上げ、補強、補修などハード面での対策だけでなく、地震の外力や地盤の液状化により、水門、水路等の決壊などによる不測の事態に対する予防対策を講ずる。
- 津波災害対策については、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本として検討を進めていくものとする。
 - ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
 - ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
- 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、総合的な対策を講じるものとする。

第 2 津波危険地域の指定

県（防災局）は、東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果を公表している。（平成26年5月30日公表）

市は、本調査結果の論理上最大想定モデルの最大浸水深分布等を基に、津波により人・住家等に危険が予想される地域を「浸水地域」として指定することとする。

第 3 津波防災体制の充実

1 市における措置

- （1） 市は、想定される津波等に対して、あらかじめ計画等を策定する。
- （2） 津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。
- （3） 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、避難指示等の伝達体制や避難指示等の発令・伝達体制を整えるものとする。
- （4） 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、早期避難が必要であることから、基本的には避難指示のみを発令するものとする。また、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。
- （5） 避難誘導計画の策定にあたっては、避難対象地区を市地域防災計画に明示し、また、住民や自主防災組織の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所や避難経路を指定するなど避難方法を具体的に示すものとする。また、避難場所や避難経路について統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置したり、電柱等に標高を表示して、日頃から周知する。場合によっては、耐震性を有する高層建物や民間建物などいわゆる津波避難ビル等の整備・指定を進める。
- （6） 高齢者や障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図るものとする。

2 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置

興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、その管理する施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮し、また、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。

る。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

第4 津波防災知識の普及

1 避難行動に関する知識

- (1) 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできる限り高い場所に避難すること。
- (2) 地震による揺れを感じない場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
- (3) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること。
- (4) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。
- (5) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手すること。

2 津波の特性に関する情報

- (1) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。
- (2) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。
- (3) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があること。

3 津波に関する想定・予測の不確実性

- (1) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
- (2) 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
- (3) 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。

第5 津波防災事業の推進

1 市における措置

- (1) 市は、津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できる限り短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- (2) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できる限り短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。
- (3) 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できる限り浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。

2 内水排除施設等の管理者における措置

内水排除施設等の管理者は、堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水に備え、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

第6 地盤沈下の防止

ゼロメートル地帯については、揺れや液状化により堤防の被災や津波によるシンするが生じる恐れがあることから、浸水による被害の潜在的な危険度を高めないよう地盤沈下防止対策を実施する。

第 1 2 節 要配慮者の安全対策計画

第 1 方針

災害発生時には、要配慮者への特別な配慮、支援が重要であり、市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、地震等から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、あま市避難行動要支援者名簿などを活用するものとする。

また、市及び施設管理者等は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成 6 年愛知県条例第 33 号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。

第 2 社会福祉施設等における対策

1 組織体制の整備

施設等管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

2 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、地震災害に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

3 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

4 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

第 3 要配慮者対策

1 緊急通報システム等の整備

市は、「あま市緊急連絡通報システム設置事業実施要綱」（平成 22 年告示第 63 号）に基づき、在宅のひとり暮らし高齢者及び身体障がい者等を対象に緊急通報用機器等を貸与している。また、市は、今後も要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、複数の情報伝達手段を活用し、自主防災組織や民生委員・児童を中心に地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

2 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民やボランティア組織、県及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

3 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

第4 避難行動要支援者対策

- 1 市は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、避難行動要支援者に対する支援が適切に行われるように努めるものとする。

また、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者などの避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。

- 2 避難支援等関係者となる者

- (1) 避難行動要支援者による事前合意の下に名簿情報の提供を受けて避難支援計画の策定等の支援活動を行う者

ア 自主防災組織

イ 民生委員・児童委員

ウ 社会福祉協議会

- (2) 災害発生時に名簿情報の提供を受けて安否確認や避難誘導等の避難支援を行う者

上記アに加え、消防機関、警察その他公的機関から派遣されて救助活動を行う者

- 3 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

- (1) 在宅のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の要介護認定3～5を受けている者

- (2) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（心臓、腎臓、ぼうこう、直腸機能障がいのみで該当する者は除く。）

- (3) 療育手帳Aを所持する者

- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者

- (5) 市の生活支援を受けている難病患者

- (6) 上記以外で支援の必要があり、登録を希望する者

- 4 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- (1) 市内部での情報の集約

市は、避難行動要支援者の名簿を作成するために必要な範囲で、市内部の個人情報を共有して名簿台帳を作成する。

- (2) 県からの情報の取得

避難行動要支援者となる難病患者の情報については、県と調整の上、これを取得するものとする。

- 5 名簿の更新に関する事項

- (1) 避難行動要支援者となる者についての名簿情報については、毎年これを更新し、名簿の記載内容が避難行動要支援者の現状と一致するよう努めるものとする。

- (2) 市長は、名簿台帳に記載された事項に変更が生じたことを直接又は自主防災組織や民生委員・児童委員の報告があったときは、名簿台帳の原本にその旨を記載するとともに、避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者に連絡する。

- (3) 名簿台帳に記載された事項に変更が生じたときは、直接又は民生委員・児童委員を通じて市長に報告するよう、市は避難行動要支援者又は避難支援等関係者に指導する。

- 6 名簿情報漏えい防止のための措置

- (1) 名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置

ア 名簿の提供を受けた者は、支援以外の目的で名簿台帳を活用してはならない。

イ 名簿の提供を受けた者は、名簿台帳に記載された個人情報及び支援上に知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援をする役割を離れた後も同様とする。

ウ 名簿の提供を受けた者は、名簿台帳を紛失しないように厳重に保管するとともに、その内容が

支援に関係しない者に知られないように適切に管理しなければならない。

エ 名簿の提供を受けた者が名簿台帳を紛失した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(2) 名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために市が講ずる措置

ア 市は、避難支援等関係者に名簿台帳を提供する際に、名簿の提供を受けた者は法律上の守秘義務を負うことや個人情報の適切な保管・取扱方法について十分に説明した上で、名簿台帳の管理について適宜指導を行う。

イ 市が避難支援等関係者に名簿を提供する際は、提供を受ける避難支援等関係者の支援活動に必要な範囲の名簿情報のみを提供する。

ウ 災害時に緊急的に外部提供した名簿情報については、支援活動後にその情報の返還を求めるものとする。

7 移送方法等

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

8 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者の個別支援計画を策定するに当たっては、避難支援等関係者が自身や家族の安全を確保する必要があることも踏まえて計画を策定するものとする。

第5 外国人等に対する防災対策

市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人市民や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

- 1 避難場所や避難所、避難路の標識については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- 2 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。
- 3 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。
- 4 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。
- 5 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるための体制整備を推進する。

第 13 節 自主防災組織・ボランティアに関する計画

第 1 方針

1 自主防災組織の推進

大地震が発生した場合は、交通機関等の途絶により防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されるおそれが見られるが、このような事態において被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。また、自主防災組織の活動は、警戒宣言が発せられた場合における地震予知情報の正確な伝達、混乱の発生防止等についても大きな役割を果たすものと考えられる。

このため、市は、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置を推進し、その育成に努めるものとする。

2 防災ボランティア活動の支援

大地震により行政、住民、自主防災組織などが対応困難な大規模な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を確保した受入体制の整備とボランティアの相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）が不可欠である。

このため、市は、県と協力して、社会福祉協議会、日本赤十字社などのボランティア関係団体と連携し、震災時にボランティアの受け入れが円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制を推進するものとする。

第 2 自主防災組織の設置・育成

1 現況

本市においては、42の自主防災組織が設置されており、その組織率は100%となっている。毎年、自主的な訓練を実施し、初期消火の徹底と防火防災思想の高揚に貢献している。

2 自主防災組織の育成推進

本市においては、地域住民による自主防災組織は整備されているが、自主防災組織の育成推進に一層努めるとともに、災害に対する地域連帯の強化を図るため、今後とも、実践的な消火活動や定期的な訓練、災害時の活動マニュアルの整備、自主防災組織リーダーの育成などを行うものとする。

その際、女性の参画の促進に努めるものとするとともに、いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要なため、自主防災組織及び防災関係機関等のネットワーク化の推進にも努めるものとする。

また、市は、防災に強いまちづくりを推進するため、地域住民だけでなく、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置を推進し、その育成に努めるものとする。

3 防災資機材等の交付

予算の範囲内で必要な防災資機材を交付するとともに、防災訓練実施経費等について補助金などを交付する。

4 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、警戒宣言発令時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

平常の活動	警戒宣言発令時の活動	災害発生時の活動
① 情報の収集伝達体制の確立 ② 防災知識の普及及び防災訓練の実施 ③ 火気使用設備器具等の点検 ④ 防災用資機材等の備蓄及び管理	① 市、消防機関等からの情報の伝達 ② 住民のとりべき措置の呼びかけ ③ 高齢者や病人の安全確保 ④ 発災に備えた防災用資機材等の点検、確保	① 初期消火の実施 ② 地域内の被害状況等の情報の収集 ③ 救出救護の実施及び協力 ④ 住民に対する避難命令の伝達 ⑤ 集団避難の実施 ⑥ 炊出しや救助物資の配分に対する協力

5 防災リーダーの養成及び活用

県、市は、災害に対しての正しい知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーを養成し、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行えるような資質を養うために、防災リーダーを養成する。また、広報紙等を通じて「防災リーダー養成講座」の受講を呼びかけ、防災リーダーの養成に努める。

さらに、防災に関する知識と技術を身につけた防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、防災リーダーを積極的に活用するものとする。

(1) 防災リーダーの養成

地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーを養成する。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

(3) 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進

市は、自主防災組織が消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。

第3 防災ボランティア活動の支援

1 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(1) ボランティアの受入体制の整備

ア 市は、あらかじめ平常時において定期的に次の（ア）から（ウ）等の災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努める。

（ア） 市は、ボランティアの受入に必要の機、イス及び電話等の資機材を確保して、県は広域ボランティア支援本部、市は災害ボランティアセンターを設置する。

（イ） 市は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するボランティア関係団体（協力団体）にコーディネーターの派遣を要請する。

（ウ） 市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入を行う。

イ 市は、防災訓練等において、ボランティア関係団体の協力を得て災害ボランティアセンターの立上げ訓練を行う。

(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催

市は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。

このため、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修等を実施する。

市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するフォローアップ講座等に受講させるものとする。

(3) ボランティア関係団体との連携

震災時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、市は平素から地域での連絡会の設置、ボランティア関係団体と災害時の協力体制の協定締結等を検討するなど、ボランティア関係団体との連携に努める。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

市は、県と連携してボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。

2 愛知県防災ボランティアグループ登録制度の周知

県は、大規模な災害が発生し、応急対策に必要な人員が不足した場合に備え、あらかじめ被災地に救援の手を差し延べる意思のあるグループを募集して愛知県防災ボランティアグループとして登録し、災害発生に伴う情報収集員が不足したときに無線ボランティアの協力を得るほか、被災地における輸送・一般作業の協力を得ることとしている。

市は、住民や住民グループ等に対し、広報紙等を通じて当該制度の周知を図り、愛知県防災ボランティアグループへの登録を促す。

第14節 応援体制の整備計画

風水害等災害対策計画編第2章第25節「応援体制の整備計画」に定めるところによる。

第 15 節 企業防災の促進計画

第 1 方針

1 企業防災の重要性

企業の事業継続・早期再建は、住民の生活再建や市の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。

しかしながら、想定されるような大規模地震においては、従来の国・地方公共団体を中心とした防災対策だけでなく国全体として災害に備える必要があり、愛知県地震防災推進条例に掲げる自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取り組みが極めて重要となる。

大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という））の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

2 企業防災の促進

市は県及び商工団体等と協力し、企業の防災意識の向上を図り、災害時の企業の果たす役割が十分に実施できるよう、事業継続計画（BCP）の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

第 2 対策

1 企業の取組

（１） 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

（２） 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

（３） 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

（４） 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画（BCP）を策定し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続の

ための方針、手段などを取り決めておくものとする。

(5) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

2 企業防災促進のための取組

市は、県及び商工団体等と協力し、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進

ア 普及啓発活動

市は県及び商工団体等と連携し、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市が策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制の整備

市は県及び商工団体等と連携し、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。

第16節 避難対策計画

第1 方針

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

また、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

なお、避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すものとし、避難勧告等の判断基準の明確化を図り、災害情報システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や避難指示等の伝達手段の多重化・多様化を図る。

大地震の発生時には、火災の延焼などの二次災害のおそれのある区域内の住民等は、速やかに安全な場所に避難することが何よりも大切である。

また、激甚な災害時には、建物の倒壊、火災の同時多発による延焼拡大等が発生し、多数の住民等が死傷したり、住居を奪われるなどにより、迅速な避難行動が行えなかったり、結果的に長期の避難生活を余儀なくされる事態が予測される。

市長は、このような場合に備えて、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民の安全の確保に努めるものとする。

第2 緊急避難場所の指定

1 広域避難場所

市長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、公園、緑地などの整備に努め、必要に応じ広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

広域避難場所の選定基準

- ① 広域避難場所は、大震災からの避難を中心に考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等が適当と考えられる。
- ② 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、概ね2㎡以上とする。
- ③ 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。
- ④ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。
- ⑤ 広域避難場所は、浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。
- ⑥ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。
- ⑦ 地区分けをする場合においては、地区を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできる限り避ける。

2 一時避難場所

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

第3 避難所の指定及び整備

1 指定避難所の指定

市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また、一定の生活環境を維持する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等、災対法施行令に定める基準に従って指定するものとする。

また、施設の老朽化、また人口動態の変化等を勘案し、また地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

指定に際しては、住民に身近な施設であることのほか、二次災害などのおそれがないこと、立地条件や建物の構造等を考慮し、安全性が十分確保されていること、主要道路等との緊急搬出入用災害アクセスが確保されていること、環境衛生上問題のないことなどを検討しておくものとする。

また、必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要援護高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。

なお、指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。

また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録する。

附属資料 ○ 指定避難所一覧

2 避難所における必要面積の確保

市は、避難者の避難状況に即した最小限のスペースを次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースの確保も不可欠である。

一人当たりの必要占有面積

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。

また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

3 避難所に備えるべき設備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等の備え付け、利用できるよう整備しておくよう努める。

情報受発信手段の整備	防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ等
運営事務機能の整備	コピー機、パソコン等
バックアップ設備の整備	投光器、自家発電設備等

4 避難所の運営体制の整備

避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、各地域ごとの実情を踏まえた避難所の運営体制の整備を図るものとする。

なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

第4 避難路の確保と交通規制計画

市職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難路の通行確保に努めるものとする。また、大地震の発生に備え、交通規制計画を定めるものとする。

1 避難路の選定

緊急避難場所を指定した場合、市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

避難路の選定基準

- ① 避難路は、概ね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- ② 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- ③ 避難路は、相互に交差しないものとする。
- ④ 浸水等の危険のない道路であること。
- ⑤ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

2 広域避難場所及び周辺道路の交通規制

地震時における混乱を防止し、避難を容易にするため、津島警察署は広域避難場所及びその周辺道路における交通規制を可能な限り実施しておくものとする。

第5 避難に関する意識啓発

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、避難所等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、市公式Webサイト及び広報紙等を活用して広報活動を実施するものとし、住民の意識啓発を図るものとする。

1 避難所等の広報

避難所等の指定を行った場合、市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- (1) 緊急避難場所、避難所の名称
- (2) 緊急避難場所、避難所の所在位置
- (3) 避難地区分け
- (4) 緊急避難場所、避難所への経路
- (5) 緊急避難場所、避難所の区分

(6) その他必要な事項

- ・ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと。
- ・ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること。

2 避難のための知識の普及

市は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

- (1) 平常時における避難のための知識
- (2) 避難時における知識

ア 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするこ
と。

イ 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであ
ること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害において
は当該施設に避難することが不適当である場合があること。）。

ウ 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等
やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等
を行うべきこと。

- (3) 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

3 その他

防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民
等の理解の促進を図るよう努める。

第6 避難誘導等に係る計画の作成

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。

1 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。なお、避難勧告等の判断基準の設定につ
いては、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防所管）や名古屋地方気象台に助言を
求めるものとする。

- (1) 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難所への経路及び誘導方法
- (4) 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料、日用必需品の支給
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (5) 緊急避難場所及び避難所の管理に関する事項
 - ア 緊急避難場所及び避難所の秩序保持
 - イ 避難者に対する災害情報の伝達
 - ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - エ 避難者に対する各種相談業務
- (6) 災害時における広報

- ア 広報車による周知
- イ 避難誘導員による現地広報
- ウ 住民組織を通じた広報

2 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。
- (2) 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び市教育委員会においては、緊急避難場所及び避難所の選定並びに保健・衛生、給食等の実施方法について定める。
- (3) 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

第7 情報伝達体制の整備

市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。

第 17 節 帰宅困難者対策計画

第 1 市における措置

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

1 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

2 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

3 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

市は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

第 2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第18節 防災業務施設・設備等の整備計画

風水害等災害対策計画編第2章第3節「防災業務施設・設備等の整備計画」に定めるところによるが、防災機能を有した緊急避難所など、非常災害時の避難場所、避難所等、復旧に必要な資機材の備蓄等として災害拠点施設を整備する。

市は、県が地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）により作成する「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）により作成する「地震防災緊急事業5箇年計画」に基づき、県と連携して警戒宣言発令時の地震防災応急対策又は地震発生後の災害応急対策を実施する上で必要な施設等を整備するものとする。

なお、南海トラフ地震防災対策推進地域については、「地震防災緊急事業5箇年計画」により整備する。

地震・津波災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

なお、各防災関係機関は、これらの防災施設の円滑な運用を図るように努めるものとする。

第1 防災用拠点施設の整備促進

県、市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。とくに、防災上重要な施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

なお、市は、震度観測点の減少等により、震度分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

第2 公的機関の業務継続性の確保

1 市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

2 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- （1） 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- （2） 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- （3） 電気・水・食料等の確保
- （4） 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- （5） 重要な行政データのバックアップ
- （6） 非常時優先業務の整理

第3 応急活動のためのマニュアルの作成等

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第4 人材の育成等

市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

このほか、市は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第5 防災中枢機能の充実

保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

第6 浸水対策用資機材の整備強化

注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保及び水防等浸水対策用倉庫の整備改善並びに点検を行う。

第7 防災拠点施設の屋上番号表示

市は、市役所等の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図るため整備に努める。

第8 災害廃棄物処理に係る事前対策

(1) 市災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

(2) 広域連携、民間連携の促進

市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。

附属資料	○災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書 ○災害時における廃棄物の処理等に関する協定
------	---

第19節 文化財保護計画

風水害等災害対策計画編第2章第10節「文教対策計画」に定めるところによる。

第20節 防災訓練及び防災意識の向上計画

第1 方針

地震災害を最小限に食い止めるには、市及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民の一人ひとりが日頃から地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、市は、防災訓練、教育、広報、住民相談等を通じて防災意識の向上を図る。

市は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。

特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組みためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。

防災訓練、教育等の実施の際には高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、過去の災害を教訓としたより実践的なものとする。

特に、東海地震については、地震予知から短い時間を有効に活用して地震防災応急対策を実施するため、また誤情報・混乱を防止するため、防災担当者はもとより住民が正しい知識を持っていることが不可欠であり、広報・教育がとりわけ重要である。

第2 防災訓練の実施

1 総合防災訓練

地震を想定した防災訓練は、市及び防災関係機関のほか、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民の参加を得て、警戒宣言発令等に伴う緊急応急対策及び地震発生後の災害応急対策の実施等の内容により、毎年総合防災訓練として実施する。

2 図上訓練等

職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部において応急対策活動に従事する本部要員に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施する。

3 通信連絡訓練

地震による災害時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が潰滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからぬ被害を受けることが考えられ、通信の途絶の事態が予想される。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、災害時における情報の収集及び伝達の要領、さらには内部処理の方法、通信設備の応急復旧等についての訓練を繰り返し行う必要がある。なお、これらの訓練は、市が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互間において実施する。

また、災害が激甚な場合には、速やかな情報収集と応急対策が不可欠であり、自衛隊の派遣要請も極めて重要な要素のひとつとなる。

災害対策本部長（市長）、災害対策副本部長（副市長及び教育長）が登庁困難な場合も含め、自衛隊の派遣要請の決定、連絡方法等を県と協議し、訓練の中に含めるよう検討を行う。

4 浸水対策訓練（水防訓練）

浸水対策の一環として市は、海部地区水防事務組合及び、一般住民と一致団結して水災の警戒及び防御に当たり、万全を期するとともに、水防思想の普及徹底を図るため、各種水防広報その他の訓練を実施する。

また、水防計画に位置づけられた水防上重要な施設のうち、管理者の自主管理に委ねられる施設（ため池等）について、訓練要領・警戒宣言時措置要領を作成し、必要な訓練を実施するよう指導・要請する。

5 動員訓練

市は、地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

6 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

7 訓練の検証

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第3 防災のための意識啓発

1 地震についての正しい知識、防災対応等の啓発

市は、地震発生時及び警戒宣言発令時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、県から起震車又は地震災害に関するビデオ等を借用し、防災教育の推進を図る。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 東海地震の予知に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 南海トラフ巨大地震等の大規模地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (5) 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識
- (6) 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (7) 正確な情報の入手
- (8) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- (9) 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- (10) 警報等や避難指示等の意味と内容
- (11) 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動
- (12) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- (13) 避難生活に関する知識
- (14) 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと。）
- (15) 応急手当方法の紹介、平素から住民が実施すべき水、食糧その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (16) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

2 防災知識の普及啓発

市は、防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総

合的な知識の普及に努めるものとする。

市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、事に臨んで住民一人ひとりが正しい知識と判断をもって迅速かつ適切な行動がとれるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布し、防災知識の普及の徹底を図る。

広 報 の 重 点 事 項

平常時の心得に関する事項

警戒宣言発令時の心得に関する事項

地震発生時の心得に関する事項

緊急地震速報の利用の心得に関する事項

3 自動車運転者に対する広報

警戒宣言が発せられた場合又は地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう、事前に広報紙等を通じて必要な広報等を行うこととする。

4 家庭内備蓄の推進

災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進する。

また、東海地震に関する警戒宣言が発令された場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

5 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなることから、市は、その制度の普及促進に努めるものとする。

第4 防災のための教育

1 学校における地震防災教育

- (1) 学校においては、児童生徒の発達段階、地域の特性や実態などに応じて、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて計画的に地震防災教育を行う。

なお、防災対応能力の向上を図るため、次に掲げる内容を目標とする。

ア 地震発生メカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなど科学的な理解を深める。

イ 地震発生時における危機を認識して、日常的な備えを行うとともに、的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動を迅速にとれる能力を身に付ける。

ウ 地震発生時に、児童生徒が進んで他の人や集団、地域の安全に役立つことができるような態度、能力を養う。

- (2) 学校においては、防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な対応がとれるよう災害の状況を想定し、情報の伝達、児童生徒の避難・誘導など、防災上必要な訓練を計画し、実施するものとする。

なお、計画作成及び訓練実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 訓練は学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と児童生徒の自主的活動を重視し、十分な効果を収めるように努めること。

イ 訓練は毎年一回以上実施し、災害の種別に応じ、学校規模、所在地の特性、施設設備の状況、児童

生徒の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

ウ 訓練計画策定に際しては、市や県等の関係機関との連絡を密にして、専門的立場からの指示・助言を受ける。

エ 訓練に当たっては、事前に施設設備の状況、器具・用具等について、常に使用できるよう安全点検を実施するとともに、訓練による事故防止に努めること。

オ 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒の組織を確立し、各自の役割を周知徹底しておくこと。

カ 訓練実施後は、十分な反省を行い、計画の修正及び整備を図ること。

2 市職員に対する地震防災教育

市職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項を研修会等を通じて教育する。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 東海地震の予知に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (5) 予想される地震及び津波に関する知識
- (6) 職員等が果たすべき役割
- (7) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (8) 地震が発生した場合、警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合にとるべき行動に関する知識
- (9) 家庭の地震防災対策と自主防災組織の育成強化対策
- (10) 今後地震対策として取り組むべき必要のある課題

3 過去の災害教訓の伝承

県及び市は、県民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

4 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第5 防災意識調査及び地震相談の実施

市は、住民の地震についての正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の事項を県及び防災関係機関と有機的な連携のもとに実施するものとする。

1 防災意識調査の実施

住民の地震災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等により防災意識調査を必要に応じ実施する。

2 住民の耐震相談

地震が起きたときは、はたして我が家は大丈夫かという住民の不安を解消するため、県が無料で耐震相談を県内各地で実施しているので、当該関連情報を適宜広報に努めるとともに、市役所内に地震に関する相談窓口を設置する等し、地震についての不安を持っている住民の相談に応ずるものとする。

3 過去の災害教訓の伝承

市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

第3章

東海地震に関する事前対策計画

第3章 東海地震に関する事前対策計画

第1節 総 則

第1 東海地震に関する事前対策の意義

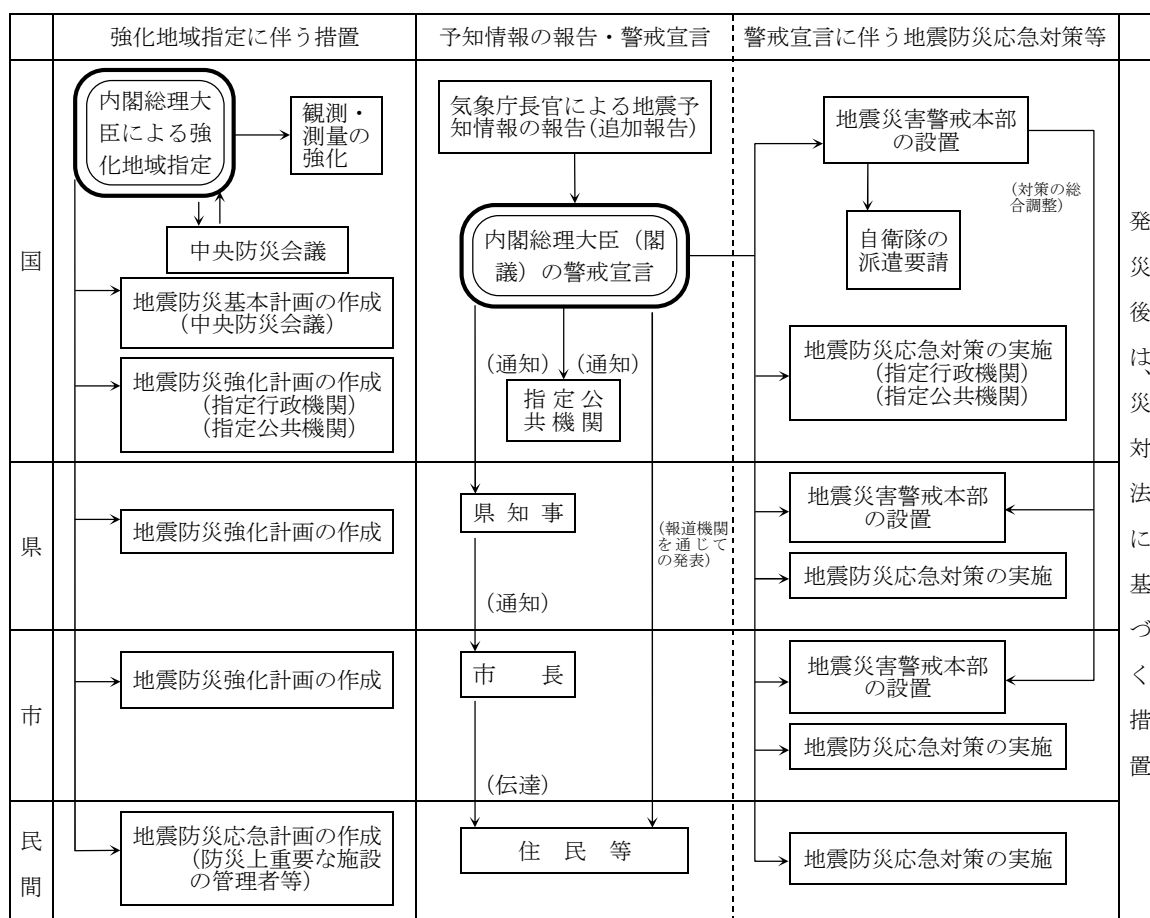
東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策（地震防災応急対策）を混乱なく迅速に実施することにより、また東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

なお、この地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条第2項に基づく地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に関する地震防災強化計画の中核を成すものである。

また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、本編第2章「災害予防計画」において定める。

地震発生後は、本編第4章「災害応急対策計画」に定めるところにより対処する。

第2 大震法による措置の体系



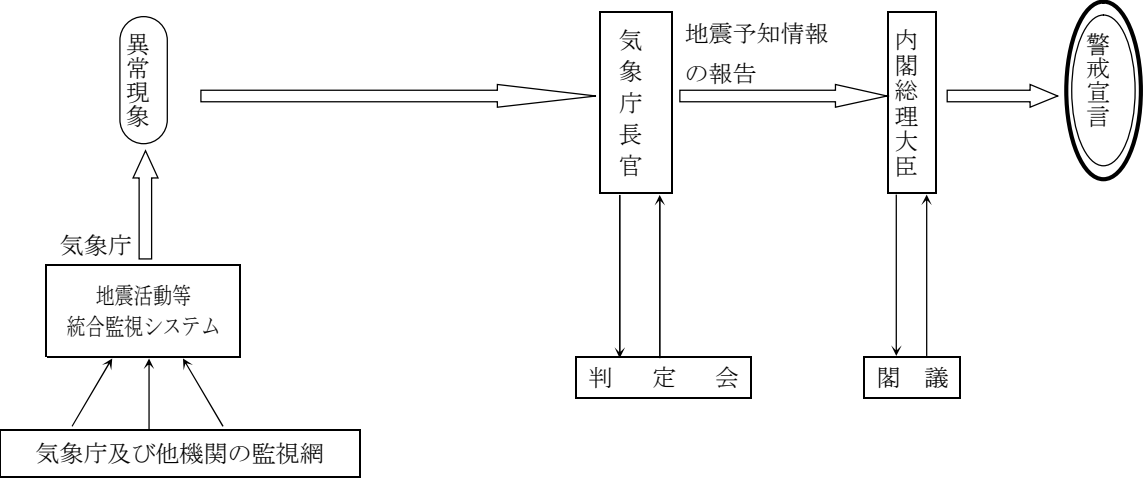
第2節 地震災害警戒本部の設置及び要員の参集

第1 方針

東海地震の地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合、速やかに地震災害警戒本部を設置して、地震防災応急対策を実施する。

また、気象庁が東海地震注意情報を発表した場合は、警戒宣言時に実施する地震防災応急対策を混乱を避けながら円滑に講じるため、担当職員の緊急参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講じるものとする。

東海地震に関する警戒宣言発令までの流れ



情報の 流れ	東海地震に関連する 調査情報 〔カラーレベル青〕	東海地震 注意情報 〔カラーレベル黄〕	東海地震 予知情報 〔カラーレベル赤〕

＊これらの情報に関する説明は、本章第3節第2に掲載

第2 市地震災害警戒本部

1 市地震災害警戒本部の設置、廃止

市長は、警戒宣言が発せられた場合には直ちに市地震災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置するものとし、災対法第23条第1項に基づく災害対策本部が設置された場合は、市警戒本部は自動的に廃止される。また、大震法第9条第3項に基づく警戒宣言解除があったときは、市警戒本部を速やかに廃止するものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合は、第一非常配備の初動体制をとり、市警戒本部の設置準備を行う。

2 市警戒本部の組織及び運営

市警戒本部の組織及び運営は、大震法、大震法施行令、あま市地震災害警戒本部条例に定めるところによる。

附属資料 ◦あま市地震災害警戒本部条例

3 市の地震防災応急対策要員の参集

市は、次のとおり職員に参集を命ずるものとする。

指 示 の 時 期	配 備 体 制
東海地震注意情報が発表されたとき、又は東海地震予知情報が発せられたとき	第一非常配備初動体制又は第二非常配備

第3節 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報

第1 方針

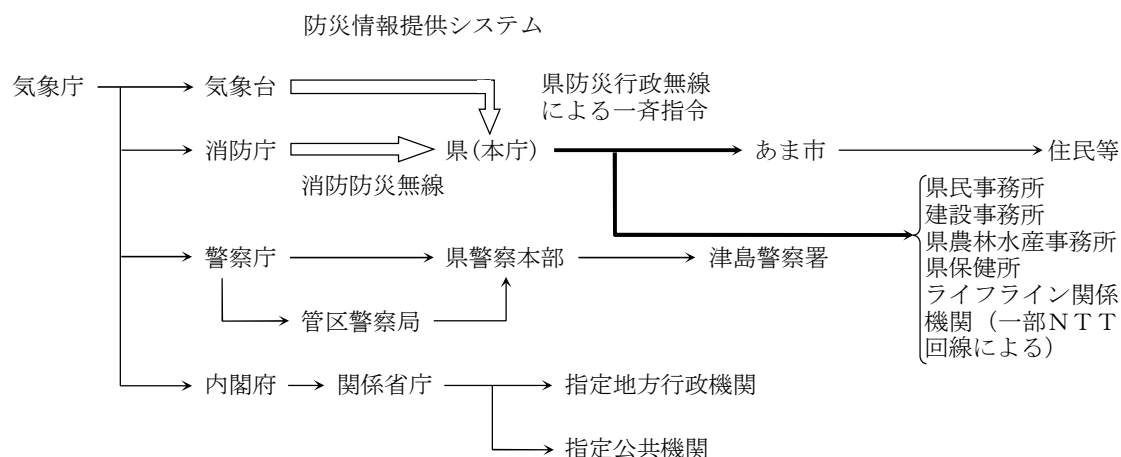
警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））の内容、その他これらに関連する情報（以下「東海地震に関連する情報等」という。）、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関と連携し、確実に情報を伝達するものとする。

また、東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、市は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施する。

第2 警戒宣言等の伝達等

1 伝達系統

- (1) 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））

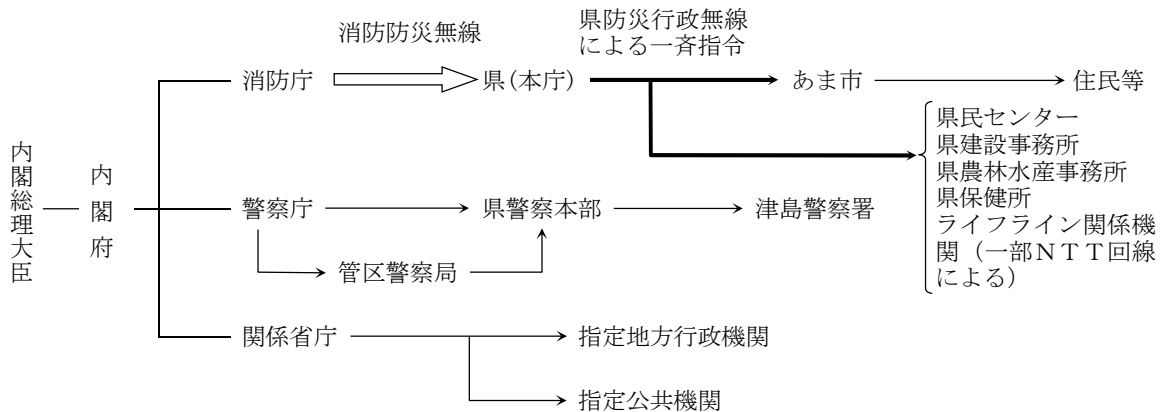


東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、次のような「東海地震に関連する情報」を発表する。

なお、「東海地震に関連する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種 類	内 容	等	市の防災対応
東海地震予知情報 カラーレベル赤	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		- 警戒宣言の周知 - 地震災害警戒本部設置 - 地震防災応急対策
東海地震注意情報 カラーレベル黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		- 準備行動の実施 - 住民への広報
東海地震に関連する調査情報 カラーレベル青	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される	情報収集連絡体制
	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。	

(2) 警戒宣言



〔東海地震注意情報が発表されたときの呼びかけ例文〕

住民の皆さま、あま市長の〇〇〇〇です。

本日、〇時〇分に、気象庁から東海地震注意情報が発表されました。これは、東海地域で観測している地殻変動データに変化が現れており、この変化が、想定される東海地震の前兆現象である可能性が高まっているというものです。

これに伴い、市においては、職員の緊急参集と地震災害警戒本部の開設準備を行うとともに、地震発生に備えた準備行動に取り組んでまいります。

住民の皆さまにあつては、今後の情報に十分注意しつつ、市からの呼びかけに基づいて、落ち着いて行動してください。

当面、鉄道等の公共交通機関は通常どおり運行し、道路についても平常どおりとなります。また、金融機関や小売店舗についても、ほぼ平常どおりの営業となりますので、あわてずに対応していただきますようお願いいたします。

また、不要不急の旅行を控えていただきますようご協力をお願いします。

今後の地殻変動の状況によっては、東海地震の予知及び警戒宣言が発せられることがあります。警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内の鉄道・バス等公共交通機関は運行を停止することになりますので、注意情報の間に、お早めに帰宅に心がけていただきますようお願いいたします。

また、警戒宣言が発せられると、耐震性を有するもの以外の小売店舗の営業停止が実施されますので、テレビ・ラジオ等の情報に十分注意していただきますよう、くれぐれもお願いします。

〔内閣総理大臣の東海地震警戒宣言及び国民に対する呼びかけ例文〕

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から、東海地震の地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の地震防災対策強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

地震防災対策強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施してください。

地震防災対策強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢をとり、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。

なお、地震防災対策強化地域内への旅行や電話は、差し控えてください。

地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させていただきますので、テレビ、ラジオに注意してください。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○

2 市の内部伝達、住民等への伝達

市の内部における伝達は、勤務時間内においては、庁内放送、グループウェア、電話等によるものとし、勤務時間外における職員の情報伝達・動員方法については、あらかじめ定めた非常連絡網により電話・緊急メール等により行う。

また、住民等に対しては、市公式Webサイト、広報車、区長等を通じて周知を図る。

第3 警戒宣言発令時等の広報

1 広報内容

広報を行う必要がある項目は、概ね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する情報の内容、特に市域周辺の震度の予想
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な行動の呼びかけ
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報
- (4) 市長から住民への呼びかけ
- (5) 強化地域内外の交通規制の状況、公共交通機関の運行状況
- (6) 強化地域内外のライフラインに関する情報
- (7) 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- (8) 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
- (9) 市民、応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- (10) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (11) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (12) その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

〔市長から住民への呼びかけ例文〕

住民の皆さん、あま市長の〇〇〇〇でございます。

既に、ご存知のことと思いますが、内閣総理大臣は、本日午前（午後）〇時〇分、東海地震の警戒宣言を発しました。

この地震が発生しますと、あま市内では震度6弱以上の地震になると予想されますので、十分警戒してください。

既に、市を始め防災関係機関では、職員が非常配備に就いて防災対策に全力をあげておりますが、住民の皆さんも次の点に十分注意して、いざという時に備えていただきたいと思います。

まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。

次に、消火の準備や飲料水の汲み置きなど、できる限りやっておいてください。

それ以上に大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、テレビ、ラジオや市の広報など正確な情報に耳を傾け、避難などで外出する場合も、市、警察、消防などの職員の指示に従って秩序正しく行動していただきたいと思います。

住民の皆さんと力を合わせて、この非常時を乗り切っていきたいと願ひ、ただ今、全力を傾注しています。

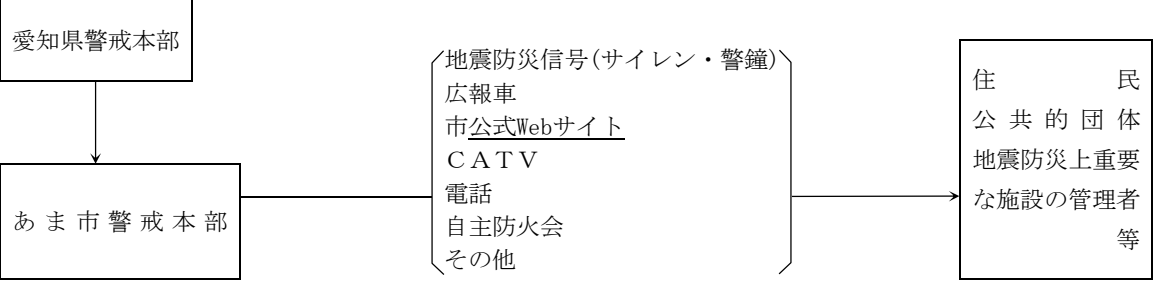
また、対策に従事しておられる防災関係機関の皆さんも大変ですが、いざという時に備えて、落ち着いて万全の対策をお願いします。

2 広報手段等

広報は、西尾張C A T V株式会社の協力を得てテレビ放送を行うほか、地震防災信号、広報車、市公式Webサイト又は自主防災会等を通じて行う。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援セン

ターによる多言語ややさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。



地 震 防 災 信 号

警 鐘	サイレン
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

3 問い合わせ窓口

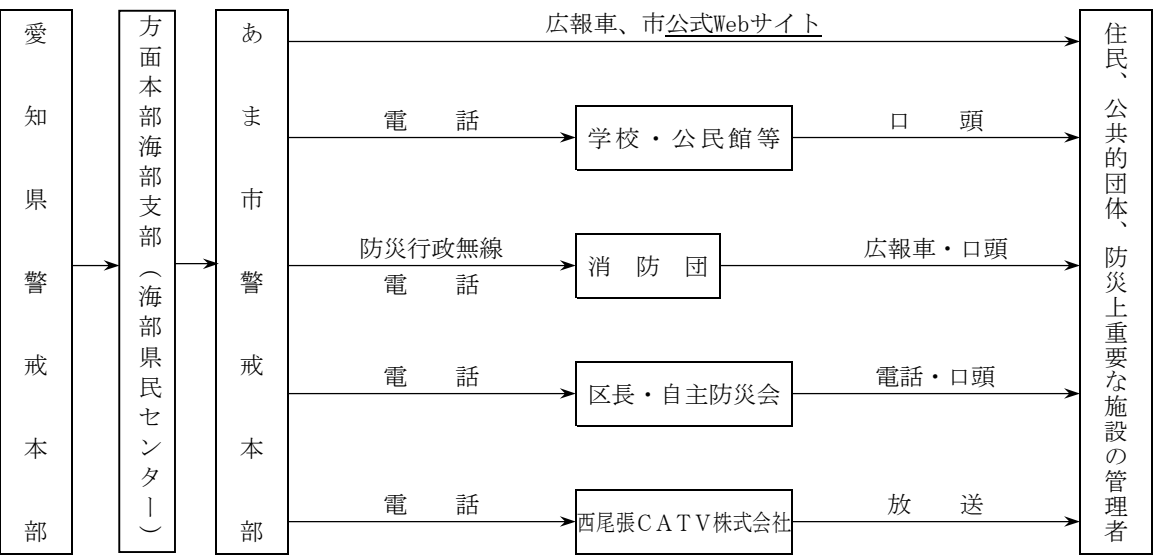
市は、住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

第4 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

1 収集・伝達系統

市における警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等に関する情報の収集、伝達及び市警戒本部からの指示事項等の伝達は、次の系統により行う。

情 報 収 集 伝 達 系 統



2 報告事項・時期

(1) 市は、警戒宣言発令後1時間以内に、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告(速報用)(様式

1)」により県に報告する。

ア 報告事項は、次の事項とする。

- (ア) 東海地震予知情報の伝達（選択：1 完了、2 半数以上、3 半数未満）
 - (イ) 地域住民の避難状況（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア完了、イ実施中、ウ未実施））
 - (ウ) 消防・浸水対策活動（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア完了、イ実施中、ウ未実施））
 - (エ) 応急の救護を要すると認められる者の救護・保護（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア完了、イ実施中、ウ未実施））
 - (オ) 施設・設備の整備及び点検（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア完了、イ実施中、ウ未実施））
 - (カ) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア完了、イ実施中、ウ未実施））
 - (キ) 食糧、生活必需品、医薬品等の確保（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア完了、イ実施中、ウ未実施））
 - (ク) 緊急輸送の確保（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア完了、イ実施中、ウ未実施））
 - (ケ) 地震災害警戒本部（災害対策本部）の設置（選択：1 設置、2 準備中、3 未設置）
 - (コ) 対策要員の確保（選択：1 完了、2 半数以上、3 半数未満）
- (2) それ以降は、様式第2号により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。

ア 報告事項は、次の事項とする。

- (ア) 避難の経過（「危険事態、異常事態の発生状況」及び「措置事項」）
- (イ) 避難の完了（「避難場所名」、「避難人数・要救護人数」及び「救護・保護に必要な措置等」）
- (ウ) 東海地震予知情報の伝達、避難勧告・指示
- (エ) 消防、水防その他応急措置
- (オ) 応急の救護を要すると認められる者の救護・保護
- (カ) 施設・設備の整備及び点検
- (キ) 犯罪の予防、交通の規則、その他社会秩序の維持
- (ク) 緊急輸送の確保
- (ケ) 食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制設備
- (コ) その他災害の発生防止・軽減を図るための措置

イ 報告時期

- (ア) は、危険な事態、その他の異常な事態が発生した後直ちに報告する。
- (イ) は、避難に係る措置が完了した後速やかに報告する。
- (ウ) から (コ) は、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次報告する。

- (3) ライフライン関係機関は、必要に応じて、別に定める「愛知県ライフライン情報マニュアル」に従い、防災体制の状況を県に報告する。

様式	○避難・地震防災応急対策の実施状況（速報用）（様式第51号） ○避難・地震防災応急対策の実施状況報告（様式第52号）
----	---

第4節 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

第1 方針

市は、地震発生後に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食糧や毛布等の生活必需品、応急復旧用資機材等の発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続き、災害応急対策に係る措置を実施する人員の事前配備を行うものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施する。

第2 主要食糧、医薬品等の確保

1 主要食糧等の確保

市が保有する備蓄食糧の放出準備等の必要な措置をとるとともに、市内商工業者等の応援を求めて、主要食糧と合わせて副食物、食器類、調理器具等の調達に努め、食糧を確保する。

附属資料 ◦ 主食等の備蓄状況

2 医薬品等の確保

市は、地震発生に備え、医薬品等の備蓄、調達に努めるものとする。

第3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

1 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備

(1) 市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認、人員の確保等の措置を講ずるものとする。

(2) 県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の避難の円滑な実施を図り、又は緊急輸送車両等の通行路を確保するため、交通規制標示板等を必要箇所に設置するものとする。

(3) 名古屋鉄道株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、発災後における応急復旧に備えるため、概ね次のような措置を講ずるものとする。

ア 応急復旧用資機材・機器の所在を確認するとともに、関係者の手持ち資料、機器についてもその所在を確認する。

イ 必要によりあらかじめ定めてある要員により応急復旧体制をとる。

2 給水確保用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の整備点検を行うものとする。

また、警戒宣言が発せられた場合、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材及び人員の配備等を実施するとともに、水道の工事業者及び「水道災害相互応援に関する覚書」を締結している県内の水道事業者等と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整える。

附属資料 ◦ あま市指定給水装置工事事業者一覧 ◦ 給水用資機材保有状況
--

3 電力供給確保用の資機材・人員の配備

中部電力株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し地震災害警戒本部等を設置し、次の措置を講ずる。

(1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し確保に努める。

4 都市ガス供給用の資機材・人員の配備

東邦ガス株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

- (1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- (2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

5 通信確保用の資機材・人員の配備

- (1) 市は、東海地震注意情報が発表された場合において、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ各庁舎、消防団等に配備している防災行政用無線等の整備・確認を行い、事前に相互の連絡調整を図る。
- (2) 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施する。

附属資料 ◦ あま市防災行政用無線局一覧

6 浸水対策用の資機材・人員の配備

市は、浸水対策用資機材の所在を確認するとともに、状況によっては市内商工業者等の応援を求めている必要浸水対策用資機材を確保する。それでもなお不足を生じる緊急事態に際しては、県へ応援を要請し、必要な浸水対策用資機材を確保する。

また、市は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力に推進できるよう、非常配備などの体制を整えるとともに、海部地区水防事務組合や各土地改良区等と連絡・連携体制を整えるものとする。

7 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備

(1) 一般廃棄物処理施設

海部地区環境事務組合及び五条広域事務組合は、地震等災害が発生した場合に備えて、速やかに一般廃棄物処理施設を復旧、稼働できるよう、警戒宣言発令時の体制の確保を図る。

(2) ごみ処理

市は、倒壊家屋及び家具等の可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行えるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図る。

(3) し尿処理

市は、家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能になった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図る。

附属資料 ◦ し尿処理施設 ◦ ごみ処理施設

8 防疫活動確保用の資機材・人員の配備

市は、地震発生時に速やかに感染症まん延防止対策として防疫活動が実施できるよう、警戒宣言発令時には必要な配備体制をとる。

附属資料 ◦ 防疫用資機材の保有状況

9 医療救護用の資機材・人員の配備

- (1) 市は、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療救護活動の実施のための準備をする。
- (2) 県は、市からの応援要請に対応するため、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療

活動を実施するために必要な医療救護班の編成・派遣の準備を行う。

- (3) 日本赤十字社愛知県支部は、東海地震注意情報が発表された段階から、災害の発生に備え、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、血液製剤の確保及び供給の準備を行う。
- (4) 一般社団法人海部医師会及び海部歯科医師会は、地震発生後の緊急事態発生に備え、東海地震注意情報が発表された段階から、医療救護班等の準備体制をとる。

第5節 発災に備えた直前対策

第1 方針

警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、市は、防災関係機関、地域住民等と一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとるものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。

第2 避難等対策

1 市が行う避難対策

本市は、市全域が起伏のほとんどない平坦地であり、がけ地崩壊危険地域等の災害危険箇所はないため、警戒宣言時に避難の勧告又は指示を行う地区は指定しないが、警戒宣言が発せられた場合、地震発生後の火災等からの避難を容易にするための措置及び発災前の避難行動による混乱防止措置をとるように努める。

- (1) 市は、あらかじめパンフレット、市公式Webサイト等により、警戒宣言発令時にとるべき安全確保対策、また想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項を、住民等に対して周知徹底を図る。
- (2) 市は、屋内避難所に指定している建物については、耐震診断を実施し、診断結果に基づき耐震補強を行うなど、施設の耐震性の確保を図る。
- (3) 市は、避難生活に必須の食糧、飲料水、生活必需品等の物資を、警戒宣言時には避難者に支給しない場合は、その旨を周知する。
- (4) 避難場所で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、要配慮者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難生活を運営できる。
- (5) 市は、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行う。

なお、避難に当たり、他人の介護を必要とする者を受入れる施設のうち市が管理する施設については、避難者の救護のために必要な措置を講ずるものとする。

また、外国人に対する情報伝達においては、多言語ややさしい日本語、ピクトグラム（案内用図記号）による伝達ができるように配慮する。

- (6) 市は、出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分調整しておく。

2 警察官が行う避難対策

- (1) 警戒宣言が発せられた場合において、強化地域内外で避難に伴う混雑等により危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。
この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞行者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

警察官が避難のための立退きを指示したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

3 児童生徒の安全対策

- (1) 児童生徒の安全を確保するため、強化地域内外においては、東海地震注意情報が発表された場合、原則として、次のとおり取り扱うものとする。

ア 児童生徒が在学中の場合には、授業、部活動等中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。

イ 児童生徒が登下校中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。

ウ 児童生徒が在宅中の場合には、休校として、児童生徒は登校させない。

(2) 各学校においては、上記を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を考慮し、あらかじめ保護者、地域の関係機関の意見を聞いた上で、実態に即した具体的な対応方法を定めておくものとする。

(3) 東海地震注意情報が発表された場合の対応方法については、あらかじめ児童生徒及び保護者、その他関係者に周知しておくものとする。

(4) 施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

第3 消防、浸水等対策

1 消防対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、海部東部消防組合消防本部と連携して、出火及び混乱の防止等に関して講ずる措置として次の事項を重点として推進するものとし、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等準備行動を行う。

また、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、消防本部における準備等必要な体制をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災等の防除のための警戒
- (3) 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報
- (4) 自主防災会等の防災活動に対する指導
- (5) 地震防災応急計画の実施の指導
- (6) 迅速な救急救助のための体制確保
- (7) 消防資機材の点検、整備、配備

2 浸水対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、海部地区水防事務組合と連携して、浸水防止等に関して講ずる措置として次の事項を重点として推進するとともに、東海地震注意情報が発表された段階から、地震発生時の安全な避難及び二次災害防止を図るため、巡回監視、土嚢の準備などの必要な対策を講ずる。

- (1) 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水防資機材の点検、整備、配備

第4 社会秩序の維持対策

県警察は、警戒宣言が発せられた場合等における混乱、交通混雑及び犯罪の発生を防止するため、早期に警備体制を確立し、民心の安定を図るため、次の警備活動を重点として推進する。

- 1 警備対策並びに交通対策等の企画、調整及び推進を行う。
- 2 警戒宣言及び東海地震に関連する情報等の伝達に対する協力を行う。
- 3 警察広報を行う。
- 4 各種情報等の収集及び伝達を行う。
- 5 危険箇所、重要施設等の警戒を行う。
- 6 交通関係団体の地震防災応急対策等の実施促進を行う。

- 7 避難の指示又は警告及び避難誘導を行う。
- 8 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護を行う。
- 9 交通秩序を維持する。
- 10 他の機関が行う応急対策等に対して協力する。
- 11 緊急輸送車両の確認を行う。
- 12 不法事案の取締りを行う。
- 13 混乱防止対策を行う。

第5 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係

1 飲料水

市は、警戒宣言が発せられた場合、震災に備えた緊急貯水を地域住民等に強力に呼びかけるとともに、次の措置をとるものとする。

(1) 水源の確保

ア 地域住民等の飲料水等の緊急貯水によって水量不足が生じないよう、配水池の水位確保等配水操作に十分留意する。

イ 需要水量を確保するため、自己水源を最大限に活用した送水に努めるものとする。

ウ 緊急貯水不足にならないよう、直ちに県に緊急増加受水の要請を行い、水源の確保をする。

(2) 緊急体制の確立

ア 被害情報収集

東海地震注意情報が発表された段階から、発災による被害程度を把握できる体制を確立しておくものとする。

イ 給水体制の確立

震災に備え、給水の体制を確立しておくものとする。

2 電気

中部電力株式会社は、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。

(1) 電力施設の予防措置

東海地震注意情報又は、警戒宣言に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。この場合において、地震発生の危険に鑑み、作業上の安全に十分配慮する。

ア 特別巡視、特別点検

給電制御所、発電所、変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検、燃料・冷却水等の補充、消火設備の点検を実施する。

イ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(2) 電力の緊急融通

各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(3) 安全広報

テレビ、ラジオ等の報道機関及びWebサイトを通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

3 ガス

(1) 都市ガス

東邦瓦斯株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため、警戒宣言等が発せられた場合、地震防災応急対策として、次の措置を講ずる。

ア 供給の継続

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を継続する。

イ 安全広報

警戒宣言発令等があった場合、ガス利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。

ウ 帰宅等の要請

東海地震注意情報が発表された場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対して、注意情報が発表された旨を伝達し、帰宅等を要請する。

エ ガス工作物の巡視・点検

警戒宣言発令等があった場合、点検が必要な設備については、あらかじめ定める点検要領に従い巡視・点検を行う。

オ 工事等の中断

警戒宣言発令等があった場合、緊急でない工事・作業等は、工事中・作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

(2) LPガス（プロパンガス）

警戒宣言が発せられた場合、一般社団法人愛知県LPガス協会は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報内容により、LPガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。

4 通信

西日本電信電話株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。

また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。

(1) 地震防災応急対策等に関する広報

東海地震注意情報もしくは警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、支店前掲示板、テレビ・ラジオ放送等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

イ 電報の受付、配達状況

ウ 加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況

エ 西日本電信電話株式会社の名古屋支店における業務実施状況

オ 災害用伝言ダイヤルの利用方法

カ その他必要とする事項

(2) 通信の利用制限等の措置

各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

(3) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用

東海地震注意情報等発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発令前からも実施する。

なお、災害用伝言ダイヤルのシステムについては、風水害等災害対策計画編第3章第22節「一般通信施設等対策計画」を参照のこと。

(4) 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施するものとする。

(5) 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。

なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。

5 放送

日本放送協会名古屋放送局は、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。

また、東海地震に関連する情報等の放送に当たっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。

なお、放送にあつては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めることとする。

第6 生活必需品の確保

市は、警戒宣言が発せられた場合、県等と連携して食糧等の生活必需品の売り惜しみ、買占め及び物価高騰が生じないように、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請するものとする。

また、市内の生活必需品等を販売するコンビニエンスストア等小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合にも営業の要請に努めるとともに、必要な物資の輸送についての対策を講じるものとする。

各家庭においては、警戒宣言発令時には市から食糧等生活必需品は原則として支給されないおそれがあること、また地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の飲料水、食糧を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。

なお、市は、平常時からこれらの対応についての周知徹底に努める。

第7 金融対策

東海財務局、日本銀行名古屋支店は、警戒宣言が発せられたときは、金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じるほか、必要に応じて、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請する。

また、農業協同組合系の金融機関については、県が、関係機関と緊密な連携をとりつつ、同様の措置を講じるよう要請する。

1 本市に営業所を置く民間金融機関の措置

(1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所等の窓口における営業は普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穏裡に窓口の普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業を停止した旨を取引者に周知徹底する。

この場合であっても、警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客や従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻しを続ける等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないよう

な措置を講ずる。

- (2) 営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を移動させる営業店舗名等を取引者に周知徹底させる方法は、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。

- (3) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期するため、窓口営業の開始又は再開は行わない。

この場合であっても、警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客及び従業員の安全を十分に配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずる。

- (4) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業をする。
- (5) 発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等についての適切な応急措置を講ずる。
- (6) その他、地域の金融上の混乱の未然防止に十分配慮する。

2 保険会社及び少額短期保険業者への措置

本市に営業所を置く保険会社及び少額短期保険業者は、警戒宣言が発せられた場合には、次の措置をとる。

- (1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、営業所等における営業を停止する。
- (2) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。
- (3) 休日又は開店前・閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の保険会社及び少額短期保険業者の円滑な遂行を期するため、営業の開始・再開は行わない。
- (4) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行う。

3 証券会社等の措置

本市に営業所又は事務所を置く証券会社等は、警戒宣言が発せられた場合には、次の措置をとる。

- (1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、営業所等の窓口における業務を停止する。
- (2) 業務停止等を取引者に周知徹底させる方法は、業務停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載することによる。
- (3) 休日又は開店前・閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の証券会社等の円滑な遂行を期するため、窓口業務の開始・再開は行わない。
- (4) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の業務を行う。
- (5) 発災後の証券会社等業務の円滑な遂行を確保するため、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等についての適切な応急措置を講ずる。
- (6) その他、地域の投資家保護に十分配慮する。

第8 郵便事業対策

1 日本郵便株式会社における措置

(1) 強化地域内の郵便局の措置

ア 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止するものとする。

イ アにより業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に掲示するものとする。

ウ 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として、速やかに郵便局に戻るものとする。

エ 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所と

して使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

(2) 強化地域外の支店の措置

原則として、平常どおり窓口業務を行う。

第9 交通対策

1 道路

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想される。

このため、県公安委員会は、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

(1) 運転者のとるべき措置の周知

県、県公安委員会及び道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、次に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。

- ア 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむをえず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 道路交通規制の基本方針

- ア 一般道については、一般車両の強化地域内での走行を極力抑制するとともに、強化地域への流入を極力制限し、強化地域からの流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- イ 高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の強化地域内のインターチェンジ等からの流入を制限するとともに、強化地域への流入を制限し、強化地域からの流出は制限しない。
- ウ 避難路、緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。

(3) 交通規制の内容

警戒宣言が発せられた場合は、県公安委員会は、道路管理者及び関係機関と緊密に連携し、大震法及び道路交通法の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

ア 緊急交通路の確保

(ア) 第1次

a 強化地域規制

主要な高速道路等の各インターチェンジにおいて、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。

b 強化地域周辺規制

強化地域内への流入を極力制限するために、一般車両に対し、主要箇所において必要な規制等を行う。

(イ) 第2次

避難及び地震防災応急対策に支障が生じる事態が発生した場合、必要な交通規制の見直しを行う。

イ 広域交通規制

交通の混乱を防止し、かつ緊急輸送を確保するため、交通の状況に応じて、警察庁の指定する「広域交通規制道路」又は「広域交通検問所」のうちから区間又は地点を指定し、一般車両を対象とした必要な交通規制を行う。

ウ 広域的な避難場所の周辺道路

避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、一方通行及び指定方向外進行禁止規制等の必要な交通規制を行う。

(4) 交通規制の方法

警戒宣言発令時の交通規制は、大震法第24条並びに道路交通法第5条及び第6条により行うこととし、大震法による場合は、同法施行令第11条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。

(5) 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置

ア 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。

イ 強化地域内へ入ろうとする車両にあつては、その流入を極力抑制する。

ウ 通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。

(6) 交通規制の結果生ずる滞留車両運転者及び同乗者の措置

強化地域内にある車両に対しては、通行の禁止又は制限をされた路線以外の路線についても、現場広報及び指導により、走行を極力抑制し、交通規制により車両が長時間滞留することとなった場合には、関係機関と協力して必要な対策を講ずる。

(7) 緊急輸送車両の確認

ア 緊急輸送車両の確認

県公安委員会が大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第12条の規定により緊急輸送車両の確認を行う。

イ 緊急輸送車両の届出

緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、風水害等災害対策計画編第3章第20節「輸送計画」で定める「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。

ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、緊急通行車両確認証明書及び標章を交付する。

2 鉄道

警戒宣言に伴う強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、名古屋鉄道株式会社は、警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規制等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するものとする。また、警戒宣言までは、需要に応えるため極力運行を継続する。

なお、名古屋鉄道株式会社は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時には、列車、旅客等の安全を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車の運行

(ア) 東海地震注意情報を受領した時点では、平常通り運行する。

(イ) 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができる限り早く帰宅できるように輸送力を増強する。

イ 旅客への対応

(ア) 旅客に対して、警戒宣言が発せられた場合には、列車の運転を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す案内を実施する。

(イ) 地震が発生した場合には地下駅や橋上駅は危険である旨を知らせる。

(ウ) 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。

(エ) ターミナル駅は混雑が予想されるため、旅客の誘導を行うとともに、必要に応じ警察官等の増備を依頼することもある。

(2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運行

(ア) 強化地域内の列車は、強化地域外に直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は、あらかじめ定めた最寄りの駅に停車し、旅客を安全な場所に案内する。

(イ) 強化地域外の列車は、強化地域内へ進入せず、あらかじめ定めた駅での折り返し運転を行う。

イ 旅客への対応

(ア) 東海地震に関連する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の掲出等により、旅客に案内する。

(イ) 強化地域内の駅構内及び列車内の旅客に対しては、最寄りの避難場所へ避難するよう案内するとともに、強化地域外での列車折り返し駅までの案内を実施する。

3 バス

路線バス事業者は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時におけるバス及び乗客等の安全を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 運行路線にかかわる津波の被害が予想される箇所、山崩れ・がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難場所についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底するものとする。

(2) 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言発令時における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとする。

(3) 東海地震注意情報が発表された場合、警戒宣言発令時には車両の運行を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す。

(4) 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難場所の教示を行うものとする。

(5) 旅客を降ろした後、車両は、所属営業所又は最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は、

安全な場所へ退避する。

- (6) 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難場所及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

第10 病院、診療所

病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。

なお、強化地域内の病院、診療所については、警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができるものとする。

災害拠点病院については、発災後の医療救護活動を確保するため、警戒宣言時の救急外来、投薬外来（簡単な問診等での投薬外来）を除き、外来診療を原則縮小する。

第11 百貨店等

警戒宣言が発せられた場合、百貨店等は、原則として営業を中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、食料品及び日用雑貨等の生活必需品に対する地域の需要に応えるため、営業を継続することができるものとする。

第12 緊急輸送

1 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水、その他生活必需品
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員及び物資、機材

2 緊急輸送の方針

緊急輸送は、市等関係機関が保有する車両等を動員し、又は関係業者等の保有車両を調達し、必要最小限の範囲で実施するものとする。

実施に当たっては、輸送手段の競合を生じないよう、あらかじめ緊急輸送関係機関及び実施機関と連携協力体制を十分整備するものとする。

また、警戒宣言後の緊急輸送の実施に当たり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、市警戒本部において必要な調整を行うものとする。

附属資料 ○市有自動車保有状況

3 緊急輸送道路

警戒宣言発令時の緊急輸送道路は、本編第2章第5節「公共施設安全確保整備計画」で定める道路とする。

4 緊急輸送用車両等の確保

- (1) 市は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。
- (2) 市は、あらかじめ定める警戒宣言における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等の調

達先及び予定数を明確にし、人員、物資等の輸送手段を確保する。

- (3) 市が運用又は調達する車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あっせんを要請する。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ その他必要事項

附属資料 ○市内緊急時ヘリポート可能場所等一覧

5 緊急輸送車両の事前届出及び確認

市は、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察本部）へ緊急輸送車両の事前届出を行うこととする。

なお、緊急輸送車両の事前届出方法は、風水害等災害対策計画編第3章第20節「輸送計画」に定めるところによる。また、大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急輸送車両であることの確認については、本節第9の1の「(7) 緊急輸送車両の確認」に定めるところによる。

6 緊急輸送車両確認の効力

大震法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

第13 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

市以外で避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食糧等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

1 交通機関の措置

交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。

2 事業所等の措置

事業所等は、従業員、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供することとし、警戒宣言が発せられた場合には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前の帰宅困難者発生抑制に努める。

第6節 市が管理又は運営する施設に関する対策

第1 方針

市は、警戒宣言が発せられた場合、自ら管理・運営する道路、河川、不特定かつ多数が出入りする施設、あるいは地震防災応急対策の実施上重要な建物に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。
なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施する。

第2 道路

予想される道路の被害は、法面の崩落、高盛土箇所、路面のき裂、沈下、橋りょうの損壊等が想定される。
このため、市は、東海地震注意情報が発表された段階から、次のとおり所管道路における管理上の措置をとるものとする。

- 1 市公式Webサイト等を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転手の取るべき措置を道路利用者に伝達する。

なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合においても、市公式Webサイト等により、その内容を伝達するものとする。

- 2 巡視等を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握する。
- 3 必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。
- 4 応急復旧資機材の保有状況について、情報収集・把握を行う。
- 5 県、津島警察署その他関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。

第3 河川

東海地震注意情報が発表された段階から、直ちに所管する河川施設の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じ防災応急措置を講ずるとともに、工事中の箇所がある場合は、工事の中断等の措置を講ずる。

第4 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、住民が利用する施設、学校、社会福祉施設等の管理上の措置は、概ね次のとおりとする。

1 一般的事項

（1） 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

庁舎、住民が利用する施設において、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達に努める。

イ 東海地震注意情報が発表された場合

（ア） 庁舎

庁舎への来訪者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、原則として庁舎からの退避を促す。

（イ） 住民が利用する施設

施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として施設等を閉館する。

ウ 警戒宣言が発せられた場合（東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む。）

（ア） 庁舎

庁舎への来訪者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、庁舎からの退避を誘導し、原則として窓口業務を停止する。

(イ) 住民が利用する施設

施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として施設等を閉館する。

(2) その他の措置

庁舎、施設において、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるなど、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行い、必要な体制を整えるものとする。

ア 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置

イ 出火防止措置

ウ 受水槽等への緊急貯水

エ 消防用設備の点検、整備と事前配備

オ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター・システムなど重要資機材の点検等の体制

2 学校

小・中学校においては、本章第5節「第2 避難等対策」に定めるところによる。

なお、当該学校に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置を講じるものとする。

3 医療施設

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には交通機関の運行が規制される旨を、病院の利用者に的確・簡潔に伝達し、帰宅等を促すものとする。

イ 診療は継続する。

ウ 耐震性を有し、安全性が確保されている病院においては、帰宅を希望する入院患者は医師の判断により帰宅させる。耐震性が十分でない病院においては、退院・帰宅が可能な患者はできる限り退院・帰宅させる。

(2) 警戒宣言が発せられた場合

ア 耐震性を有し、安全性が確保されている病院については、診療を継続する。耐震性が十分でない病院については、救急の場合を除き外来診療は中止する。

イ 手術は緊急やむを得ない場合を除き原則として中止する。

4 社会福祉施設

社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、これらの者の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性を十分に考慮し、各施設において警戒宣言が発せられた場合の避難等の安全確保のための具体的な措置を定めるものとする。

第5 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

防災上重要な施設設備等について警戒宣言発令時における点検整備について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。また、市地震災害警戒本部は本部員室の安全点検及び障害物の除去等おおむね次の事項を実施する。

(1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保

(2) 無線通信等通信手段の確保

第6 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された場合、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止するものとする。

第7節 他機関に対する応援要請

第1 方針

市は、地震防災応急対策を実施する上で、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続き上の措置を定めておくものとする。

第2 協定締結先からの応援要請

市は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、応援協定締結先から必要な資器材等を確保する。

第3 相互応援協定の促進

市は、地震防災応急対策が的確かつ円滑に実施できるよう、防災関係機関・関係団体とあらかじめ相互に応援協定を締結しておくものとする。

第4 連絡・受入体制の確保

市は、災害が発生し、他の市町村等からの応援を受け入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入体制を確保するよう努めるものとする。

第5 費用の負担方法

他市町村から本市に応援がなされた場合の応援に要した費用の負担方法は、大震法第31条に定める方法による。

第6 自衛隊の地震防災派遣

- 1 市災害対策本部長は、警戒宣言が発令された場合において、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため自衛隊の支援の必要があると認めるときは、県地震災害警戒本部長に対し次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣要請を依頼するものとする。
 - (1) 派遣を要請する事由
 - (2) 派遣を要請する期間
 - (3) 派遣を希望する区域
 - (4) その他参考となるべき事項
- 2 市災害対策本部長は、自衛隊の地震防災派遣が実施される場合には、支援活動の細部に関し、関係部隊等と連絡調整するものとする。
- 3 地震防災派遣が実施された場合の部隊の受入れ及び経費の負担区分については、本編 第4章第35節「自衛隊の災害派遣要請計画」に準ずるものとする。

第8節 住民のとるべき措置

第1 方針

警戒宣言が発せられた場合、住民は、それぞれの家庭及び職場において、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

また、東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。

第2 対策

住民は、家庭及び職場において、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、次に掲げるような措置をとるものとする。

1 家庭においてとるべき措置

- (1) テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市役所や消防署、警察署などからの情報に注意する。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合、居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握しておくものとする。
なお、各家庭で食糧、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備するものとする。
- (3) 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取り組む。
- (4) とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- (5) 火の使用は自粛する（止むを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと）。
- (6) 灯油等危険物やLPガスの安全措置をとる。
- (7) 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておく。
- (8) 身軽で安全な服装（長袖、長ズボン）に着替える（底の厚い靴も用意すること）。
- (9) 水、食糧、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認する。
- (10) 万一のときの脱出口を確保する。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておくものとする。
- (11) 自主防災組織は、情報収集伝達体制を確保するものとする。
- (12) 自動車や電話の使用は自粛する。

2 職場においてとるべき措置

- (1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できる限りの措置をとる。
- (2) とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- (3) 火の使用は自粛する。
- (4) 消防計画、予防規程などに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検する。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備する。

- (6) 重要書類等の非常持出品を確認する。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機する。
- (8) 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。
- (9) 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達する。
- (10) 近くの職場同士で協力し合う。
- (11) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物車両等の運行は自粛する。

第4章

災害応急対策計画

第4章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画（組織の動員配備計画）

第1 方針

市長は、災対法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部をできる限り速やかに設置し、その活動体制を確立する。

また、各防災関係機関は地震災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

各防災関係機関は、複合災害（（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。

要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

第2 災害対策本部

市長は、市の地域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、あま市地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置し、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、全力を挙げて応急対策活動を行う。

1 地震情報の収集・伝達

市は、市の地域に地震の発生を知った場合に迅速に非常配備体制をとるため、速やかに地震情報を収集・伝達し、本部設置に向けての所要の体制整備を行う。

市内の震度は、市役所に配備されている計測震度計により確認するとともに、テレビ・ラジオを視聴し、また県防災行政無線により県内市町村等の震度状況を確認し、地震の規模、震源等を把握するものとする。

2 本部員会議の開催等

大規模な地震が発生した場合、直ちに本部員会議を開催し、被害発生状況等に応じ地震災害応急対策方針等を協議し、緊急に実施すべき応急対策から順次、速やかに実施する。

3 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織及び運営は、あま市災害対策本部条例に定めるところによるものとし、市の各課等は、市災害対策本部の各部班として、災害情報の収集及び伝達、応急措置、被災者の救難、救助など、災害の発生の防御又は拡大の防止のための各種措置を速やかに実施する。

なお、災害対策本部を設置したときは、本庁舎正面玄関に標示板を設置するとともに、腕章の着用等を行う。

附属資料 ○ 災害対策本部の標識等

4 災害対策本部の設置及び廃止

災害対策本部は、次の区分により設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたときに廃止する。

- (1) 市内に震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 相当規模の災害が発生し、市長が必要と認めたとき。

なお、必要に応じ、災害地に現地災害対策本部を置くことができる。

5 設置及び廃止の伝達（通知）

市は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、次の関係機関等にその旨を伝達（通知）するとともに、必要に応じて災害応急対策に係る措置について指示、報告、また情報の収集等を行う。

伝達（通知）先	方 法
役 所 内	庁内放送、グループウェア
市 出 先 機 関 及 び 学 校	電 話、グループウェア
あ ま 市 消 防 団	電話又は市防災行政用無線、サイレン、メール
海 部 県 民 セ ン タ ー（ 県 災 害 対 策 本 部 尾 張 方 面 本 部 海 部 支 部 ）	県防災行政無線又は電話、高度情報通信ネットワーク
津 島 警 察 署	電 話
海 部 東 部 消 防 組 合 消 防 本 部	電 話
海 部 地 区 水 防 事 務 組 合	電 話
中 部 電 力 株 式 会 社 津 島 営 業 所 東 邦 瓦 斯 株 式 会 社 美 和 サービス センター 西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 一 宮 営 業 所	電 話
区 長	電 話

6 災害対策本部長の職務代理者

災害対策本部長（市長）が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務代理者は、次のとおり定めるものとする。

第1順位 副市長

第2順位 教育長

第3順位 総務部長

7 災害対策本部の代替場所

災害対策本部は本庁舎に設置するものとするが、庁舎が被災した場合は、速やかに代替施設を指定し、職員及び住民に周知するものとする。

8 組織、任務分担

あま市災害対策本部の組織及び各部班の所掌事務は、風水害等災害対策計画編第3章第1節「活動体制計画（組織の動員配備計画）」に定めるところによる。

第3 非常配備

1 非常配備の区分

非常配備は、次の3段階に区分する。

非常配備の種類		時期	
		始期	終期
第1非常配備	準備配備	1 市内において震度4の地震が発生したとき。 2 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。	災害のおそれがない事が確認したとき、又は初動体制に移行した場合。
	初動体制	1 市内において震度4の地震が発生した場合において総務部長が第1非常配備を指令したとき。 2 東海地震注意情報が発表されたとき。	災害のおそれがなくなり応急対策活動が完了し、総務部長が指令したとき又は第2非常配備が指令されたとき。

第2非常配備	警戒体制	1 市内において震度5弱の地震が発生したとき。 2 東海地震予知情報が発表されたとき。 3 その他、本部長が必要と判断したとき。	災害の拡大のおそれなくなり、応急対策活動がおおむね完了し、本部長が指令したとき又は第3非常配備が指令されたとき。
第3非常配備	非常体制	1 市内において震度5強以上の地震が発生したとき。 2 その他、本部長が必要と判断したとき。	応急対策活動がすべて完了し、本部長が指令したとき。

2 自動配置

本市に非常配備基準に該当する地震が発生した場合、また東海地震に関連する情報を受理又は報道に接した場合、職員は、前記「1 非常配備の区分」に応じて、次の措置をとるものとする。

(1) 勤務時間内

- ア 安全安心課は、直ちに庁内放送・電話等により、庁内職員及び市施設の職員に対して当該地震の震度、震源等の情報、取るべき注意事項等を伝達するとともに、非常配備担当職員の招集の徹底を図る。
- イ 非常配備担当職員は、震度等に応じて直ちに所定の配備につくものとする。

(2) 勤務時間外

自宅等で、地震が発生した場合、また東海地震に関連する情報の報道に接した場合、各職員は次の措置をとる。

ア 非常配備担当職員

震度等に応じて、あらかじめ定められた参集場所に速やかに参集する。

イ 非常配備担当職員以外の職員

自宅で待機し、緊急招集に備えるものとする。

3 緊急招集

市長は、次のような場合には、配備基準の引上げ等を決定し、緊急連絡網により待機職員の緊急招集を行う。

- 被害の発生など、配備基準以上の配備要員が必要となったとき。
- 非常配備担当職員の参集状況が悪いとき。

4 自主参集

待機職員は、震度が配備基準に達していない場合でも、自宅周辺の状況等から判断し、必要と認めた場合には、自主的に参集場所に参集する。

5 参集場所

参集場所は本庁舎とするが、その他の公共施設の職員は、当該各施設に参集するものとする。

参集時の留意事項

① 参集困難な場合の措置

災害の状況により、参集場所への参集が困難な場合には、最寄りの市施設、指定避難所等に参集し、所属長に連絡するとともに、当該施設責任者の指示に基づき、必要な応急活動を実施する。

② 参集の最優先

参集途上において、住民等から救急救助その他応急活動の実施を求められた際には、人命に関わる救助活動以外、参集に努める。

③ 参集途上の情報収集

道路の通行可能状況、各地区の被害状況など、気が付いた点を、参集後直ちに所属長等に報告する。

6 初期活動の実施

迅速に災害対策本部が立ち上げられるよう、先着した職員及び当直者は協力して、主に次の初期応急活動を実施する。

- (1) 地震情報等の収集
- (2) 被害発生状況の把握
- (3) 災害対策本部の設置準備
- (4) 応急用資機材等の配備・確保

7 職員の動員要請

災害応急活動を実施するに当たって、対策要員が不足する場合は、部内で調整するものとするが、部内調整だけでは実施が困難な場合は、他部の応援を得て応急活動を実施する。

(1) 動員要請

各部長は、他部の職員の応援が必要な場合は、総務部長に次の事項を示して応援を要請する。

- ア 応援内容
- イ 応援を要する人員
- ウ 応援を要する日数
- エ 出動場所
- オ その他必要事項

(2) 動員の措置

総務部長は、応援要請内容、また災害対策全体の応急活動状況等を勘案して、緊急の応急活動業務の少ない部から動員の指示を行う。

8 関係機関への伝達

非常配備体制を敷いた場合は、直ちに次表の関係機関にその内容等を伝達する。

伝 達 先 関 係 機 関									
あ	ま	市	消	防	団				
海	部	東	部	消	防	組	合	消	防
海	部	地	区	水	防	事	務	組	合
海	部	県	民	セ	ン	タ	ー		
津	島	警	察	署					

第2節 通信運用計画

風水害等災害対策計画編第3章第2節「通信運用計画」に定めるところによる。

第3節 情報の収集・伝達計画

第1 方針

- 1 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 2 県、市町村及び関係機関は、相互に連携して災害応急対策が実施できるよう、災害に関する情報の共有に努める。
- 3 市は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。

第2 地震に関する情報及び伝達

1 地震に関する情報

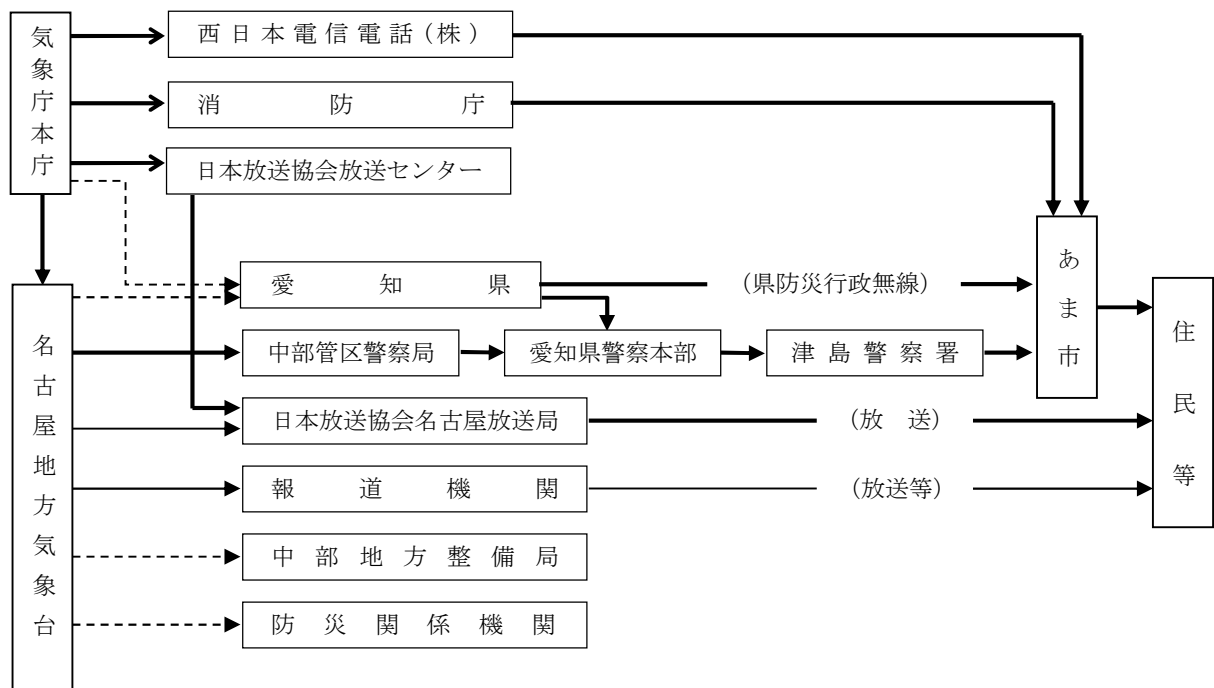
地震に関する情報の種類

種 類	内 容 等
震 度 速 報	地震発生約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表（愛知県は気象庁本庁からも緊急情報衛星同報受信システムにより受信）
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	愛知県内で震度1以上となる地震が観測されたときに、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、愛知県及び隣接県（静岡・長野・岐阜・三重の各県）内の各観測点の震度を発表
地震回数に関する情報	以下に示す地域で地震が多発したときに、震度1以上を観測した地震の回数を発表（長野県北部、長野県中部、長野県南部、岐阜県飛騨地方、岐阜県美濃東部、岐阜県美濃中西部、静岡県伊豆地方、静岡県東部、静岡県中部、静岡県西部、愛知県東部、愛知県西部、三重県北部、三重県中部、三重県南部、伊豆半島東方沖、駿河湾、駿河湾南方沖、遠州灘、三河湾、伊勢湾、三重県南東沖、和歌山県南方沖、東海道南方沖、南海道南方沖）

2 地震情報の伝達

（1） 気象庁、名古屋地方気象台の措置

気象庁、名古屋地方気象台は、次の伝達系統により地震に関する情報を迅速かつ的確に伝達するものとする。



(注) 1 通知の区分

- 法令等による通知系統
- 公衆への周知系統
- その他必要と認める伝達系統

2 伝達方法

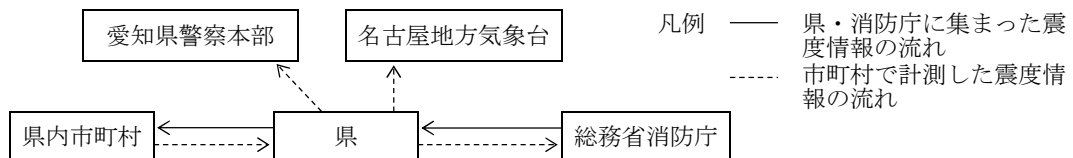
名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。

気象庁本庁から愛知県への伝達は、緊急情報衛星同報受信システムによる。

3 気象庁本庁から西日本電信電話(株)には、大津波警報及び津波警報についてのみ伝達を行う。

(2) 県における措置

県は、震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報を関係機関に伝達する。



(3) 市における措置

市長は、情報等の伝達を受けたとき、又は市役所に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、正確かつ分かりやすい情報として、速やかに住民その他関係のある公私団体に周知徹底するものとする。

第3 被害状況等の収集・伝達

1 情報の収集、伝達

市は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、県防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）の他、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の利用、あるいは携帯電話を利用し、又は応援協定先及び関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

同時多発的に災害が発生した場合には、電話がふくそうするので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。

なお、通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。

2 被害状況等の収集・伝達

(1) 異常現象発見時の通報

地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官、海上保安官に通報するものとする。

なお、警察官、海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

(2) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、津波の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(3) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

この場合において、市長は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。

3 報告の方法

(1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、原則として、県防災行政無線により報告するものとする。

また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話の使用や、警察等他機関の無線通信施設を利用するものとする。

(2) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めるものとする。

4 重要な災害情報の収集・伝達

(1) 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の管理する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は国(内閣総理大臣)に対して速やかに伝達を行う。

(2) 災害の規模の把握のために必要な情報

市長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

(3) 安否情報

市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(4) 孤立集落に係る情報

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、市町村に連絡するものとする。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

5 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

6 連絡先及び様式

県及び消防庁への連絡先、また各報告の様式については、風水害等災害対策計画編第3章第3節第3「2 県等への重要な災害情報の報告」及び同節の様式に定めるところによる。

第4節 災害広報計画

第1 方針

- 1 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- 2 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

第2 広報活動

1 広報担当者

住民への災害広報は、企画財政部広報公聴・情報班が担当する。

2 広報手段

市は、あらゆる広報手段を活用して、住民等への災害広報を実施する。

- (1) 市ホームページ掲載
- (2) 広報紙等の配布
- (3) 広報車の巡回
- (4) 掲示板への貼紙
- (5) 自主防災会・自治会での伝達
- (6) 西尾張CATV株式会社への放送依頼
- (7) 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供
- (8) 防災行政用無線
- (9) 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）による情報提供
- (10) ツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供
- (11) その他広報手段

3 広報内容

広報すべき内容は、概ね次のとおりである。

なお、広報を実施するに際しては、高齢者、視聴覚障がい者、外国人など要配慮者に配慮するものとする。

住民への広報内容

- | | |
|-------------|-----------------|
| ① 災害発生状況 | ⑥ 衣料・生活必需品等供給状況 |
| ② 地震に関する情報 | ⑦ 地域住民のとりべき措置 |
| ③ 災害応急対策の状況 | ⑧ 避難の指示、勧告 |
| ④ 交通状況 | ⑨ 携帯電話による情報提供 |
| ⑤ 給食・給水実施状況 | ⑩ その他必要事項 |

第3 広聴活動

混乱が終息したときは、市は、できる限り相談窓口等を開設し、また状況によっては関係機関と連携して、被災住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

第4 報道機関への発表

市は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。特に避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

第5節 災害救助法の適用計画

風水害等災害対策計画編第3章第5節「災害救助法の適用計画」に定めるところによる。

第6節 消防活動計画

第1 方針

1 活動方針

大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員はもとより住民、事業者をあげて出火防止と初期消火を行うとともに、消防機関は、防災関係機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保を始め、重要な地域、対象物の防御と救助・救急及び地震による水災の防御等に当たり、激甚な大規模災害等から住民の生命、身体及び財産を保護する。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等災害対策計画編第3章第24節「消防活動計画」に定めるところによる。

2 計画目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって大小さまざまであるので、被害発生規模により物的被害の軽減から人命の安全確保まで、段階的に防御対象と範囲を定め、最も効率的な被害軽減を目標として計画する。なお、激甚な大規模災害が発生した場合、消火栓の使用不能、道路寸断等により、早期に消防力が投入できないことも考えられるため、そうしたことを踏まえた防御計画とする。

- (1) 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (2) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防護する。
- (3) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全だけは確保する。

第2 対策

大地震による同時多発の火災から人命を保護するため、市及び海部東部消防組合消防本部は、発災時において住民、事業所等に対し、出火防止と初期消火の徹底をあらゆる手段をもって呼びかけるとともに、あま市消防団を含め、その全機能をあげて避難の安全確保及び延焼拡大防止を行うものであるが、特に、住民に与える影響の重要度合い等を考慮し、災害事象に対応した防御活動を展開し、大震火災から住民の生命、身体及び財産を保護する。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合、地域によっては早期に消防力が投入できないことも考えられるため、地域住民が容易に使用できる消火、救急救助資機材等の整備を検討する。

1 大震火災防御計画の推進

(1) 防御方針

- ア 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮滅を図る。
- イ 火災件数が消防力を上回るような場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。
- ウ 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊を集中して人命の保護と最重要地域の確保のための防御に当たる。
- エ 火災が著しく多発、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保のための防御に当たる。
- オ 大量の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。

カ 高層建築物、その他大量の消防部隊を必要とし、他への延焼危険が少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御に当たる。

キ 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは既に延焼してしまった場合は、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後に前記の要領により防御する。

ク 火災・水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先とする。

(2) 重要対象物の指定

消防署長は、避難者の収容施設、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中枢機関、住民生活に直接影響を及ぼす公共機関等の施設を、地震時における重要対象物として指定する。

(3) 延焼阻止線

延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を延焼阻止効果のある所で集中的に防御し、阻止しようとするもので、地形地物、空地、水利の状況と動員部隊とを勘案して予定する。(25m以上の道路)

(4) 避難場所・避難路

避難場所は、市が定めた「避難所」とするが、他の機関が定める一時避難場所についても熟知しておくものとする。また、避難場所に通ずる幹線道路を一応の避難路とするが、防御の重点は、河川に面した所は橋りょう付近、その他の地点については避難上特に障害が予想され、混乱を生ずると思われる地点とする。

(5) 消防活動計画図の作成

消防活動計画図は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路などを調査し、海部東部消防組合消防本部、市とそれぞれの立場において検討調整を行い、作成するものとする。

(6) 部隊運用要領

ア 消防の組織

(ア) 消防本部等の設置

大地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、平常の事務を一時停止して、消防本部に消防部又は消防班を、消防署に消防隊を設置し、災害の活動に専念する。

(イ) 消防団本部の設置

消防団長は、消防隊設置とともに消防団本部を設け、所属団員を指揮して所轄区域内の消防団活動に当たる。

イ 消防隊の部隊運用要領

(ア) 重要な地域の火災を重点とした部隊運用を図る。

(イ) 避難命令が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして、防御に当たる部隊運用を図る。

(7) 計画の検討・調整

集中防御地点・避難予定路等の決定に当たっては、隣接署（本部）に重大な影響を及ぼすので、木造住宅の密集状況や航空写真などにより検討し、隣接署（本部）との調整を図る。

(8) 広域的な応援要請

広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁長官に対

して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うなど、全国的な消防応援体制の充実を図る。

2 消防団活動

消防団は地域に密着した防災機関として、次により出火防止を始めとする住民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防御に当たるものとする。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団又は班単位で消火・救急救助活動が行えるよう資機材等の整備を検討する。

(1) 出火防止

発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は住民を督励して初期消火の徹底を図る。

(2) 消火活動

消防隊出場が不能若しくは困難な地域における消火活動又は主要避難路確保のための消火活動を単独若しくは消防隊と協力して行う。

(3) 消防隊の応援

消防隊の予備軍の応援要員として消火活動に従事するとともに、道路障害の排除及び消防隊の誘導に当たる。

(4) 救助救急

要救助者の救助・救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(5) 避難方向の指示

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。

第7節 避難計画

第1 方針

風水害等災害対策計画編第3章第6節「避難計画」に定めるところによるものとするが、特に地震が大規模である場合の避難方法、避難所の開設等について、次のとおり定めるものとする。

第2 避難方法等

1 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模、住家の建築年数等によっても被害の状況が異なるため、市の避難勧告・指示を待っている避難すべき時機を失することも考えられる。

このため、住民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から避難所、避難方法等をよく周知し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

2 市の役割

平素から避難のあり方を検証し、住民に対し地震発生時における避難方法の周知徹底を図る。また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。

誘導に当たっては、できる限り自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

3 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し助言を求めることができる。

4 避難方法

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予測される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、火災による輻射熱等から身の安全が確保できる各地区にある学校のグラウンド、公園、広場等にまずは避難し、当該避難場所で正確な災害情報等を収集し、また不在者を確認した後、必要により安全確認が得られた広域避難場所又は避難所に避難する。

第3 避難所の開設、運営

1 避難状況の把握

災害時優先電話を活用して、施設管理者から被災者の避難状況を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

附属資料 ○ 指定避難所一覧

2 開設予定避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1) 施設管理者によるチェック

避難予定施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を市災害対策本部に報告する。

(2) 応急危険度判定士によるチェック

必要により応急危険度判定士を開設予定避難所に派遣し、施設の安全性を確認する。応急危険度判定士が不足する場合には、県支援本部に応援を要請する。

3 職員の派遣

市は、施設管理者からの情報又は参集職員等の情報に基づき、開設可能な施設の中から避難所開設の必要度の高い所から順次、職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務にあたらせるものとする。

4 学校機能の早期回復

大規模な地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒との住み分けを行い、あるいは仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

5 避難者のプライバシー確保

避難生活が長期に及ぶほど、プライバシーの確保が重要となるので、仕切り板の設置など避難者への配慮を行う。

6 避難者による自治組織発足の支援

避難所の運営に当たって、避難生活が長期に及ぶ場合には避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合せ事項等が自主的に作られるよう支援する。

また、避難所における情報の伝達、食糧、飲料水等の配布、清掃等について、各避難所の自治組織の協力を得て、避難者主体による自主的な管理運営がなされるよう努める。また、必要に応じてボランティア等に対して協力を求める。

第4 避難勧告・指示等の基準

避難勧告、指示の基準は次のとおりとする。

区 分	内 容
避難勧告の発令	◆余震などで建物崩壊、 <u>火災</u> などの2次被害の恐れがある住民や建物 ◆応急危険度判定で、危険と判定された家屋に居住するもの

第8節 救出計画

第1 方針

大規模地震が発生した場合には、倒壊家屋等の下敷き、落下物、車両事故等による数多くの負傷者が現出するものと考えられる。

これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、市は、住民、県及び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等災害対策計画編第3章第7節「救出計画」の定めるところによる。

第2 住民の初期活動

1 救出活動

災害発生時には消防機関等が主体となって救出活動を行うこととなるが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、倒壊家屋等からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、住民は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動に当たるものとする。

2 救急活動

救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当や人工呼吸等、また必要により医療機関への搬送を行うなど負傷者等の救急活動に努める。

第3 市の救出活動

災害が広範囲に渡る等のため、消防機関等のみでは、迅速な救出活動は困難と判断した場合は、市内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行う。

1 救出資機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、資機材等を活用して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行う。

附属資料 ○ 海部東部消防組合所有の救出用資機材一覧

2 応援協定に基づく応援要請

自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、「災害時の情報収集及び提供並びに応急処置資器材等の提供等に関する協定」に基づき、愛知県石油商業組合から必要な資機材を緊急調達し、あるいは市内関係業者等の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救出活動を行う。

また、災害の状況により、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合には、海部東部消防組合消防本部に対して「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」に基づき他市町村の消防機関の応援要請を依頼する。

なお、緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、海部東部消防組合消防長は、これを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

3 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事（海部県民センターを経由して）に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

第9節 浸水・津波対策計画

第1 方針

本市は、沖積層の軟弱地盤地帯に位置し、また標高は1メートル未満で市全域が起伏のほとんどない平坦地であるため、沖積層の軟弱地盤地帯に建設されている堤防、護岸では地震による外力や地盤の液状化により、崩壊、沈下、亀裂、傾斜等の被害が生じ、また、水門、樋門、樋管等については、主に沖積層の厚いところに構築されているので、地盤の不等沈下により門扉の操作不能、樋管の折損等が想定される。

市は、海部地区水防事務組合と連携協力して、堤防の崩壊・き裂、水門、樋門等の決壊等による浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。

第2 点検及び応急復旧

地震が発生した場合は、あらかじめ定めた基準により河川の点検を行い、被災後の降雨による二次災害の可能性が認められる箇所においては、速やかに応急復旧を行うものとする。

また、排水機場、水門等については、沈下・変形等により運転や開閉操作等が円滑に行われない場合が想定されることから、特に重要な施設について専門業者への緊急連絡体制を整え、速やかに応急復旧できる体制をあらかじめ構築する。

第3 浸水対策資機材

1 浸水対策資機材の確保

海部地区水防事務組合は、その所管区域における浸水対策を十分果たせるよう水防倉庫等の資機材を整備するとともに、資機材の緊急調達の方法について、あらかじめ定めておくものとする。

附属資料 ○ 水防資機材備蓄状況

2 県への応援要請

水防用資機材に不足を生ずるような緊急事態に際しては、県に応急支援を要請する。

第4 漏・溢水防止応急復旧活動

各施設管理者は、堤防、水門、樋門の状況を確認し、必要に応じて応急復旧対策を実施するほか、被害状況に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

可搬式ポンプが不足した場合には、県に要請するものとする。

第5 津波対策

1 情報の伝達等

地震発生後の地震・津波情報等は、直ちに住民等へ伝達・広報を行う。

2 避難勧告の指示等

(1) 避難指示等

津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難指示を行うものとする。
なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

その他地震等に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

なお、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備情報の提供に努める。

(2) 避難準備情報

一般住民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。

また、必要に応じ、避難準備情報の発令等とあわせて指定緊急避難所を開設する。

(3) 屋内避難

周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。

(4) 対象地域の設定

避難準備情報や避難指示を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

3 津波の自衛措置

津波は、場合によっては注意報・警報が伝達されるよりも早く到着する場合もあるため、情報伝達等がなくても強い地震（震度4 程度以上）に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。

- (1) 市長は自らの判断で、直ちに避難すべき地域から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示を行う。
- (2) 津波注意報・警報の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行う。

第 10 節 食品供給計画

風水害等災害対策計画編第3章第8節「食品供給計画」に定めるところによる。

第 11 節 飲料水供給計画

風水害等災害対策計画編第3章第9節「飲料水供給計画」に定めるところによる。

第 12 節 生活必需品の給貸与計画

風水害等災害対策計画編第3章第10節「生活必需品の給貸与計画」に定めるところによる。

第 13 節 医療及び助産計画

風水害等災害対策計画編第3章第11節「医療及び助産計画」に定めるところによる。

第 14 節 遺体の搜索・処理・埋火葬計画

風水害等災害対策計画編第3章第12節「遺体の搜索・処理・埋火葬計画」に定めるところによる。

第 15 節 防疫・保健衛生計画

風水害等災害対策計画編第 3 章第13節「防疫・保健衛生計画」に定めるところによる。

第 16 節 廃棄物処理計画

第 1 方針

激甚な大規模災害が発生した場合には、家屋の倒壊、地割れ等により、次のような事態の発生が予想される。

- 1 ごみ関係では、災害廃棄物の大量発生が予想される。
- 2 し尿関係では、便所等の使用が不可能となることが予想される。
- 3 ごみ処理施設、し尿処理施設の損壊により、ごみ、し尿の処理が停滞することが予想される。
- 4 産業廃棄物関係では、処理施設（最終処分場等）の損壊により適正な処理が停滞し、かつ、生活環境の保全上重大な影響を及ぼす事態が発生することが予想される。

このため、市は、被害状況を的確に把握し、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。

第 2 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

第 3 大規模災害が発生した場合の対策

- 1 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡のもとに処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。
- 2 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも分別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理に当たっては、適切なフロン回収を行う。
- 3 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

附属資料	○し尿処理施設 ○ごみ処理施設
------	--------------------

第 4 周辺市町村及び県への応援要請

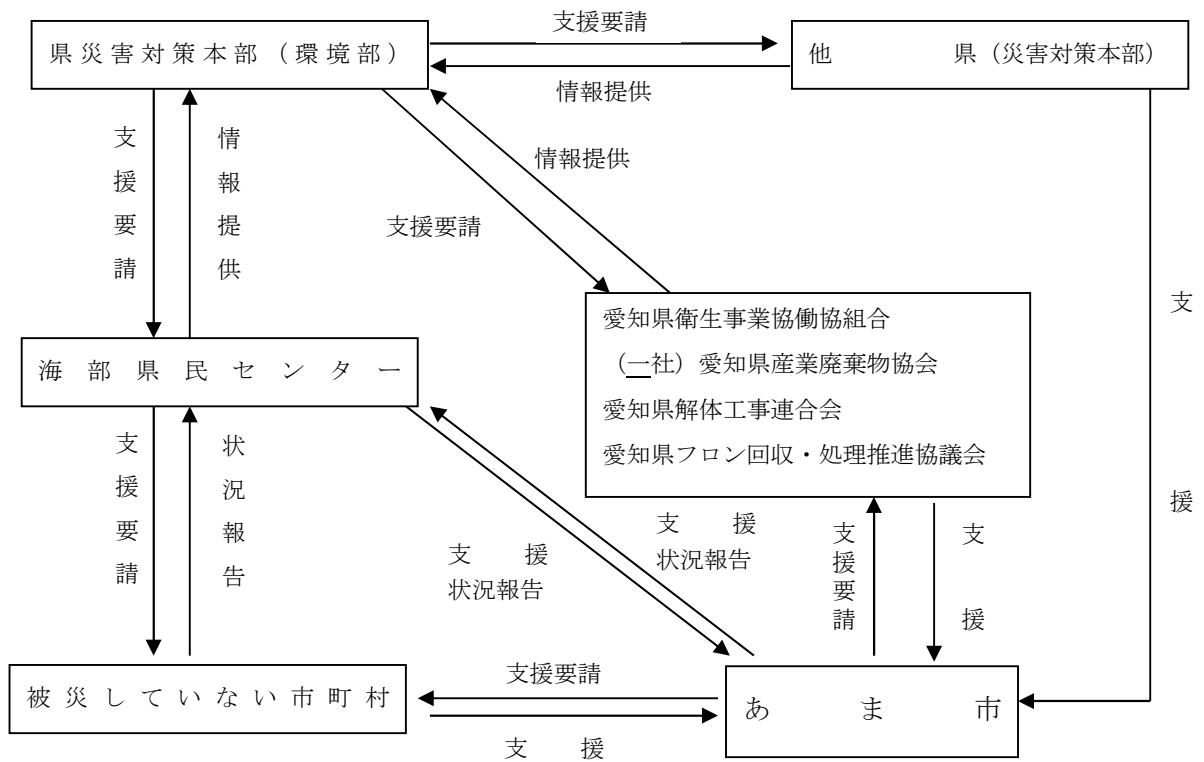
廃棄物の広域的な処理体制を図るため、県が国、他県、他市町村、廃棄物処理業者の団体等と緊密な連絡調整を行い、被災状況に応じた支援・協力を行うので、市は県と連携協力して、廃棄物の円滑な処理を推進する。

市は、発生した場合に備えて、「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。

市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村又は県に応援要請を行う。

なお、廃棄物処理の支援体制は、次のとおりである。

災 害 時 の 支 援 体 制



第 17 節 危険性物質対策計画

第 1 危険物施設対策計画

1 方針

地震により危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民に被害を及ぼさないように努める。

附属資料 ○危険物施設数一覧

2 対策

(1) 防災要員の確保

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震発生後直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保する。

(2) 応急点検及び応急措置

事業所の所有者、管理者又は占有者は、危険物施設の実態に応じ、危険物の流出、出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検を行い、被害状況を把握する。

また、危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちに警察、消防機関等へ通報する。

(3) 情報の提供及び広報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況や避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行う。

(4) 被害状況等の収集、連絡

市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(5) 活動状況等の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第 2 毒物劇物取扱施設対策計画

1 予想される被害・状況等

屋外の毒物劇物貯蔵タンク設備は、事故時の流出を防止するための防液堤などの設備が設けられており、通常の震災では、大規模な被害を受ける可能性は少ないと考えられる。

しかし、激甚な大規模災害時において、貯蔵タンク、防液堤などの設備が破壊した場合には、毒物劇物の外部への流出が予測される。

2 方針

毒物劇物貯蔵設備が被害を受け、毒物劇物の流出事故が発生した場合には、それによる被害の拡大を防止するために、第一に当該施設の従業員及び周辺の住民に対し、それらの情報等を提供し、早急に避難させることが重要である。

次に、中和処理等事故処理剤の確保が重要になる。このため、市は、海部東部消防組合消防本部と協力して事故処理剤の確保に努めるとともに、必要により県に支援を求め、周辺住民に被害が及ばないように努める。

附属資料 ○毒物・劇物貯蔵・取扱所数一覧

3 対策

- (1) 地震発生後、毒物劇物タンク等の被害状況の情報収集に努める。
- (2) 地震により災害が発生し、当該施設の従業員、周辺住民等に被害を及ぼしたり、不安を与えるおそれがある場合は、災害の状況や避難の必要性等について、速やかに正確な情報を提供する。
- (3) 市は、海部東部消防組合消防本部と協力して事故処理剤の確保に努めるものとするが、災害の状況等により事故処理剤が不足する場合には、県に対して事故処理剤の確保について要請するものとする。
- (4) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。
- (5) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第18節 応急教育計画

第1 基本方針

災害のため、児童・生徒に対して平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については県及び市教育委員会が、教科書・学用品等の給与については市長が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

第2 対策

1 教育施設の確保

市教育委員会は、教育施設の被災、若しくは校舎、体育館及び運動場が集団避難施設となることにより、授業等が長時間にわたって中断することを避けるため次の措置を講ずる。

(1) 応急な教育施設の確保と授業等の実施

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業ができない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用が困難な場合

市内の公民館、コミュニティセンター等あるいは近隣の学校校舎等を借用し授業等を実施する。

エ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保はイ及びウに準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議し、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、仮校舎を応急に設置し授業等を実施する。

(2) 応急な教育活動についての広報

応急な教育活動の開始にあたっては、開始時期及び方法等について児童・生徒及び保護者等へ周知を図る。

2 教職員の確保

市教育委員会は、校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を有するため児童・生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員が付き添っていくものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障がある時は、他の教育機関の了承を得て他校教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職

員を臨時に採用する等、必要な教職員の確保に万全を図る。

3 教科書、学用品等の給与

市は災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失又は棄損し、就学上支障を来した児童・生徒に対して学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を「事故発生報告について（平成4年3月23日4教総第79号）」により、すみやかに県教育委員会に報告するものとする。

第3 応援協力関係

1 教育施設及び教職員の確保

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

2 教科書・学用品等の給与

(1) 市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

(2) 災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

(資料)・災害救助法施行細則 別表1

(附属資料24)

第19節 文教災害対策計画

第1 方針

風水害等災害対策計画編第3章第17節「文教災害対策計画」に定めるところによるものとするが、大規模地震発生時に児童生徒等の安全を第一に考えてとるべき事項について定める。また、学校で策定した地震防災応急計画に基づき対応する。

第2 緊急避難等の措置

1 避難措置

校長は、授業中に地震が発生した場合は、児童生徒を机の下などに一時身を隠れさせ、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ緊急避難するものとする。

緊急避難した場合は、速やかに児童生徒及び教職員の人数確認、負傷状況等の確認を行うものとする。

2 応急救護

児童生徒及び教職員が被害を受けた場合は、直ちに応急手当を行うとともに、必要により医療機関への搬送など応急救護に万全を期するものとする。

3 余震情報等の把握

市災害対策本部から市内の被害状況や余震に関する情報を収集し、また周辺の被害の状況を把握して、児童生徒を帰宅させるかどうか市教育委員会との協議等により決定するものとする。

4 下校時の危険防止

児童生徒を帰宅させる場合は、安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底し、集団下校させる。低学年児童については、教職員が地区別に引率するなど、児童生徒の安全を第一に必要な措置を講じる。

5 校内保護

災害の状況により児童生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努めるものとする。

なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護児童生徒数その他必要な事項を報告する。

第3 被害状況の把握

地震が発生した場合、速やかに児童生徒や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、市教育委員会へ報告する。

施設の被害状況を把握する際には、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また避難所として使用可能かどうかについても確認し、市教育委員会に報告する。必要によっては応急危険度判定士の派遣を要請して施設の安全確保を図る。

第4 臨時休業等の措置

被害状況によっては、市教育委員会と連絡・協議のうえ、臨時休業等の適切な措置をとる。

第5 危険箇所の安全点検等

校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等の危険箇所について、速やかに安全点検を行うものとする。

また、浸水被害を受けた場所には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

第6 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

1 津波警報等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園、学校にあっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定める。

（1） 県立学校等

県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。

（2） 市立学校等

津波警報等は、第3節「情報の収集・伝達計画」に基づき市に対して伝達されるので、市教育委員会が、各学校等に対して伝達する。

2 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

（1） 県立学校等

学校の置かれている地域の津波警報等に留意し、あらかじめ定められた基準により県立学校管理規則に基づき校長が行う。休校措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。

（2） 市立学校等

災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校（園）長が行うものとする。

ただし、各学校（園）長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

3 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から避難所等の開設の要請を受けた学校等にあっては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第20節 ボランティアの受入れ計画

風水害等災害対策計画編第3章第32節「ボランティアの受入れ計画」に定めるところによる。

第21節 帰宅困難者対策計画

第1 予想される被害状況

平常、通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が他市町村に流出等しており、大規模地震が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難になる人々が多数発生することが想定される。

県が実施した直近の調査によると、本市には約3,700人の帰宅困難者が発生すると想定されている。

第2 方針

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

このため、まず、事業所や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食糧の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。

第3 対策

1 住民、事業所等に対する広報

市においては、広報紙など各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報を図るものとする。

2 避難所対策、救援対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

3 徒歩帰宅困難者への情報提供

市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

第22節 障害物除去計画

風水害等災害対策計画編第3章第18節「障害物除去計画」に定めるところによる。

第 2 3 節 道路交通対策計画

第 1 方針

風水害等災害対策計画編第 3 章第 19 節「道路交通対策計画」に定めるところによるものとするが、大規模地震発生時における自動車運転者に対する指導等について定めるものとする。

第 2 自動車運転者の措置

- 1 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。
 - (1) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できる限り安全な方法により道路の左側に停止すること。
 - (2) 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
 - (3) 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。
 - (4) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。
 - (5) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
 - (6) 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- 2 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。
 - (1) 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。
 - (2) 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。
- 3 災対法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。
 - (1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所
 - (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - (3) 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

第 3 市における措置

- (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有
 - ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。
 - イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
- (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保
 - ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
 - イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

なお、津波被害発生時には、くしの齒ルートの道路啓開を他の道路に優先する。

また、南海トラフ地震の発生時には、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動を行うものとする。

エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

(3) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

第4 緊急通行車両の確認等確認

1 緊急通行車両の確認

県公安委員会が災対法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。

2 緊急通行車両の届出

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。

3 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。

第5 相互協力

1 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、市は、できる限り津島警察署、他の道路管理者及び関係機関と相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。

2 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、市は、県及び関係機関と協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第6 信号機の減灯対策

信号機が停電等により減灯した場合は、信号機電源付加装置、可搬式信号機等を活用するなどの減灯対策を実施し、災害時における交通の安全を確保する。

第7 交通情報の提供

交通情報板等を活用し、交通規制及び道路の被災状況等に係る情報提供を実施する。

第 2 4 節 輸送計画

風水害等災害対策計画編第 3 章第 20 節「輸送計画」に定めるところによる。

第 2 5 節 鉄道施設対策計画

第 1 方針

名古屋鉄道株式会社は、非常災害に際してその被害状況を的確に把握し、旅客等の救護・誘導及び被害箇所の早期復旧を図り、輸送機能の確保に努める。

第 2 災害対策本部の設置

災害が発生したときは、その被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、速やかに応急対策を実施する。

第 3 応急措置

1 乗務員関係

- (1) 地震等による異状を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋りょうの上、津波浸水が予想される区間等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。
- (2) 異状を認めたときは、駅又は運転指令へ連絡をする。
- (3) 旅客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内をする。
- (4) 沈着かつ適切な判断に基づいて旅客の救護・誘導を行う。

2 駅関係

- (1) 地震等による異状を認めたときは、列車の停止手配をとるとともに、列車の出発を見合わせる。
- (2) 運転指令と連絡の上、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示、伝達する。
- (3) 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め、旅客等に周知させる。
- (4) 旅客等に対して、駅員の指示誘導に従うよう案内する。
- (5) 避難口の状況、落下物についての注意を与え、かつ、救護誘導を行って混乱の防止に努める。

3 諸施設関係

- (1) 地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、マニュアルにより諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。
- (2) 被害が発生したときは、速やかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係員のほか、外注工事を行って早期復旧に努める。
- (3) 応急復旧資材の管理点検は、定期的に行う。

4 通信連絡体制

鉄道電話を第一優先とし、ほかに西日本電信電話株式会社加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。

第 2 6 節 電力施設対策計画

第 1 予想される被害・状況等

1 発電設備

主要施設及び主要電力機器は、十分な対策を実施しているので大きな被害は生じないが、地震動等により電力設備破損の被害が予想される。

2 送配電設備

架空送電線は、地盤沈下などによる支持物の傾斜や電線の振動による断混線などの被害が予想される。配電線は、網状に施設してあるので地盤変形あるいは一般家屋の倒壊火災等による被害が予想される。

第 2 方針

被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。

第 3 大規模災害が発生した場合の対策

1 非常災害対策本部の設置

大地震が発生した場合には中部電力株式会社は、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

2 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は、通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は、社内電話・N T T加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

3 災害時における危険防止措置

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

4 復旧方法

(1) 優先的に復旧する設備、施設

ア 電力会社側

(ア) 火力設備

(イ) 超高圧系統に関連する送変電設備

イ 利用者側

(ア) 人命にかかわる病院

(イ) 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

(2) 復旧方法

ア 発電設備

発電所は、供給力確保を重点に地震発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また変電所は、重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

イ 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

(3) 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携

し、協力し、迅速な復旧に努める。

5 要員、資機材等の確保

(1) 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに、必要に応じ請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

(2) 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。

6 広報体制

(1) 利用者に対する広報

ア 災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。

イ 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

(2) 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

7 広域運営による応援

「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会）及び「資材及び役務の相互融通に関する協定書」（中地域電力協議会）に基づき、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

第4 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

大規模災害が発生した場合の対策に加えて、交通・通信網の途絶を考慮し、初動体制、情報の早期収集等の対策を講ずる。

1 初動体制の確立

自動出社を制度化し、任務・運営方法等の明確化を図る。

2 情報の早期収集と伝達

早期情報収集のため、ヘリコプターの自動出動の制度化及び収集した情報の早期伝達方法の整備を図る。

3 広域応援体制の整備

他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう、受入体制を整備する。

4 資機材等の多面的輸送手段の整備

海上輸送を含めた輸送手段のより一層の充実を図る。

第２７節 都市ガス施設対策計画

第１ 予想される被害・状況等

１ ガス供給設備

（１） 高圧・中圧Ａ導管

溶接鋼管を使用しているため、相当の地震に耐えることができ、被害の発生する可能性は少ない。

（２） 中圧Ｂ・低圧導管

液化化現象などが発生する地域では、低圧導管のうち小口径ねじ接合鋼管等の一部で被害の発生が想定される。

直下型地震が発生した場合には、活断層付近や大規模な液化化現象等が発生する地域において、低圧導管を中心に相当の被害の発生が考えられる。

２ ガス製造設備

製造設備は耐震設計がなされており、特に大きな被害は発生しないと考えられる。

第２ 方針

ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧を実施し、さらに被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。

第３ 大規模災害が発生した場合の対策

１ 情報の収集

供給区域内の主要点の地震計情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定するとともに、導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。

２ ガス供給停止

導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、建物倒壊、火災発生、地盤崩壊等により被害が集中して発生する地域にあつては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。

３ 緊急動員

地震発生後、速やかに東邦ガス株式会社は災害対策本部等を設置する。緊急動員については、東邦ガス株式会社の災害対策規程等によって定める動員体制により行う。

（震度５弱以上の地震が発生したときは、防災要員は呼出しを待たずに自動出社する。）

４ 応援要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

５ 応急復旧作業

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

（１） 需要家の閉栓の確認

（２） 導管の被害箇所の調査及び修理

（３） 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

（４） 需要家の開栓、試点火

６ 広報活動

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

第4 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

1 ガス供給停止

各種の被害情報を総合的に判断し、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。

2 救援隊の受入れ

一般社団法人日本ガス協会に対し、速やかに全国規模での救援隊派遣を要請する。

3 応急復旧用資機材置場等の確保

大規模な災害復旧活動のために、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となるので、関係諸官庁等と連携し、迅速な確保に努める。

4 応急復旧作業

応急復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ実施し、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

第28節 LPガス（プロパンガス）施設対策計画

第1 予想される被害・状況等

LPガス（プロパンガス）は、個別供給方式であるため、広範かつ大規模な災害の発生は考えられない。消費設備については、配管のねじ部の亀裂発生、折損等が危惧されるが、マイコンメーターが設置されているので、大量のガス漏洩は考えられないし、供給設備についても、容器は、鎖による固定及び高圧ホースに接続されているので、転倒の心配はほとんどない。また、配管ホースが離脱、折損した場合も、ガス放出防止器が設置されているものは、ガス漏洩はない。

しかしながら、被害の状況によっては、建物の倒壊、火災の発生等に伴い、ガス漏洩、引火等のおそれもある。

第2 方針

緊急対応措置として、一般社団法人愛知県LPガス協会作成の「愛知県LPガス災害対策マニュアル」の定めに従って、被害状況の確認及び二次災害の発生防止措置を講じる。

その後、供給設備・消費設備の安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

第3 大規模災害が発生した場合の対策

1 災害対策本部の設置

震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県LPガス協会内に災害対策本部を設置する。

2 情報収集

県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、地震の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

3 緊急動員

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

4 応援要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

5 緊急対応措置

「愛知県LPガス災害対策マニュアル」に基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。

6 応急復旧作業

「愛知県LPガス災害対策マニュアル」に基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

7 広報活動

地震後のLPガスによる二次災害防止の措置、使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

第4 甚大な大規模災害が発生した場合の対策

1 緊急対応措置

被害状況の確認と二次災害の発生防止に努める。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行う。

安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

2 広域応援体制の整備

一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

3 応急復旧

応急復旧は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ実施し、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

第 2 9 節 上水道対策計画

第 1 予想される被害・状況等

東海地震のような大規模地震においては、軟弱地盤に埋設された管路（導水管、送水管、配水管、給水管）は多数の折損、破裂、継手の離脱が生じ、一般地盤においても強度が低下している石綿セメント管等の老朽管について折損、破裂が生じるものと考えられる。

また、直下型の激甚な大規模地震においては、水源・浄水場等の構造物については地震力あるいは地盤変状により一部において被害を受けるものの、給水への支障は比較的少ないと考えられるが、管路については耐震機能のない配管の抜け出し、管自体の折損、伸縮継手の損傷等の被害が生じ、その影響は、上記の大規模地震を大きく上回ることが予測される。

第 2 方針

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水を応急給水する必要がある。

断水が長時間にわたると住民生活に重大な影響を与えるので、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。また、この応急給水及び施設復旧は、被災規模に応じた迅速な対応が行えるように支援体制を確立する。

第 3 大規模災害が発生した場合の対策

1 応援要請

あま市上水道課並びに名古屋市上下水道局は、施設の復旧が困難な場合は、「水道災害相互応援に関する覚書」に基づき、近隣水道事業者あるいは県に応援を要請する。

2 配管設備破損の場合

応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

3 その他

- (1) 水道の工事業者などと連絡を密にして、災害時の緊急体制を整備しておく。
- (2) 仮配管などの必要性から水道資材の備蓄に努めるとともに、民間資材の備蓄状況を把握しておく。
- (3) 近隣の上水道の配水管等と相互に連絡して、早期部分給水を配慮する。

第 4 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

1 応援要請

施設復旧の支援が円滑に行えるように、状況により県に対して県外水道事業者等への応援要請あるいは自衛隊の派遣要請を要求する。

2 水源破壊の場合

復旧困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

3 配管設備破損の場合

- (1) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。
- (2) 県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、県水受水市町村等への送水ができない場合は、早期復旧に努めるとともに、その間浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。

第30節 下水道施設対策計画

第1 予想される被害・状況等

東海地震のような大規模地震においては、軟弱地盤に埋設された下水管渠の折損、破裂やポンプ場、終末処理場等の構造物において被害を受けるものが生じるものと考えられる。

第2 方針

下水管渠、ポンプ場等の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。

第3 応急復旧活動の実施

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

1 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる下水の送水、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

2 ポンプ場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

なお、排水機能に影響が出た場合、あま市下水道事業業務継続計画（あま市下水道BCP）における管渠復旧優先順位に基づき、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

第4 応援要請

市は、施設の復旧が困難な場合は県に応援を要請する。

第31節 一般通信施設等対策計画

風水害等災害対策計画編第3章第22節「一般通信施設等対策計画」に定めるところによる。

第32節 応急住宅計画

風水害等災害対策計画編第3章第16節「応急住宅計画」に定めるところによる。

第33節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定計画

第1 予想される被害・状況等

大地震により、多くの建築物・宅地が被害を受けることが予測され、さらに被災した建築物・宅地により、その後の余震等による住民の生命に関わる二次災害の発生のおそれがある。

第2 方針

地震直後に、被災した建築物が使用できるかどうか、余震等により倒壊しないかどうか、また被災した宅地の安全性はどうかなど、応急的な判断は、専門的知識を持たない被災者には困難である。そこで、あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、余震等による二次災害を未然に防止し、住民の生命の保護を図るものとする。

第3 被災建築物応急危険度判定実施本部の設置等

- 1 市は、市の区域で応急危険度判定を実施するに当たり、災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。
- 2 実施本部は、直ちに市域の災害状況を把握し、判定対象区域及び対象宅地・建築物を決定するとともに、判定実施計画を作成するものとする。
- 3 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定実施計画に基づき判定活動を実施する。

第4 被災建築物応急危険度判定支援本部等への支援要請

- 1 県が応援判定士の派遣等の後方支援を行う被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部（以下「県支援本部」という。）を設置するので、市は、必要に応じて県支援本部に判定士の派遣、危険度判定に必要な資機材の調達等の支援を要請する。

なお、応急危険度判定実施時の市の役割は、次のとおりである。

- (1) 市区域の災害状況の把握
- (2) 判定対象区域及び対象建築物の決定
- (3) 応急危険度判定に必要な備品の調達
- (4) 地元判定士の招集、応援判定士の要請及び受入事務
- (5) 判定実施本部の運営及び応急危険度判定の実施
- (6) 応急危険度判定の実施状況及び結果の集約、報告、情報提供
- (7) その他必要な事項

- 2 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の緊急危険度判定支援本部へ支援要請を行う。

第5 被災住宅等の調査

市は地震災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建交付金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 住宅の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第 3 4 節 義援金品募集・受付・配分計画

風水害等災害対策計画編第 3 章第33節「義援金品募集・受付・配分計画」に定めるところによる。

第 3 5 節 応援要請計画

第 1 方針

風水害等災害対策計画編第 3 章第34節「応援要請計画」に定めるところによるものとするが、南海トラフ地震の発生時における広域受援について、次のとおり定めるものとする。

第 2 市における措置

南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。

県、市、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

(1) 緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動

(2) 救助・救急、消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動

(3) 災害医療活動

全国から派遣されたDMAT等による被災地内における医療機関への支援・調整を行う活動

(4) 物資調達

県が市からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動

(5) 燃料供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

第 3 6 節 自衛隊災害派遣要請計画

風水害等災害対策計画編第 3 章第35節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

第 3 7 節 県防災ヘリコプターの活用計画

風水害等災害対策計画編第 3 章第36節「県防災ヘリコプターの活用計画」に定めるところによる。

第 5 章

災害復旧・復興計画

第5章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧事業

風水害等災害対策計画編第4章第1節「公共施設災害復旧事業」に定めるところによる。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

風水害等災害対策計画編第4章第2節「災害復旧事業に伴う財政援助及び助成」に定めるところによる。

第3節 民生安定のための緊急処置

風水害等災害対策計画編第4章第3節「民生安定のための緊急処置」に定めるところによる。

第4節 震災復興都市計画の決定手続き

第1 震災復興都市計画の基本方針

県及び市は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。（手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。）

第2 第一次建築制限

1 指定手順

緊急復興都市計画整備地区の指定は次の手順により行う。

- (1) 市街地の被害状況を把握する。
- (2) 被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作成し、発災後10日以内に、県(建築指導課)に申出を行う。
- (3) 市は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大まかな方向性を示した基本方針を策定する。

2 指定基準

次の各号に該当する市街地について必要と認めるときは、愛知県知事は、建築基準法第84条の区域（災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。）を定める。

- (1) 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。
- (2) 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成される恐れがあること。

- (3) 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

第3 第二次建築制限

1 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

市は、基本方針を踏まえた上で発災後2ヶ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。県都市復興基本計画（骨子案）は、市都市復興基本計画（骨子案）に先立ち、策定と公表をする。

基本計画（骨子案）は、発災後2ヶ月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

建築基準法第84条の区域指定の後、市は、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を、都市計画に定める。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。

第4 復興都市計画事業の都市計画決定

1 都市復興基本計画の策定と公表

県及び市は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。

市は都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定に当たっては、復興に関する市基本方針、都市計画マスタープラン、総合計画等を踏まえるものとする。

2 復興都市計画事業の都市計画決定

市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後6ヶ月を目途）に行うこととする。